

令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

**中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による
地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業**

報 告 書

令和5（2023）年 3月

株式会社 富士通総研

目次

1.	本調査研究の背景と考え方.....	1
(1)	地域包括ケアにとっての産業.....	1
①	地域包括ケアにおける産業の事業者とは.....	1
②	フレイル予防・対策と自助.....	2
③	高齢者の日常生活を支える産業.....	3
④	中山間地域だからこそ求められるインフォーマルサービス.....	3
⑤	植木鉢モデルとインフォーマルサービス.....	4
(2)	産業にとっての地域包括ケア.....	5
①	産業をめぐる厳しい状況.....	5
②	事業環境の変化に「新たに取り組む」ことの重さ.....	5
③	既にある取組に新たな意味を持たせる～地域包括ケアの観点からとらえる.....	5
(3)	本調査研究の考え方.....	7
①	高齢者と事業者が win-win であること.....	7
②	在宅生活の限界点を高め・産業の活性化を図ることで持続可能性を高める.....	7
③	先進地域である中山間地域での検討から全国へ.....	8
④	「地域密着型産業の事業者」の設定.....	8
2.	調査研究の実施目的と概要.....	10
(1)	地域包括ケアの構築に向け自治体と地域密着型産業との協働を促す.....	10
(2)	本調査研究の概要.....	11
①	有識者らによる検討委員会の設置.....	11
②	自治体調査の実施.....	12
③	事例調査の実施.....	13
④	事業報告会の開催.....	13
3.	高齢者の状況.....	14
(1)	高齢者人口の推移.....	14
①	高齢者人口.....	14
②	年齢3区分別人口割合の推移.....	15
③	将来推計人口.....	16
④	将来人口.....	17
(2)	高齢者の日常生活等に対する意向.....	18
4.	地域密着型産業の事業者を取り巻く環境.....	19
(1)	事業者の状況.....	19
(2)	事業実態等.....	21
①	理容室.....	21
②	美容室.....	23
③	一般公衆浴場.....	25
5.	自治体調査(中国 5 県管内市町村)の実施.....	27
(1)	調査概要.....	27
①	アンケート調査名.....	27
②	調査期間.....	27
③	調査フロー.....	27
④	回収状況.....	27
⑤	アンケート調査項目.....	28

(2)	調査結果の結果と考察.....	28
①	調査結果.....	28
②	調査結果からの考察.....	33
6.	取組事例から.....	35
(1)	事例.....	35
①	事業の進め方の事例.....	36
②	個別事例：使い続ける・見守る.....	41
③	個別事例：場をつくる.....	50
④	個別事例：共に取り組む.....	64
(2)	事例からの考察.....	71
①	産業の取組の中にある地域包括ケアの種を見つける.....	71
②	自治体の意志のもと目的を明確にして皆で取り組む.....	72
7.	手引き(案)の作成.....	73
8.	調査成果の報告と今後の課題.....	109
(1)	事業報告会の開催.....	109
①	事業報告会の概要.....	109
②	基調講演.....	111
③	シンポジウム.....	114
(2)	参加者の状況.....	134
①	参加者の情報.....	134
②	地域密着型産業と連携した地域包括ケアの構築に対する意向.....	135
9.	おわりに.....	137
資料	138
(1)	自治体調査(中国 5 県管内市町村).....	138
(2)	事業報告会の開催.....	177

本調査研究の報告書等は、以下に掲載されています。

令和 4 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた
調査研究事業」

URL：<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2022regionalpolicy1a.html>

1. 本調査研究の背景と考え方

～なぜ地域包括ケアに地域密着型産業が必要なのか

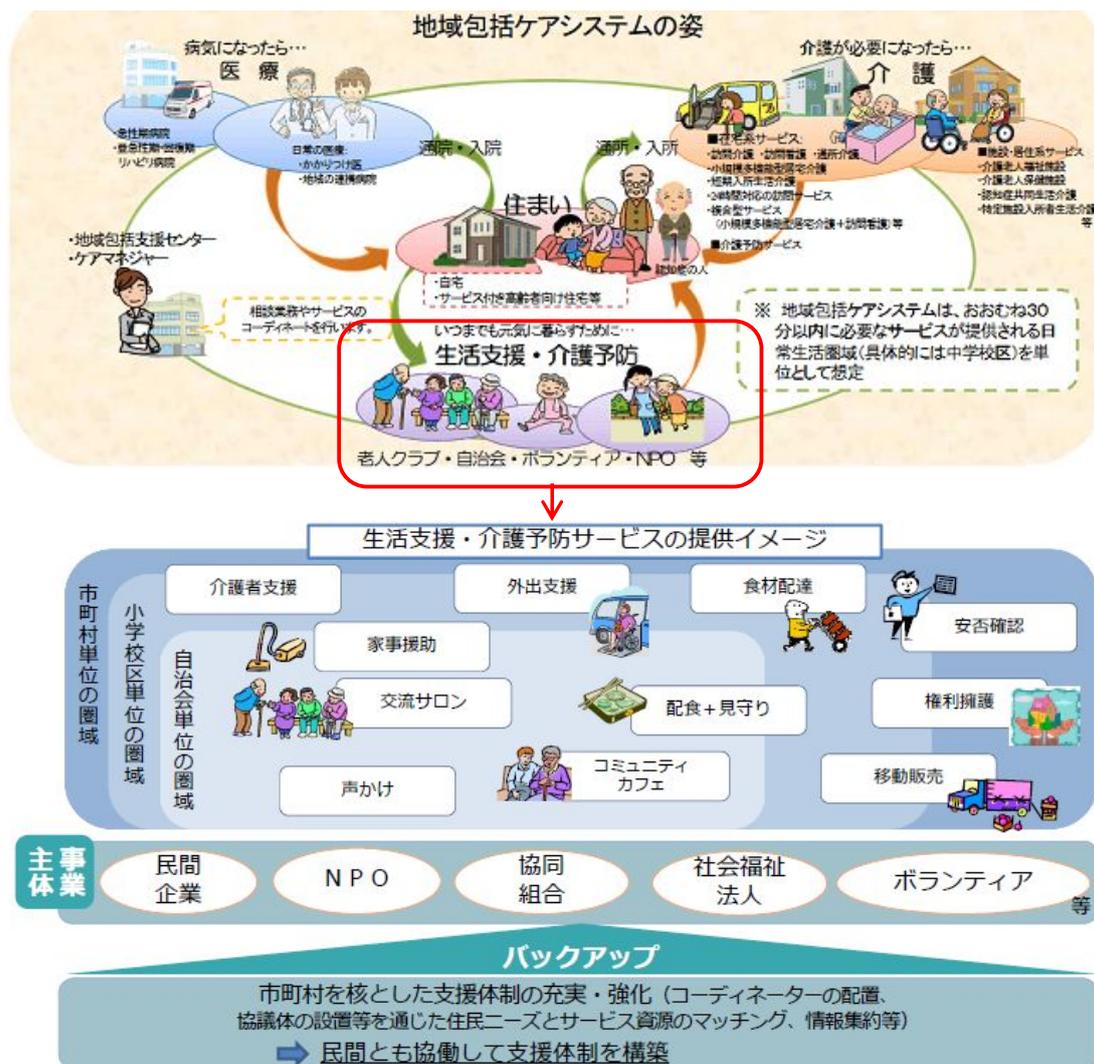
(1) 地域包括ケアにとっての産業

① 地域包括ケアにおける産業の事業者とは

高齢者のさらなる長寿化に伴い、高齢期の日々の暮らしを支えていくための体制の充実が求められている。

地域包括ケアシステムとは、誰もが、望むなら、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する体制の構築により、在宅生活の限界点を引き上げようとする考え方である。在宅生活（居住系サービスやサービス付き高齢者向け住宅での暮らしを含む）は、医療・介護等の専門職のサービスのみで支えられるものではなく、日常生活を支える様々なサービスや取組等があって成立する。よって、地域包括ケアシステムには、NPOや企業等も含む民間事業者の参画も期待されている。

図表-1 地域包括ケアシステムの姿と生活支援等の提供イメージ

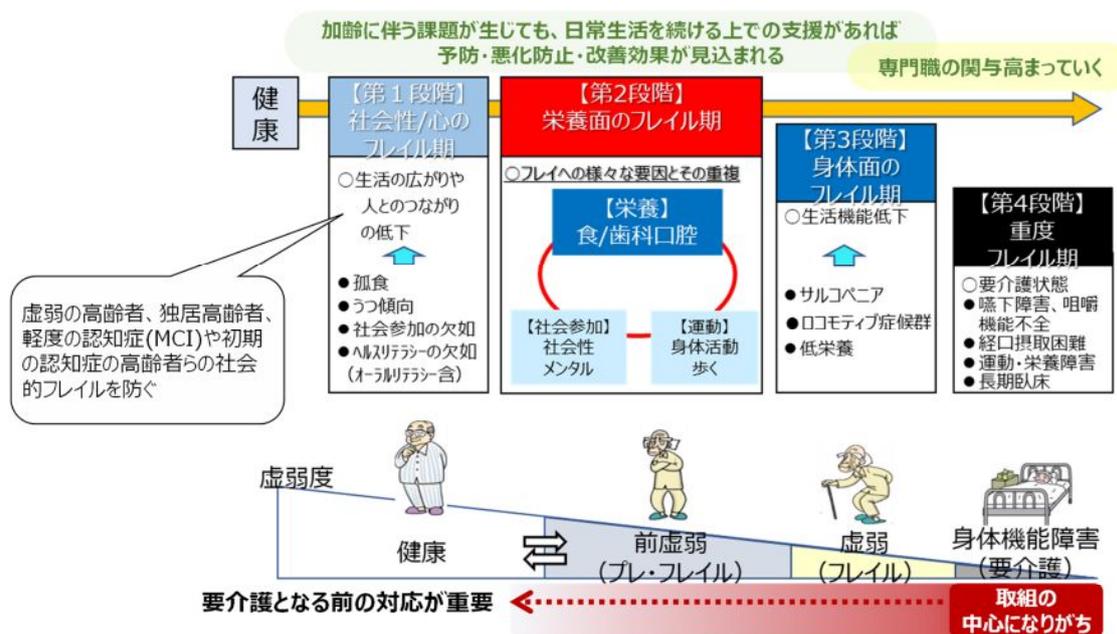


厚生労働省資料に事務局加筆

② フレイル予防・対策

今後、さらに後期高齢者数、特に85歳以上の超高齢者数は増加し、人口における後期高齢者割合も高くなる。よって、これからの高齢者施策では、要介護となる以前の対応が重要と考えられる。そうした対応を理解するため、健康から要介護に至るまでの状態を区分する概念図を示す（ただし実際の経過は人により異なり、皆がこのようななだらかな下り坂をたどるわけではない）。ところで、現在の市町村の取組は、近年進化を遂げてきた地域包括支援センターの管理・運営を別にすると、要介護の人々へのフォーマルサービスの給付管理と、事業者の指定・管理・指導等が中心となっているところが多いのではないだろうか。しかし、要介護の状態に至るまでには段階もあり、重度化するまでには改善・軽減の可能性も指摘されている。今後、後期高齢者が増加する趨勢を踏まえ、要介護状態以前の段階に止める努力が大切なのである。よって要介護者対応の施策の着実な実行だけでなく、フレイル、あるいはプレフレイルの人々に対応する取組へと広げていく意識が求められる。虚弱の高齢者、独居高齢者、軽度認知障害（MCI）や初期の認知症の高齢者等、社会的な係わりが薄れてきた人々に向けて働きかけ、社会的フレイル、さらに要介護状態化を防止しなくてはならない。

図表- 2 フレイル予防・対策へと取組を広げていく



東京大学 高齢社会総合研究機構・飯島勝矢(作図)

厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)虚弱・サルコペニアモデルを踏まえた高齢者食生活支援の枠組みと包括的介護予防プログラムの考案および検証を目的とした調査研究(H26年度報告書)に、事務局一部加筆

社会的フレイルの防止には、高齢者自身による自律的な生活の継続を図る意思、すなわち、上手に他者の助けを利用しながらも、自分のことはできる限り自分で対応する・しようとする意欲の維持・増進が重要である。自分らしい暮らしとは、その人自身が納得できる生き方を指す。ただし、自分らしい暮らしを続ける条件の一つに、心身の変化が生じた場合も日常生活が維持できる環境や手立てが準備され、社会参加・交流の機会が持てる等、

すなわち何らか課題が生じた場合もそれを受け入れる受容性の高い社会・地域であることがあげられる。受容性の高い地域とは、高齢者の日々の生活を支える仕組みのみならず、楽しみの提供も存在する地域を意味する。それらによって、生活への意欲が喚起されるなら、おのずと日々の活動量も増加し、健康状態や生活機能の維持・向上等、介護予防効果も期待される。受容性の高い地域社会の構築は、高齢者の自律的な生活の維持、ひいては健康寿命の延伸等につながる可能性が高いと考えられる。

③ 高齢者の日常生活を支える産業

75歳以上の後期高齢期の日常生活については、心身の不調に伴う医療機関の受診にあたっての支援や、体力を必要とする家事の支援等が課題としてあげられるケースが多い。しかし、高齢者の生活はそれだけで支えられるものではない。要介護とならないためのフレイル予防の重要性は周知とは思われるが、フレイル予防の第一歩は、社会参加・社会的交流を継続させ、社会的フレイルを防ぐ工夫に求められる。社会参加の継続には、高齢になり心身が弱ってきた場合も、継続して出かけられる場や、使い続けられるサービスの整備状況が大きく影響する。

高齢であるかないかに関わらず、人の生活には、①日常生活を送るために必須の物品とサービス、②自分らしさや自分自身に自信を保つためのセルフケア（自尊心にも影響、自律的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる）、③楽しみ・生きがい（日々の生活への意欲）、等が必要である。それらを支えるには、日常生活を支えるサービスや生活への意欲を喚起するサービス等の産業が役に立つ。そのため、年齢を重ねた高齢者がサービスを利用する際の配慮に加え、サービス提供の場所に行くのが難しい時にも利用しやすくする支援が求められる。また、配食を例に取り上げると、各戸の玄関に置いていくのではなく、配食業者が地域の集会所まで届け、住民に食事会への参加呼びかけまでを手掛けた場合、社会性を維持して在宅生活継続が可能になる人が増えるだけでなく、配食業者による見守りや安否確認等の役割も期待できるかもしれない。

つまり、後期高齢者の生活を支えるために必要な社会インフラは、医療や介護だけではないとの理解が不可欠である。よって、高齢者が使える・使いたいと思うサービスが自身の生活圏域・すなわち住み慣れた地域に用意されていなければならない。それが地域包括ケアシステムにNPOや企業等の民間事業者の参画が求められる理由である。

④ 中山間地域だからこそ求められるインフォーマルサービス

介護保険サービス事業所は、人口が集積する都市部では比較的その数が保たれているものの、人口減少が進む地方では事業所も少なくなっているとの声を聞く。生産年齢人口の流出が進む中山間地域では、高齢化が一層進む一方、医療・介護に係る専門職の確保が困難になってきている。

居宅介護支援専門員が作成する介護保険ケアプランは、フォーマルサービスである制度給付対象サービスを中心に立案されている。ただし、今後はその調達自体が困難となる自治体も出てくると考えられる。また、もし困難でないとしても、先述のように、利用者の

生活を支える様々な支援のうち、介護保険は、身体ケアや生活援助、レスパイト（短期入所）、リハビリテーション、栄養ケア、口腔ケアなどの専門職サービスに対する給付を受け持つ制度であると理解しなくてはならない。よって、日常生活支援については別の仕組みの構築が不可欠である。

重度化を防止して元気な期間を延ばす努力は全国どこでも大切と言えるが、高齢化が全国平均より進んでいる中山間地域だからこそ、民間事業者の参画を含むインフォーマルサービス充実の重要性が高いといえる。

⑤ 植木鉢モデルとインフォーマルサービス

以上は、地域包括ケアシステムの植木鉢モデルでいうところの「土」、すなわち地域での日常生活の基盤となる部分を豊かにしていく方向を示すと考えられる。一方、介護保険制度からの給付にかかわるケアマネジメントは、訪問看護・訪問介護・通所介護・短期入所のようなフォーマルサービス、いわば「葉」の部分の調整と調達を担う役割を果たしている。また、住民の側も、フォーマルサービスの対象とはならない、つまり要介護状態ではない人も、フォーマルサービスしか支援の手立てがないと考えてしまう可能性がある。土と葉の機能を混同してはならない。

フォーマルサービス以外の取組について、高齢者を支援する地域包括支援センターや生活支援コーディネーター（以下、「SC」という。）が地域の情報を把握し、重度化防止に役立つ支援を提案できるようになれば、高齢者層の多くを占めるプレフレイルやフレイル、初期の認知症等の人たちの日常生活の継続性が高まり、重度化のリスクも低減されるだろう。そして、必要な人に専門性の高いフォーマルサービスの資源を集中させることができる。だから、地域で高齢者の日常生活を支える民間事業者の取組についても、高齢者の使いやすさ等に配慮し、使い続けられるようにする工夫を施し、フォーマルサービスに対する給付を担当する介護保険の対象の外側に広がる生活支援の構築が大事なのであり、民間事業者に働きかけ、理解を促していく努力が求められるのである。

図表- 3 地域包括ケアシステムの植木鉢モデル



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27(2016)年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

(2) 産業にとっての地域包括ケア

① 産業をめぐる厳しい状況

少子高齢化や人口減少の進行により、多くの産業にとっても、顧客の高齢化に伴う地域のマーケットの変化等、事業環境に大きな変化が生じている。そのため、産業に従事する民間事業者には、マーケットの変化と、産業における働き手の高齢化や働き手の不足等による経営の難しさに直面している。

さらに、2020年初頭から日本にも広まった新型コロナウイルス感染症により、さまざまな産業が大きなダメージを受けた。特に、地域で暮らす人々の日常生活を支える商業やサービス業等、地域密着型の産業の民間事業者への影響は大きく、休業や閉店を余儀なくされたところも珍しくなく、その影響は今も続いている。

② 事業環境の変化に「新たに取り組む」ことの重さ

顧客の高齢化によるマーケットの変容、求められるサービス内容の変化等は、事業環境の変化として捉えられる。人の生活を支える産業の民間事業者が、自身のクライアントとなる対象者の状態や意向を踏まえて提供するサービス等を検討する姿勢は当然の責務である。超高齢社会下のマーケットにおいては、高齢者こそ重要な消費者であり、高齢者に選ばれるための工夫や努力は、民間事業者の事業戦略、事業継続策として必須である。

しかし、事業環境への変化への対応、それに呼応した事業戦略、事業継続策の考察は容易ではない。特に地域にある店舗等の過半は事業規模も大きくはなく、経営基盤も決して強くない。また、古くから馴染まれている業態では経営者自身も高齢化している場合が多い。こうした時、マーケットの変化を敏感に捉えて事業を変えていく挑戦意識以上に、「新たなことに取り組む」ことへの重圧・困難さが先行して生じる。さらに、新しい事業環境への対応等の情報は、小さな民間事業者になかなか入りにくい。

③ 既にある取組に新たな意味を持たせる～地域包括ケアの観点からとらえる

地域に密着し、人々の日常生活に寄り添ったサービスを提供している産業の場合、地域で長年利用され続けているものも多い。新型コロナウイルス感染症の蔓延期に、買い支え等によって厳しい状況にある地域の店舗を維持させようとする住民の動き等もみられた。これは、地域密着型の民間事業者と地域住民の強い関係性をあらわすものといえる。

地域で長く営業している店舗等の場合、長年にわたって使い続けている顧客も珍しくないだろう。このような店舗等の場合、店主等と顧客の間に信頼感や交流が生じている可能性も強い。こうした事実や関係性は、地域で人々の生活に密着した産業を展開してきた事業者、すなわち地域密着型の産業に従事している民間事業者の強みでもある。徒歩による来店が困難になった、あるいはバス便が無くなったため来店しにくくなった顧客のために、商店街が共同利用可能な車での送迎を始める、重度の要介護者には品物を届ける、早い対応は難しそうだからゆっくり声がけする等、使い続けてもらうための方法や事業の工夫を自然に行っているケースも報告されている。「マーケットの変化を敏感に捉えて事業を変

える、新しい取組を行う」という方法によらずとも、顧客へのサービス、顧客への新たな対応を通じて事業を徐々に変化させ、充実させているケースもある。これらは本業を使用しやすくするための民間事業者の行為と考えられる。

住み慣れた地域での生活継続を目指す地域包括ケアシステムにおいて、こうした産業の充実が望ましい取組である。しかし、こうした取組が産業を生業とする民間事業者にとっても望ましいと感じられるためには、事業者の利益にも反映される結果が必要である。例えば、飲食店を営む店舗であれば、品ぞろえと味および値段、店の内装に加えて、人々の使いやすさや配慮が評価される。そうした努力が、住民に知られ、利用が続く、あるいは増加する帰結が事業継続の必要条件と位置付けられる。

なお、既存の取組の中に種（たね）を見つける観察力が大事である。それは、既に行われている顧客への配慮やサービスの強化に分類される場合もありえる。また、顧客との関係性にヒントが存在する場合も考えられる。何か新たに取組む方策だけを是とするのではなく、以前から行われている取組の中に潜む種を、「地域包括ケアの観点からとらえる」視点をもてれば、地域包括ケアシステムの推進と共に、民間事業者の生業である産業の成長に役立つかもしれない。

以上の指摘は、多くの産業分野の民間事業者に共通する。利用を促進していくという点では、単独事業者が取組むだけではなく、地域で取り組んでいく活動の効果が高いと思われる。そのため、検討・推進に際しては、同じ分野に取り組む民間事業者の組合や、同一地域での展開効果がある商店街、商工会議所等で取り組む協働体制構築が考えられる。

また、高齢者の使いやすさは、多くの人々にとっての使いやすさと一致するはずである。高齢者だけではなく、多くの世代にとっての使いやすさにつながらなければ、産業の本質的な活性化は実現できない、と強調しておきたい。

(3) 本調査研究の考え方

① 高齢者と事業者が win-win であること

人口減少と高齢化による人口構造の変化に伴う活力の減少は、地域・自治体の持続性を危うくする。自治体が産業の担い手と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を進める努力は、「高齢者の日常生活の継続と健康寿命の延伸等」と「地域振興・産業の活性化」を同時に図ろうとする作戦であり、もし双方の組み合わせが成功すれば、地域・自治体の持続可能性を高めうるだろう。

高齢者が民間事業者のサービスを使えば、民間事業者にとっては対価が発生し、高齢者にとっては日常生活を支えるサービスの購入や社会参加・交流の機会の獲得ともなる。また、定期的に利用されている場合は、高齢者の日常生活を緩やかに見守る目としても期待され、住民・事業者・行政の地域ぐるみの体制を強固にしていく上でも、地域包括ケアシステムは重要な役割を担いうる。

考え方の原点におかれるべき視点は、高齢者本人の生活をどう支えるかである。要介護者よりも遥かに多いフレイル等の虚弱高齢者の重度化リスクを低減するには、かねてより日常生活で使っているサービスが使い続けられる状態が重要である。虚弱化の進展に伴い、使っているサービスが使えなくなる・使いにくくなる変化は、在宅で暮らし続けようとする際の大きなつまずきとなる。そして、産業の担い手も地域の顧客を失う事態に直面する。地域で使ってきたサービスが使い続けられる姿は、高齢者・産業の担い手双方にとって重要なのである。

高齢者が使い続けたいと思えるサービスがあり、それが使い続けられる状態と、産業の事業者が高齢者を重要な顧客ととらえ、工夫を凝らして集客に成功するなら、高齢者と事業者双方にとってのwin-winと言えよう。よって、産業の担い手は、顧客である高齢者が齢を重ねても、自分らしい生活を営む消費者として使いたい・続けたいと考え、実際に使い続けられるように自身の取組を進化させる不断の工夫が求められる。

② 在宅生活の限界点を高め・産業の活性化を図ることで持続可能性を高める

次の図は、地域包括ケアと産業の関係性を整理したものである。

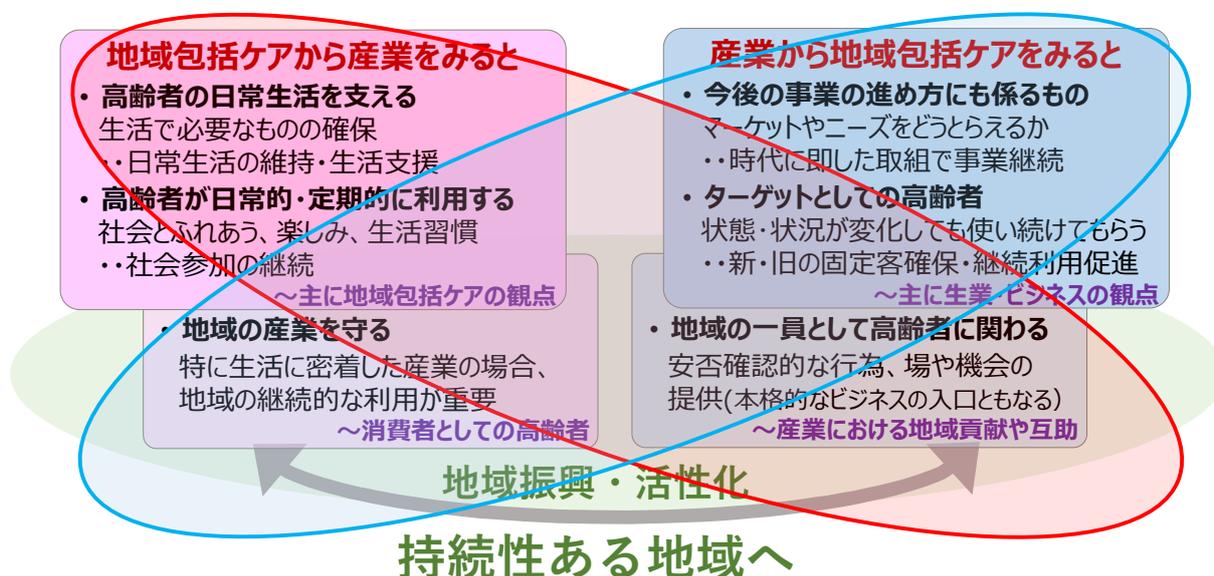
地域包括ケアの観点から産業をみると、高齢者による日常的・定期的な利用を通じて、高齢者の日常生活を支え、高齢者が住み慣れた地域に住み続けやすくなる大切な存在と位置付けられる。

反対に、産業から地域包括ケアシステムをみると、今後の事業の進め方にも係る考え方であり、高齢者は高齢化するマーケットの中の主要ターゲットに他ならない。これは、産業に係る民間事業者における生業・ビジネスの基盤となる観点と言えよう。高齢者は消費者として地域の産業を守る者でもあり、産業の民間事業者も事業活動を通じて地域貢献や互助に取り組む地域の一員という関係にある。

つまり、地域包括ケアシステムの推進と産業の振興は異なる目的の政策ではなく、表裏の関係にあるととらえられる。よって、自治体が民間事業者と協働して地域包括ケアシ

テムの構築を進める戦略は、「高齢者の日常生活の継続と在宅生活の限界点を高め」、「地域の産業の活性化」を同時に図り、地域・自治体の持続可能性を高めるための基本なのである。

図表- 4 地域包括ケアと産業



③ 先進地域である中山間地域での検討から全国へ

中国四国厚生局管内エリアの中山間地域や島嶼部の小規模自治体では、少子高齢化に伴う人口減少と高齢化による人口構造の変化が加速し、様々な社会的基盤の脆弱性が増している。集落機能の低下により将来的に存続が危惧される地域も顕著に確認されている。また、産業の担い手不足も進み、地域産業の維持や創出も重要な課題である。

医療・介護の専門職の確保がより難しくなる中山間地域だからこそ、高齢者の要介護化を防ぎ、あるいは遅らせ、生活を支え続けるためのインフォーマルサービスの充実が急務である。一方、中山間地域の産業の担い手も利用者の減少等から事業継続の難しさに直面している。よって、中山間地域において自治体と産業の担い手が協働して地域包括ケアに取り組む必要性は高いため、中山間地域の取組の進展を目途とした検討を実施する。

また、中山間地域は日本の高齢化を先取りする、いわば“先進地域”である。従って、中山間地域での取組の進展を目途に検討するものではあるが、高齢者を支え続けるためのインフォーマルサービスの充実が、全国どこの自治体においても共通する課題である。そのため、中山間地域を意識しつつも、全国の自治体の参考となるよう検討を行う。

④ 「地域密着型産業の事業者」の設定

日常生活に係る産業は多岐に渡るが、地域包括ケアとの関係を踏まえ、本調査研究では人々が暮らす地域において提供されているものを対象とした。そのうえで、次の点を重視し、高齢期の日常生活にも不可欠なサービス等を提供している産業として理美容業や公衆

浴場業、飲食店・喫茶店営業等から成る「生活衛生関係営業¹」に着目し、それらを「地域密着型産業の事業者」として地域包括ケアの構築に向けた検討を行った。

【重視した点】

- 日常生活を送るうえで必須
- 自分らしさや自分自身に自信を保つためのセルフケア
(自律的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる、自尊心にも影響)
- 楽しみ・生きがい(日々の生活への意欲)

生活衛生関係営業は、厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び進行に関する法律」(昭和32年6月法律第164号、略称：生衛法)で規定する18業種の総称であり、公衆衛生の見地からも日常生活に密接している。一般的には生活衛生関係営業(略称：生衛業)と呼ばれ、国民の生活に不可欠なサービス等を提供している。本調査研究では生活衛生関係営業の事業者を「地域密着型産業の事業者」とした。

図表- 5 生活衛生関係営業の事業種

サービス業	販売業	飲食業
1.理容店	9.食肉販売店	12.すし店
2.美容店	10.食鳥肉販売店	13.めん類店(そば・うどん店)
3.興行場(映画館)	11.冰雪販売業(氷屋)	14.中華料理店
4.クリーニング店		15.社交業(スナック・バーなど)
5.公衆浴場(銭湯)		16.料理店(料亭など)
6.ホテル・旅館		17.喫茶店
7.簡易宿泊所		18.その他の飲食店
8.下宿営業		(食堂・レストランなど)

「生衛業支援者向け 生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのマニュアル(地域連携編) 地域連携取組マニュアル」(令和4年3月 厚生労働省医薬・生活局生活衛生課)では、社会・地域の動向をとらえる際、行政が展開している施策や事業との連携を視野に入れることが有効だとして、「地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められるものであり、民間と協働した支援体制の構築を行っていることから、特に介護予防や生活支援に係る事業等については、生衛業営業者の参画が効果的と考えられます。」としている。また、同マニュアルの参考資料では「生衛業のみなさんは地域包括ケアシステムの一員です」として、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の説明と、生活衛生営業の事業者への地域包括ケアシステム参画を呼び掛けている。

¹ 理美容業や公衆浴場業、飲食店・喫茶店営業等は、厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で規定されている。

2. 調査研究の実施目的と概要

(1) 地域包括ケアの構築に向け自治体と地域密着型産業との協働を促す

～考え方を知り・学び・真似られるようにする

地域包括ケアシステムにとっては、地域で高齢者の日常生活を支える産業も重要な要素に他ならない。また、超高齢社会下で持続性のある地域を目指すなら、産業振興も地域包括ケアを踏まえた視点をもつよう望まれる。そのため、地域における高齢者の生活支援体制の強化と、産業振興を踏まえた地域振興・活性化を合わせて検討を進め、その推進を図る姿勢が必要である。

だが、推進に向けた動きは、自治体の地域包括ケア推進に係る部門、産業振興に係る部門の双方において鈍く、産業の民間事業者、高齢者支援に従事する専門職についても、そうした複合的視点はあまりもっていない。とはいえ、各所で産業振興と地域包括ケアシステム進展の同時進行を図る取組の萌芽はみられている。よって、それら取組に対する考え方、取り組み方法、実施内容や効果を把握し、学び、そのうえで自分たちの地域に取り入れる＝真似つつも独自の工夫を行う作業が欠かせない。

以上から、本調査研究では、事例を中心に実態の把握を進め、学識者・有識者らから成る検討委員会で以上についての検討を行い、自治体自身による検討の着手、そして推進に寄与する材料の作成を目的において作業を実施した。

検討に際しては、さまざまな観点から地域包括ケアに係る地域密着型産業の事業者の取組を調査し、取組のプロセス、実施体制等について確認を行い、事例として取りまとめた。一方、各事例の背景には、それぞれの自治体・地域固有の環境や資源等の条件、課題等が存在する。そのため、その事例と全く同じ施策を他の地域で行うことは難しく、たとえ実施できたとしても同じ効果が得られるとは限らない。だが、取組のきっかけ、取組で目指そうとしたもの、進め方等については、異なる自治体で概ね共通するはずであると考えられ、調査研究の成果については、その後の展開を計画できるように手引き（案）（「7. 手引き（案）の作成」）として取りまとめた。

(2) 本調査研究の概要

本調査研究は、次の内容・工程で行った。

- 有識者らによる検討委員会の設置) 中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査検討委員会による検討の実施
- 自治体調査の実施) 地域包括ケアと地域密着型の民間事業者に関する自治体調査
- 事例調査) 地域包括ケアと地域密着型の民間事業者との連携・協働に関する事例調査
- 成果報告会) 本調査研究成果の報告と今後の取組推進に向けた報告会の開催

① 有識者らによる検討委員会の設置

本調査研究では、地域包括ケアに係る学識者・有識者らを委員とする「中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、計4回の検討会を開催して本調査研究を進めた。また、委員の他に調査研究顧問、オブザーバーとして全国の事例等に精通した研究者、調査研究を今後の市町村支援に活用して頂く観点から中国四国厚生局地域包括ケア推進課に参加を依頼した。

検討委員会の開催にあたっては、新型コロナウイルス予防の観点から、会場開催のほか、適宜web会議ツールを使用して実施した。

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた
調査検討委員会

(敬称略)

【委員】

たなか しげる 田中 滋	公立大学法人埼玉県立大学 理事長 ※委員長
かたおか よしかず 片岡 佳和	公益社団法人国際厚生事業団 特別参与
なかむら いちろう 中村 一朗	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 政策推進部 副部長 国際長寿センター(ILC-Japan)

【研究顧問】

かもはら もとみち 蒲原 基道	日本社会事業大学専門職大学院 客員教授
--------------------	---------------------

【オブザーバー】

はっとり しんじ 服部 真治	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 政策推進部 副部長(企画推進担当) 兼 研究部主席研究員
中国四国厚生局	厚生労働省 中国四国厚生局長、地域包括ケア推進課

<事務局>

なとり なおみ 名取 直美	株式会社富士通総研 行政経営グループ チーフシニアコンサルタント
ふじわら りつこ 藤原 律子	株式会社富士通総研 行政経営グループ シニアコンサルタント
はたの きょう 羽田野 京	株式会社富士通総研 行政経営グループ コンサルタント

図表- 6 検討委員会の開催記録

開催回	内容等(議事)	場所・日程
各委員等との 意見交換	・ 事業概要の説明 ・ 地域包括ケアと産業の関係についての考え方	令和4(2022)年7月 各委員等と対面
第1回検討委員会	・ 本調査研究が対象とする範囲等について ・ 本調査研究で目指すべき成果について	令和4(2022)年7月15日 10時～11時30分 (会場開催)
第2回検討委員会	・ 先進県等の取組について ・ アンケート調査票について ・ 手引きの方向性について ・ 事業報告会について	令和4(2022)年11月29日 13時30分～15時 (オンライン・会場併用開催)
第3回検討委員会	・ 現地調査について ・ 市町村実態調査について ・ 「手引き」の方向性について ・ 事業報告会について	令和5(2023)年2月20日 13時30分～15時 (会場開催)
第4回検討委員会	・ 報告書骨子について ・ シンポジウムについて	令和5(2023)年3月10日 10時～11時半 (オンライン開催)

② 自治体調査の実施

自治体の状況を把握し、課題と対策を検討すべく、中国5県管内の市町村における考え方や位置づけ、支援状況等に関する情報を収集した。

図表- 7 調査概要

調査対象	中国 5 県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)内の 107 市町村
配布・回収	メールによる調査票の配布及び回収
実施時期	令和 4(2022)年 12 月 26 日(月)～令和 5(2023)年 2 月 3 日(金)
回答件数	58 市町村(回答率 54.2%)

③ 事例調査の実施

地域包括ケアの構築に好影響を与えていると考えられる産業の取組について、文献、書面、ヒアリングによる事例調査を行った。

④ 事業報告会の開催

地域包括ケアの構築に資する産業の取組を推進すべく、中国5県管内の市町村、市町村社協、SC等に向けて研究成果の報告を行う事業報告会を開催した。

セミナーでは、受講後に参加者が「自分たちでも取り組めそうだ」等の少しでも前向きな気持ちとなることを目標にプログラムを構成した。当日は希望者に向けてオンラインで実施したが、当日の動画と資料は公開した。開催概要は次のとおりである。

図表- 8 事業報告会概要

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業報告会	
日時	令和4(2022)年3月22日(水) 13:15～16:30
会場	web会議ツールによるオンライン開催
内容	<ol style="list-style-type: none">1. 事業報告 地域包括ケアと地域密着型産業で自治体の持続可能性を高める～特に生活衛生営業の事業から2. 事例報告 地域密着型産業の事業者による地域包括ケアへの参画事例～喫茶店による認知症の人と家族への関わり3. 基調講演 自治体と連携した地域密着型産業による地域包括ケアシステムの構築支援4. シンポジウム 地域包括ケアの構築に向けた地域密着型産業の事業者への期待

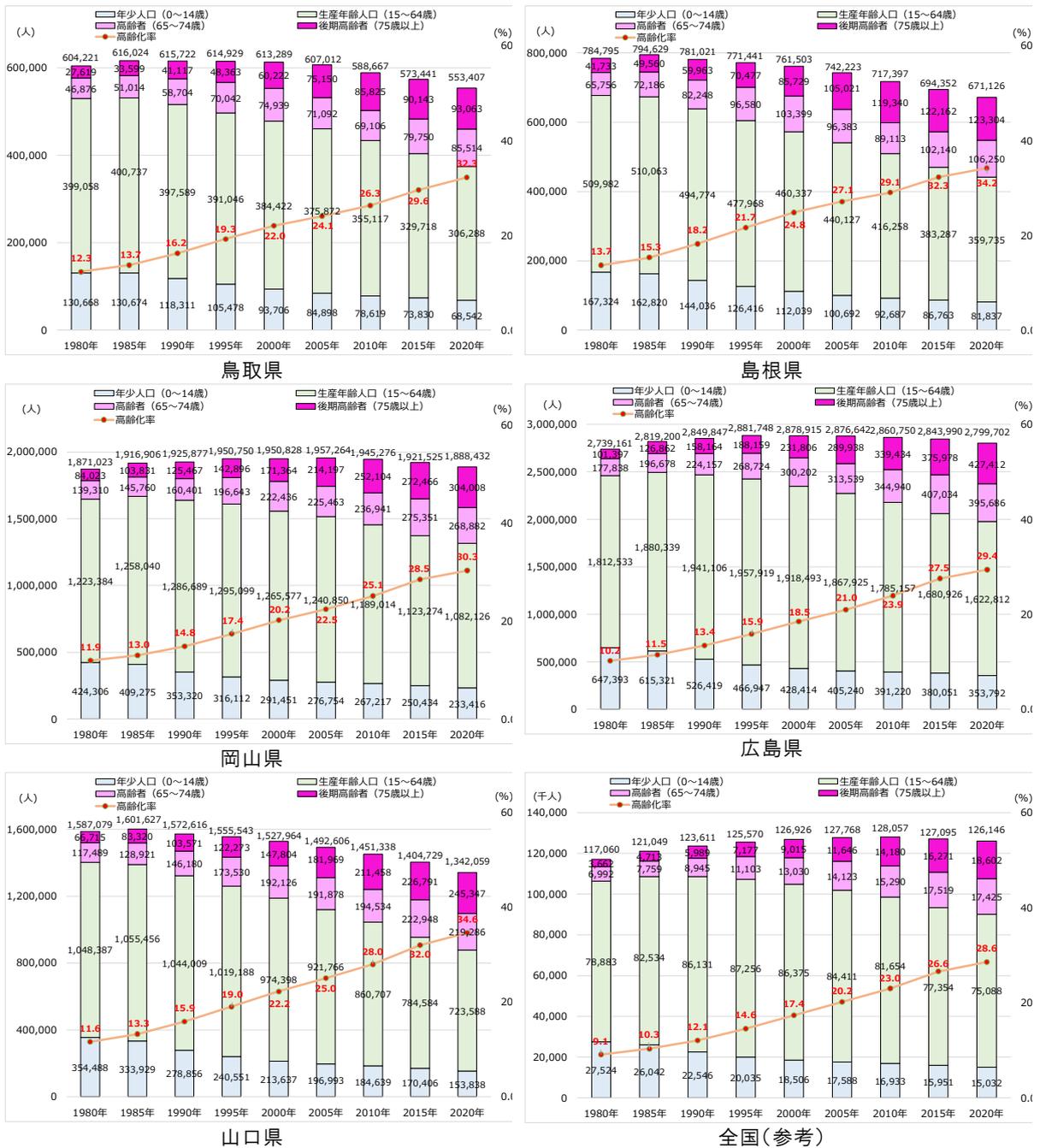
3. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

① 高齢者人口

中国5県の総人口は減少傾向にある。高齢化率は各県とも全国平均より高く、2020年時点で広島県以外の4県は30%を越えている。岡山県と広島県の人口減少率、高齢化率が他県に比べて若干ながら低い理由としては、政令市、中核市が占める割合が多く、その地域の人口減少率が低いことが考えられる。

図表-9 中国5県の総人口

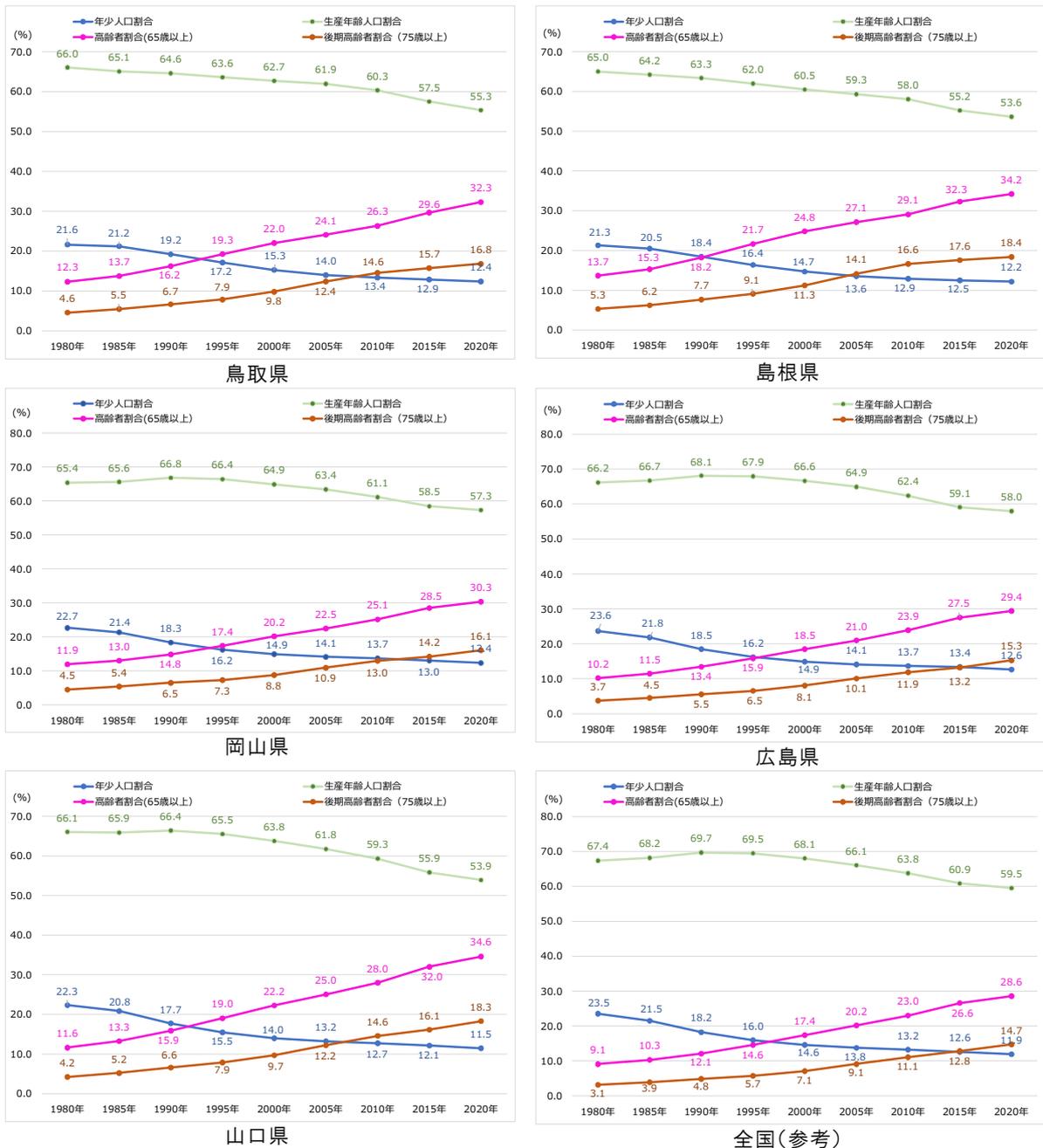


出典) 国勢調査

② 年齢3区分別人口割合の推移

島根県、山口県は1990年前後、鳥取県は1992～1993年、岡山県、広島県は1995年前後に高齢者人口割合が年少人口割合を上回った。2020年の時点で、島根県、山口県は後期高齢者割合が18%を超えている。

図表- 10 中国5県の年齢3区分別人口割合



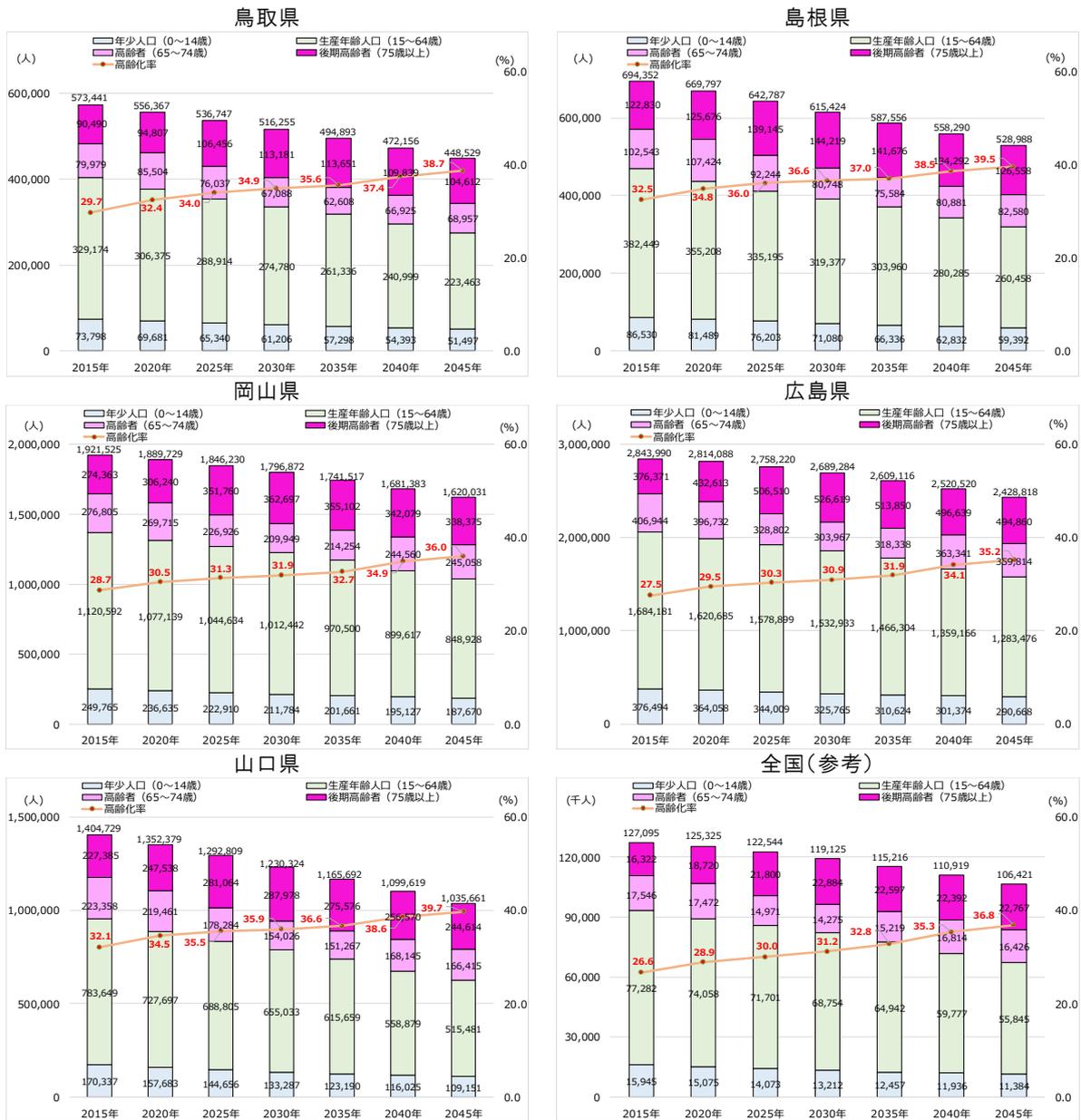
出典) 国勢調査

③ 将来推計人口

いずれの県においても、2015年以降は更なる人口の減少と高齢化率の上昇が予想されており、2025年には各都道府県とも高齢化率が30%を超える。

岡山県と広島県の高齢化率が他県に比べて低い理由としては、前述①総人口と同様、政令市、中核市への働く世代の転入が多いことが考えられる。

図表- 11 中国 5 県の将来推計人口

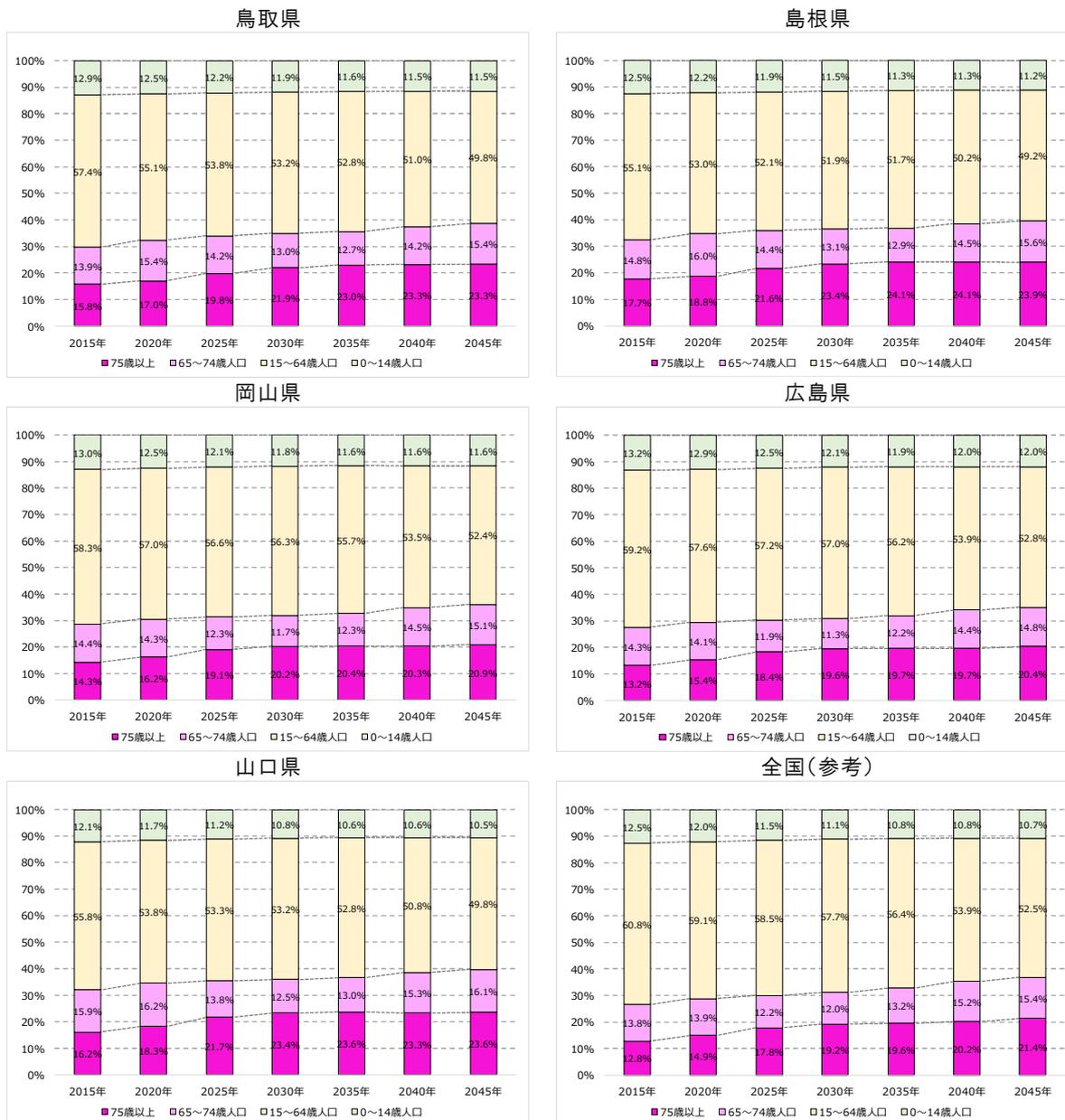


出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

④ 将来人口

中国5県いずれの県も2045年には高齢者割合が30%台後半となるが、中でも鳥取県、島根県、山口県は40%に近くなる。

図表- 12 中国5県の将来人口



出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(2) 高齢者の日常生活等に対する意向

「令和3年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3（2021）年度内閣府）では、高齢者の社会参加に対する意向等について確認を行っており、次のような回答が得られている。

- 個人または友人とあるいはグループや団体で自主的に行われている活動を行いたいか？（問25）
…「活動・参加したいと思わない」（27.4%）
- 「活動・参加したいと思わない」理由はなにか？（問26）
…「健康・体力に自信がないから」（32.7%）、「人と付き合うのがおっくうだから」（26.1%）、
「家庭の事情（病院、家事、仕事）があるから」（19.1%）
- 「活動・参加したいと思わない」人は、どのようなきっかけがあれば活動に参加するか？（問27）
…「特にない」（41.7%）
- 現在参加している団体や組織があるか？（問29）
…「参加しておらず、参加したいとも思わない」（25.5%）

「令和3年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3（2021）年度内閣府）

「個人または友人とあるいはグループや団体で自主的に行われている活動を行いたいか？」（問25）、「現在参加している団体や組織があるか？」の問に対しては双方において全体の1/4程度が「活動・参加したいと思わない」、「参加しておらず、参加したいとも思わない」との回答をしている。つまり回答した高齢者の4人に1人にのぼる人々が社会参加に対して積極的ではない状況がみられる。

こうした意向を持つ人々は、社会参加を促すために何らかの仕掛けをする、あえて場を準備したとしても参加する可能性は高くは無いと考えられる。だからこそ、日常生活で普段から利用している行為を通じて自然に社会参加を行うことが重要となるのである。

4. 地域密着型産業の事業者を取り巻く環境

(1) 事業者の状況

2017年度から2021年度年の5年間に於ける衛生行政報告例（厚生労働省）で公表されている生活衛生営業から理容所（以下、「理容室」という。）、美容所（以下、「美容室」という。）、一般公衆浴場の施設数をみてみると、全国・中国5県の理容室、銭湯の施設数は減少傾向にあり、美容院は微増傾向にある。

全国2017年度の施設数を100とした場合の2021年度の指数は、いずれの事業種においても全国より中国5県の計の方が低い。

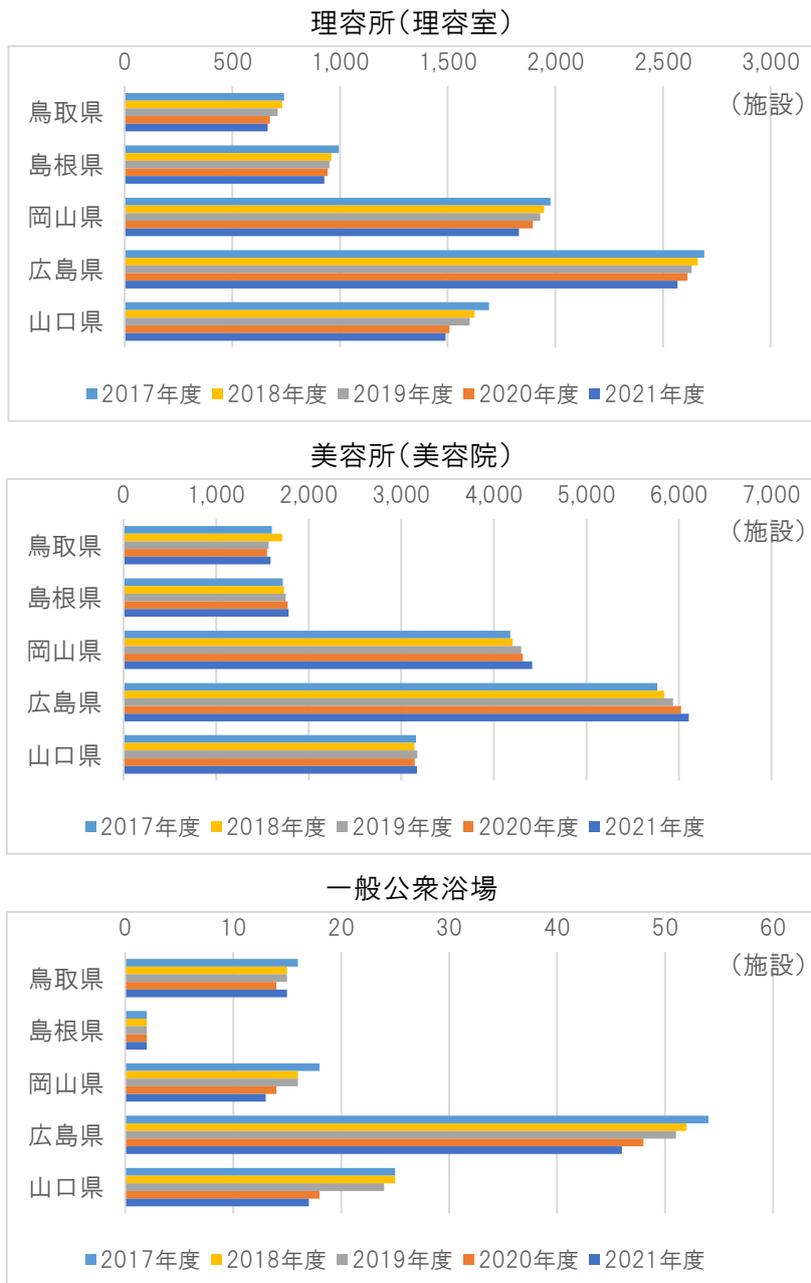
図表- 13 生活衛生営業の施設数(全国・中国5県)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
理容所 (理容室)	全国	施設数	120,965	119,053	117,266	115,456	114,403
		指数	100.0	98.4	96.9	95.4	94.6
	中国5県 計	施設数	8,093	7,924	7,826	7,634	7,475
		指数	100.0	97.9	96.7	94.3	92.4
美容所 (美容室)	全国	施設数	247,578	251,140	254,442	257,890	264,223
		指数	100.0	101.4	102.8	104.2	106.7
	中国5県 計	施設数	16,425	16,629	16,728	16,807	17,069
		指数	100.0	101.2	101.8	102.3	103.9
一般公衆浴場 (銭湯)	全国	施設数	3,729	3,535	3,398	3,231	3,120
		指数	100.0	94.8	91.1	86.6	83.7
	中国5県 計	施設数	115	110	108	96	93
		指数	100.0	95.7	93.9	83.5	80.9

※指数:2017年度の施設数を100とした場合の指数

衛生行政報告例(厚生労働省)より作成

図表- 14 生活衛生営業の施設数(中国 5 県)



衛生行政報告例(厚生労働省)より作成

(2) 事業実態等

「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）では、生活衛生関係営業の経営の実態及び社会・経済的な条件について調査し、生活衛生関係営業の健全な育成を図っている。本項では、その中から一部業種として理容室、美容室、一般公衆浴場の事業実態等を確認する。なお、生活衛生関係営業経営実態調査の調査対象は、当該業種の全数のうちの一部である。

① 理容室

「平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査報告（理容業）」（平成27（2015）年 厚生労働省）によれば、次のような状況が把握されている。

経営主体	個人経営が93.1%と圧倒的に多い。
生活衛生同業組合 ² への加入状況	65.4%が加入している。
営業年数	「50年以上」が26.3%で最も多く、次いで「40～49年」が23.7%であり、40年以上の営業年数のところが過半数を占める。
立地条件	「住宅地区」の立地が60.1%で最も多い。
経営者の年齢	「60～69歳」が31.1%と最も多く、「70歳以上」が27.4%であり、60歳以上の経営者が6割を占める。
1日の平均客数	平日の1施設あたりの平均は5.8人、休日の1施設あたりの平均は8.6人である。
前年度と比較した今年度の売上状況	「1～4%減少」が39.9%で最も多く、次いで「5%以上減少」で35.4%と、減少しているところが7割強を占める。
経営上の問題点	「客数の減少」が84.0%で最も多い。
従業員規模	平均従業員数は1施設あたり2.6人である。個人経営では、2.5人である。「2人」が37.2%で最も多く、「1人」が25.3%である。
今後の経営方針	「接客・サービスの充実」が43.1%で最も高い。
提供しているサービスの内容	「在宅・施設等への訪問理容サービス」を35.5%が行っている。 「高齢者や身体の不自由な方に介助等」を28.5%が行っている。 「子どもや高齢者、障害者等へのメニューの工夫」を25.1%が行っている。
地域との共生の状況	「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加」が39.1%で最も高い。 「子育て支援、福祉サービスに協力」も14.1%、 「健康づくり事業等の保健衛生サービスに協力」も5.3%みられる。

² 生活衛生同業組合：生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月3日法律第164号）に基づいて政令で定められている公衆衛生を基本とする業種である生活衛生関係営業ごとに設立されている協同組合。都道府県ごとに1か所ずつ設置され、それを束ねる中央組織として全国生活衛生同業組合連合会がある。都道府県の下の一部区域に生活衛生同業小組合がある。

以上の調査結果を受けて、「理容業の実態と経営改善の方策」（2019年 厚生労働省）では、理容室について次のように述べている。

- 長い営業歴の個人経営の施設が多く、新規参入が少ない。
- 経営者の高齢化が進んでいる。
- 従業員規模は概して小さい。
- 8割以上の施設が地域との共生への取組を何らかに行い、地域に根ざした理容店が地域との共生を図っている。新たな取組である「子育て支援、福祉サービスに協力」や「健康づくり事業等の保健衛生サービスに協力」はまだ少ないが、取り組むところも出てきている。
- 客数の減少が最大の問題であり、経営方針として接客サービスの充実に力を入れようとしている。

今後の経営改善のポイントとしては、次のように述べている。

問題点	売上高の減少、後継者問題と利用者の減少である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 客数を増やす ● 既存客・固定客の来店率をあげる ● 利用業界の認知度とイメージの向上
経営改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 客数を増やす ● 自社コンセプトの確立、顧客満足度の向上、新規客獲得のためのプロモーション・店舗の工夫。プロモーションのバリエーション ● 既存客・固定客の来店率をあげる ● 提供メニューの多様化、価格の見直し、顧客管理、顧客サービスの充実 ● 利用業界の認知度とイメージの向上 ● 業界全体のプロモーション、環境変化による役割の変化・地域との共生

「経営改善の方法」の「環境変化による役割の変化・地域との共生」では、次のような指摘がされている。

『少子高齢化に伴って、理容店も様々な役割を期待されるようになったことが指摘されている。実際に、「子ども、高齢者、障害者等へのメニューの工夫を行っている」25.0%、「在宅・施設等へ訪問理容を行っている」33.5%など、新たに生じたニーズに対応している施設も多い。地域密着型の店舗の多い理容業界では、地域のニーズにきめ細かい対応を行うことでその存在価値を高め、安心して利用できる店舗としての魅力を伸ばしていくことも新たなイメージの確立に効果的である。自店のコンセプトや立地条件、周囲の環境、顧客層などでどのような役割が果たせるか、どうアピールするかを検討することもイメージ戦略の大きな要素となる。』

（「理容業の実態と経営改善の方策」（2019年 厚生労働省））

② 美容室

「平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査報告（理容業）」（平成27（2015）年 厚生労働省）によれば、次のような状況が把握されている。

経営主体	個人経営が88.7%と圧倒的に多い。
生活衛生同業組合への加入状況	約40%が加入している。
営業年数	「10年～19年」が23.6%で最も多く、「20年～29年」が20.8%、30～39年が18.0%と続く。「50年以上」は9.2%にとどまる。
立地条件	「住宅地区」の立地が62.7%で最も多い。
経営者の年齢	「60～69歳」が32.4%と最も多く、「70歳以上」が19.0%であり、60歳以上の経営者が5割を占める。
1日の平均客数	平日の1施設あたりの平均は5.5人、休日の1施設あたりの平均は7.3人である。
前年度と比較した今年度の売上状況	「5%以上減少」が37.7%で最も多く、「増加」と答えた施設は5.6%にとどまる。
経営上の問題点	「客数の減少」が79.9%で最も多い。
従業員規模	平均従業員数は1施設あたり2.6人である。個人経営では、2.2人である。
今後の経営方針	「接客・サービスの充実」が46.1%で最も高い。
提供しているサービスの内容	「高齢者や身体の不自由な方に介助等」を38.7%が行っている。 「子供や高齢者、障害者等へのメニューの工夫」を26.8%が行っている。 「在宅・施設等への訪問美容サービス」を17.3%が行っている。
地域との共生の状況	「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加」が38.4%で高い。 「子育て支援、福祉サービスに協力」も11.3%、 「健康づくり事業等の保健衛生サービスに協力」も5.6%みられる。

以上の調査結果を受けて、「美容業の実態と経営改善の方策」（2019年 厚生労働省）では、美容室について次のように述べている。

- 施設数が増加する中で厳しい生存競争が生じ、営業不振の店舗が多い。
- 後継者不足を抱える店舗が多い。
- 訪問美容をボランティアからソーシャルビジネスへ移行し、価格にあったサービスの質向上で利用者の満足度向上を図り、利益増加につながるよう進めている。
- 高齢顧客や障害者利用者への対応のためハートフル美容師を推進している。

今後の経営改善のポイントとしては、次のように述べている。

問題点	客数と客単価の減少 美容専門サービス業としての満足感 社会貢献 後継者不足 ワークライフバランス
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 客数を増やす・客単価を高める ● 精神的な満足度の向上 ● 事業継承とハッピーリタイアメント対策
経営改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 客数を増やす・客単価を高める ● 既存顧客への人的サービスの向上、新規顧客紹介に対するインセンティブの見直し、提供メニューの多様化、付加価値のあるサービスの提供、商品販売の強化 ● 精神的な満足度を与える ● 美容技術・接客技術の向上、新たな医薬部外品の導入、環境整備、経済的満足度の向上、ハートフル美容師など心のケアを伴ったサービスの提供 ● 事業継承とハッピーリタイアメント対策 ● 高齢化した経営者のコミュニティを引き継ぎたいと考える結びつきの機会の提供

「2. 美容業の経営改善のポイント (1) 業界の動向」の「⑤訪問美容の推進」では、次のような指摘がされている。

『これまで「美容連合会」ではボランティアとして「訪問美容」を行ってきた。しかし、ボランティアからソーシャルビジネスへの移行を行い、適正な価格に見合った質の高いカット、パーマ、カラー、メイクなどの多様なサービスを提供することで、利用者に満足してもらおうと同時に組合員のサロンの利益の増加に繋がる仕組みを実施している。』

あわせて、「2. 一般公衆浴場の経営改善のポイント (3) 経営改善の方法」で、訪問美容を行う事業(訪問ビジネス推進事業)について、下記のように位置づけが示されている。

『地域の高齢者により、おしゃれを楽しんでいただく為の制度である。』

「美容業の実態と経営改善の方策」(2018年 厚生労働省)

③ 一般公衆浴場

「平成29年度生活衛生関係営業経営実態調査報告 公衆浴場業（一般公衆浴場）」（平成29（2017）年 厚生労働省）によれば、次のような状況が把握されている。

経営主体	個人経営が46.1%、株式会社が41.3%である。
営業年数	「50年以上」が50.7%と最も高く、次いで「10～19年」が17.6%である。
立地条件	「住宅地区」の立地が50.4%で最も多い。
経営者の年齢	「70歳以上」が39.9%と最も高く、「60～69歳」が30.2%と、60歳以上が7割を占める。
1日の平均客数	187.1人である。
前年度と比較した今年度の売上状況	「5%以上減少」が33.1%と最も高く、次いで「1～4%減少」が27.0%となっている。
経営上の問題点	「客数の減少」が69.2%で最も多く、次いで「施設・設備の老朽化」が68.0%である。
従業員規模	平均従業員数は1施設あたり8.7人である。
今後の経営方針	「接客サービスの充実」が30.5%で最も高く、次いで「施設・設備の改装」が29.0%となっている。
高齢者や車いすの方に配慮した設備等の状況	「高齢者や車いすの方に配慮した設備」について「ある」が77.1%と高い。内容としては、「浴槽に手すりの設置」が73.0%と最も高く、次いで「階段やトイレに手すりの設置」が53.2%である。
福祉入浴援助事業	デイ銭湯等「福祉入浴事業を行っている」は5.6%、「今後行う予定」は5.3%である。
提供しているサービスの内容	「高齢者割引」を30.2%が行っている。 「高齢者や身体の不自由な方に介助等」を6.7%が行っている。
地域との共生の状況	「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加」が32.8%、 「子育て支援、福祉サービスに協力」が22.0%、 「健康づくり事業等の保健衛生サービスに協力」が19.6%みられる。

以上の調査結果を受けて、「公衆浴場業（一般公衆浴場）の実態と経営改善の方策」（2019年 厚生労働省）では、公衆浴場について次のように述べている。

- 平成20(2008)年以降の10年間で一般公衆浴場の施設数は65%程度減少
- 銭湯の再認識が行われ、内風呂には無い価値を、地域特性などに沿ったコンセプトをもって最大限に生かそうとする取組が進む。
- 経営者の平均年齢が70歳を超えており、経営環境に合わせた前向きな経営方針が求められる。

今後の経営改善のポイントとしては、次のように述べている。

問題点	客数の減少 施設・設備の老朽化 後継者不足
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生問題への対応 ● 経営意識の改革および各サービスの見直し ● 地域コミュニティの核としての機能の発揮 ● 高齢者支援・地域におけるふれあいの場の提供 ● 訪日外国人旅行者への配慮 ● 環境問題や省エネルギーへの対応 ● 高齢者および障害者等への配慮
経営改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生問題への対応 ● 自主点検等による衛生水準の向上 ● 経営意識の改革および各サービスの見直し ● 施設コンセプトの確立、経営方針の明確化、独自性の発揮 ● 地域コミュニティの核としての機能の発揮 ● 利用者のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応したサービスの提供 ● 訪日外国人旅行者への配慮 ● 情報通信技術を利用した新規利用者の獲得および利用者の確保 ● 環境問題や省エネルギーへの対応 ● 節電及び省エネルギー推進のための対策 ● 高齢者および障害者等への配慮 ● 高齢者および障害者のためのバリアフリー化

「2. 一般公衆浴場の経営改善のポイント (2)経営の問題点および課題」の「地域コミュニティの核としての機能の発揮」では、次のような指摘がされている。

『公衆浴場はリラックスしながら気軽な会話が行われる場として地域の貴重な財産であり、高齢者の外出の動機付けとして期待される役割は極めて大きいと言えるだろう。』

『銭湯の価値を理解し支援しようとするボランティア団体やサポーターとの連携のためにも、地方公共団体や自治体と協力し地域住民のサロンとして公衆浴場スペースを開放する取り組みは、地域社会への貢献を通じた新規利用者の発掘につながるであろう。』

(「公衆浴場業(一般公衆浴場)の実態と経営改善の方策」(2019年 厚生労働省))

5. 自治体調査（中国5県管内市町村）の実施

(1) 調査概要

住民互助による移動支援サービスについて、中国5県の市町村における考え方や位置づけ、支援状況等に関する情報を収集することで、各市町村の実態・課題を把握することを目的として調査を実施した。中国5県管内の107市町村を対象に調査票を送付した。

① アンケート調査名

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業市町村実態調査

② 調査期間

令和4（2022）年12月26日（月）～令和5（2023）年2月3日（金）

③ 調査フロー

調査票については、中国四国厚生局より中国5県の地域包括ケアシステムの担当課へ送付した後、中国5県の担当課から各市町村の地域包括ケアシステム担当課へ配布していただいた。産業に係る質問があることから、回答にあたっては産業振興部門と適宜確認を行っていただくよう依頼した。

調査票の回収については、市町村が回答したExcelの調査票を事務局へ直接送付いただき、集計を行った。

④ 回収状況

58市町村

	回収数(市町村数)	対象市町村数	回収率(%)
全体	58	107	54.2%
鳥取県	5	19	26.3%
島根県	12	19	63.2%
岡山県	16	27	59.3%
広島県	15	23	65.2%
山口県	10	19	52.6%

⑤ アンケート調査項目

主な調査項目は以下のとおりである。

- 1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域密着型産業の事業者の参画状況
- 2. 地域包括ケアシステムの会議体に対する商工労働部局の参画状況
- 3. 地域包括ケアシステムの会議体に対する民間事業者の参画状況
- 4. 地域密着型産業の事業者による高齢者の日常生活に対するサービスの実施状況
- 5. 地域包括ケアシステム構築の観点からの地域密着型産業の事業者の活動の把握
- 6. 高齢者と地域密着型産業の事業者をつなぐ施策等の有無
- 7. 地域密着型産業の事業者が実施する高齢者を支える取組への助成
- 8. 生活衛生同業組合を知っているか
- 9. 地域密着型産業の事業者を支える団体の有無
- 10. 地域密着型産業の事業者と的高齢者の利用に関する情報交換等の経験の有無
- 11. 地域密着型産業の事業者に対する高齢者の生活を支える取組着手への働きかけ
- 12. 高齢者支援に結び付いていると考えられる地域密着型産業の事業者の取組事例
- 13. その他

※当該調査中では、理容所を理髪店、美容所を美容室としていたため、本項ではそのように記載する。

(2) 調査結果の結果と考察

調査結果の概要と傾向は次のとおりである。調査結果の詳細については、巻末の資料「9. (1) 自治体調査（中国5県管内市町村）」にて参照いただきたい。

① 調査結果

-1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域密着型産業の事業者の参画状況（問1）

「6. 特に検討はされていない」（12.1%）以外の市町村は「構築のための重要な主体・・・」ととらえているが、対応はそれぞれ異なる。

民間事業者を含めた地域包括ケアシステムの構築について、最も多い回答は「5. 構築のために必要とは考えるが、考え方が整理されておらず取り組んでいない」（34.5%）であり、次いで「1. 構築のための重要な主体と考え、高齢者保健福祉計画等にも記載し、取組を推進している」（19.0%）、「4. 構築のための重要な主体とは考えるが、現時点で取り組む予定はない」（17.2%）である。

- 民間事業者も地域包括ケアシステムの構築のための重要な主体ととらえている市町村は、9割近くにおよぶ。
- 重要な主体としてはとらえているが、取り組んでいない・取り組む予定はないとする市町村の計は半数を超える。

-2. 地域包括ケアシステムの会議体に対する商工労働部局の参画状況（問2）

地域密着型産業の事業者の振興に係る所管部署の参加状況について、「常に参加している」と回答した割合が最も高いのは、「1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体」（8.6%）

である。また、「参加していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 地域ケア会議」(91.4%)である。

- 地域包括ケアシステムの会議体に対する商工労働部局の参加は、いずれの会議体においても低い。

-3. 地域包括ケアシステムの会議体に対する民間事業者の参画状況（問 3）

自治体内の会議等への民間事業者の参加状況について、「常に参加している」と回答した割合が最も高いのは、「2. 生活支援体制整備事業の協議体」(13.8%)である。また、「参加していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 地域ケア会議」(60.3%)である。

自治体内の会議等への地域密着型産業の民間事業者の参加状況について、「常に参加している」と回答した割合が最も高いのは、「1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体」(5.2%)、「2. 生活支援体制整備事業の協議体」(5.2%)である。また、「参加していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 地域ケア会議」(82.8%)である。

- 地域包括ケアシステムの会議体に対する民間事業者・地域密着型産業の民間事業者の参加は、いずれの会議体においても低い。
- 参加していないという回答は、地域ケア会議において最も高い。

-4. 地域密着型産業の事業者による高齢者の日常生活に対するサービスの実施状況（問 4）

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組を確認した。

理髪店による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いものは、「2. 理髪店による利用者（高齢者）への訪問によるサービス」(37.9%)であり、次いで「1. 理髪店による利用者（高齢者等）の送迎」(20.7%)、「5. 高齢者を対象とする割引」(6.9%)である。

美容室による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いものは、「2. 美容室による利用者（高齢者）への訪問によるサービス」(34.5%)であり、次いで「1. 美容室による利用者（高齢者等）の送迎」(22.4%)、「5. 高齢者を対象とする割引」(5.2%)である。

銭湯による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いのは、「5. 高齢者を対象とする割引」(10.3%)である。また、「実施していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」(44.8%)である。

飲食店による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いのは、「2. 飲食店による利用者（高齢者）への出前・配食等」(36.2%)であり、次いで「1. 飲食店による利用者（高齢者等）の送迎」(15.5%)、「3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」(5.2%)である。

喫茶店による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いのは、「1. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」(6.9%)であ

る。また、「実施していない」と回答した割合が最も高いのは、「1. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」（22.4%）である。

なお、いずれの業種においても、「3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」は実施していない割合が高く、銭湯、喫茶店は全般的に実施していない割合が高い。

- 理髪店、美容室では訪問によるサービスが既にメニュー化されている状況がみられ、比較的取り組みが進んでいる。
- 飲食店では出前や配食によるサービスが既にメニュー化されている状況がみられ、比較的取り組みが進んでいる。
- 銭湯、喫茶店では全般的に取り組み状況は低い。

-5. 地域包括ケアシステム構築の観点からの地域密着型産業の事業者の活動の把握（問 5）

民間事業者の取組状況を把握しようとしているかについては「2. 必要と考え、とらえたいと考えているが未だ取り組めていない（検討中）」（48.3%）、次いで「1. 必要と考え、とらえるための取組をしている」（39.7%）、次いで「4. わからない」（12.1%）である。

- 民間事業者の取組を地域包括ケアシステム構築に向けた貴重な資源としてとらえたいと考えているものの取り組めていないところが半数近くを占める。

-6. 高齢者と地域密着型産業の事業者をつなぐ施策等の有無（問 6）

高齢者の生活を支える観点から、高齢者と地域密着型産業の取組をつなぐ施策や活動を実施しているかについては「1. 実施している」（31.0%）、「2. 実施していない」（69.0%）である。

「実施している」と回答されたうち、どのような施策や活動をしているかについて、最も多い回答は「1. リストやマップ、ホームページでの掲載等による生活を支えるサービス提供事業者の情報提供」（66.7%）、「9. 生活支援コーディネーターへの情報提供や利活用への働きかけ」（66.7%）であり、次いで「8. 地域包括支援センターへの情報提供や利活用への働きかけ」（55.6%）である。

「実施している」と回答されたうち、課題や難しさを感じるのはどのようなことかについて、最も多い回答は「3. 自治体として実施すべき内容」（50.0%）であり、次いで「1. 取組を進めていく上での自治体としての考え方」（33.3%）、「10. 地域密着型産業の事業者、団体との連携」（33.3%）である。

「実施していない」と回答されたうち、どのような背景・理由からかについて、最も多い回答は、「1. 取組を進めていく上での考え方が整理できていない」（55.0%）であり、次いで「8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らない」（50.0%）、「3. 市として何を実施すべき内容か整理されていない」（40.0%）である。

- 高齢者を実際に地域密着型産業の取組につなぐ取組をしているのは、3割程度に留まる。
- その場合の取組としては、事業者の情報提供、高齢者の支援者への働きかけである。
- 実施している場合も、自治体として何をすべきかに迷っているところは過半数に及び、さらにどのような考え方で臨むのか、どのように連携すればよいのかについての迷いがある。

- 実施していない場合も、考え方が整理できていない、自治体としてすべき内容が整理できていない、他の事業の優先順位が高いとの回答が過半数に及ぶ。

-7. 地域密着型産業の事業者が実施する高齢者を支える取組への助成（問 7）

地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組に対する助成や支援を実施しているかについて、最も多い回答は「5. 実施していない」（79.3%）であり、次いで「1. 地域包括ケア担当部署で実施している」（13.8%）、「4. その他部署で実施している」（5.2%）である。

地域包括ケア担当部署で実施している場合について、主に高齢者支援の観点から実施していると回答した割合が最も高いのは、「1. 理容」（37.5%）、「2. 美容」（37.5%）、次いで「4. 飲食」（25.0%）である。

商工産業担当部署で実施している場合について、主に高齢者支援の観点から実施について割合が最も高いのは、「5. 喫茶店」（50.0%）である。

- 地域密着型産業の事業者が実施する高齢者支援の取組に対する自治体からの助成等は、ほぼ行われていない。
- 助成等を地域包括ケア部署で実施している場合は、理容、美容が比較的高くみられる。

-8. 生活衛生同業組合を知っているか（問 8）

生活衛生同業組合の存在を知っているかについて、最も多い回答は「3. 知らない」（69.0%）であり、次いで「1. 存在は知っている」（29.3%）、「2. 存在を知っており、活動内容を知っている」（1.7%）である。

- 市町村の7割近くが地域密着型産業の事業者の組合である生活衛生同業組合を知らない。

-9. 地域密着型産業の事業者を支える団体の有無（問 9）

生活衛生同業組合以外で地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組を支援している団体等がありますかについて、最も多い回答は「3. わからない」（79.3%）であり、次いで「2. ない」（15.5%）、「1. ある」（5.2%）である。

- 市町村の8割近くが、生活衛生同業組合以外で地域密着型産業の事業者の取組を支援する団体は知らない。

-10. 地域密着型産業の事業者との高齢者の利用に関する情報交換等の経験の有無（問 10）

地域密着型産業の事業者の団体や組合と、高齢者の利用に向けた取組について行ったやりとりについて、最も多い回答は「6. 特にない」（80.4%）であり、次いで「3. 事業者団体等と意見交換を行った」（8.9%）、「1. 事業者団体等に情報提供をした」（7.1%）である。

- 市町村の8割近くが、地域密着型産業の事業者の団体等とやりとりを行った経験を持たない。

-11. 地域密着型産業の事業者に対する高齢者の生活を支える取組着手への働きかけ（問 11）

地域密着型産業の事業者に対する高齢者の生活を支える取組への働きかけについて、最も多い回答は、「5. わからない」（37.9%）であり、次いで「3. 推進することになると思うが、現時点では取り組まない」（22.4%）、「2. 推進のための検討を行う」（17.2%）である。

どのような取組の実施（推進）または検討を考えているかについて、最も多い回答は「3. 高齢者をはじめとする市民への周知・意識啓発（リストやマップ、リーフレット等の作成）」（71.4%）であり、次いで「6. 生活支援コーディネーターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ」（57.1%）、「5. 地域包括支援センターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ」（50.0%）である。

推進の意向がある市町村が外部の機関、団体等から受けたい協力、支援について、最も多い回答は「1. 情報提供」（71.4%）、「4. 事例紹介」（71.4%）であり、次いで「3. 検討するための方法」（35.7%）、「7. 市町村間での情報交換や交流ができる場の提供」（35.7%）、「11. 生活支援コーディネーターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催」（35.7%）、「15. 生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターも交えた検討の場づくり」（35.7%）である。

現時点で推進を考えていない市町村が検討のために外部の機関、団体等から受けたい協力、支援は、「4. 事例紹介」（59.1%）が最も多く、次いで「1. 情報提供」（52.3%）、「2. 知見・ノウハウの提供」（40.9%）である。

- 地域密着型産業の事業者に対する働きかけを推進するかは、4割近くがわからないとし、現時点では取り組まない、推進は考えていないとするところも同様に4割近くにおよぶ。
- 働きかけを推進しようとする場合にやろうとすることは、現状実施しているところと同様に、事業者の情報提供、高齢者の支援者への働きかけが多い。
- 推進の意向がある市町村が推進にあたってほしい協力や支援としては、情報提供、事例提供が多く、あとは検討の場の設定を望んでいる。
- 現時点で推進を考えていない市町村としては、事例紹介、情報提供、知見・ノウハウの提供を望んでいる。

② 調査結果からの考察

-1. 知識として知っているだけでは進まない

産業等の民間事業者は地域包括ケアシステム構築のための重要な主体である、と9割近くの市町村は認識している。しかし、半数以上の市町村では取り組んでいない・取り組む予定がないと答えている。結果、地域包括ケアシステムに係る会議体への商工産業関係部署の参加状況は低調であり、当然ながら産業の事業者の参加状況も低い。この傾向は、地域の課題を話し合う地域ケア会議の場であっても変わらない。

今回の調査は地域包括ケアシステムの担当部署に対して調査票を配布しているが、その際、必要に応じて商工産業部署と相談・照会をしながらの回答を依頼した。これは、地域包括ケアシステムが地域の日常生活を支える仕組みであり、そこには産業の民間事業者の参画も必要とするとの認識による。よって、今回寄せられた回答も、必要に応じて部署間で確認が行われた内容のものと理解したい。一方、その結果をみると、地域包括ケアシステムに係る会議体への商工産業部署の参加状況の低さからは庁内連携が進んでいない実態が、地域ケア会議における産業の事業者の参加状況の低さからは日常生活を支える地域基盤についての課題がとりあげる機会が少ない様子がうかがわれる。これは、地域包括ケアシステム構築のために民間事業者が重要だと「知っている」が、取組の優先順位としては低い、すなわち必要性が低いと考えている現実のあらわれである。同じような実態は、問6-4で高齢者と地域密着型産業の取組をつないで7割の市町村に実施していない理由を聞いたところ、「他の分野や事業が優先であり、手が回らない」（50.0%）との理由が多くあげられている回答からもうかがわれる。

以上を考えると、市町村は、地域包括ケアシステム構築のために民間事業者が重要だと「言われていることは知っている」。しかし、自分たちの問題として捉えきれていないため、実際に進めるべき施策の意味や理由は「知らない」。だから、自治体としての考え方の整理も進まない。結果、庁内での部署間を超えた検討、民間事業者との話し合いも行われない市町村の姿が見えてくる。

-2. 目的を達成するための取組か・高齢者のニーズをとらえているか

地域密着型産業の事業者による高齢者を支援する取組として、市町村が把握している割合が3割強と比較的高い分野は、理容室、美容室の訪問サービス、送迎サービスであった。これらには市町村から助成が行われている場合もある（問7）。また、助成が行われていない場合であっても、事業者の組合等と協定を結び、訪問理美容サービスの利用案内を公式ホームページ等に出している市町村もみられる。

訪問理美容サービスは、既に民間事業としてメニュー化が進んできている状況も影響している。このように、事業者がメニュー化する背景にはマーケットの裏付けが必要である。一方で、高齢者支援を担当する部署からすれば、施設や在宅で暮らす重度の要介護高齢者等への支援として訪問理美容をとらえているのではなかろうか。以上は、高齢者のニーズに対し、事業者は生業として対応しようとするのに対し、自治体、特に福祉部局は高齢者への支援の観点から対応しようとしている様子の反映であろう。訪問理美容は結果として

重度要介護高齢者の希望とニーズに応えたサービスとなっている。つまり、自治体、特に福祉部局から見ると、こうしたサービスが目的を達成するための取組として整理され、重度の要介護高齢者のニーズもとらえていると考えられる。結果、高齢者も使う、事業者も取り組む、自治体も周知する状況になっている。

超高齢社会の到来を直前にするわが国にとっては、住み慣れた地域で可能な限り住み続けられるあり方を目的とする以上、喫緊の課題として取り組むべきは、虚弱の高齢者、独居高齢者、軽度認知障害（MCI）や初期の認知症の高齢者等の中で、社会的な係わりが薄れてきた人々への対応である。この人々に対し、社会的フレイル、重度化の防止を働きかける。そして、状態が悪くなった場合も改善を図り、改めて住み慣れた場所で暮らし続けられるように地域に結び付け、改善した状態を安定させる。こうした取組が必要なのである。

目的を実現させようと真摯に考えると、地域包括ケアシステムにおける民間事業者の意味が見えてくる。本調査からは、その検討のための支援が求められている様子がわかる。

6. 取組事例から

(1) 事例

可能な限り自分らしい生活を住み慣れた地域で送れることは、何よりも高齢者自身の願いでもある。そして、高齢化と人口減少が進み、医療・介護の資源も少ない中山間地域を抱える自治体にとって、高齢者の重度化防止は命題である。また、高齢化が進むマーケットの中の重要な消費者である高齢者への対応は、産業の事業者にとって自身の事業継続のための戦略となる。

だが、以上が成立するには、自治体の意志や方向性の提示、事業者による取組の実施、高齢者の支援者による働きかけ、そして高齢者による利用が必要である。そして、この仕組みは一気に完成するものではないため、土壌を耕していく、取組を成熟させていくという姿勢で取り組んでいくことが必要となる。

自治体調査の結果では、地域密着型産業の事業者への働きかけについての意向の有無に関わらず、検討のためにほしい支援は情報提供と事例の紹介との回答が多くみられる。その理由として、まだこうした取組自体が全国にも少なく、イメージが湧かない、どのような取組が望ましいのかわからない等があると考えられるが、事例を知るだけでは自分たちで展開することはできない。本項で紹介する事例はそれぞれ個別の背景を持つものではあるが、他の地域であっても何らかのヒント、取り組むうえでのポイントは学ぶことができるよう取りまとめた。紹介する事例は次のとおりである。

①事業を進める	目的を明確にして民間事業者との連携を進める ～Life up 手帳の作成から見た事業の進め方	【事業の進め方】	防府市 (山口県)
②使い続ける・見守る	-1.要支援になっても銭湯に入りたい ～日常生活の維持・社会的交流の資源としての銭湯	【銭湯】	荒川区 (東京都)
	-2.銭湯を見守りと安心の場所に ～銭湯による見守りと「安心カード」の普及	【銭湯】	神戸市 (兵庫県)
	-3.みんなでコロナを乗り越える ～市内事業者と連携した高齢者の見守り支援	【飲食店他】	陸前高田市 (岩手県)
③場をつくる	-1.誰もが集える街のビングルームへ ～認知症カフェの取組	【喫茶店】	岡山市・倉敷市 (岡山県)
	-2.みんなが楽しく出会う場所になる ～認知症カフェの取組	【喫茶店】	奈義町 (岡山県)
	-3.馴染みの関係性を活かしてみんなで健康に ～美容室による健康づくりへの取組	【美容院】	防府市 (山口県)
	-4.「風呂つと杉並」で仲間づくり ～銭湯による活動スペースの提供	【銭湯】	杉並区 (東京都)
④共に取り組む	-1.事業者支援の立場から事業者に地域包括ケアへの参加を働きかける ～岩手県生衛業指導センター	【組合による事業者支援】	岩手県
	-2.地域の人々で移動の足を確保する ～乗り合い送迎サービス・チョイソコ アイシン精機株	【移動手段の調達】	刈谷市 (愛知県)※本社

① 事業の進め方の事例

目的を明確にして民間事業者との連携を進める ～Life up 手帳の作成から見た取り組み方
【事業推進】（防府市/山口県）

防府市SCは地域密着型産業の事業者の情報を含む冊子である「Life up手帳」を作成している。Life up手帳には、高齢者が日常生活を送る上でのちょっとした困りごとを解決するため、いろいろな店舗の情報が掲載されている。

情報提供の冊子をつくり、ホームページに公開・提供している自治体は各所にみられる。だが、Life up手帳はホームページ等で特段公開はしていない。それは、この冊子がつくられた目的が、短期集中予防サービス終了後の高齢者をはじめとする支援を要する高齢者が掲載された場等につながり、日常生活の継続や社会的交流を持ち続けることにあるため、確実にその人たちに届けるには高齢者の支援者たちに使途を伝えて渡す方が重要だと考えていることによる。Life up手帳を作成して公開することが目的なのではない。高齢者の日常生活の継続や社会的交流を持ち続けることが目的なのであり、そのための場として提示できる地域密着型産業の事業者をはじめとする店舗等を探した結果がLife up手帳である。よって、本例で着目すべきはプロセスである。

防府市では、軽度の要介護認定者の多さとその悪化の可能性が高くみられ、早い時点からの悪化防止が最重要課題とされた。その解決のため、市は短期集中予防型通所サービスを軸に事業を展開し、自立支援によるケアマネジメントを進めており、サービス終了後には日常生活、社会的交流の場に結びつけることが求められる。よって、SCのミッションは、それらが可能な場を見つけ、より良くなるよう支援し、目的である高齢者の日常生活に維持や社会生活の継続のために提示できるようにすることである。本事例はその取り組み方に着目するものであり、Life up手帳の作り方ではないことに留意いただきたい。

-1. 取組の経緯

i. 状況の確認と目的達成のため取り組むべき課題の設定

- ・ 本取組を開始した平成30年当時、全国に要介護認定率が18.3%であるのに対し、防府市では20%を超えていた。内容をみると、要介護2～5については全国平均レベルではあるものの、要支援1～要介護1までが特に高くみられた。そのため、市は重度化防止策、自立支援に向けたケアマネジメントを推進することで、状態の維持・改善を図ることが重要だと考えた。一方で要支援認定者のサービス利用率は低い傾向がみられ、それが要介護1の認定者数の増加に影響していると考えられ、要支援者等軽度の人々に対する適切な支援を行う必要があると考えた。
- ・ 以上の検討に基づき、防府市は令和3（2021）年1月に総合事業を改正し、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられることを目標に、「短期集中予防型通所サービス（通所型サービスC）」を中心としたサービス体系に組みなおした。
- ・ 短期予防型通所サービスは、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の一つであり、保健・医療の専門職により3～6か月の短期間で行われる。短期集中予防

型通所サービスは、厚生労働省の地域支援事業実施要綱で次のように示されている。

短期集中予防型通所サービス(抜粋)

(b)サービス内容 ※一部抜粋

個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する、短期集中予防サービスである。単に高齢者の運動機能や栄養といった心身機能にだけアプローチするのではなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたものとするにより、サービス利用の結果、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるものであること。その際、サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場等への参加に結びつくよう配慮すること。

(f)留意事項 ※一部抜粋

f 個別的な支援を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か月を経過した時点で評価を行い、たとえばサービス担当者会議等のカンファレンスを開催し、サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮すること。ただし、カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続してもよい。

g サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業、通所型サービスB等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。

※下線部事務局

- ・ 短期予防通所型サービスの場合、下線部にあるように、サービス終了後には日常生活の活動を高め、社会参加につなぐことが重要であり、ここが短期予防通所型サービスの成否の分かれ目ともなる。そのため、防府市ではサービス終了後の日常生活のあり方、具体的な活動までを考えた支援が必要であり、サービス終了後の日常生活の中で使うことができる場、参加できる場が必要であると考えた。
- ・ そこで市は、市全域を対象とする第1層S Cである市職員、市内4か所にある地域包括支援センターに配置され日常生活圏域で活動する第2層S Cで検討を進め、短期予防通所型サービス終了後の高齢者が使うことができる場、参加できる場を市内に確保することとした。そして、場の情報をサービス終了後の高齢者に伝えるには、短期予防通所型サービスの事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センター等の高齢者の支援者が知っていることが必要であるため、情報については冊子の形状で取りまとめを行い、提供することとした。

ii. 今ある資源を地域包括ケアの観点からみる

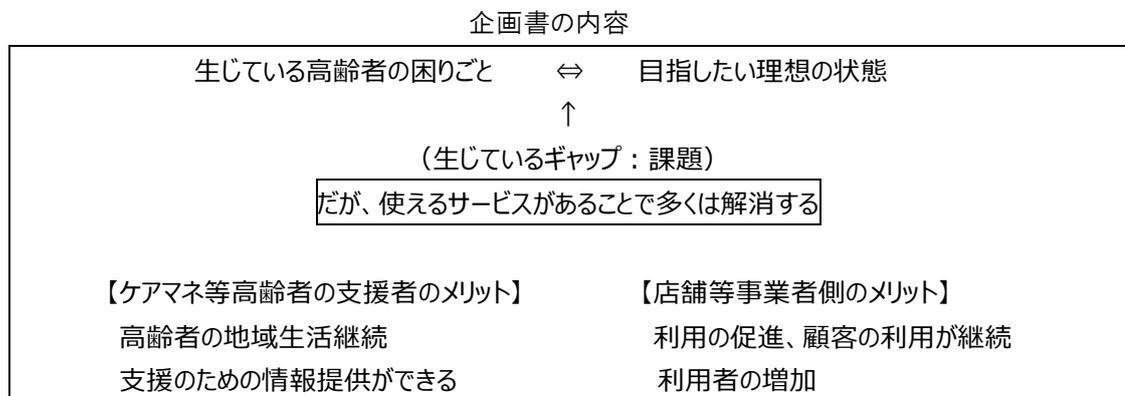
- ・ 目的は、今まで送っていた日常生活が継続できることにある。そのためには、新たな場をつくり出すということ以上に、今あるものが変わらず使い続けられることが大事である。新しいものや場をつくり出す以上に、現在あるものを地域包括ケアの観点から再評価し活かしていくことが重要であり、地域の資源を生かすことにもつ

ながら、効率的でもある。一方で、一般の店舗の経営者が「地域包括ケア」を知っている可能性は高いとは思えず、何か新しいことを始めるようにとらえられてしまうと負担感で拒否される可能性もある。まずは地域の経営者とつながることが最優先であり、そのきっかけづくりをするためにも入り口のハードルは低くしたい。そのため、「高齢者が使うための情報を集めて冊子として取りまとめたい。集めた情報はケアマネジャーに紹介する」と伝えることとし、高齢者のために何かするという印象や負担感を極力薄め、冊子に載ることで使ってもらおうという利用促進の観点で店舗側にとらえてもらえるよう工夫した。

- ・ 以上を各店舗にFAXで伝え、情報提供を募ることとした。直接店舗等を訪問するのではなく、まずは商工会議所から店舗等に対して趣旨等を連絡して前裁きを行ってもらった。その結果、冊子掲載が可能との回答があったところに対し、訪問して説明を行った。可能と回答したところを訪問した理由は関係づくりのためであり、市内2層SCで分担して取り組んだ。それ以外にも、実際に地域を歩く中で可能性がありそうだと感じたところ等には別途訪問することとした。

iii. 理解を促し、協力を得る

- ・ 店舗訪問の目的は、考えを理解してもらい、協力を得ることにある。忙しい中で耳を傾けてもらって理解を得るには、的確に説明できることが必要である。そのため、次のような内容による簡単な企画書を作成し、説明を行った。



- ・ 大事なのは、店舗等事業者側がやってみようという気持ちになることにある。よって、ここで全てを解決しようとしているのではない、できるところからやってみないかという声かけである。店舗等事業者でも、既に顧客サービスの一環で様々な取組をしている場合も多い。地域密着型の産業等の営業や活動がそのまま高齢者の生活支援（地域包括ケア）に貢献できることを伝え、既にある「種」を見つけて話を進めていくことで負担感の軽減と、取り組むことへのメリットを感じてもらおうようにすることが大事である。

iv. 情報を取りまとめて伝える

- ・ 以上の結果を取りまとめたものが、Life up手帳である。高齢者が利用する際の参考

となるよう、Life up手帳には店舗ではこのような取組をしている、使いやすさに配慮している等のポイント（アピール）が記載されている。

- ・ 地域密着型産業をはじめとする様々な情報が掲載されており、冊子は事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター等に提供される。相談や必要があった場合には、高齢者に渡すことはあるが、対象となる高齢者にきちんとつながることを考えると、高齢者の支援者に提供することを重視している。それは、対象となる高齢者が要支援等、自ら情報を収集し考えることが難しいと思われるためである。そのため、短期通所型予防サービスの事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター等は情報を活用して、高齢者に情報を紹介・提案し、場に結び付けていく支援を行う。
- ・ 店舗等の情報は、定期的にFAXで照会を行って確認し、アップデートを行っている。

Life up手帳



資料)防府市

v. 取組の充実を図る

- ・ 情報として把握した店舗等は、これからさらに取組を充実させていく対象でもある。店舗の事業者等も、実際に取り組む中での気づきを得ることで変わっていく。そのため、継続的に情報提供、情報や意見の交換等を通じて取組充実の働きかけを図っていく。その結果、取組の充実や更なる取組の実施だけではなく、店舗同士のつながり等も生じ、取組に対する意識や機運が地域に広まっていくことも期待される。

-2. 取組のポイント

- ・ 課題やニーズに基づいて検討を行ったうえで、自治体の意志として日常生活の継続による重度化や悪化防止を明確に目的に掲げている。目的の達成のため、SCは日常生活に必要と考えられる場を今ある資源から地域包括ケアの観点でとらえようとし、可能性のあるところに対して連携を図るべく働きかけている。そのようにして得られた情報を取りまとめたものがLife up手帳である。
- ・ 情報を冊子等で取りまとめることは取組の成果品として見えやすい。だが、何を目

的に作成しているのかが曖昧なまま作成された場合、単なるリストになってしまう。情報の更新頻度や固定化への注意も必要である。Life up手帳の取組から学ぶべきは、地域密着型産業に対する働きかけから始まる進め方である。

- ・ Life up手帳の目的は、高齢者が今まで送っていた日常生活が継続できることにあり、作成することではない。その過程において、地域密着型産業をはじめとする事業者に対する働きかけが行われ、集めた場をまとめたものがLife up手帳である。この場合の評価は、何度ダウンロードされたか、配布されたかではなく、こうした情報がどのように活用されたか、高齢者に結びついたのか、実際に地域での日常生活の継続が図られたか、となる。
- ・ 情報を公開して広く知らせることは重要だが、使い手である高齢者にうまく伝え、利用につながねば意味がない。集めたものの公開や配布等に際しては、高齢者の支援者に対し、目的と使い方と合わせ周知していくことが必要である。そして、掲載されている店舗等の情報も、高齢者の生活の周辺に多くある資源のうちの一部を取り上げたに過ぎないとの認識を共有した上で活用してもらうことが大事である。

② 個別事例：使い続ける・見守る

-1. 要支援になっても銭湯に入りたい ～日常生活の維持・社会的交流の資源としての銭湯【銭湯】 (見守り支援員派遣他 荒川区/東京都)

i. 概要

- ・ 荒川区は、日常生活の維持、社会的交流の地域資源として銭湯をとらえている。自立した地域生活の継続を支援することを目的に「見守り支援員銭湯派遣事業」を実施し、一人で入浴することが不安な高齢者が銭湯を利用できるようにしている。
- ・ 利用料は高齢者負担だが、利用促進として「高齢者入浴事業」として入浴カードを発行、70歳以上高齢者の自己負担軽減を行っている。銭湯との往復が不安な高齢者には「地域活動送迎事業」の住民ボランティアが送迎支援を行うことも可能である。
- ・ 費用、入浴や送迎等、利用促進に係るポイントに対して支援を行うことで、銭湯を利用し続けられる人は増えた。長年銭湯を愛好してきた高齢者の楽しみや生活習慣も継続され、区が目指す自立した地域生活の継続が図られている。銭湯事業者にとっても、長年利用してくれている顧客に使い続けてもらうことができている。

ii. 取組の経緯

- ・ 荒川区は東京都の23区中の人口比でも銭湯が2番目に多い区である。自宅に浴室がない、大きなお風呂に入りたい等の理由から銭湯の利用者は今も多く、老若男女を問わず多世代の利用がある銭湯は、住民にとって人情を育みコミュニティを形成する社交場ととらえられている。
- ・ 区ではかねてより銭湯を健康の保持・増進、地域におけるふれあい・交流の創出に資する場ととらえていた。銭湯に行くことは高齢者にとって外出機会でもあり、地域交流の促進や孤立化防止、健康・衛生の保持・増進にもつながる。そのため、区は区内の銭湯の利用を促進すべく、銭湯を低廉な料金で利用できる「高齢者入浴事業」を平成20（2008）年度から開始し、平成21（2009）年度からは所得制限も撤廃することで区内70歳以上すべての高齢者を対象とする等して在宅生活を応援している。
- ・ 高齢者入浴事業は、区内銭湯が加入する「東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部」に委託されている。各銭湯の事業者は、利用があった際には入浴カードを確認して高齢者の負担金200円を預かり、組合に実績報告をして費用請求する。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3（2021）年度にかけて利用は微減しているが、令和3（2021）年度末の受給者数実績は8,904人、延べ利用回数は182,317回である。事業対象者である70歳以上高齢者数に対する受給者数実績は、令和3（2021）年度の過去5年で2割強を超えて推移し、銭湯が区における高齢者支援のための重要な社会資源となっていることが確認できる。
- ・ だが、出入口の段差や浴室内の移動、着替えられない・背中が洗えない等の際のサポートは無い。そのため、銭湯に通い続けたいという意向があっても、要支援になると利用が難しくなる。また、家に浴室があっても掃除が大変になる。そのため、

入浴だけを目的にデイサービスを利用する高齢者が増加していた。

- 平成28(2016)年度より、区は高齢者の自立した地域生活の継続を支援することを目的とする生活支援体制整備事業の取組を開始した。開催された地域ケア会議で入浴だけを目的とするデイサービス利用の問題があげられたことから、平成30(2018)年度より「見守り支援員銭湯派遣事業」が区内銭湯5か所で開始された。事業は令和2(2020)年度には8か所に拡大され、現在は10か所となっている。見守り支援員派遣事業は民間事業者に委託しており、現在は区内で介護事業を展開する民間事業者が受託し実施している。

見守り支援員銭湯派遣事業(チラシ)

生活支援体制整備事業

見守り支援員銭湯派遣事業

荒川区では、高齢者の皆様が安心して入浴ができるように、区内8か所の銭湯に見守り支援員を派遣します。
見守り支援員は、入浴前に健康づくりや生活に役立つ講話等と入浴時の見守りを行います。
1人で入浴することに不安がある方は、ご利用ください。
また、1人で銭湯まで行くことが心配な方には、ボランティアの送迎があります。

- 対象：65歳以上、要支援2まで、一人で入浴動作ができる方
- 費用：参加費は無料ですが、入浴料は自己負担 ※「ふろわり200」利用可能
- 定員：各会場 男女各観覧5名

4 開催会場・曜日・時間

地域	公衆浴場名	所在地	曜日	時間
南千住	草津湯	南千住7-26-2	月曜日	金曜日 14:00~16:00
荒川	野崎浴場	荒川2-59-2	月曜日	水曜日 15:00~17:00
	子玉湯	町屋3-9-7	水曜日	金曜日 15:00~17:00
町屋	タイムリゾート	町屋4-4-1	火曜日	木曜日 15:00~17:00
	ニユ-聖美湯	東尾久4-17-9	火曜日	木曜日 15:00~17:00
尾久	梅の湯	西尾久4-13-2	水曜日	金曜日 15:00~17:00
	雲霧泉	東日暮里3-16-4	月曜日	金曜日 15:00~17:00
日暮里	西藤湯	東日暮里6-59-2	火曜日	木曜日 15:00~17:00

5 申込先：区役所、又はお住まいの地域包括支援センター

№	包 括 名	担当地域	数
1	南千住東部地域包括支援センター	南千住2・3・4・8丁目	3,805-5,702
2	南千住西部地域包括支援センター	南千住1・5・6・7丁目	5,604-5,710
3	荒川地域包括支援センター	荒川地域全域	5,855-3,323
4	町屋地域包括支援センター	町屋地域全域	3,894-3,588
5	東尾久地域包括支援センター	東尾久地域全域	5,855-8,513
6	西尾久地域包括支援センター	西尾久地域全域	3,893-3,555
7	東日暮里地域包括支援センター	東日暮里地域全域	5,615-3,171
8	西日暮里地域包括支援センター	西日暮里地域全域	3,807-3,828

【 申込・問合せ先 】
荒川区福祉部高齢者福祉課
地域包括支援係
☎：03-3802-3111
内線：2676



出典)荒川地域包括支援センターHP

- 見守り支援員派遣の銭湯を利用したい高齢者は、各地域包括支援センター又は高齢者福祉課に申請し「利用証」発行してもらう。入浴料金は高齢者の自己負担だが、高齢者入浴事業の割引カード「ふろわり200」を利用した場合は200円の負担ですむ。
- 銭湯を利用するには、そこに行くことも必要である。そのため、区では、令和1(2019)年度に生活支援体制整備事業で「地域活動送迎事業」を開始し、送迎する住民ボランティアの登録と育成を進めている。送迎先の対象には銭湯も含まれており、銭湯までの往復が不安で送迎支援を希望する人には、登録している住民ボランティアとマッチングを行い、無料で派遣している。

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- 区は、自立した地域生活の継続という目的のため、日常生活の維持、社会的交流の地域資源としてとらえている銭湯を活用することが効果的と考えた。そのため、高齢者を支援する部門において、銭湯の利用促進策を実施している。
- 高齢者入浴事業については「東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部」、見守り支援員銭湯派遣事業については区内で介護事業を展開する民間事業者、地域送迎事業については住民ボランティアが関わる等、それぞれが担える部分を担う仕組みをつくり、銭湯を活用することによる自立した地域生活

見守り支援員が派遣されている銭湯



出典)荒川地域包括支援センターHP

の継続を目指している。

- ・ 高齢者入浴事業を利用すれば入浴料金の軽減はされるが、その場合も高齢者による自己負担分は生じる。銭湯の利用促進は行われるものの、入浴自体は高齢者の日常生活に必要な行為であり、高齢者は銭湯利用における消費者でもあるという位置づけであることに変わりはない。

iv. 取組の効果等

- ・ 銭湯を愛好してきた高齢者の楽しみや生活習慣、社会参加が継続される確度は高くなっている。
- ・ 比較的銭湯利用がなされている地域ではあるものの、昨今の住宅事情等による銭湯利用者の減少、銭湯経営者の高齢化や後継者不足の問題から廃業される銭湯も出てきている。地域包括ケアに係る事業ではあるが、銭湯を活かした取組として事業者自身も協力し取り組むことで、長年利用してくれている顧客に利用し続けてもらうだけでなく、掃除が大変等で自宅の浴室を利用したくない高齢者の利用も考えられる等、銭湯利用への促進を進めることができている。

【取組のポイント】

ポイント1: 銭湯の位置づけが明確である

- ・ 自立した地域生活の継続という目的、その目的を達成する際の銭湯に対する評価、銭湯を活用するための方法が明確である。

ポイント2: 地域ケア会議で把握された状況に基づいて課題設定がされている

- ・ 銭湯での入浴や自宅入浴の難しい人、入浴だけを目的とするデイサービス利用者等の実態を把握、地域ケア会議で共有・検討しており、その過程で事業が必要であることの合意と推進に向けた動機づけがなされている。

ポイント3: 得意な主体が関わることで実現できている

- ・ 銭湯事業者は銭湯という生業を活かして「場」の提供、民間事業者は介護事業を行っている経験を活かして「見守り支援員」、住民ボランティアは地域づくりの一環として「送迎支援」等、それぞれの主体がモチベーションをもって得意とする部分に係ることで体制が実現している。

-2. 銭湯を見守りと安心の場所に ～銭湯による見守りと「安心カード」の普及【銭湯】

(高齢者見守り事業他 神戸市浴場組合連合会 神戸市/兵庫県)

i. 概要

- ・ 神戸市は、銭湯を地域コミュニティの場、災害時にも入浴機会を提供できる場として、神戸市浴場組合連合会（以下、「市浴場組合」という。）と共に活性化に取り組む
- ・ 銭湯は市が実施する高齢者見守り事業にも参加し、見守りのほか緊急時対応に向けた情報発信にも協力している。それは結果として銭湯においても安心して利用してもらえるような環境整備でもあり、銭湯の利用促進にもつながっている。

ii. 取組の経緯

- ・ 浴室のある家が増えたことによる利用者の減少、営業者の高齢化、後継者不足などによって、神戸市浴場組合連合会（以下「市浴場組合」という。）加入の銭湯は昭和39年の366軒が1990年には229軒まで減少、1995年の阪神・淡路大震災でさらに半減した。現在は35施設まで減少し、この50年で10分の1に減った。
- ・ 現在の銭湯は、公衆衛生の場だけでなく、地域コミュニティの場となっている。また、阪神淡路大震災の際にはいち早く営業を再開して避難者への等、災害時に避難者等へ入浴機会を提供できる場であり、様々な役割を担っている。そのため、市浴場組合と神戸市は平成29（2017）年9月に「地域の銭湯の活性化に向けた協定」を締結し、活性化に取り組むこととなった。
- ・ 協定に基づいた3つの取組を掲げられているが、そのうちの1つが市の「協力事業者による高齢者見守り事業」への参加である。平成23（2011）年度より開始した協力事業者による高齢者見守り事業は、きめの細かい重層的な見守り体制を民間事業者と連携して構築するものであり。協力事業者による高齢者見守り事業は、通常業務内で高齢者との関わりがあり、異変を発見する可能性のある民間事業者と協定を締結し、異変に気付いた場合には市のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に連絡することで安否確認や見守りが必要な高齢者の早期発見につなぐ。
- ・ 市浴場組合は平成29（2017）年より参加し、令和5（2023）年3月末現在、市と協定を締結している団体数は39団体にのぼる。市浴場組合では、加盟する銭湯35店で見守りを実施している。銭湯には高齢の常連客が多いが、客が体調を崩しても連絡先や名前が分からず、踏み込んだ対応が難しいこともあったが、市の高齢者見守り事業に協力することで対応や声かけ等も行いやすくなった。
- ・ 令和3（2021）年からは加盟する銭湯35店で、希望する利用者に市消防局警報部救急課が活用を即している「安心カード」の配布も開始した。安心カードは、急病やケガで救急車を呼んだ際、駆けつけた救急隊や搬送先の医療機関に自身の持病や緊急連絡先、かかりつけの医療機関、などを伝える情報ツールであり、高齢者をはじめ、必要とする誰

見守り加盟団体ステッカー



出典)神戸市 HP

もが利用することができる。銭湯では、安心カードに名前や連絡先等を記入し、来店時には携帯してもらうよう促している。

- ・ 以上の取組は高齢者、事業者の双方における安心の確保でもあり、結果的に安全な利用につながっている。

安心カード

The image shows two versions of the 'Anshin Card' (安心カード). The left card is green and white, featuring a large green cross. It has the title 'とっさのときの安心カード' (Emergency Anshin Card) and '神戸市消防局' (Kobe City Fire Department). Fields include '名前' (Name), '生まれ' (Birth), '血液型' (Blood Type), and '緊急は119' (Emergency is 119). The right card is yellow and white, with a table for personal information. The table has columns for '住所' (Address), '区' (Ward), '町' (Chome), '丁目' (Chome), and '番' (Banchi). It also has fields for '連絡先' (Contact), 'かかりつけ病院等' (Regular Hospital), and 'アレルギー・持病' (Allergies/Chronic Diseases). A vertical note on the right says 'いつでも身に付けておいてください。' (Please always carry this with you.) and '年月日' (Date).

出典)神戸市

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- ・ 銭湯事業者においては、顧客の多くを占める高齢者を安心して迎え、利用し続けてもらうことが重要である。そのため、市の高齢者見守り事業に参加するだけでなく、市が配布する安心カードの普及支援も行っている。安心カードは、銭湯を訪れている高齢者になんらかのアクシデントがあった際、銭湯事業者にとっても頼りになるものであり、その普及は銭湯事業者にとっても有効である。
- ・ 市は、高齢者と日ごろから関わりのある民間事業者と協定を結び、安否確認が必要な高齢者の早期発見につなげている。高齢者が日常的に利用し、地域コミュニティの場ともなっている銭湯もその一つである。また、高齢者の救急時の搬送についてはかかりつけ医等との連携が大事であり、高齢者支援部署、消防部署共通の問題となっている。安心カードの周知・利活用は消防局警防部救急課が推進するものであるが、対象となる高齢者に伝わる場、市の施策を展開する場の一つとして銭湯を位置づけていることがわかる。

iv. 取組の効果等

- ・ 銭湯における見守りが実施されることで、銭湯を利用する高齢者にとっても、銭湯を運営する事業者にとっても、安心や安全が高まっている。また、安心カードの配布により、高齢者にとっては更に安心が高まり、事業者においてもアクシデントへの対応が確実となる。
- ・ 高齢者に身近な銭湯が参加することで、市が情報を伝えたい、利用を促したい高齢者に情報が伝わる確度が高まる。市が取組を進めようとする際の重要な場であり、効果的に展開されることが期待される。

【取組のポイント】

ポイント1：高齢者を見守ることが銭湯を安心して利用してもらうことにもつながっている

- ・ 市の見守り事業に参加することにより、銭湯も高齢者に安心して利用してもらえる場づくりを進めることができている。

ポイント2：見守りだけではなく啓発にも関わっている

- ・ 高齢者との近い関係性から、高齢者を「見守る」だけではなく、「安心カード」の配布等の普及啓発にも関わっている。

ポイント3：市の施策を地域・住民へと展開する場となっている

- ・ 銭湯は地域の高齢者につながるチャネルの一つであり、市の取組を事業者に伝えることで、多くの高齢者に伝わりやすくなる。

-3. みんなでコロナを乗り越える ～市内事業者と連携した高齢者の見守り支援【飲食店他】 (地域共生トライアングルプロジェクト 陸前高田市/岩手県)

i. 概要

- ・ 陸前高田市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で孤立する一人暮らしの高齢者を支えるため、週1回の夕食の宅配を実施した。宅配時には健康状態を確認することで見守りにつなげた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、市内の飲食事業者、レンタカー会社等の売上げが落ちていた。宅配はそれら事業者が担い手として参画してもらうことで、事業者に対する支援も行った。

ii. 取組の経緯

- ・ 令和1(2019)年冬からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出機会の自粛が進み、在宅の一人暮らし高齢者については、買い物等日常生活を維持することの難しさ、低栄養、社会的交流の不足による孤立等が考えられ、健康状態が悪化することが懸念された。栄養のある食事の提供と共に悪化の傾向を早期に把握し、必要に応じて支援につなぐことが求められたことから、市は高齢者宅へ食事を届けることと合わせ、その際に高齢者の状況を把握し見守りを行うこととした。
- ・ 当時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって外出自粛が行われ、多くの事業者の売上げが落ちていた。そのため、実施にあたっては市内の飲食業者による弁当の製造、レンタカー会社等による配達を行うことで、民間事業者らの支援も兼ねて行うこととし、参加を希望する事業者を募った。
- ・ 令和2(2020)年6月、市は週1回の宅配を開始した。対象としたのは、市内一千余りいる非課税の70歳以上高齢者の単身世帯であり、案内を郵送し、希望者から申し込みを受け付けた。1食600円相当だが高齢者の自己負担は200円であり、1食400円と配送料200円は市が助成する。配達は午後3時半から6時までであり、不在時の再配達は行わない。また、配送時間の指定も不可能である。
- ・ 当初の実施予定は令和2(2020)年7月末までの2か月間だったが、新型コロナウイルス感染症拡大は続いていたことか

高齢者への周知

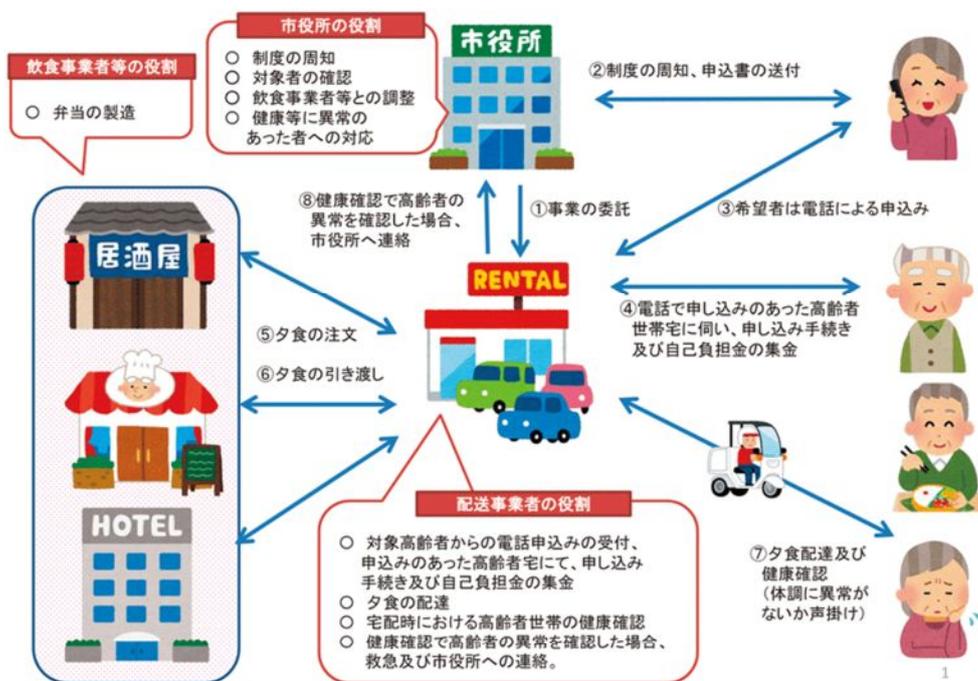
出典)陸前高田市 HP

ら、取組は継続された。利用者からも好評であったことから、2年目の令和3（2021）年度は高齢者夫婦のみ世帯、課税世帯に実施対象を拡大して事業を継続した。また、高齢者の高齢者以外の市民に対しても、配達費を含む費用として全額自己負担利用可能とし、1回1000円の自己負担をすれば利用ができるようにした。

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- 市はこの市内飲食事業者等と連携した高齢者世帯の見守り支援について、陸前高田市地域共生トライアングル（高齢者・事業者・行政）プロジェクトとした。高齢者の見守り、悪化防止等を主眼とするが、コロナ禍で影響を受けている市内飲食業者やレンタカー業者への経済的な支援も兼ねる事業である。そのため、高齢者に係る内容については市福祉課、事業者に係る内容については市商政課が担当した。
- 市内約70の飲食、宿泊業者を対象に料理を提供する事業者を市商政課が公募したところ、市内から12事業者の応募があった。夕食の配送はレンタカー業、運輸業、運転代行業の民間3事業者が請け負って、配達時には高齢者の健康管理も行った。
- 市から助成は行われるが、高齢者にも自己負担が発生する。利用者には毎週別の店の食事が届くため、飽きがこないようになっている。

陸前高田市地域共生型トライアングルプロジェクト



出典)陸前高田市

iv. 取組の効果等

- ・ コロナ禍においても、高齢者には食事の配食による低栄養の防止、配達時の声がけ等から状況の確認が行われ、悪化防止が図られた。
- ・ 高齢者に食事を届けるには、料理する・届けるという2つのステップがある。以上を事業者が単独で行うのではなく、市が料理する事業者・届ける事業者を募り、調整したことによって、多くの事業者が取組に参加することができ、事業者への経済的な支援という目標に向けた取組が進んだ。
- ・ 実施要望を受けて利用対象者を柔軟に拡大することで、利用したい人々への機会の提供、事業者の取組の拡大が図られ、市民の健康維持、地域の事業者支援をしながらの活力ある地域づくりにつながった。

【取組のポイント】

ポイント1：高齢者の低栄養や悪化防止と事業者の事業継続は表裏の関係になっている

- ・ 食事の宅配による高齢者支援と、事業を創出することによる事業者への経済的支援は表裏の関係にあり、双方のニーズは合致している。

ポイント2：高齢者に食事を届けるプロジェクトを市が事業者をコーディネートして実現させた

- ・ 食事をつくる事業者・それを配る事業者は、それぞれ異なる。食事を届けるということを分解し、市がその調整役となって事業者をコーディネートしてプロジェクトを進めたことで、参入できる事業者が拡大した。

ポイント3：毎週別の事業者から食事が届く等、消費者である高齢者への提供にも工夫がされた

- ・ 助成は行われていても、高齢者も利用料は支払っている消費者である。高齢者に食事を楽しめるようにする、飽きが来ないようにする配慮は、使い続けてもらうための工夫でもあった。

③ 個別事例：場をつくる

-1. 誰もが集える街のリビングルームへ ～喫茶店による認知症カフェの取組【喫茶店】 (認知症カフェ コメダ珈琲店・運営：トクラ運輸株式会社 岡山市・倉敷市/岡山県)

i. 概要

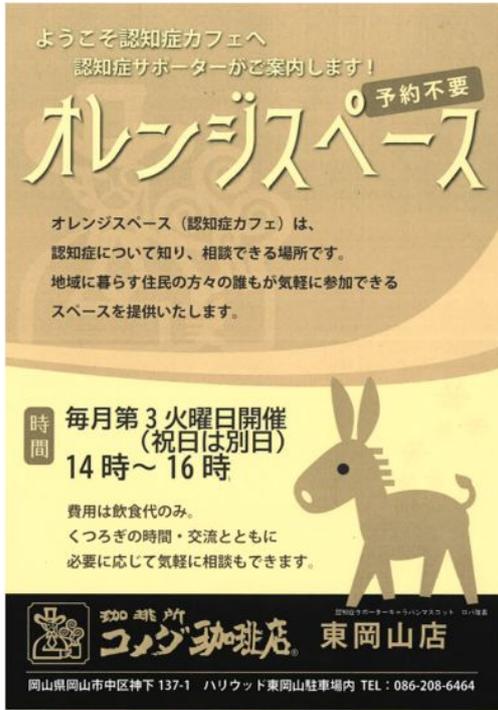
- ・ コメダ珈琲店は自宅のリビングルームの延長線上のように元気や英気を養い誰もがくつろげる「街のリビングルーム」をコンセプトとし、全国でフランチャイズ展開される喫茶店である。利用客の平均滞在時間は90分程度であり、年齢層は高く、コーヒーチケットを使ったりピーターも多い。
- ・ コメダ珈琲店東岡山店(岡山市)・倉敷中島店(倉敷市)を運営するトクラ運輸株式会社は、倉敷市に拠点を置き、運送業・カフェ兼ライブハウス・コメダ珈琲店のフランチャイズ運営を行っている。事業は運送業から始まったが、他の事業軸をつくりたいと考え飲食業に着手した。コメダ珈琲店は、岡山県内に2店舗、広島県内に3店舗運営し、岡山県の2店舗で認知症カフェ「オレンジスペース」を開催している。

ii. 取組の経緯

- ・ コメダ珈琲店東岡山店(岡山市)・倉敷中島店(倉敷市)で認知症カフェに取り組んだきっかけは、常連の認知症の人のトイレ対応が難しくなってきたことであった。トクラ運輸(株)物流事業部・飲食事業部統括部長(以下、「統括部長」という。)、当時の店長(現・飲食部門担当者)は認知症の知識がなく、今後も来てもらうには自分たちが認知症について学ぶ必要があると考えた。調べる中で、認知症カフェ(オレンジカフェ)を知り、コメダ珈琲店のシンボルカラーがオレンジでもあることから興味を持ち、喫茶店であることから認知症カフェへの取り組みを考えるようになった。合わせてアルバイトを含め、店舗従業員で認知症サポーター養成講座を受講した。
- ・ 令和1(2019)年夏頃、統括部長・当時の店長が認知症カフェの実施に向け岡山市・倉敷市他に相談を開始する中で、うち2市の反応が良いことから実現化への話が進み、専門相談等で必要となる専門職は市から派遣することにもなった。この時、岡山市が委託する岡山市ふれあい公社は、事業者側が高齢者に対応するうえで不安に感じている点などを丁寧に聞き取り、支援を行っている。そして、東岡山店次いで倉敷中島店で認知症カフェ「オレンジスペース」が月1回開始されるようになった。
- ・ 令和1(2019)年開始後、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し一時休止したが、令和4(2022)年7月には市の確認を経て月1回の認知症カフェの開催を再開する。
- ・ 令和4(2022)年春、東岡山店では認知症当事者、地域住民、岡山市、店舗でチームオレンジ「さんかく屋根の会」を発足した。岡山市の認知症サポーター活動促進事業では初の民間企業と連携した取組である。チーム名の由来は、コメダ珈琲店舗の形状から「三角屋根の店」と呼ばれていることから屋根の「三角」とメンバーの「参画」をかけてつけられた。オレンジスペースの活動を通して、認知症当事者や家族の声を聴き、認知症当事者・家族のやりたいことを取り組める集いの場を企画する。

- 令和5（2023）年1月21日には、認知症当事者・家族との信頼関係醸成を目的とする本人ミーティングを開催した。当日は2組の認知症当事者、認知症サポーター、コマダ珈琲店東岡山店の従業員が参加した。

オレンジスペースのチラシ・実施時の様子



チームオレンジのお知らせ

提供：岡山市ふれあい公社

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- ・ オレンジスペースでは東岡山店・倉敷中島店ともに、市あるいはS Cが参加し、認知症についての相談ができるようになってきているが、あわせて認知症サポーター養成講座を受講した店舗スタッフが参加している。
- ・ オレンジスペースは毎月第3火曜日の14時から16時までのコメダ珈琲店営業時間中に開催している。店の混雑する時間帯・曜日を避けて設定しているが、時期によっては混雑する時間帯であるため、開始2時間前にはオレンジスペースを開催する席を確保して対応している。営業時間中の利用状況を見ると、夜の時間帯の方が席を確保しやすいが、認知症当事者が参加しづらいと考えて日中の開催とした。認知症の当事者家族が集まる場合は夜の方が都合のよい方が多いため、将来的に取り組んでみたいと考えている。
- ・ 準備段階において、統括部長・当時の店長は他で開催されている認知症カフェではゲーム等を実施していると聞いていたが、コメダ珈琲店では営業時間中の開催であることから、そういった取組は難しいと考えた。また、認知症当事者の家族から、「他の利用客と同じように飲食したいが、喫茶店に入るにも敷居が高い」という話を聞き、認知症の当事者が来たから何かをするのではなく、普通に会話をする場所として取り組んでいこうと考えた。
- ・ 取組を開始した当初は事前に何名程度の参加が見込めそうか確認していたが、現在は行っていない。参加者が増えた場合、次回以降に確保する席を増やすなど柔軟に対応することで、参加者が気軽に参加できるように心がけている。毎回参加している方からも「オレンジスペースに集まっている人は特別なことはしたくないという思いが強い」という意見をもらっている。
- ・ 統括部長や現在の店長（令和4（2022）年2月時点・以下同じ）は、認知症カフェの良さを認めながらも、最終的には曜日を限定せずに、いつでも気軽に利用してもらいたいことが目標であることから、イベント等の特別なことは実施しないでおこうと考えている。仮に参加者が増えていかなかったとしても、定期的には開催をしていけば「ここに行けばよい」と情報が広がるため、継続していきたいと考えている。また、現在の店長は、こうした場づくりはコメダ珈琲店だけでなく、色々なところで受け入れる体制が出来て成し遂げられるものではないかと考え、そのためにも取組を継続したいと考えている。
- ・ オレンジスペースの参加費用は、参加者がメニューを見て自身が好きなものを注文し、その代金を個別に支払っている。店としては、オレンジスペースの利用者を他の人たちと区別をする必要はないと考えており、利用者みんながお客様というスタンスで対応している。
- ・ オレンジスペースの立ち上げ当時の店長は、特に認知症カフェの取組にこだわりがあるわけではなく、喫茶店に入ることに對し敷居が高いと感じる人がいるならば、入りやすくなるようにするためのものとの考えを持っている。
- ・ オレンジスペースの実施による店舗営業への利益等について統括部長、店長等は、

生業である喫茶店営業に赤字等をもたらすことが無ければ、すぐに結果が出るようなものではなくても、後々色々な結果が出てくればよいと考えている。オレンジスペースに参加する店長は、オレンジスペースの取組によって店舗にプラスのイメージをもたらす、興味のある人に情報が広がっていけばよいと考えている。

- ・ スタッフがオレンジスペースの取組や認知症サポーター養成講座を受講したことにより、高齢の利用客への接客対応で生じる戸惑いがなくなった。認知症サポーター養成講座を受講し、来店された認知症の方に対応するための体制をつくることは難しいことではなく、内容も対応する上で当前のことを再確認しているようにも感じているが、「認知症の方にはこのように対応すると良いのだ」という知識を得たことが大きかった。現在もスタッフが受講する際は時給を出して受講を促している。考え方が浸透することにより、参加予定のない方が来店した場合も、ホールスタッフに「オレンジスペースに参加したい」と告げれば、すぐにオレンジスペース席にいるスタッフにつなぎ、スムーズに参加を促すような対応が浸透している。
- ・ とすれば高齢の客層とまとめて捉えてしまいがちになるが、オレンジスペースの取組を通じていろいろと経験する中で、これまでは見えなかったさまざまなニーズが見えるようになった。
- ・ 取組を進めるうえでの難しさとしては、検討を始めた頃、最初にどこに相談したらよいか分からなかったことである。また、店の人練りなどを考えると、個人経営の店では難しい点もあるのではないかと考えている。だが、行政は病院や施設へのアプローチだけではなく、事業者へのアプローチも進めれば、今は気づいていなくても何らか響く、事業者の関心も高まることも考えられ、取り組んでみたいという相談も出てくるのではないかと考えている。

iv. 取組の効果等

- ・ オレンジスペースの参加者は、周辺に居住する認知症当事者、当事者家族が中心だが、認知症に関心のある方等、地域の活動に関心のある方等が気軽に参加している。取組を知りたいと、地域の民生委員も参加することがある。
- ・ オレンジスペースの開催の様子や店舗入口に常時掲示しているポスターをみて、他の利用客から何をしているのかと質問をされることもある。元々オレンジスペースの取組に興味を持っていた常連客が、家族に認知症の疑いが生じたため、現在は2～3回に1度参加するようになる等、店を通じた周知が広がっている。
- ・ オレンジスペースには当事者家族のみの参加も多い。当事者家族の方が日々当事者と接する中で不安に持っていることを、他の当事者家族と共有する場となっている。
- ・ 当事者・当事者家族以外の参加者は多様である。認知症サポーター養成講座の受講者からコマダ珈琲店で認知症カフェが開催されていることを聞いた福祉の教育機関の学生の参加もあった。「認知症の人は表情が硬いと思っていたが、笑っている」と認知症に対する認識を改める機会となっていた。また、生命保険株式会社で働く方が、自分の持っている知識が役に立つのではないかと参加したこともあった。

- ・ 最近移住してきた方が会にオレンジスペースに参加したことからオレンジスペースに参加する地域住民とのつながりができ、イベントに誘われる等の地域住民同士の交流が生まれている。
- ・ 認知症カフェの検討段階で、統括部長は、喫茶店は人々をつなぐことができる場だと考えた。そのため、相談等、認知症に係る専門的な知識はないが、市の専門職に来てもらえば、それはカバーできると考えた。結果、事業者と市・市社協の間には共に進める者同士としてのパートナーシップが生まれ、「一緒に取り組んでいこう」というスタンスで進めることができている。互いに心強さを感じている。運営についても、オレンジスペースの実施後や他の日に相談を行いながら進めている。
- ・ この取組を通じて地域住民との交流も生まれ、事業者側の参加者も楽しみを感じている。取組を通じて、「店舗も地域の一員である」という実感を強く持つことができた。

【取組のポイント】

ポイント1: 生業である喫茶店での顧客対応・顧客サービスが軸であり、無理がない

- ・ 認知症の方への対応を契機認知症サポーター養成講座や認知症カフェに取り組んだが、その目的はどのような状況の方でも通い続けてもらえる店づくりである。
- ・ 現在は認知症カフェとして日時を限定して開催しているが、本来ならば常時受け入れられるような店舗の在り方が理想だという考え方が店舗に係る人々に共通しており、考え方の軸となっている。

ポイント2: 喫茶店の特性を活かし、多様な人の居場所となることを目指している

- ・ 営業時間中に店舗の一角で実施することや、予約不要とすることで、気軽に参加しやすい雰囲気がつくられている。
- ・ 参加者人数に関わらず継続して実施し、常時店舗に掲示を行うことで、多様性を広げるための働きかけをしている。
- ・ 本業の喫茶店営業に影響を極力与えないようにしている。通常の利用客と同じように注文するスタイルであり、当事者等の有無に関わらず参加しやすい。また認知症当事者にとっても、“喫茶店を利用する”という出かける先であり、そのことは店舗にとって客の来店でもある。

ポイント3: それぞれの強み・特徴を生かすことで取組が成立している

- ・ 事業者は喫茶店の良さを生かした「多様な人の居場所・つなげる場」となること、市等は専門職派遣によって専門的な相談等に対応する等、事業者と自治体等が連携することによって事業が成立している。

-2. みんなが楽しく出会える場所になる ～カフェによる認知症カフェの開催【喫茶店】 (認知症カフェ カフェ山桃 奈義町/岡山県)

i. 概要

- ・ 「カフェ山桃」は、奈義町にある手作り料理と焼き立てパンが自慢のアットホームなカフェである。景観豊かな場所に立ち、地元だけではなく観光客の利用もある。
- ・ 令和2(2020)年からは、カフェ山桃の店舗を活用して認知症カフェ「オレンジカフェ山桃」を月に1回開催(毎月第1金曜日14時)している。
- ・ オレンジカフェ山桃の主催者は地域包括支援センター(受託者・奈義町社会福祉協議会)、カフェ山桃は場所の提供者であり、店主自身も企画、開催に参加している。

ii. 取組の経緯

- ・ カフェ山桃で認知症カフェである「オレンジカフェ山桃」が開催されるきっかけとなったのは、町内にある奈義ファミリークリニックに研修に来ていた医師の発案による。医師は、認知症カフェを認知症当事者や家族だけの場ではなく、認知症に関心を持った人たちにも働きかけられる場にしたいと考えていた。医師はカフェ山桃の店舗建物2階に下宿していたためカフェ山桃の店主に相談したところ、店主自身も認知症への理解・関心があったことから話が進み、店舗での認知症カフェ開催が企画された。その後、令和2(2020)年春の地域ケア会議で医師から認知症カフェ開催の提案を行った結果、会議に参加していたSCや福祉用具業者等から賛同を得ることとなり、令和2(2020)年7月よりオレンジカフェ山桃が開始されることとなった。
- ・ 令和3(2021)年に主催者である医師の研修が終了し、東京に転居することとなった。そのため、以降は奈義町社会福祉協議会が受託する地域包括支援センターに主催者は引き継がれ、SCが中心となって運営しているが、現在も奈義ファミリークリニックは活動に協力している。

オレンジカフェ山桃の様子



提供: 奈義町社会福祉協議会

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- ・ オレンジカフェ山桃の主催者は地域包括支援センターであり、カフェ山桃はその開催のために場所を提供し、企画に参加している立場である。オレンジカフェ山桃の開催時は店主等も楽しんで参加しており、盛り上げ役になっている。
- ・ 通常の営業をしながら認知症カフェを実施することは運営面、店舗の規模等から難しいため、実施時間中は店舗を貸し切りにしている。当初は13時半より開催していたが、ランチ時間帯と重なるため、現在は14時に変更し、通常営業への影響が出ないように工夫している。
- ・ 参加費は飲み物・ケーキ等の菓子代として500円集めており、それらはカフェ山桃が準備している。当初は店でシフォンケーキを焼く等して提供していたが、現在は通常の来店数も増えていること、オレンジカフェ山桃の参加者も増えていること等から店舗営業との兼ね合いが難しい場合があるため、他の店で購入した菓子を出す等の工夫をしている。
- ・ カフェ山桃ではオカリナ教室が開催されているため、生徒によるオカリナ演奏が行われる。また、声楽家による歌、俳優による寸劇が行われることもある。
- ・ 認知症カフェの開催にあたり、カフェ山桃に特段の助成等も行われていない。奈義町より認知症に関する事業を受託している奈義町社会福祉協議会が、毎年少額の電気代を支払っている。

iv. 取組の効果等

- ・ オレンジカフェ山桃の参加者は、周辺地域に居住する認知症当事者、認知症当事者家族、認知症に関心のある方たちが主である。参加者は、少ない日で店主、主催者であるSC、医師等の関係者のみで5名程度、多い日は12名程度となる。関係者以外の参加がない場合も関係者のみで開催し、情報交換などを行っている。
- ・ オレンジカフェ山桃の実施内容は、参加者同士による会話と講座等である。さまざまな専門職が出席し、相談は懇談の中で自然に行われている。講座等は毎回行われ、保健師による高血圧・高脂血の予防、町担当者による介護保険の説明、国際交流員による海外の認知症予防の紹介等が行われた。初めての参加者がいる場合は、冒頭に認知症の説明を行っている。だが、オカリナ演奏や声楽家による歌、俳優による寸劇等、楽しみや息抜きにもつながるような催し物も活発に行われている。
- ・ 参加者の中には、軽度認知症と診断されたものの、70代でもあるためデイサービス等には行きづらいと感じていたところ、防災無線の放送で認知症カフェの存在を知り、デイサービス代わりに参加している人もいる。認知症カフェは月に1回しかないため、それでよいのかと聞いたところ、「デイサービスは不安であり、月1回の認知症カフェで構わない」とのことであった。
- ・ 認知症当事者ではないが、高齢になり不安を覚えたという理由で参加した参加者がいる。岡山市から観光に来た方がカフェ山桃を利用し、店内のオレンジカフェ山桃の実施予定を見て関心を持ち、そのまま参加したこともあった。

v. その他

- ・ SCは取組内容を地域ケア会議で報告している。その際、自分も企画したい等と希望する者がいる場合、ボランティアとして依頼する場合もある。
- ・ オレンジカフェ山桃の開催については、奈義町社会福祉協議会のウェブサイトおよび広報誌「社協だより」、奈義ファミリークリニック広報誌「ファミクリだより」、町の防災無線、カフェ山桃の店内掲示で周知している。

オレンジカフェ山桃・開催のお知らせ

オレンジカフェ山桃
(認知症カフェ)のお知らせ

時間: 14時~15時30分

場所: カフェ山桃(豊沢)

2月3日(金) 参加費500円(コーヒーとケーキ)

○認知症予防は笑顔が重要じゃ!○
鷺田操さん(広岡)が隣の底から笑わしてくれます。

3月3日(金)

○介護保険って何なんじゃろう?○
こども・長寿課の介護保険担当
小室谷光隆さんが介護保険についてわかりやすく話してくれます。

お気軽においで下さいね~!!

問い合わせ先 奈義町地域包括支援センター

出典: 奈義町社会福祉協議会ホームページ

奈義ファミリークリニック
ファミクリ便り 7 2022 Jul.

健診予約を受け付けています

特定健診 がん検診 高齢者健診

市町村(奈義町・勝央町・美作市)から受診券が届いている方で、当院での健診を希望される方は、問診票と受診券をご持参の上ご予約下さい。

●健診を受けるには予約が必要です。

健診予約専用の受付時間を設定しています。問診票と受診券をご持参のうえ、窓口にお越しください。

予約受付時間: 月・火 13:30~14:30
上記時間にご来院と受診券をご持参ください

●健診実施時間は以下のとおりです。

健診実施時間	
月・水・金	特定健診・高齢者健診(がん検診) 10時
	がん検診のみ 11時

日本脳炎ワクチンの接種制限解除について

ワクチンの供給不足のため接種開始年齢を3歳以上に制限しておりましたが、供給の安定化に伴い、接種年齢制限を解除し、3歳未満のお子さまの接種も再開しております。詳しくは、お子さまの母子手帳をご確認のうえ、お電話または窓口にてご相談ください。

認知症カフェ「オレンジカフェ山桃」のご案内

月1回カフェ山桃さんをお借りして、コーヒーを飲みながら認知症について学び、みんなで話せる集まりです。どなたでもご参加いただけますので、ぜひいらしてください。

※当日参加もOKですが、コーヒーとケーキの準備、また感染症状況等により変更や中止の可能性もありますので、事前に地域包括支援センター(西36-4119)へご連絡ください。

※マスク着用の上、どうぞお気軽にご参加ください。

今後の日程: 7/1 @、8/5 @ 期間: 14:00-15:30 費用: 500円(コーヒーとケーキ) 場所: カフェ山桃

出典: 奈義ファミリークリニックホームページ

【取組のポイント】

ポイント1: 多様な人が関わることで参加者の拡がり・取組の持続性につながっている

- ・ 喫茶店を「場」としたことによって、たまたまカフェを利用した来街者も突発的な参加もみられ、認知症の当事者や家族以外の人々だけではない多様な場となっている。
- ・ 店主をはじめさまざまな人が関わったことにより、専門職による啓発等以外の企画や取組も多く実施されている。その結果、“用意されたものを単に行う・受ける”という形にならず、参加者と一緒につくりあげる場として成立している。
- ・ 毎回異なるテーマを設定しているため、“気になるから行ってみよう”と参加してみたいくなるフックを多く示すことができ、結果として安定的な参加者確保につながっている。

ポイント2:インフォーマルサービスとしての役割を果たしている。

- ・ 地域に馴染みのある喫茶店で実施したことにより、認知症カフェへの参加に対するハードルが下がっている。結果、フォーマルサービスを受ける段階に至っていない人を受け入れることができ、認知症に対する住民の意識啓発にも寄与している。
- ・ 毎回、SC以外にも様々な専門職が参加している。そのため、気軽に専門職に相談する機会が、オレンジカフェ山桃で自然と持つことができている。

-3. 馴染みの関係性を活かしてみんなで健康に ～美容室による健康づくりへの取組【美容院】 (住民主体の介護呼ぶ教室 クリス美容室 防府市/山口県)

i. 概要

- ・ 「クリス美容室」は、長く通う馴染み客を多く抱える防府市内の美容室である。店主は、独立して防府市に店を構え50年、現在の場所に店舗が移転してからは30年以上経過している。
- ・ 防府市が介護予防体操であるやまぐち元気アップ体操を市民団体に普及していることを店主は知り、関心を持つ。店主が常連客に声をかけたところ希望者が集まり、令和2(2020)年10月からクリス美容室の休店日の店舗を利用して週1回の体操を行った(現在休止中)。

ii. 取組の経緯

- ・ クリス美容室でやまぐち元気アップ体操が開催されるきっかけは、地域包括支援センターでSCとして勤めていたクリス美容室店主の孫(現在は退職)から店主がその情報を聞いたによる。店主は市民団体へのサポートがあることを知り、店舗を使って定休日に実施できないかと考えた。
- ・ その後、店主は孫を通じて当該地域を担当するSCに相談し、地域担当のSCの支援を受けながら準備を行った。開始にあたり、長く通ってくれている常連客に声をかけたところ、60代～80代の6名が集まった。
- ・ 令和2(2020)年10月より、美容室定休日の月曜日に体操を開始した。やまぐち元気アップ体操では3ヶ月に1度リハビリ専門職等が訪れて体力測定や助言を行っている。

やまぐち元気アップ体操の様子



提供：防府東地域包括支援センター

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- ・ 防府市は、山口県が作成した「やまぐち元気アップ体操」を活用し、体操に取り組む「介護予防教室グループ」の組成を進めている。介護予防教室は、5名以上のメンバー確保・週1回以上で3ヶ月以上の実施・実施に必要なテレビや椅子等設備の準備の条件を満たすと、リハビリ専門職による指導や体力測定による評価、地域包括支援センターによるサポートが受けられる。
- ・ クリス美容室での体操の取組に参加しているのは、20年、30年通い続けている顧客である。店主と顧客の間には長い交流によって培われた関係性があり、美容院はその交流の場となっており、特段用事がない時も顔を出すことがある。
- ・ 体操を実施する会場として店舗を利用しているが、体操を定休日に開催しているため、営業への影響がない。店舗のためスペースの制限があるが、カット用の椅子を使い工夫しており、馴染みの関係性の中で「できる範囲でやってみよう」と緩やかな雰囲気で行われていた。

やまぐち元気アップ体操・チラシ

身近な場所で！自分たちの力で！介護予防！！

やまぐち元気アップ体操

実施グループの支援を行っています♪

いくつになっても自分らしい生活を送るために

健康維持のために役がほしいわね

1人じゃなかなか難くないけど仲間と一緒になら...

効果的に介護予防が行えるよう、リハビリ専門職が関わって山口県が作成した体操です。

DVDを見ながら行うので、お手本がすぐわかります。

「介護が必要な状態（要介護状態）になることの予防」や「介護が必要な状態の軽減や悪化を予防」するための取組を「介護予防」といいます。
現在、大きな病気や健康への不安がない人も、加齢とともに心身の機能が低下し、要介護状態になるリスクが増加しますので、自ら積極的に健康の維持増進や介護予防に取り組むことが大切です。
市では、介護予防に効果のある『やまぐち元気アップ体操』を実施するグループの支援を行っています。歩いて送る身近な場所で、仲間と一緒に取り組んでみませんか？

支援を受けられるグループの条件は？

人数は 5人以上

頻度 週1回以上 最低3か月以上 体操を続けること

会場に テレビ・DVDデッキ・背もたれのある椅子・血圧計があること

この8つでOK!

どんなお手伝いをしてもらえるの？

- ★体操を始めてから慣れるまでの3週間（週1回）、リハビリの専門職が、体操のポイントをお伝えします。
- ★初回、3か月目、6か月目に体力測定を行い、身体機能や生活の内容の変化を評価します。
- ★各地域包括支援センターが随時サポートします。

問合せ
高齢福祉課（地域包括支援センター）
電話 (0835) 25-2964
FAX (0835) 23-2976

まずは仲間と一緒に体操の体験をしてみませんか？
※詳しくは、高齢福祉課(右記)または各地域包括支援センター(裏面)までお問い合わせください。

「やまぐち元気アップ体操」Q&A

Q：集まる場所は自治会館でなければいけませんか？
A：集会所や空き家、空き店舗、個人宅など、集まって体操ができるスペースと必要物品があれば、場所はどこでもかまいません。

Q：DVDデッキやテレビが自治会館にありません。どうしたらよいですか？
A：DVDを見ながら行う方が、正しく安全に体操できます。メンバー宅や地域で使っていないテレビを利用したり、会場を再度検討してみてもいいでしょうか。DVDデッキは、市が無料貸し出しを行っています（一定の要件があります）。

Q：週1回以上活動しないと駄目ですか？
A：体操を習慣づける、筋力を効率よくつけるためには週1回以上の活動が必要です。生活全体を見直し、活発に生活することで、心身の機能が向上し、よい循環が生まれます。

Q：土日に集まって体操したいのですが、曜日は何曜日でいいですか？
A：自主的に活動される日は、地域の皆さんが集まりやすい曜日や時間帯で実施してかまいません。ただし、土日は職員の対応ができない場合がありますので、リハビリ専門職が支援する回（初回～3回目、3か月目、6か月目）は、平日午後で調整させていただきます。

Q：体操はいつまで続けたいですか？
A：体操を行う目的は、住み慣れた地域でいつまでもイキイキと元気に暮らすことです。「いつまで」という期限はなく、自分たちにとって無理のないかたちで、なるべく長く継続していただくと考えています。
※最低3か月間体操を継続することで、効果を実感することができます。

各地域包括支援センターの連絡先

圏域	担当地区	住所・電話番号
防府東地域 包括支援センター	牟礼・松崎 富海	岸津二丁目 24-20 TEL (0835) 27-0150
防府西地域 包括支援センター	中関・華城 西浦・大浦	大字台通 1684 TEL (0835) 32-3310
防府南地域 包括支援センター	隣間・華浦 新田・向島	大字新田 1629-1 TEL (0835) 28-7002
防府北地域 包括支援センター	佐波・右田 玉祖・小野	大字高井 544 宇佐川ビル1階 TEL (0835) 28-7215

出典：防府市ホームページ

iv. 取組の効果等

- ・ 参加者は美容室から徒歩圏内に住む人が多く、「以前はジムにも行っていたが、料金が高い。1人で体操していても鬱々としてしまう。効果はよくわからないが、しないよりはよいと思う」、「行くところがあっても知らないところは行きづらいが、ここは行きやすい」との声も聞かれた。参加者は常連客であるとともに、美容室利用時以外でも店主と付き合いのある友人であるため、普段の付き合いの延長線上で「それならばみんなでもやってみようか」のような気軽な集まりとなっていた。
- ・ メンバーによっては体操を通じた顧客同士の出会いなどもあり、店主をはじめ和気あいあいと和やかに実施していた。体操終了後は、参加者でお茶を飲みながら楽しく歓談していた。

v. その他

- ・ 令和4（2022）年9月から休止しているが、その後もSCは連絡をとっており、メンバーも暖かくなったら再開したいと考えている。

【取組のポイント】

ポイント1:長年の関係性を土台にした緩やかな取組である

- ・ 店主が参加の声をかけたメンバーは、長年の常連客であり、長い時間をかけた交流がある。その関係性を基に、店主から常連客と一緒にやってみないかと気軽に声がけがなされている。メンバーにとって店舗は馴染みのある場でもあり、参加しやすかった。
- ・ 参加者は同じ店に通っているという共通事項があることから、参加者同士も馴染みがあり、新たに一緒に何かをすることを受け入れやすい関係性があった。終了後も会話を楽しむなど、美容院という場所に健康づくり、交流という楽しみが加わった。

ポイント2:無理のない範囲で取り組んだ

- ・ 店内には備品・器具等もあるため、メンバーが集まると十分なスペースを確保するのが難しい状況であったが、できる範囲で良いと考え、営業に用いるカット用の椅子を利用するなど工夫して取り組んだ。

-4. 「銭湯による活動スペースの提供 ～風呂っと杉並」で仲間づくり【銭湯】
 (風呂っと杉並 杉並区浴場組合 杉並区/東京都)

i. 概要

- ・ 「風呂っと杉並」は東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部（以下、「浴場組合」という。）が行う事業である。杉並区在住の60歳以上の人のグループ活動、またはこれからグループを作りたい、参加したいという人に対し、営業時間外の銭湯の脱衣場スペースを活動場所として提供することで支援する。
- ・ 地域包括ケアの推進を実現するためのインフォーマルサービスの一つとしてとらえられることから、杉並区は事業補助金を出し、支援している。

ii. 取組の経緯

- ・ 浴場組合では、営業時間前の銭湯の有効活用、区内銭湯を知ってもらうことによる利用者増、高齢者の健康増進を図る観点から、平成12（2000）年に地域で活動する高齢者のグループの活動場所として営業時間前の脱衣所を提供する自主事業を開始した。
- ・ 高齢者にいきがい・健康づくりの場を提供し、高齢者の活動・交流を促進するものであることから、区は平成13年に「杉並区風呂っと杉並事業補助金交付要綱」を制定し、運営費の助成を開始した。

風呂っと杉並の利用対象等

利用対象	60歳以上の区民で4名以上のグループ (地域包括支援センターの事業を含む)
利用時間	1所1日1回、1時間以上の活動
利用料金	1回当たり、全額3,000円程度

- ・ 区は、風呂っと杉並を地域包括ケアの推進を実現するためのインフォーマルサービスの1つと考えている。風呂っと杉並の活動について特別に区と区浴場組合との間での意見交換、専門職派遣等を行っていないが、補助金の申請書や報告が区に提出されるタイミングで事業実施内容の確認を行っている。
- ・ 浴場組合の自主事業であることから、区からは特段周知はしておらず、区浴場組合のホームページやチラシで周知が図られている。
- ・ 活動しているグループは、区内で自主的に活動をしている60歳以上の区民で4人以上のグループであり、実施内容は、体操、ヨガ、ゲーム、カラオケ等である。平成30（2018）年度には7か所の銭湯で341回開催され、2200人の利用があったが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2（2020）年6月まで事業を中止した。再開後の令和2（2020）年度に開催したが、銭湯は5か所に留まり、利用者も減少した。

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- ・ より一層の利活用が進み、目的である健康維持・促進を図る取組が行われるよう、区では令和2（2020）年度より利用方式を登録団体による継続利用から利用ごとの申込書・報告書によるものに変更した。その結果、新しい団体の活動実績も出てきている。
- ・ 平成13（2001）年度当時、区内の銭湯は56か所であったが、現在は19か所へと減少している。

iv. 取組の効果等

- ・ 平成30（2018）年度には7か所の銭湯で341回開催され、2200人の利用が行われており、高齢者の活動の機会と場所の確保、営業時間外の銭湯の有効活用が図られていた。

【取組のポイント】

ポイント1: 営業外の時間帯・場所の利活用がされている

- ・ 営業時間外に銭湯の脱衣場が持つ大きな空間を利用し、時間と空間の有効活用を図ること
で高齢者の健康増進活動に活かしている。

ポイント2: 活動の場を提供することが店舗利用のきっかけづくりになっている

- ・ 活動後には入浴できるため、普段銭湯を利用しない人の銭湯を利用するきっかけとなっており、利用者の拡大に寄与している。

④ 個別事例：共に取り組む

1. 事業者支援の立場から事業者に地域包括ケアへの参加を働きかける【事業者支援】 (岩手県生活衛生営業指導センター 岩手県)

i. 概要

- ・ 公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センターでは、県下生衛業の振興及び経営の安定を図るべく活動の一環として、地域包括ケアシステムへの積極的な参加を図っている。実施にあたっては、特に生衛業の取組が期待される生活支援、介護予防の分野に着目し、地域包括ケアシステムの一翼を担うべく県内市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会らとの連携を深めるべく働きかけを進めている。
- ・ 具体的な取組としては、多岐に渡る生衛業の事業者が地域包括ケアシステムに参加するためのプラットフォームである「岩手セイエイ百貨店」を厚生労働省「生活衛生関係営業地域活性化連携事業」の中で開始し、県内各所で展開を開始している。
- ・ 令和2（2020）年には久慈市と包括協定を締結し、共に連携して地域での新しい支え合いの仕組みづくりの推進を開始しており、他市でも同様の協議を進めている。

ii. 取組の経緯

- ・ 地域包括ケアシステムに示されている高齢者の在宅生活支援については生衛業が担い手となり得るサービス分野が数多くあるものの、現在の取組は訪問理美容等一部業種に留まっている。そのため、厚生労働省は「生活衛生関係営業の生産性を図るためのマニュアル（地域連携編） 地域連携マニュアル」（厚生労働省）において、生衛業の事業者には地域包括ケアシステム・地域共生社会への参加が期待されると述べる等、検討を促している。

生衛業支援者向け 生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのマニュアル（地域連携編）



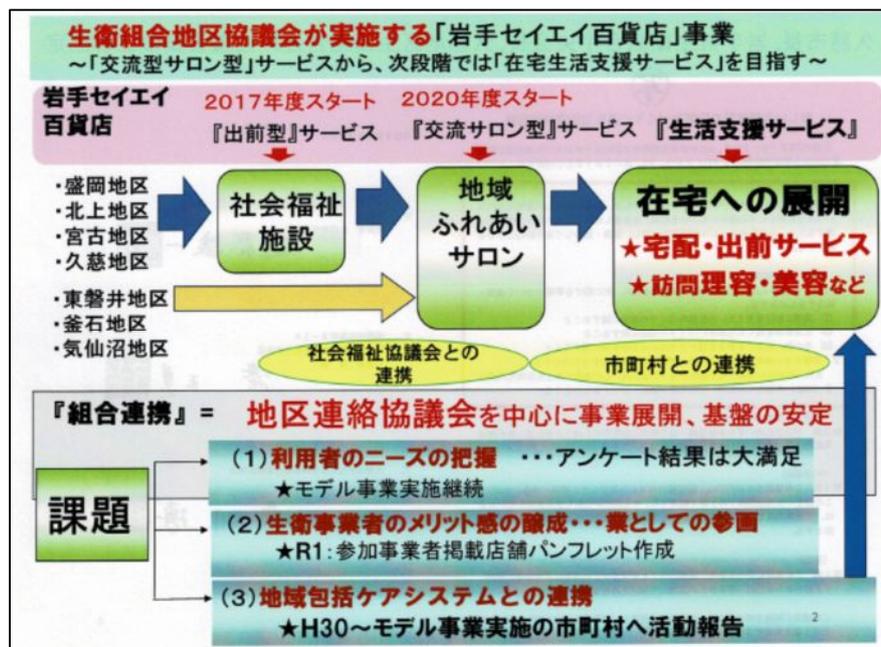
資料)厚生労働省

- ・ 生衛業の振興及び経営の安定を図る全国組織として公益財団法人全国生活営業指導センター（以下、「全国生衛業指導センター」という。）があり、公益財団法人都道

府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県生衛業指導センターという。」）及び全国の事業者らに向けて地域包括ケアシステムの周知啓発を図っている。

- 公益財団法人岩手県生活衛生営業移動センターでは、平成26（2014）年度より厚生労働省の補助事業である地域活性化連携事業に継続して応募し、全国に先駆けて地域包括ケアシステムへの生衛業の事業者の参加を進めており、事後評価においても先進的モデル事業としての評価を得ている。県内支部及び事業者らに地域包括ケアシステム参加への働きかけを行うと共に、そのため参加のための方法として生衛業の各分野の事業者が横断的に参加するプラットフォームである「岩手セイエイ百貨店」を開始して取り組んでいる。岩手セイエイ百貨店は、県生衛業指導センターを中心とする各組合連携による百貨店方式の生衛業の事業者連携体であり、多様な生衛業の事業者が参加するプラットフォームがあることにより、高齢者からの日常生活に係る多様なニーズに応える魅力的なサービス提供が可能となる。実施に向けてはロードマップを作成し、段階的に推進を図っている。

岩手セイエイ百貨店事業のロードマップ



資料)(公財)岩手県生活衛生営業指導センター

- 岩手セイエイ百貨店のロードマップは、①平成29（2017）7年から社会福祉施設向けに「出前型サービス」の開始、②令和2（2020）年から地域ふれあいサロンへの「交流サロン型サービス」の開始、③在宅に対し「生活支援サービス」の開始、と段階的に活動のフィールドを展開している。
- 県生衛業指導センターは県内の支部等に働きかけを行っており、現在は盛岡地区、北上地区、宮古地区、久慈地区において先行して取組が進んでいる。令和2（2020）年には、各地区でのサービスメニューや参加登録店の連絡先等の情報をまとめた冊子として「岩手セイエイ ハツラツ・ナビ 岩手セイエイ百貨店/ライフアップ・プラザ岩手」を作成し公開した。これは、県内の交流サロンでの活用を想定した講座型サービスの紹介であり、利用を働き掛けている。

交流サロン向けサービスガイド 岩手セイエイ ハツラツ・ナビ



※以上は抜粋であり、交流サロン向けサービス(講座)メニューは地区ごとに掲載されている

資料)公益財団法人岩手県生活衛生指導センター

- ・ 地域包括ケアシステムへの地域密着型産業の事業者の参加は、市町村の地域包括ケア福祉部門との連携が重要である。久慈市では、県生衛業指導センター支援のもと、市と地区組合間の検討が進み、令和2(2020)年に久慈市、県生活衛生同業組合中央会、久慈地区生活衛生同業連絡協議会との間で包括連携協定が締結された。
- ・ 協定では、三者が協力して地域における支え合いの仕組みづくりの推進、社会参加を通じた生きがいづくりの推進について連携・協力し、その成果を久慈地域、岩手県内にも発信することで普及・発展に貢献するとしている。当面の具体的な連携事業としては、新しい生活支援サービス提供の体制づくりとして、「岩手県セイエイ百貨店運営協議会」を関係者らで設置し、その運営と充実を図る。また、新しい生活支援サービスを行う機運の醸成も図る。
- ・ 岩手県セイエイ百貨店運営協議会の構成員は、組合と地域包括支援センター、市社会福祉協議会から成る。事業者は業を通じて地域の高齢者の日常生活の支援を進め、地域包括ケアシステムの担い手の一つとして高齢者の地域での生活の継続を目指す。

新しい生活支援の仕組みづくりに係る包括連携協定書(令和2(2020)年10月29日締結)

協定書

(岩手セイエイ百貨店運営協議会の構成員)

写

新しい生活支援の仕組みづくりに係る包括連携協定書

久慈市(以下「甲」という。)と岩手県生活衛生同業組合中央会及び久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会(以下「乙」という。))は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し「地域の住民がいつまでも安心して心豊かに暮らせる社会」を目指した地域包括ケアシステムを推進するため、生活衛生サービスの提供等に関し、連携・協力して取り組むことを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

(1) 地域における支えあいの仕組みづくりの推進に関すること
 (2) 社会参加を通じた生きがいづくりの推進に関すること
 (3) その他、前条の目的を実現するために必要な事項に関すること

2 前項各号の事項を推進するため、別紙の事業を実施するものとする。

また、甲からの連携・協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合(別表)の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

(連携・協力事項の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが連携・協力事項の変更を申し出たときには、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

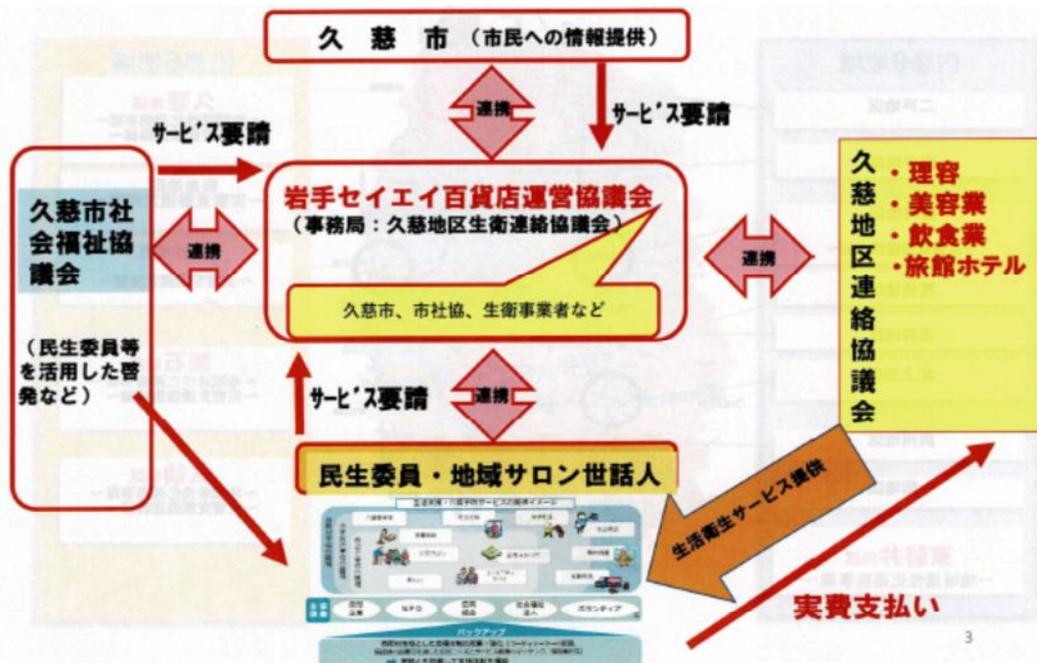
(協議)

第5条 この協定に定める事項に關聯の生じた事項及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会	岩手セイエイ百貨店運営協議会久慈地区企画委員会を主催
県飲食業生活衛生同業組合久慈支部	生活衛生サービスの提供等に貢献する(利用者からの実費負担あり)
県理容生活衛生同業組合久慈支部	生活衛生サービスの提供等に貢献する(利用者からの実費負担あり)
県美容業生活衛生同業組合久慈支部	生活衛生サービスの提供等に貢献する(利用者からの実費負担あり)
久慈市生活福祉部地域包括支援センター	市民への生活衛生サービスの広報に努める

岩手セイエイ百貨店運営協議会



- 自治体との連携に向けた動きは、釜石地区（釜石市）、気仙地区（大船渡市）でも地域活性化連携事業の枠組みの中で進んでいる。久慈市と同様に市との協定を目指して、双方とも企画検討委員会を設置して検討している。会議や事業に係る取組等の開催や検討については、県生衛業指導センターが支援を行っている。
- 釜石市ではモデル事業の実施と企画検討委員会による検討会が進んでいる。検討委員会には、生衛業の地区連絡協議会会長の他、各組合から代表が出席している。また、会議のアドバイザーとして、釜石市高齢介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会が参加して検討を行っている。令和4（2023）年10月3日に行われたモデル事業の後、企画検討委員会委員らは釜石市市長に面会し、取組の説明と意見交換も行った。
- 大船渡市でもモデル事業の実施と企画検討委員会による検討会が進んでいる。検討委員会には、生衛業の地区連絡協議会会長の他、各組合から代表が出席している。また、会議のアドバイザーとして市社会福祉協議会が参加して検討を行っている。

企画検討委員会(釜石市2022.11.28)



企画検討委員会(大船渡市2022.11.28)



- 以上の内容については、毎年度後半に岩手県社会福祉協議会と会議を開催し、情報の共有と意見交換を行っている。

iii. 取組における各主体の関わりや工夫

- 本取組は、地域包括ケアシステムへの参加を地域密着型産業の事業者である生活衛生営業の事業者らが自らの課題として取り組めるよう、支援者である県生衛業指導センターが働きかけを行っている例である。
- 県生衛業指導センターは事業者の同業組合に対して支援を行っていく立場であることから、同業組合内の取組を促すだけでなく、異なる組合同士をつなげることができる。そのため、岩手セイエイ百貨店のような事業者のプラットフォームをつくるのが可能である。
- 事業者が直接市町村に対して協議を依頼することはハードルが高い。だが、生衛業の事業者の取りまとめを行う立場として、県生衛業指導センターが市町村や連携が必要と考えられる市町村社協、SCらに話をしに行くことは不自然ではない。また、県内事業者を支援する立場であることから、市町村を支援する県、市町村社会福祉

協議会を支援する県社会福祉協議会との協議も行いやすい。

- ・ 全国的に進んでいる岩手県の取組ではあるが、進めていく上での課題は多い。市町村には衛生部門が無いことから生活衛生営業の同業組合があることを知らず、そこからの説明となることも多い。また、地域包括ケアを担当する部署に話を持って行った場合も、担当者に地域包括ケアにおける地域密着型産業の事業者の必要性についての意識が低い場合には理解が進まず、新しく余計な仕事が増えると思われる、違う部署の担当だとして商工労働部門に話を回されることもある。しかし、継続的に取り組み、働きかけて理解者を増やしていくことで、市町村の担当者が必要な取組だと前向きになり、首長への説明等が可能となったこともあった。
- ・ 一方、事業者自身が取り組みたくないとする場合、無理に進めていくことはできない。まずは事業者自身の理解が必要であり、その働きかけも継続して行っている。

iv. 取組の効果等

- ・ 事業者を支援する県生衛業指導センターが働きかけることにより、同業組合による検討、さらに生活衛生営業の同業組合が集まったの検討等、組織的な動きが可能になることで、全体の仕組みとしての検討が行える環境ができています。
- ・ 県生衛業指導センターの働きかけや支援を踏まえて、生活衛生営業の事業者自身が将来の地域の姿、その上で地域包括ケアと自身の事業のあり方を考えることで取組が進んできています。今回、検討が先行して進んでいる久慈市、釜石市、大船渡市等の沿岸部では東日本大震災の際に大きな被害を受けたが、被災者への支援、復旧・復興の過程では医療や福祉等の専門職に関わらず店舗等民間事業者による見守りも行われる等、地域の関係者が互いに支えあって地域社会を取り戻そうとした経験を有している。その経験は、言わば今後の地域包括ケアの検討に向けた源泉でもあり、関係者と丁寧に協議を重ねることで共に考える関係が生まれている。

【取組のポイント】

ポイント1: 事業者に対する支援であり、自分たちの問題として取り組みを促している

- ・ 地域包括ケアへの参加について、地域に密着した事業者としての地域への貢献だけではなく、今後の超高齢社会における仕事のあり方としてとらえるよう働きかけている。結果、事業者が自ら考え、取り組む姿勢がつけられる。

ポイント2: 単体の事業者では取り組めないことを、組織の力を活かして取り組んでいる

- ・ 同業組合内の方向性の検討も、当事者同士だけでの検討は難しい。その際、支援者である県生衛業指導センターが入ることで様々な情報や視点が入り、検討が活性化する。
- ・ 高齢者の日常生活に必要なサービスは多岐に渡る。それらが個々で検討されるのではなく、岩手県セイエイ百貨店のようなかたちで提示できることは、高齢者にとっても魅力的である。異なる分野の同業組合が乗り合えるプラットフォームをつくることのできるの、県生衛業指導センターが持つ特性を活かしているためである。

-2. 地域の人々で移動の足を確保する【移動手段の調達】

i. 概要

- ・ 高齢者が日常生活に必要な支援を得るために、送迎・訪問が必要となる場合がある。その場合、事業者自らが行う場合もあるが、送迎・訪問は移動支援に係る部分であり、移動サービスは地域全体の問題でもあることから、切り出して別途調達を考える方法もある。
- ・ 昨今は、商店街や地域の民間事業者も含む人々が協力金を出し、移動サービスの原資としているケースも出てきている。

ii. 移動手段の外部調達について

- ・ 高齢者が日常生活を支えるサービスを使い続けるためには、そのサービスをどのように得るかという方法の検討も求められる。その時、高齢者に「来てもらう」＝送迎、「持っていく」＝訪問という方法が考えられるが、送迎や訪問を事業者自らが行うことは、事業の効率、そのための設備投資や環境整備等、諸々の点から難しい場合がある。また、当初は送迎を行っていたとしても、量や頻度が多くなれば負担が生じてくる。
- ・ その場合、特に中山間地域において移動手段の確保が課題になることがある。だが、事業者が自ら送迎を行うのではなく、高齢者の移動支援を別途調達する方法も考えられる。
- ・ 乗り合い送迎サービスを行うチョイソコ（アイシン精機株 刈谷市）は地域の交通不便を解消し、高齢者の外出促進に貢献を目的とするデマンド型交通であり、全国で移動支援を展開している。チョイソコは地域のタクシー会社と提携して運行する仕組みであるが、自治体や事業者等の協力事業者からの協賛・広告料で運営費用の一部を支えることで安定した運営を実現させている。また、チョイソコ以外にも移動サービスは各種出てきており、中山間地域の場合、移動支援の問題は既に顕在化していることから、その検討等が行われている場合もある。
- ・ 移動手段の確保は単体の事業者だけの問題ではなく、地域の問題である。そのため、自分たちの事業を継続して利用してもらうため、民間事業者が移動サービスに協賛費用を出しているケースは散見される。
- ・ そもそも移動支援の問題も起きているのであれば、高齢者支援・産業振興の観点から、自治体に新たに移動サービスの検討がされているのか・行われる可能性はあるのか等を打診してみることも考えられる。また、行われる場合には協力事業者として参加し、近くに停留所を設置してもらうことも有効である。
- ・ 以上は一事業者・一店舗の取組に留まらず、エリア全体への波及効果も考えられる。自治体、商店街等、同じ地域に関係する者たちと地域で移動の足を確保する検討も大事である。

(2) 事例からの考察

① 産業の取組の中にある地域包括ケアの種を見つける

地域包括ケアシステムのコアは、言うまでもなく医療・介護提供者同士の連携と協働である。では、本報告が取り上げる生活支援サービスは、地域包括ケアの中でどのような位置を占めるのだろうか。医療・介護サービスを利用している高齢者、利用せずに暮らしている高齢者、さらには子育て中の親、障害者とその家族等のいずれにとっても、買い物や交通等をはじめとする生活を応援する仕組みは、在宅生活を送るためにきわめて重要な役割を果たす。つまり、生活に係る地元産業の取組活性化は、地域包括ケアの構築発展にとって必要条件と考えてよい。ただし、「生活産業活性化があれば必ず地域包括ケアシステムができあがる」とは言えない以上、十分条件ではないと冷静に把握して議論を進める必要がある。

紹介した事例からは、「高齢者の社会参加の継続」「地域密着型産業の事業者の事業継続」の双方にとってメリットがあると感じられ、win-winの関係性が生じていたとわかる。また、地域包括ケアシステムの一部である生活支援部分構築に向け、自治体と地域密着型産業の協働に向けた目的や意志がみられる。

ところで、フレイル・プレフレイルのような虚弱の高齢者の送迎は、果たして社会貢献やボランティアの機能を果たすだけなのだろうか。無論、そうした側面も否定できないが、長年の利用者である顧客との関係性、利用継続を図るためのサービスの一環として自然に生まれてきたケースも多いだろう。その場合、「新しい取組を始める」のではなく、地域で既に行われている取組を地域包括ケアの観点からとらえる意識変革が大事である。

日常生活を送る上で課題が生じた場合でも、かねてより利用している店舗には通い続けたい。馴染みの関係ができてから、行きやすい。使いにくくなったら別のものを使うというのではなく、今までどおり使い慣れたところ、通いなれたところを引き続き利用できることが高齢者の希望であり、それに事業者が自身の事業の一環として自然に对应している状況がある。後期高齢者が生活を送るために欠かせない要素である生活支援については、事業者によって自然に取り組みされている状態を支える関係性が源泉である。いわば、産業の取組の中にある地域包括ケアの種（たね）である。そうした関係性の再認識が自治体と地域密着型産業が協働し、発展していく第一歩となると期待したい。

ただし、そうした動きや可能性が産業側に存在するにも関わらず、市町村がそれを取り上げるだけの準備（検討）ができていないために見つけられないケースも想定される。例えば、地域ケア会議は個別課題から地域課題を発見していく場であるが、個別の困難事例の検討が中心となっている状況が多く見受けられる。そうした検討も必要ではあるものの、合わせて自立支援に向けた検討にも軸足を置こうとしなければ、産業の事業者を含んで協議する必要性は感じにくい。さらに、準備体制は作られていても、本報告で述べてきたような両者の関係性を重視する観点をもって見ていないがゆえに、取組を知っている場合であっても活用できていない自治体も存在するのではないだろうか。

② 自治体の意志のもと目的を明確にして皆で取り組む

取組の充実をはかる、高齢者を始め支援を必要とする住民につなぐ、取組を深める等の努力を通じて、地域・自治体の持続可能性は向上しうる。だが、事例にもみられるように、持続可能性の向上は自治体単独では実現できず、自治体、SC、事業者団体、そして個別事業者等が共に取り組んでいくチーム力が必要である。そして、共に取り組んでいくためには、各関係者が下記のような役割を把握し、その上で連携・協働を図らねばならない。

まず自治体は、意志と目的を明確に示したうえで、地域包括ケア・産業振興の両面から検討を行うべく福祉、介護だけではなく産業の部署からも出席する協議体を設置し、全体的な方針、事業者や住民の啓発、実施に向けた場と機会を用意する責務をもつ。そのうえで、地域の状況に合わせて支援策を講ずることも考えられる。

市町村には生活衛生営業を所管する部署がなく、事業者団体や事業者と接する窓口がない場合がある。都道府県でも地域包括ケアに係る部署、生活衛生営業および産業に係る部署を含む体制で検討を進めたうえで、市町村には適宜情報提供、事業者団体には市町村の担当部署等の紹介を行う。

SCは、かねてより地域の助け合いに力を注ぐことに重点をおいた活動をしてきた。今後は加えて、地域での高齢者の日常生活の継続のために何が必要かを考え、そのうえで地域密着型産業をはじめとする事業者への働きかけも同様に進めていくことが必要である。既にある資源の中に地域包括ケア構築に役立つ種となるものを探し、取組の実施や継続を支援し、その取組を高齢者につなぐ、もしくは高齢者につなぐ役割を持つ者に伝える機能を果たす。

事業者団体は、団体に加入している個々の事業者に向けて啓発や取組支援を実施し、自治体にも働きかけを行う任務を遂行する。

最後に、事業者は自身の事業継続目標と地域の振興を図る目標のもと、自治体の全体的な方針を踏まえて取組を行っていく主体となる。

日常生活を支援するサービスは、高齢者のみを利用対象とするものではない。障害者、子育て中の家族等のいずれにとっても、日常生活を送るうえで重要な役割を果たす。高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた「地域包括ケアシステム」が「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」である³ことを考えると、日常生活を支援するサービスは地域共生社会を実現していくうえで不可欠であり、高齢者のみならず、全ての人にとって重要な役割を持つのである。

³ 地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業 地域包括ケア研究会報告書
-2040年に向けた挑戦-(平成28年度老人保健健康増進等事業 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

7. 手引き（案）の作成

地域包括ケアの構築と地域密着型産業の振興が進むことで、「高齢者の日常生活の継続と健康寿命の延伸等」と「地域振興・産業の活性化」がなされ、自治体・地域の持続性は高まる。いわば地域包括ケアを基軸とするまちづくり、共生のまちづくりであるが、その意識をもって取り組んでいる自治体は一部に留まると考えられる。背景には、アンケート調査結果からもみられるように、地域包括ケアを構成する一つとして地域密着型産業の事業者が含まれることを「知ってはいる」が、「理解はしていない」という状況があり、産業を取り入れる意識が低く、施策としての優先順位も低くなっている状況もがみられる。だが、今後は要介護者対応の施策の着実な実行だけではなく、フレイル、あるいはプレフレイルの人々に対応する取組へと広げていかねばならない。

地域包括ケアは自治体のみの力で進むものではなく、高齢者をはじめとする住民、その支援者、民間事業者らと共に進めていくものである。その際に重要であるのは、自治体としての意志と目的であり、その理解を各所に向けて働きかけられることである。

よって、自治体の意志決定に資すること、地域包括ケア、地域密着型産業をはじめとする産業振興や商店街振興の両部門の理解を促すため、考え方と進め方を取りまとめた手引き（案）を作成した。

令和 4 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業

地域包括ケアと産業による地域振興

地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた
自治体向け手引き

令和 5（2023）年 3 月

はじめに

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制です。地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することを目指しますが、これは在宅生活が医療・介護等の専門職のサービスのみで支えられるものではなく、日常生活を支える様々なサービスや取組があって成立することによります。何らかの課題が生じた場合も、在宅で日常生活を継続できる可能性を高めることができれば、社会参加や社会的交流の機会が保たれ、重度化等の防止が図られることが期待されます。

地域包括ケアシステムの重要な構成要素としては、人々の生活を支える産業も含まれます。しかし、地域包括ケアシステムの推進体制や協議体に産業の部局や事業者等を含む自治体は、未だ少ない状況です。しかし、日常生活を支える産業が高齢者の利用を配慮したものでなければ、在宅生活は支えられません。

では、産業分野はどのような状況なのでしょうか。高齢化した顧客への対応、地域のマーケットの変化等、事業環境に大きな変化が生じています。特に、地域に密着し、地域の人々に向けた事業を営んできた事業者への影響は多大です。一方、今後のマーケットに高齢者が占める割合は大きくなり、事業者にとっては消費者である高齢者に利用し続けてもらう工夫や努力は事業継続策でもあります。特に地域密着で事業を営んできた事業者には地域からの信頼、顧客である高齢者と馴染みのある関係を築いている場合もあり、それは事業者の強みともとらえることができます。

人口減少と高齢化による人口構造の変化に伴う活力の減少は、地域・自治体の持続性を危うくします。自治体が産業の担い手と協働して地域包括ケアシステムの構築を進める努力は、「高齢者の日常生活の継続と健康寿命の延伸等」と「地域振興・産業の活性化」を同時に図ろうとする作戦であり、もし双方の組み合わせが成功すれば、地域・自治体の持続可能性を高めるものと考えます。しかし、地域包括ケアシステム構築に向け、産業をどのようにとらえ、協働すればよいのかと悩む自治体も多いのではないのでしょうか。

株式会社富士通総研が実施した、「中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業」(令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)では、地域密着型の産業として生活衛生関係営業に着目し、「地域密着型産業の事業者」としてとらえて、自治体との協働による地域包括ケアの構築に向けた検討を行いました。

本手引きは「自治体向け」として、市町村の地域包括ケア推進の担当部署の方々に向け、地域密着型産業の事業者と協働して地域包括ケアの推進を図るための基本的な事項を取りまとめました。

本手引きが産業との協働のきっかけ、地域包括ケア推進の一助になれば幸いです。

令和5(2023)年3月

株式会社富士通総研

目次

1.	地域包括ケアと産業	1
(1)	地域包括ケアにおける産業	1
(2)	産業における地域包括ケア	4
(3)	地域包括ケアと産業	6
(4)	「地域密着型産業」である生活衛生関係営業への着目	8
2.	自治体と産業との協働による地域包括ケア構築の進め方	9
Step-1	自治体の課題・ニーズを考え、共有する	12
Step-2	取組を地域包括ケアの観点からとらえ、意味づける	20
Step-3-1.	高齢者に知らせる・つなぐ	24
Step-3-2.	取組の充実を図る	25
Step-4.	取組を深める・広げる	26
3.	取組事例	27

※文中にある「報告書」や本手引き等は、以下に掲載されています。

令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業
URL: <https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2022regionalpolicy1a.html>

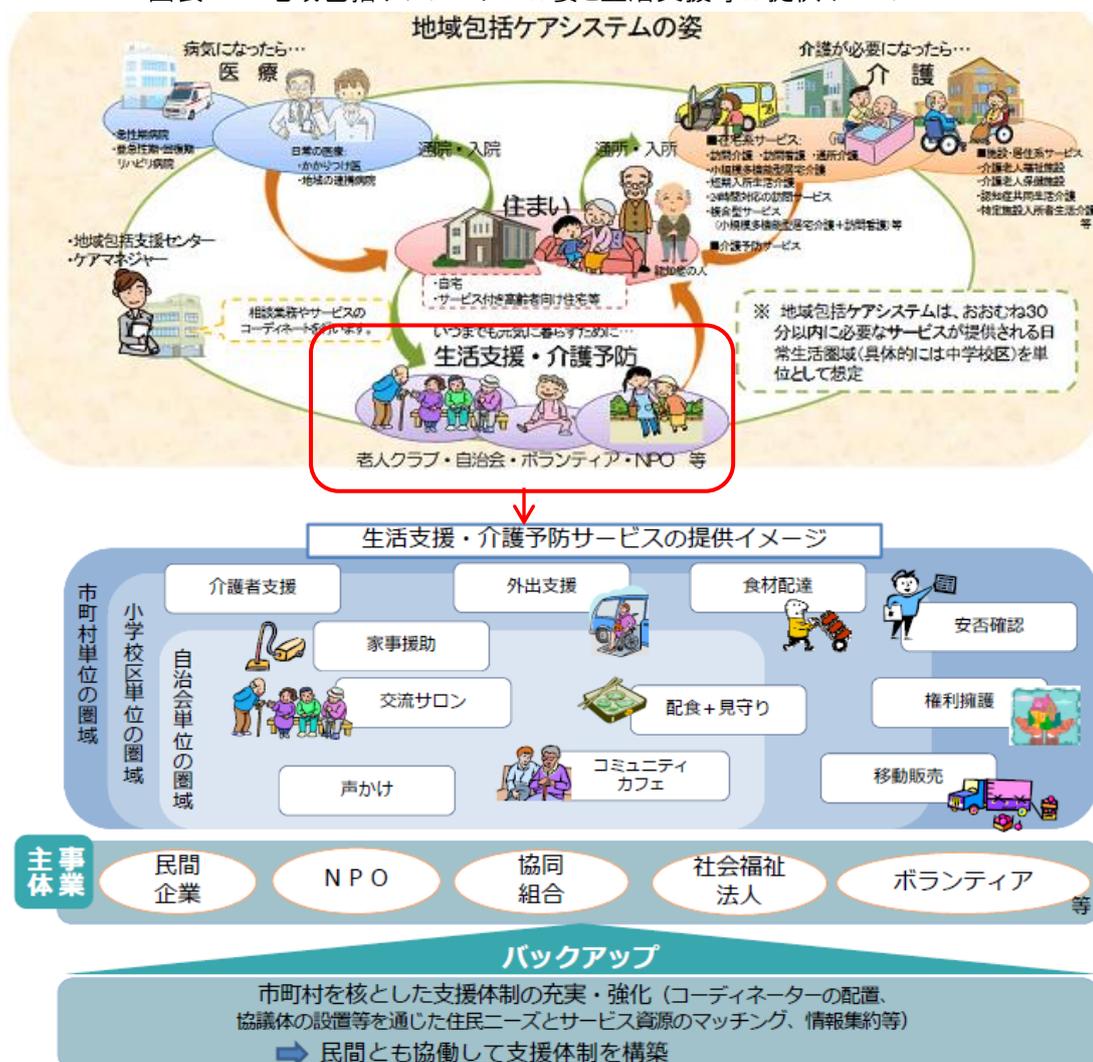
1. 地域包括ケアと産業

(1) 地域包括ケアにおける産業

① 地域包括ケアにおける産業の事業者とは

地域包括ケアシステムとは、誰もが、望むなら、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する体制の構築により、在宅生活の限界点を引き上げようとする考えです。在宅生活(居住系サービスやサービス付高齢者向け住宅での暮らしを含む)は、医療・介護等の専門職のサービスのみで支えられるのではなく、日常生活を支える様々なサービスや取組等があって成立します。介護予防・生活支援・介護予防・生活支援は地域包括ケアシステムの植木鉢モデルでいうところの「土」、すなわち地域での日常生活の基盤であり、地域が一丸となった包括的な介護予防や生活支援を目指すことが重要です。その中には、NPO や企業等も含む民間事業者の参画も期待されています。

図表- 1 地域包括ケアシステムの姿と生活支援等の提供イメージ



厚生労働省資料に事務局加筆

図表- 2 地域包括ケアシステムの植木鉢モデル

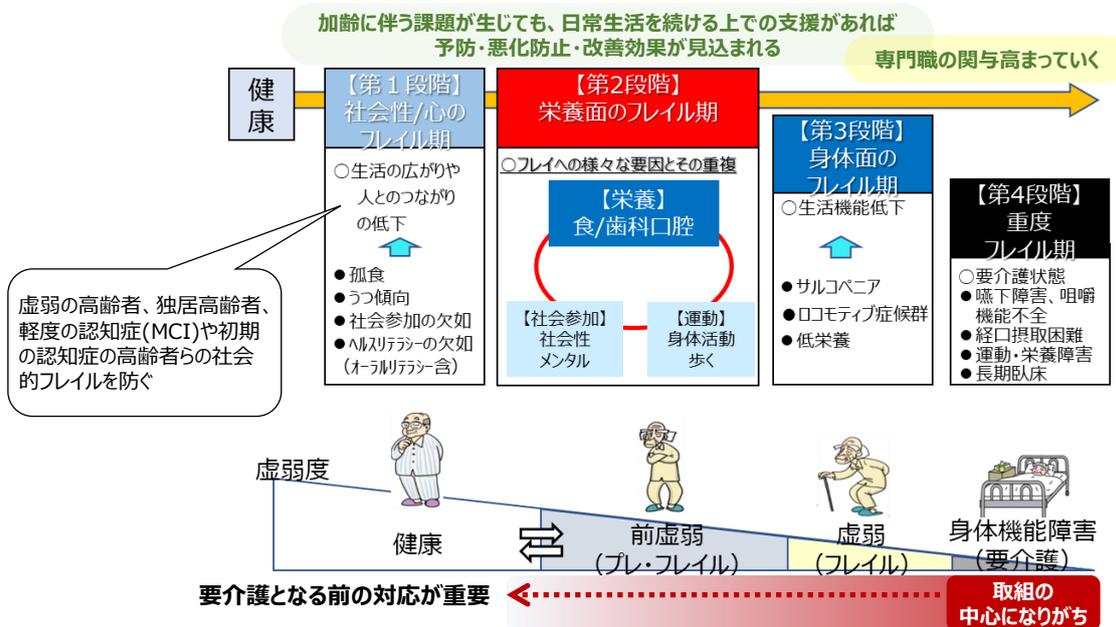


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27(2016)年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

② フレイル予防・対策

後期高齢者数、特に85歳以上の超高齢者数は増加し、人口における後期高齢者割合も高く、高齢者施策では要介護以前の対応が重要です。要介護状態に至るまでには段階もあり、重度化までには改善・軽減の可能性も指摘されています。よって要介護者対応の施策だけではなく、虚弱の高齢者、独居高齢者、軽度認知障害(MCI)や初期の認知症の高齢者等、社会的な係わりが薄れてきた人々に働きかけ、社会的フレイル、要介護状態化を防止する取組へと広げていく意識が必要です。

図表- 3 フレイル予防・対策へと取組を広げていく



東京大学 高齢社会総合研究機構・飯島勝矢(作図)

厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)虚弱・サルコペニアモデルを踏まえた高齢者食生活支援の枠組みと包括的介護予防プログラムの考案および検証を目的とした調査研究(H26年度報告書)に、事務局一部加筆

社会的フレイルの防止には、上手に他者の助けを利用しながらも、自分のことはできる限り自分で対応する・しようとする高齢者自身の意欲の維持・増進が重要です。自分らしい暮らしを続ける条件の一

つとして、心身の変化が生じた場合も日常生活が維持できる環境や手立てが準備され、社会参加・交流の機会が持てる等、何らか課題が生じた場合もそれを受け入れる受容性の高い社会・地域であることがあげられます。受容性の高い地域とは、高齢者の日々の生活を支える仕組みだけでなく、楽しみの提供も存在する地域です。それらによって生活への意欲が喚起されるなら、自然と日々の活動量も増え、健康状態や生活機能の維持・向上等介護予防効果も期待されます。受容性の高い地域社会の構築は、高齢者の自律的な生活の維持、健康寿命の延伸等につながる可能性が高いのです。

③ 高齢者の日常生活を支える産業

高齢であるかないかに関わらず、人の生活には、①日常生活を送るために必須の物品とサービス、②自分らしさや自分自身に自信を保つためのセルフケア(自尊心にも影響、自律的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる)、③楽しみ・生きがい(日々の生活への意欲)、等が必要です。それらには、日常生活を支えるサービスや生活への意欲を喚起するサービス等の産業が役立ちます。そのため、年齢を重ねた高齢者がサービスを利用する際の配慮に加え、サービス提供の場所に行くのが難しい時にも利用しやすくする支援が求められます。

後期高齢者の生活を支えるために必要な社会インフラは、医療や介護だけではありません。高齢者が使える・利用したいと思うサービスが生活圈域・すなわち住み慣れた地域に必要であり、それが地域包括ケアシステムにNPOや企業等の民間事業者の参画が求められる理由なのです。

④ 中山間地域だからこそ求められるインフォーマルサービス

介護保険サービス事業所は、人口が集積する都市部では比較的その数が保たれているものの、人口減少が進む地方では事業所も減少し、生産年齢人口の流出が進む中山間地域では、高齢化が一層進む一方、医療・介護に係る専門職の確保が困難になってきているところもあります。

居宅介護支援専門員が作成する介護保険ケアプランは、フォーマルサービスである制度給付対象サービスを中心に考えられていますが、今後はその調達自体が困難となる自治体も出てくる可能性があります。また、もし困難でないとしても、利用者の生活を支える様々な支援のうち、介護保険は、身体ケアや生活援助、レスパイト(短期入所)、リハビリテーション、栄養ケア、口腔ケアなどの専門職サービスに対する給付を受け持つ制度であり、日常生活支援については別の仕組みの構築が不可欠です。

重度化を防止し元気な期間を延ばす努力はどこでも大切ですが、高齢化が全国に先駆けて進む中山間地域だからこそ、民間事業者の参画を含むインフォーマルサービス充実の重要性が高いのです。

フォーマルサービス以外の取組について、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが地域の情報を把握し、重度化防止に役立つ支援を提案できれば、プレフレイルやフレイル、初期の認知症等の人たちの日常生活の継続性が高まり、重度化リスクも低減されます。そして、必要な人に専門性の高いフォーマルサービスの資源を集中させられます。だから、地域で高齢者の日常生活を支える民間事業者の取組も、高齢者の利用しやすさ等に配慮し、利用し続けられるようにする工夫を施し、フォーマルサービスに対する給付を担当する介護保険の対象の外側に広がる生活支援の構築が大事なのであり、民間事業者に働きかけ、理解を促していく注力が求められるのです。

(2) 産業における地域包括ケア

① 産業をめぐる厳しい状況

少子高齢化や人口減少の進行により、多くの産業にとっても、顧客の高齢化に伴う地域のマーケットの変化等、事業環境に大きな変化が生じています。産業に従事する民間事業者には、マーケットの変化と、産業における働き手の高齢化や働き手の不足等による経営の難しさに直面しています。

さらに、2020年初頭から日本にも広まった新型コロナウイルス感染症により、さまざまな産業が大きなダメージを受けました。特に、地域で暮らす人々の日常生活を支える商業やサービス業等、地域密着型の産業の民間事業者への影響は大きく、休業や閉店を余儀なくされたところも珍しくありません。

顧客の高齢化によるマーケットの変容、求められる内容の変化等は、事業環境の変化でもあります。人の生活を支える産業の民間事業者が、自身の顧客である対象者の状態や意向を踏まえてサービス等を検討する姿勢は当然のことでしょう。超高齢社会のマーケットでは高齢者が重要な消費者であり、高齢者に選ばれるための工夫や努力は、民間事業者の事業戦略、事業継続策として必須なのです。

しかし、事業環境への変化への対応、そのための事業戦略や事業継続策を考えることは容易ではありません。特に地域にある店舗等の多くは事業規模も大きくはなく、経営基盤も決して強くはありません。また、経営者自身も高齢化している場合もあります。この時、マーケットの変化を敏感に捉えて事業を変えていく意識以上に、「新たなことに取り組む」への重さ・辛さが先行して生じます。さらに、新しい事業環境への対応等の情報は、小規模の民間事業者になかなか入りません。

② 既にある取組に新たな意味を持たせる ～地域包括ケアの観点からとらえる

地域に密着し、人々の日常生活に寄り添ったサービスを提供している産業の場合、地域で長年利用され続けているものも多くあります。新型コロナウイルス感染症蔓延期に、買い支えて地域の店舗を支援する等、地域の店舗と住民の強い関係性等もみられました。地域で長く営業している店舗等には長年にわたる顧客もおり、店主等との間に信頼感や交流が生じているケースもあります。こうした事実や関係性は、地域で人々の生活に密着した産業に従事してきた民間事業者の強みです。歩くことが難しく来店しにくくなった顧客を送迎する、重度の要介護者に品物を届ける、早い対応は難しそうだからゆとり声かけする等、利用し続けてもらうための方法や工夫を自然に行う等、「マーケットの変化を敏感に捉えて事業を変える、新しい取組を行う」ことはしなくても、顧客への新たな対応を通じて事業を変えさせ、充実させているケースもあります。これらは本業を利用しやすくするための行為であり知恵です。

これらは新たにつくりだしたのではなく、顧客への対応や顧客との間に培われた関係性から生まれたものであり、それらは産業の中にある地域包括ケアの種(たね)といえます。何か新たに取り組むこと以上に、以前から行われている取組の中に潜む種を「地域包括ケアの観点からとらえる」視点があれば、地域包括ケアシステムの推進と民間事業者の生業である産業の成長の両方に役立ちます。

住み慣れた地域での生活継続を目指す地域包括ケアシステムにおいて、こうした産業の充実が望ましく考えられます。しかし、産業を生業とする民間事業者も望ましいと感じるには、事業者の利益に反映される結果が必要です。例えば、飲食店であっても、人々の利用しやすさや配慮が評価の対象となります。そうした努力が、住民に知られることで利用される、増えることが事業継続に結び付きます。

以上は、多くの産業分野の民間事業者に共通します。利用促進という点では、単独で事業者が取り組むだけではなく、地域で取り組む効果が高いとも思われます。そのため、民間事業者の組合や、同一地域での展開効果がある商店街、商工会議所等、協働体制による検討、推進が考えられます。

(3) 地域包括ケアと産業

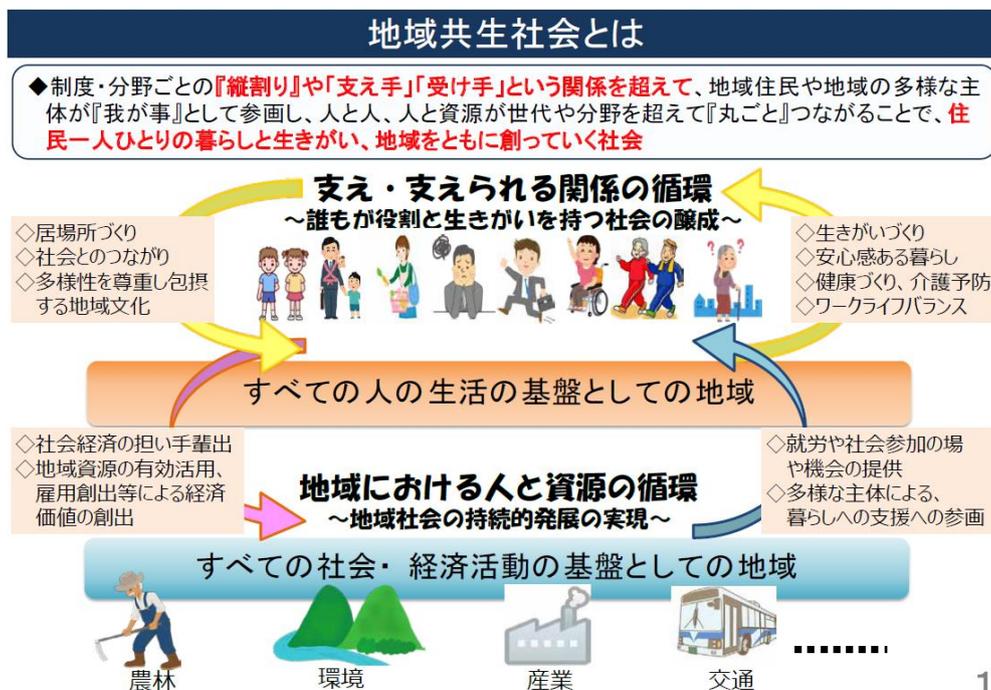
① 高齢者と事業者が win-win であること

人口減少と高齢化による人口構造の変化に伴う活力の減少は、地域・自治体の持続性に影響します。よって、自治体が産業の担い手と協働して地域包括ケアシステムの構築を進めることは「高齢者の日常生活の継続と健康寿命の延伸等」と「地域振興・産業の活性化」を同時に図ろうとする取組です。

高齢者が民間事業者のサービスを使えば、民間事業者にとっては対価が発生し、高齢者にとっては日常生活を支えるサービスの購入や社会参加・交流の機会が得られます。また、定期的に利用されたなら、高齢者の日常生活を緩やかに見守る目としても期待でき、住民・事業者・行政の地域ぐるみの体制を強固にしていく上でも、地域包括ケアシステムは重要な役割を担います。

考え方の原点におかれるべき視点は、高齢者本人の生活をどう支えるかです。要介護者よりも遥かに多いフレイル等の虚弱高齢者の重度化リスクを低減するには、日常生活で使っているサービスが利用し続けられる状態が重要です。使っているサービスが使えなくなる・利用しにくくなることは、在宅で暮らし続けようとする際の大きなつまずきとなり、産業の担い手も地域の顧客を失う事態に直面します。地域で使ってきたサービスを利用し続けられることは、高齢者・産業の担い手双方にとって重要なのです。高齢者が利用し続けたいと思えるサービスを利用し続け、地域密着型産業の事業者が高齢者を重要な顧客ととらえて工夫して集客に成功する状態は、高齢者と事業者双方にとって win-win と言えます。その姿に向け、産業の担い手は、顧客である高齢者が齢を重ねても、自分らしい生活を営む消費者として利用したい・続けたいと考え、実際に利用し続けられるよう自身の取組を進化させることになります。

図表- 4 地域共生社会とは



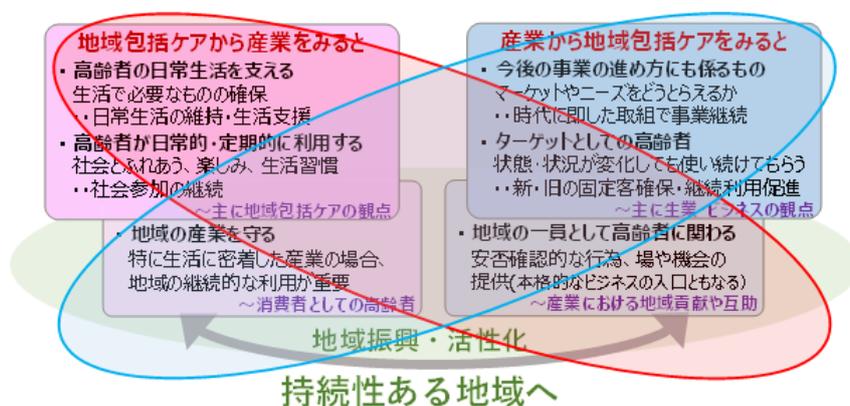
1
資料)厚生労働省

② 在宅生活の限界点を高め・産業の活性化を図ることで持続可能性を高める

地域包括ケアの観点から産業をみると、高齢者による日常的・定期的な利用を通じて、高齢者の日常生活を支え、高齢者が住み慣れた地域に住み続けやすくなる大切な存在と位置付けられます。反対に、産業から地域包括ケアシステムをみると、高齢者は高齢化するマーケットの中の主要ターゲットです。高齢者は消費者として地域の産業を守る者でもあり、産業の民間事業者も事業活動を通じて地域貢献や互助に取り組む地域の一員という関係となります。

つまり、地域包括ケアシステムの推進と産業の振興は異なる目的の政策ではなく、表裏の関係にあるととらえられます。よって、自治体が民間事業者と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を進める戦略は、「高齢者の日常生活の継続と在宅生活の限界点の向上」と「地域の産業の活性化」を同時に図り、地域・自治体の持続可能性を高めるうえでの基本となります。

図表- 5 地域包括ケアと産業



③ 特に取組が求められる中山間地域

高齢者を支え続けるためのインフォーマルサービスの充実は、全国どこでも共通する課題です。しかし、中山間地域等の小規模自治体では、少子高齢化に伴う人口減少と高齢化による人口構造の変化が加速し、将来的に存続が危惧される地域もあります。また、産業の担い手不足も進み、地域産業の維持や創出も重要な課題です。医療・介護の専門職の確保もより難しくなる中山間地域だからこそ高齢者の要介護化を防ぎ、あるいは遅らせ、生活を支え続けるインフォーマルサービスの充実が急務です。そして、産業の担い手も利用者の減少等で事業継続の難しさに直面しています。よって、中山間地域で自治体と産業の担い手が協働して地域包括ケアに取り組む必要性は、特に高く考えられます。

(4)「地域密着型産業」である生活衛生関係営業への着目

日常生活に係る産業は多岐に渡りますが、地域包括ケアとの関係を踏まえ、人々が暮らす地域において高齢期の日常生活にも不可欠なサービス等を提供している産業としては、次の点から理美容業や公衆浴場業、飲食店・喫茶店営業等の「生活衛生関係営業」が考えられます。よって、本手引きでは生活衛生関係営業に着目し、それらを「地域密着型産業の事業者」として地域包括ケアの構築に向けた検討を行います。

- 日常生活を送るうえで必須
- 自分らしさや自分自身に自信を保つためのセルフケア
(自律的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる、自尊心にも影響)
- 楽しみ・生きがい(日々の生活への意欲)

生活衛生関係営業は、厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び進行に関する法律」(昭和 32 年 6 月法律第 164 号、略称:生衛法)で規定する 18 業種の総称であり、公衆衛生の見地からも日常生活に密接しています。

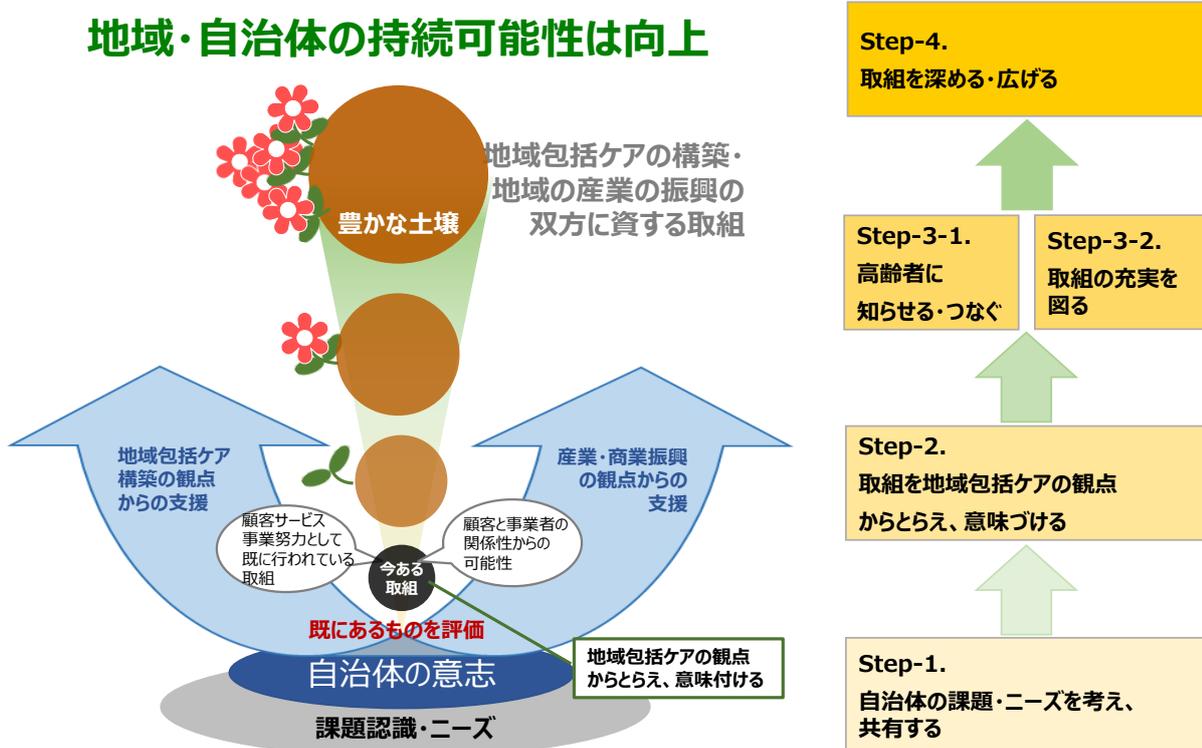
図表- 6 生活衛生関係営業の事業種

サービス業	販売業	飲食業
1.理容店 2.美容店 3.興行場(映画館) 4.クリーニング店 5.公衆浴場(銭湯) 6.ホテル・旅館 7.簡易宿泊所 8.下宿営業	9.食肉販売店 10.食鳥肉販売店 11.冰雪販売業(氷屋)	12.すし店 13.めん類店(そば・うどん店) 14.中華料理店 15.社交業(スナック・バーなど) 16.料理店(料亭など) 17.喫茶店 18.その他の飲食店 (食堂・レストランなど)

「生衛業支援者向け 生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのマニュアル(地域連携編) 地域連携取組マニュアル」(令和 4 年 3 月 厚生労働省医薬・生活局生活衛生課)では、社会・地域の動向を捉える際、行政が展開している施策や事業との連携を視野に入れることが有効であるとして、「地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められるものであり、民間と協働した支援体制の構築を行っていることから、特に介護予防や生活支援に係る事業等については、生衛業営業者の参画が効果的と考えられます。」としています。また、同マニュアルの参考資料では「生衛業のみなさんは地域包括ケアシステムの一員です」として、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の説明と、生活衛生営業の事業者に地域包括ケアシステムへの参画を呼び掛けています。

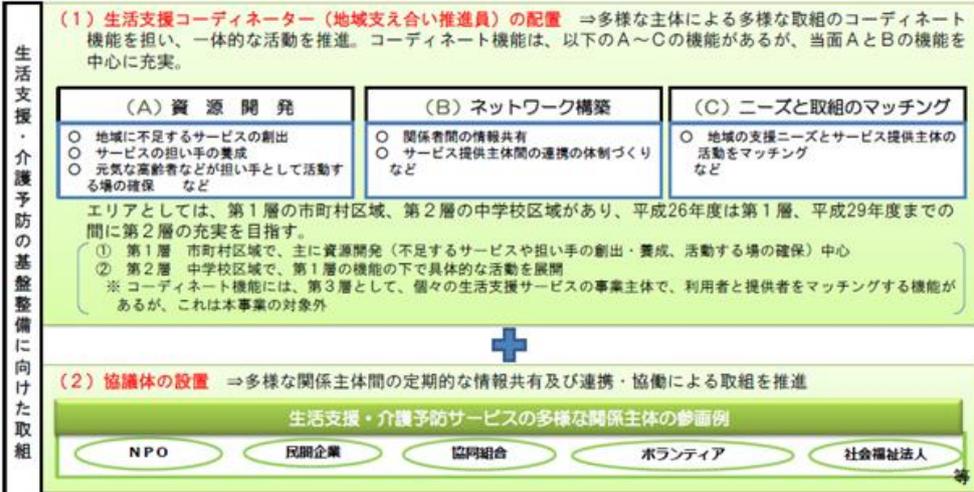
2. 自治体と産業との協働による地域包括ケア構築の進め方

自治体が産業の担い手と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を進められるよう、本章では「自治体の課題・ニーズを考え、共有する」、「取組を地域包括ケアの観点からとらえ、意味づける」、「高齢者に知らせる・つなぐ」、「取組の充実を図る」、「取組を深める・広げる」のステップで整理します。



自治体が産業の担い手と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を進められるよう、本章では次を実施体制に含むものとして想定しています。

自治体 (市町村)	地域包括ケア担当部局 商工労働部局(産業振興、商店街振興 等) ※市町村には生活衛生営業を所管する部局が設置されていない場合があることから、商工労働部局を想定
自治体 (都道府県)	地域包括ケア担当部局 生活衛生部局 商工労働部局(産業振興、商店街振興 等)
生活支援 コーディネーター (SC)	地域支え合い推進員。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす。 生活支援コーディネーターには第1層から3層が設定されており、第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域(中学校区域等)を対象とし、第3層は個々の生活支援・介護予防サービスの実施主体である。

	<p>具体的な役割としては次のとおり。</p> <p>(1)社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発 (2)関係者間の情報共有等、連携の為にネットワーク構築 (3)地域の支援ニーズと取組のマッチング</p> <p>(参考)生活支援コーディネーターと協議体</p>  <p>資料)厚生労働省</p> <p>高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を考えると、高齢者の日常生活を支える産業があることも重要である。そのため、協議体を構成する多様な関係主体の中には民間企業等が含まれている。SCは、かねてより地域の助け合いに力を注ぐことに重点をおいた活動をしてきているところであるが、地域密着型産業をはじめとする日常生活を支える民間企業への働きかけも同様に進めていくことが求められている。地域の助け合い活動の支援と同様、既に地域で行われている産業の取組の中に地域包括ケア構築に役立つ種となるものを探し、取組の実施や継続を支援し、その取組を高齢者につなぐ、もしくは高齢者につなぐ役割を持つ者に伝える機能を果たすことが求められる。</p>
<p>事業者団体 ※</p>	<p>都道府県生活衛生同業組合 都道府県生活衛生営業指導センター</p>
<p>個々の事業者</p>	<p>本稿では生活衛生関係営業の事業者を指す。 (理美容室、飲食店、喫茶店、銭湯等)</p>

※事業者団体について

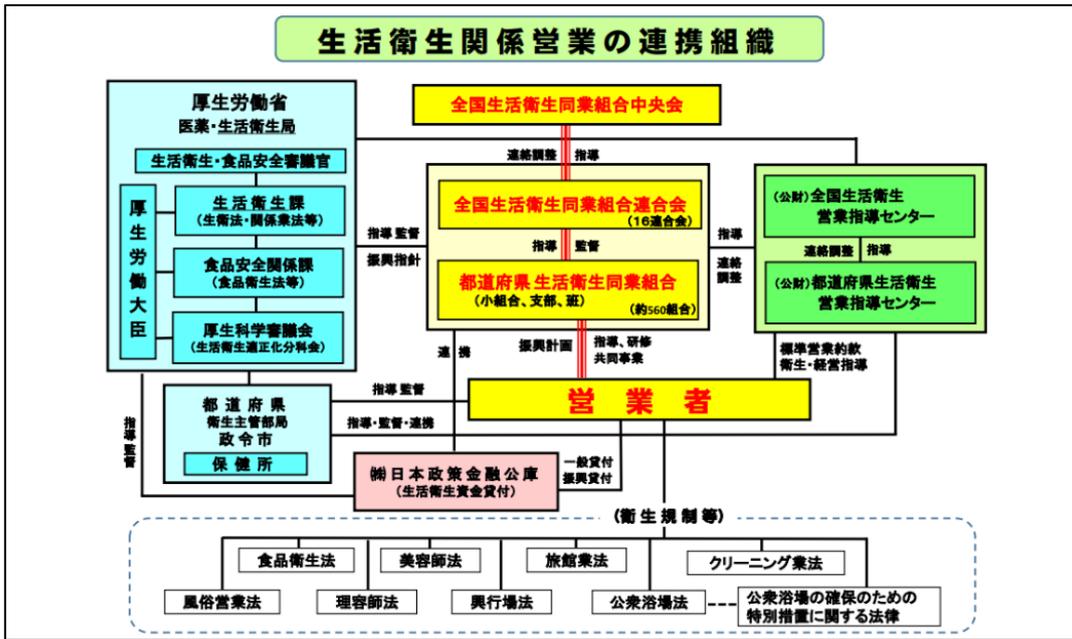
「生活衛生同業組合」とは

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年6月3日法律第164号)に基づいて政令で定められている生活衛生関係営業ごとに設立されている協同組合です。都道府県ごとに1か所ずつ設置されており、それを束ねる中央組織として全国生活衛生同業組合中央会があります。また、都道府県の下の一部区域に生活衛生同業小組合がある場合もあります。

「生活衛生営業指導センター」とは

生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された公益法人であり、生活衛生関係営業者の相談や経営指導などを行っています。都道府県ごとに1か所設置され、それを束ねる中央組織として公益財団法人全国生活衛生営業指導センターがあります。

図表- 7 生活衛生関係営業の連携組織



資料) 全国生活衛生営業指導センター

Step-1 自治体の課題・ニーズを考え、共有する

Step-1.

自治体の課題・ニーズを考え、共有する



① 現状を把握し、課題を抽出する

-1. 取り組むべき対象はどこか

さらに高齢化が進む社会においては、要介護以前の対応が重要であり、虚弱の高齢者、独居高齢者、軽度認知障害(MCI)や初期の認知症の高齢者等、社会的な係わりが薄れてきた人々に対する社会的フレイル、さらに要介護状態へと陥っていくことの予防策・対策が求められています。また、要介護の状態に至るまでには、改善・軽減の可能性もあり、それを図る必要があります。具体的には短期集中型予防サービスによって改善・軽減が図られた場合、次のように日常生活の中でその状態を定着させていく、もしくはさらに良い状態にしていくため、日常生活の活動を高め、継続的に社会参加を図るための具体的な方策が求められています。

図表- 8 短期集中予防型通所サービス(抜粋)

(b)サービス内容 ※一部抜粋

個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する、短期集中予防サービスである。単に高齢者の運動機能や栄養といった心身機能にだけアプローチするのではなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたものとする。サービス利用の結果、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるものであること。その際、サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場等への参加に結びつくよう配慮すること。

(f)留意事項 ※一部抜粋

- f 個別的支持を中心とする短期集中予防サービスであることから、3か月を経過した時点で評価を行い、たとえばサービス担当者会議等のカンファレンスを開催し、サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮すること。ただし、カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合には、最大6か月までサービスを継続してもよい。
- g サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加、一般介護予防事業、通所型サービスB等の社会参加に資する取組を継続できるよう配慮すること。

※下線部事務局

-2. 目指す状態とのギャップを考える

ポイントは、一人の生活者である高齢者が自分らしい生活を営むことができる環境と、社会の一員としての社会参加や社会的交流の機会があることです。この環境と機会があることにより、高齢者自身の生活に対する意欲や自信は高くなり、日常の活動量の増加による健康状態や生活機能が維持されることも期待されます。そして、その環境と機会は特別な場所や機会を得るのではなく、地域で誰もが普通に生活を送る中で自然と得られることが大事です。

では、その環境や機会とはどのようなものでしょうか。

人の生活は、生活を支えるための物品やサービスだけがあれば事足りるものではありません。人に会うために身だしなみを整えることは、主観的健康感を高め、自らに自信を持つことにもつながります。何かをするために出かける・サービスを受けるということは楽しみや生きがいでもあり、日々の生活への意欲にもつながります。その時、日常生活を支えるサービスや生活への意欲を喚起するサービス等の産業が、社会的フレイルの発生が心配される人々、日常生活を送る上で課題が生じつつある人々にとって利用しやすい状態であることが必要です。

よって、まず地域包括ケア担当部署では、そのあるべき状態、すなわち目指す状態に対し、現状ではどのようにになっているか、ギャップを考えます。現在わが町はどのような状態であり今後はどのような状態になっていくのか、現在の日常生活を支えるサービス等の産業を含む体制や方策で問題は生じていないのか等を確認し、現状等を把握します。

図表- 9 確認する事項(例)

<ul style="list-style-type: none">✓ 高齢者の状況はどのようにになっているか<ul style="list-style-type: none">・ 要支援認定者数はどのようにになっているか(現況及び今後の予測)・ 要支援と認定された後の重度化の状況はどうか・ 短期集中予防サービス終了後の日常生活や社会参加策として、何をどれだけ準備しているか、実際にどれだけつなぐことができているか✓ 高齢者の日常生活を支える体制に地域で日常生活を支える産業の事業者も含んで検討を行っているか<ul style="list-style-type: none">・ 社会的フレイルの予防・対策として考えているか・ 要支援認定や生活機能の低下後の改善・軽減が図られた後の日常生活を支えるための方法として考えているか✓ 実際に地域の高齢者が困っているような状況、こうしてほしい等の要望等は生じていないか<ul style="list-style-type: none">・ 協議体や地域ケア会議でそのような声はないか・ 地域のサロンや通いの場等の住民の集まりの場でそのような声はないか・ 地域包括支援センターやケアマネジャー、事業所が、通常業務を通じて困りごと等を把握していないか

-3. 課題を抽出し、共有する

日常生活の継続について把握した内容から、どのような課題があるのかを考えます。本検討の目的は、高齢者の日常生活の継続の支援であるため、利用し慣れたサービスを利用し続けようとする際に生じる障害がどのような原因によるのかを考えます。

対象と考えられる高齢者に対し、日常生活を継続するサービスへつなぐ、利用を働きかけることはできているのか。地域包括ケアに参画している地域密着型産業の事業者の存在は確認できているのか。その数(資源の量)十分か。そして、そもそも地域密着型産業の事業者が参画するような働きかけは行っているのか。

以上について、まずは地域包括ケア担当部局内で検討を行い、共有します。

② 検討の場をつくる

-1. 部局間の連携を図る

市町村が地域密着型産業の事業者と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を進める戦略は、「高齢者の日常生活の継続と在宅生活の限界点の向上」と「地域の産業の活性化」を同時に図り、地域・自治体の持続可能性を高めるうえでの基本となります。そのため、市町村では地域包括ケア担当部局と生活衛生部局、産業振興を担当する商工労働部局等の庁内関係者により、地域・自治体の持続可能性を高めるための地域包括ケアシステムの推進と産業の振興という観点から、「わがまちにおける地域包括ケアシステムと産業の振興についての基本的な考え方」について検討を行います。

地域・自治体の持続可能性を高めるという観点では、自治体の将来目標や施策に係る総合計画との関係も視野に入ることから、適宜庁内の関係部局で検討の場を設定し、自分たちの市町村として目指すべき方向性を考えます。

なお、地域密着型産業である生活衛生営業について、都道府県では生活衛生部局が管轄していますが、市町村に生活衛生部局が設置されていない場合もあります。その場合、生活衛生営業の情報は適宜都道府県の生活衛生部局から得るようにします。

検討の過程で得られた情報については適宜共有し、話し合いのできる関係性をつくります。

図表- 10 連携を図る部局

地域包括ケアシステム構築	地域包括ケア担当部局
産業振興	商工労働部局 ※市町村には生活衛生営業を所管する部局が設置されていない場合が想定される。生活衛生を所管する部局が設置されている場合は生活衛生部局となる。

-2. 検討の場をつくる

地域密着型産業との協働に向けては、地域密着型産業の事業者への働きかけが必要となります。そのため、地域包括ケアシステムとの関係が強い高齢者福祉等の関係者だけではなく、地域密着型産業の関係者も交え、地域密着型産業の事業者との協働による地域包括ケアシステムの推進、そして地域包括ケアシステムと関連した産業振興についての基本的な考え方、今後の進め方等について検討を行い、方向性を合わせる場が必要です。

協働に向けて取組が進む場合、地域包括ケアに関わる計画への記載のみならず、産業振興や商業振興に係る計画、総合計画等にも記載される可能性が考えられます。また、生活支援体制整備事業には、地域の住民や各種団体、企業の関係者が連携して日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るための協議体が設置されますが、その協議体への参加も考えられます。よって、既に検討を行うための場はあるため、検討に際して新たに場をつくるのではなく、既にある検討の場と機会を活かすことが、その後の施策への反映という点からも有効です。また、いきなり協議体等で検討するのではなく、そのためのワーキンググループ、作業部会、又は共同部会等で検討を開始し、どのようなことから実施するか・取り組むかを検討することが、その後の施策への反映という点からも有効です。

検討の場で決めること	
○ 基本的な方針	(目指すところ、その実現に向けた各関係者の役割)
○ 進め方	(進め方のステップ、実施事項)

図表- 11 想定される既存の検討の場

分野	想定される既存の検討の場(会議体)
地域包括ケア担当部局	地域包括ケアシステムに関わる協議会 等 生活支援体制整備事業 第1層協議体
商工労働部局	産業振興等に係る協議会 等

検討の場への参加が想定される関係者は次のとおりです。なお、既存の会議体の場合、地域包括ケア担当部局の会議体には地域密着型産業の事業者等が参加していない、商工労働部局の会議体には地域包括ケアの関係者が出席していない等の場合があるため、当初は地域包括ケア担当部局の会議には商工労働部局が、商工労働部局の会議には地域包括ケア担当部局が参加することから開始し、検討の進み具合にあわせて参加者を増やしていくことも考えられます。

なお、事業者団体である生活衛生営業の組合については、一部区域に生活衛生同業小組合がある場合、生活衛生関係営業ごとの組合が置かれており、商工労働部局とチャンネルが既にある場合もありますが、圏域単位で置かれている、都道府県単位で置かれている、もしくは置かれていない等でチャンネルがない場合も考えられます。その場合には、都道府県の生活衛生部局、もしくは商工労働部局に照会を依頼します。

図表- 12 検討の場への参加が想定される部局・団体等

自治体(市町村)	地域包括ケア担当部局 商工労働部局(産業振興、商店街振興 等) ※市町村には生活衛生営業を所管する部局が設置されていない場合があることから、商工労働部局を想定。生活衛生を所管する部局が設置されている場合は生活衛生部局。
事業者団体	都道府県生活衛生同業組合 都道府県生活衛生営業指導センター (※生活衛生営業の同業組合等) 商工会議所 商店街 (※地域を面としてとらえた場合の事業者の組織)
高齢者の支援者 ・地域の福祉関連	地域包括支援センター ケアマネジャー 事業所等 生活支援コーディネーター(第1層) 市区町村社会福祉協議会 等

-3. 検討のポイント

【既にあるものを地域包括ケアの観点からとらえ、意味づける】

高齢者にとって望まれるのは、日常生活の継続、今まで営んできた生活の継続です。心身の状態等に合わせた配慮は必要ですが、主対象と想定されるのは虚弱の高齢者、独居高齢者、軽度認知障害(MCI)や初期の認知症の高齢者等、社会的な係わりが薄れてきた人々であり、その社会的フレイル、さらに要介護状態へと陥っていくことの予防策・対策であることを考えると、まずは利用しているサービス等をそのまま利用し続けられるようにすることが最も効果的です。

高齢者の利用しやすさは、事業者が自分たちのサービスを使ってもらうことにもつながるため、既に顧客への配慮や顧客サービスの充実として取り組まれているケースも見られます。また、長年の利用によって、高齢者と事業者との間に交流が生まれている状況もあります。これらは地域包括ケアの種であり、それを既にあるものの中から見つけていく、生かして考えることが大事です。新たなサービスをつくるという視点で何かをつくることも考えられますが、そのためには費用と長い時間もかかります。これから新たにつくりあげるのではなく、既にあるものを活かすことで実現を図ることは事業者の事業継続の観点からも望ましいものと考えます。

【高齢者と事業者の双方にとって win-win であること】

住み慣れた地域で地域密着型産業の充実が図られることは高齢者にとって望ましいことですが、地域密着型産業の事業者にとっても望ましいと感じられるには、事業者の利益にも反映される結果が必要です。利用しやすさへの配慮や工夫が評価される、住民に知られる等して利用が続く、あるいは増えれば、取り組む事業者も増え、より良い取組も行われるようになります。よって、その方向に進むよう、それぞれの主体が何について・どのようにすれば良いかを考えます。

-4. 首長への報告

地域密着型産業の事業者にとっては、事業者単独の業の問題のみならず業界や自身が事業を営む地域にも関わる問題でもあり、自治体の方針が定まれば同業組合、もしくは商工会や商店街等の事業者の団体でも取組方針を検討すると考えられます。自治体と自治体内にある多くの事業者との協働に向けた取組の検討であり、首長の理解は不可欠です。よって、検討経過については適宜報告や説明を行いながら進めることが望まれます。

③ 実施内容を考える

-1. 高齢者が利用し続けるためには

自治体が地域密着型産業の事業者と協働して地域包括ケアシステムの構築を進めることで、具体的に何を行うことなのか整理します。

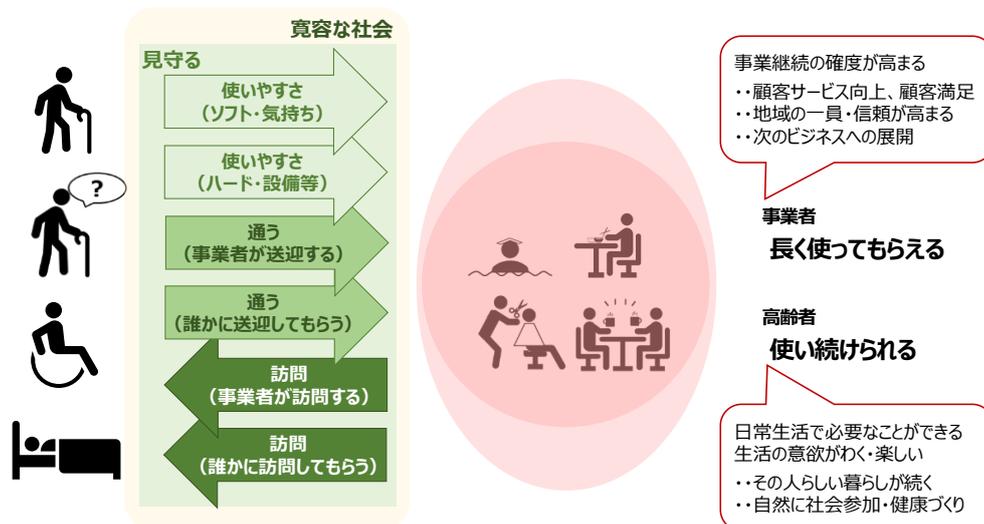
健康なら問題なく使える地域密着型産業のサービスも、心身の課題が生じれば利用しにくくなります。利用しにくさの解消には、まずは認知症への対応や見守る等の寛容さや安全・安心の他、利用を阻害する段差解消等のバリアフリー化があります。しかし、徐々に心身の課題が大きくなれば、サービス利用のため、通い(送迎)、さらに移動が難しくなれば事業者が出向く(訪問)の必要が生じます。

図表- 13 高齢者の状態の変化とサービス利用へのアクセス-1



前提となるのは、寛容さや安全安心な事業者の対応や理解です。そのうえで、高齢者が利用し続けるための工夫がさらにできれば、超高齢社会で高齢者のニーズにあった事業が行われることになり、事業の継続性が高まります。そして、高齢者にとって利用しやすいということは、多くの人にとっての利用しやすさでもあります。

図表- 14 高齢者の状態の変化とサービス利用へのアクセス-2

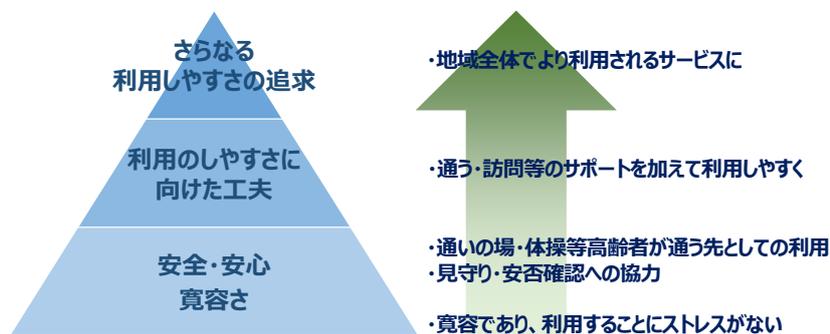


この win-win の関係を目指して事業者に働きかけを行います。高齢者に対する寛容さや配慮等はサービスを利用する顧客と事業者の長年の関係性の中で培われていたり、利用し続けたいという希望から送迎や訪問等も顧客サービスとして既に行われていたりするケースがみられます。よって、新しいものをつくり出すのではなく、今ある顧客との関係性、行われていることを地域包括ケアの観点から再評価し、活かします。現状では顧客サービスの一つとして実施され、地域包括ケアに係る取組として認識されていなくても、その中に地域包括ケアにつながるものがあれば地域包括ケアの観点から意味づけてとらえることが大事です。

-2. 段階的な取組を考える

事業者自身で送迎ができない、訪問ができない等の場合も、住民の送迎ボランティアを組み合わせる、別途移動支援サービスが調達できれば、日常的に高齢者が出かける先として考えられます。前提は、サービスの利用が心身の課題等によって疎外されない・排除されない寛容さや安全・安心が事業者にあることであり、今までの事業や顧客との関係性の中でその意識を持つ・取組をしている事業者をとらえることが第一歩となります。そして、利用のしやすさに向けた工夫について、地域密着型産業の事業者によってできること、市町村と一緒にできることはないか考えます。取組は理解と実績とあわせて段階的に進むため、事業者が取り組む過程の経験や工夫によって取組も成熟し、高齢者の利用が増えたと考えて検討します。

図表- 15 段階的に考える



事業者との関係づくりの入口として考えられること

●利用しやすい事業者としての紹介

高齢者が利用しやすいサービス、安心して通える先、集える先として伝えることで、利用のハードルを下げるのが可能です。

参考： 報告書 6.(1) 事例①-1.iv.防府市(情報を取りまとめて伝える)

参考： 報告書 6.(1) 事例③-3 防府市(馴染みの関係を活かしてみんなで健康に)

参考： 報告書 6.(1) 事例③-4 杉並区(銭湯による活動スペースの提供)

●担い手・高齢者や地域に広めるための窓口としての協力

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者、心身に課題を抱えた高齢者の増加により、見守りや安否確認の必要性が高まっています。地域密着型産業は高齢者の定期的な利用や継続的な利用が見込まれることから、見守りネットワーク、安否確認の目としても期待されています。また、高齢者に広めたいと考えられる情報や施策を伝える窓口として協力を得ることも考えられます。

参考：報告書 6.(1)事例①-1.iv.銭湯を見守りと安心の場所に(神戸市)

参考：報告書 6.(1)事例③-1.岡山市・倉敷市(誰もが集える地域のリビングルームへ)

参考：報告書 6.(1)事例③-2 奈義町(みんなが楽しく出会える場所になる)

●既存の施策やサービスと組み合わせる

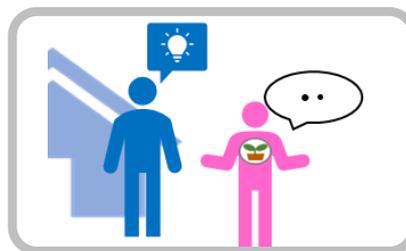
ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者、心身に課題を抱えた高齢者の増加により、見守りや安否確認の必要性が高まっています。地域密着型産業は高齢者の定期的な利用や継続的な利用が見込まれることから、見守りネットワーク、安否確認の目としても期待されています。また、高齢者に広めたいと考えられる情報や施策を伝える窓口として協力を得ることも考えられます。

参考：報告書 6.(1)事例②-1.荒川区(要支援になっても銭湯に入りたい)

参考：報告書 6.(1)事例②-3.陸前高田市(みんなでコロナを乗り越える)

Step-2 取組を地域包括ケアの観点からとらえ、意味づける

Step-2.
取組を地域包括ケアの観点
からとらえ、意味づける



① 自治体としての意志を示す

一連の検討を受けて、自治体が地域密着型産業の担い手と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を進めることについての方針を定めます。その時、地域包括ケア担当課では地域包括ケア推進における地域密着型産業との関係、商工労働部局では産業の振興と地域包括ケアシステムへの参画について整理し、説明できるようにしておくことが大事です。以上の方針は、関連する計画に本取組によって目指す内容や実施内容、方法等を記載し、関係者へも周知を図ります。

図表- 16 関連する計画(例)

- 地域包括ケアシステムに係る計画
- 生活支援体制整備事業 事業計画
- 産業振興等に係る計画
- 総合計画

等

自治体が地域密着型産業の担い手と協働するには、地域密着型産業の担い手側である事業者と自治体が目指す方向を同じにし、実現に向けて共に努力していく姿勢をもたねばなりません。

地域密着型産業の事業者にとっては、事業者単独の業に影響するだけでなく、業界や自身が事業を営む地域の振興にも関わる問題でもあり、自治体の意志が明確に示されていないければ、自身の事業にも係る内容について協働を促すことは難しくなります。よって、自治体が目指そうとするところを明確に掲げ、その実現に向けた意志を明確に示すことが大事です。そのため、首長メッセージをはじめ、自治体の関連計画への掲載、説明会、利用や周知に向けた情報提供等を行います。

図表- 17 伝えるべきポイント・事項等

地域密着型産業の事業者 事業者団体	・ 地域包括ケアへの参画が事業継続等と与える好影響と、地域包括ケアシステムにおける地域密着型産業の重要性、その推進を市町村と共に進めること、その方法を伝える。
高齢者をはじめとする住民	・ 地域で日常生活を送る上で役立つものとして提示、自立した生活を促し、日々の生活への意欲が喚起されるよう伝える。
生活支援コーディネーター(SC)	・ SCの業務である社会資源の把握や資源開発、連携の為のネットワーク構築、地域の支援ニーズと取組のマッチング等に係る内容であり、その一連として取り組むよう伝える。
高齢者の支援者(地域包括支援センター、ケアマネジャー、事業所)	・ 高齢者に対する自立型のケアマネジメントを検討する際、または必要とする高齢者に対し、高齢者の日常生活を支えるものとして提示するよう伝える。

② 実際体制をつくる

-1. 実施体制

次のメンバーによる実施体制が考えられます。地域密着型産業との協働によって地域包括ケアの構築を推進する方向性のもと、各メンバーに求められること・役割は、次のとおりです。

図表- 18 実施体制の構成員と役割

自治体(市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 産業との協働による地域包括ケア構築の意志と目的を明確に提示し、共に取り組むことを働きかける。全体的な方針、事業者や住民の啓発、実施に向けた場と機会を用意する責務をもつ。 地域包括ケア・産業振興の両面から検討を行うため、地域包括ケア担当部局、商工労働部局、地域密着型産業の事業者もしくは事業者団体等が出席する協議体を設置する。
自治体(都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村には生活衛生営業を所管する部署がなく、事業者団体や事業者と接する窓口がない場合がある。市町村支援に向け、都道府県でも地域包括ケアに係る部署、生活衛生営業および産業に係る部署を含む体制で検討を進めたうえで、市町村には適宜情報提供、事業者団体には市町村の担当部署等の紹介を行う。
生活支援コーディネーター(SC)	<ul style="list-style-type: none"> 今まで活動の重点をおいてきた地域の助け合いへの働きかけと同様に、高齢者の日常生活の継続の観点から、地域密着型産業をはじめとする事業者への働きかけを進める。 地域の店舗等、既にある資源の中の地域包括ケア構築に役立つ種となるものを探し、取組の実施や継続を支援する。 とらえた取組は、整理して高齢者につなぐ、もしくは高齢者を支援する役割を持つ者に伝える。
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> 団体に加入する個々の事業者に向け、啓発や取組支援を行う。 市町村において地域包括ケア推進に向けた産業との協働の検討が開始しない、進んでいない状況等がみられる場合、事業者を支援する団体の任務として市町村に対して検討の働きかけを行う。
個々の事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自身の事業継続策の一つとして地域包括ケアをとらえ、自身が提供しているサービス等を高齢者が利用し続けられるかを考える。 高齢者の利用しやすさへの配慮等に取り組んでいる場合、市や生活支援コーディネーターに情報提供し、利用を促す。 取組は、高齢者もさらに利用しやすく・利用したくなるよう、事業者も生業の安定や充実するよう、適宜見直し等も行い充実を図る。

-2. 事業者団体との協定等

事業者団体と協議を行い、共に検討するための協定を結ぶことも考えられます。久慈市(岩手県)では、岩手県生衛業指導センターの支援のもと令和2(2020)年に「新しい生活支援の仕組みづくりに係る包括連携協定」を久慈市、岩手県生活衛生同業組合中央会、久慈地区生活衛生同業連絡協議会の間で締結し、三者が協力して地域における支え合いの仕組みづくりの推進、社会参加を通じた生きがいづくりの推進について連携・協力するとしています。¹

また、訪問理容のような具体のサービスの実施について、同業組合と連携する等も考えられます。

¹ 参考: 報告書 6.(1)事例④-1.岩手県生活衛生営業指導センター

③ 取組を地域包括ケアの観点からとらえ、意味づける

地域密着型産業の事業者が実施している取組から地域包括ケアに結びつく種を見つけ出し、充実を図ります。見つけた取組は情報を取りまとめ、その情報は高齢者の利用に確実に結びつけることで、地域でその人らしい生活が営まれることを支援します。

取り組む主体としては、生活支援コーディネーターが考えられます。生活支援体制整備事業で配置されている生活支援コーディネーターは、市町村の方針に基づき、行政と連携しながら目指す地域像の実現に取り組めます。地域密着型産業の事業者も生活支援体制整備において重要な主体であり、地域資源の開発という点からも、地域密着型産業の事業者は生活支援コーディネーターがとらえていくべき対象となります。よって、本項では生活支援コーディネーターによる取組について記載します。

想定されるステップとしては、次のようになります。

<p>1. 打合せ (意識合わせ ・企画会議)</p>	<p>市町村の地域包括ケア担当部局と生活支援コーディネーターは実施に向けて意識合わせと企画会議の打ち合わせを行います。</p> <p>検討にあたっては、継続的に取組が推進されるよう、PDCAで効果等を確認しながら次の展開へと進むことを想定します。内容等としては、次が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取組の方向性や情報を共有する ② 地域の事業者に依頼する方法と手順を確認する ③ 集めた情報の提供方法を考える ④ 集めた情報の利活用等の効果を確認する <p>特に「③集めた情報の提供方法を考える」では、集めた情報が確実に高齢者に届き、高齢者の利活用に結び付くことが重要であるため、考え方や情報提供の方法を検討、整理しておきます。(「Step-3-1 高齢者に知らせる・つなぐ」参照)</p> <p>「④集めた情報の利活用などの効果を確認する」は、PDCAで取組を推進していく上で重要なポイントとなります。実際に利活用に結び付いているか、目的とする高齢者の日常生活の継続に寄与できているか、社会参加や社会的交流が得られているか等を確認し、改善やさらに充実させていくことができるよう、仕組みを考えておきます。(「Step-3-2 取組の充実を図る」参照)</p>
<p>2. 情報の収集</p>	<p>声かけをする対象をピックアップするため、情報を集めます。情報収集には、次のような方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターやケアマネジャー等に可能性のありそうな事業者について聞いてみる ・ 地域ケア会議で話題として出し、情報を募る ・ サロンや通いの場等で情報収集する ・ 市町村の商工労働部局、商工会や商店街等の協力を得てアンケートを打つなどし、関心の有無や協力の可否を聞いてみる ・ 事業者団体に聞いてみる、または協力を得てアンケートを打つなどし、関心の有無や協力の可否を聞いてみる ・ タウンガイド等の情報から調べてみる ・ 実際に地域を回ってみる 等

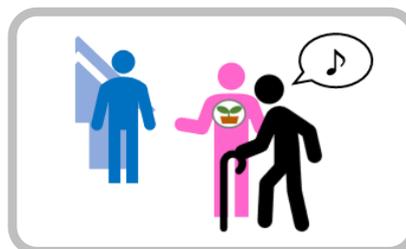
<p>3. 資料準備</p>	<p>声かけの際に使用する資料を作成します。次の内容等についてわかりやすくまとめますが、事業者はどのようなメリットが期待できるかを提示し、こちらが「してもらいたいこと」の羅列にならないようにします。</p> <p>次は資料への掲載が想定される内容です。</p> <table border="1" data-bbox="451 360 1386 768"> <tr> <td data-bbox="451 360 703 443">協力を依頼したい事項</td> <td data-bbox="703 360 1386 443">例：高齢者に使いやすいサービスを地域包括支援センターやケアマネジャー等が紹介する冊子に掲載したい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 443 703 600">その理由（背景となる状況やニーズ）</td> <td data-bbox="703 443 1386 600">例：少し心身に課題が生じると日常生活に必要なサービスが利用しにくくなる。安心して使える、使いやすいサービスを把握し、高齢者の支援者から高齢者に確実に伝えることで利用を促し、日常生活を支えたい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 600 703 683">事業者が得られるメリット</td> <td data-bbox="703 600 1386 683">例：冊子に載れば新しい顧客も期待できる、今までの顧客も安心して長く利用できる。地域からの信頼等が高まる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 683 703 768">高齢者らのメリット</td> <td data-bbox="703 683 1386 768">例：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる可能性が高くなる</td> </tr> </table>	協力を依頼したい事項	例：高齢者に使いやすいサービスを地域包括支援センターやケアマネジャー等が紹介する冊子に掲載したい。	その理由（背景となる状況やニーズ）	例：少し心身に課題が生じると日常生活に必要なサービスが利用しにくくなる。安心して使える、使いやすいサービスを把握し、高齢者の支援者から高齢者に確実に伝えることで利用を促し、日常生活を支えたい。	事業者が得られるメリット	例：冊子に載れば新しい顧客も期待できる、今までの顧客も安心して長く利用できる。地域からの信頼等が高まる。	高齢者らのメリット	例：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる可能性が高くなる
協力を依頼したい事項	例：高齢者に使いやすいサービスを地域包括支援センターやケアマネジャー等が紹介する冊子に掲載したい。								
その理由（背景となる状況やニーズ）	例：少し心身に課題が生じると日常生活に必要なサービスが利用しにくくなる。安心して使える、使いやすいサービスを把握し、高齢者の支援者から高齢者に確実に伝えることで利用を促し、日常生活を支えたい。								
事業者が得られるメリット	例：冊子に載れば新しい顧客も期待できる、今までの顧客も安心して長く利用できる。地域からの信頼等が高まる。								
高齢者らのメリット	例：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる可能性が高くなる								
<p>4. 働きかける</p>	<p>声かけを行う先が決まったら、訪問して説明を行います。</p> <p>アンケート等で協力の可否を聞き、既に「協力する」と回答があった場合も、今後どのようなことができそうか等の可能性を確認する、相手との関係性をつくるという点で、直接会って会話をしておくことは大事です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問し、資料を見せながら説明を行います。事業者には「地域包括ケア」という言葉に耳馴染みがない可能性があります。また、何か新しく大変なことに取り組まねばならないのか、という不安感・負担感をもつおそれもあります。よって、今の事業者の生業のどのような点が地域包括ケアに資すると考えているのかという「評価」、こうしたことならできないのではないかと「現状を踏まえた提案」をできるようにしておきます。 ・ 一気に色々なことに取り組むのではなく、まずは「高齢者が気軽に来られる場所として紹介したい」、「今、高齢の顧客に対して提供している取組を紹介したい」等、事業者が大きな負担なく取り組めるところから取り組んでもらうことが大事です。現状の生業を踏まえ、どのようなことなら無理なくできそうかを話し合います。互いの信頼関係をつくるタイミングでもあるので、何度か話し合う場合も考えられます。 ・ 話し合いの結果、協力が得られない場合でも、会話で得た内容・情報も貴重な財産です。情報は整理し、また機会があれば話ができるようにしておきます。 								
<p>5. 取りまとめる</p>	<p>生活支援コーディネーターが集めた情報や確認された状況は、他の生活支援コーディネーター、市町村の地域包括ケア・産業の双方の担当部署で共有します。</p> <p>得られた情報は、高齢者をはじめとする住民に広く知らせることも大事ですが、情報を必要とする高齢者に確実につなぐため、高齢者の支援者である地域包括支援センター、ケアマネジャー、事業所に対し、情報をどう利用するかと合わせて伝えることが大事です。</p> <p>情報は冊子やリスト等として取りまとめることが考えられますが、載せられる情報量にも限界もあります。また、更新が頻回とならないように情報提供の際には時点を明確にするとともに、掲載された取組はあくまで一例であり、高齢者の必要に応じて相談もできるように相談先を記載するなどし、掲載された取組しかないなどと誤解されないように気を付けましょう。</p>								

～ Step.3-1 と Step.3-2 の中で取組は充実していきます ～

高齢者がサービスを利用することにより、サービスを提供する事業者もさまざまな気づきを得ます。また、利用することで高齢者自身の意識も変わっていきます。以上は PDCA で考えることで取組の充実が図られます。よって、「Step-3-1.高齢者に知らせる・つなぐ」、「Step3-2.取り組みの充実を図る」の中で取組は PDCA に則って充実していくことを想定します。

Step-3-1. 高齢者に知らせる・つなぐ

Step-3-1.
高齢者に知らせる・つなぐ



取組の情報を集めた目的は、虚弱の高齢者、独居高齢者、軽度認知障害(MCI)や初期の認知症の高齢者等、社会的な係わりが薄れてきた人々に働きかけ、社会的フレイル、要介護状態化を防止するためです。そして、その利用を通じて、地域の貴重な資源でもある事業者の事業継続を図り、地域包括ケアシステムの推進とあわせて産業の振興を図るものです。

その目的が達成されるためには、その情報を必要とする高齢者に対して確実に伝わること、そして利用に結び付くことが必要です。社会的な係わりが薄れてきている人々の場合、自ら情報を探すこと、その情報から必要なものを選択することが難しくなる状況がみられます。さらに、自立した生活を送ることに自信を失っている、自身の楽しみや趣味等は諦めている等の場合、利用に際しての声かけが必要なることもあります。よって、集めた情報の伝え方と利用の促し方を考えておくことは大事です。

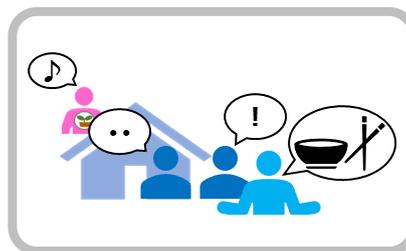
情報を取りまとめたリストや冊子等は、生活支援コーディネーターが自身の担当する地域の資源の情報として管理するほか、次に提供することが有効です。提供する際も、単に配布して終わりにするのではなく、必ずリストや冊子等が目的とするところ、どのようなことに困っている・課題があるときに使ってほしいか等を伝えるようにします。提供の際に使い方の説明資料もつけて渡す、きちんと説明会で伝える、説明資料を添えて渡すことが必要です。また、本来、高齢者の日常生活を支える資源はリストや冊子等に掲載されたもの以外にもあり、これは一部の情報に留まるということもしっかりと伝えます。

図表- 19 情報の提供先

	提供先の例
高齢者の支援者	地域包括支援センター(例:相談を受けた際の情報提供等) ケアマネジャー(例:自立支援型ケアマネジメント、日常生活を送る上で必要なサービスとしての情報提供等) 短期集中型予防サービスをはじめとする事業所(例:短期集中型予防サービス終了後に利用できる日常生活を支えるサービス、出かける先等)
高齢者が集まる場所	通いの場やサロン(例:通っている人たちを対象に、日常生活を支えるサービスとして情報提供)
全高齢者、住民	ホームページでの公開、冊子配布(例:広く日常生活を支えるサービスとして広く情報提供)

Step-3-2. 取組の充実を図る

Step-3-2. 取組の充実をはかる



情報提供した取組が、実際に高齢者の利活用に結び付いているか、目的とする高齢者の日常生活の継続に寄与できているか、社会参加や社会的交流が得られているか等を確認し、取組の改善やさらに充実を図るための仕組みを考えておきます。

地域密着型産業の事業者が高齢者の利用に取り組む際、生活支援コーディネーターが高齢者支援の視点からの助言や相談等は行えても、産業の観点からの助言や相談等を行うことは難しく考えられます。その時、事業者団体である同業組合等による助言や相談は効果的であり、情報も持っている可能性があるため、その機会が持てるようにします。

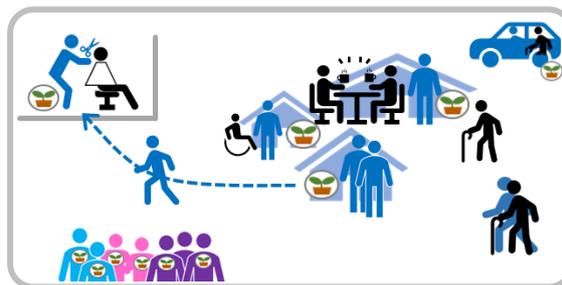
PDCAで取組を推進しようとする際、確認事項は評価を行う際の指標ともなります。実際に利活用に結び付いているか、目的とする高齢者の日常生活の継続に寄与できているか、社会参加や社会的交流が得られているか等を確認し、その後の改善やさらなる充実へと向かうようにします。そして、高齢者は日常生活に必要となるサービスを利用し続けることができ、地域密着型産業も消費者である高齢者の継続的な利用によって事業継続が図られる好循環が生じることを目指します。

図表- 20 充実を図る際の確認事項

視点	内容等
利活用の促進	(情報の提供先への確認) ・ 高齢者への取組の情報提供の状況はどうか ・ 高齢者に取組の利用を働きかけたか ・ どのようにしたらさらに利用が進むと思うか (高齢者) ・ 取組について情報提供を受けたか ・ 情報提供を受けた取組を利用してみたか、利用しなかった場合はなぜか ・ どのようなところに利用の難しさを感じるか・利用に向けた希望はあるか 等
状況の確認 (現場調査)	・ 高齢者が利用している状況を見に行ってみる ・ 高齢者に利用した感想や希望も聞いてみる 等
事業者の気づきや 困りごと	・ 取組をしていく中で困りごとや問題は生じていないか ・ 新たにこのようなことをやってみたい等の希望はあるか ・ どのようにしたら取り組む事業者は増えると考えるか 等
その他	・ 情報提供の方法に問題はないか ・ その他、改善を図るような点はあるか 等

Step-4.取組を深める・広げる

Step-4. 取組を深める・広げる



行われている取組については、商工労働部門とも協力して同業者組合や商工会、商店街の会合等の機会を利用して紹介する等し、関心を持つ事業者や新たに取組みたいと考える事業者の発掘や、取組への理解を得るようにします。また、取り組んでいる事業者同士が情報交換できる機会をつくり、さらに取組を深めていくことを支援します。

このような取組は、今回、地域密着型産業として取り上げている生活衛生営業の事業だけで留まるものではなく、地域の中で行われているさまざまな産業等でも行われることが望まれます。たとえば、お金の出し入れに時間がかかる人も焦らずに会計ができるスローレジの設置は、高齢者が安心して利用するための配慮であり、事業者にとっては多くの人に利用してもらうための工夫やサービスでもあります。顧客の使いやすさに向けた工夫やサービスの実施は、どのような産業でも検討することです。利用した顧客が満足してまた利用する、顧客の継続的な利用があることで事業が成り立つということは、いずれの産業でも共通する発展のための原則です。

そして、高齢者の使いやすさは多くの人への使いやすさにつながるものであり、高齢者にとって寛容な社会は全ての人にとって寛容な社会であるはずですが、日常生活を送る上で課題を感じているのは高齢者だけではありません。障害者、子ども・子育て家族等、少しの配慮やサービスがあるだけで、日常生活を問題なく快適に送ることができる人も多くいます。そして、今は元気な人であっても、体調を崩したりすることもあるでしょう。高齢者が住みやすい地域は全ての人にとって住みやすい地域であり、利用しやすいサービスは全ての人にとって利用しやすいサービスなのです。

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。地域の暮らす全ての人にとっての暮らしやすさ、その日常生活を支える産業との関係も地域共生社会の考え方に則ったものであり、利用する・利用されることで事業者も事業継続が図られ産業振興が進む好循環が生まれます。そして、全ての人が生き生きと暮らす・産業振興も進むことにより、まちの活性化、地域・自治体の持続可能性が高まります。その姿の実現を目指して、一步一步取り組んでいきましょう。

3. 取組事例

①事業を進める	目的を明確にして民間事業者との連携を進める ～Life up 手帳の作成から見た事業の進め方 【事業の進め方】	防府市 (山口県)
②使い続ける・見守る	要支援になっても銭湯に入りたい ～日常生活の維持・社会的交流の資源としての銭湯 【銭湯】	荒川区 (東京都)
	みんなでコロナを乗り越える ～市内事業者と連携した高齢者の見守り支援 【飲食店他】	陸前高田市 (岩手県)
③場をつくる	誰もが集える街のビングルルームへ ～喫茶店による認知症カフェの取組 【喫茶店】	岡山市・倉敷市 (岡山県)
	馴染みの関係性を活かしてみんなで健康に ～美容室による健康づくりへの取組 【美容院】	防府市 (山口県)
④共に取り組む	事業者支援の立場から事業者に地域包括ケアへの参加を働きかける ～岩手県生衛業指導センター 【組合による事業者支援】	岩手県
	地域の人々で移動の足を確保する ～乗り合い送迎サービス・チョインコ アイシン精機株 【移動手段の調達】	刈谷市 (愛知県)※本社

以上の事例及びその他事例の詳細については、報告書「6.取組事例から」参照

① 事業を進める

目的を明確にして民間事業者との連携を進める ～Life up 手帳の作成から見た事業の進め方
(防府市 山口県) 【事業の進め方】

- 要支援1・要介護とも多い状況から、市は「短期集中予防型サービス」への注力が必要と判断。サービス卒業後も再度悪化せずに日常生活を営むことを目的に、生活を支えるサービス、社会参加や交流のため出かけられる場を**今ある資源からみつけ、地域包括ケアの観点からとらえ意味づける**ことが重要として着手。Life up手帳はそれを取りまとめたもの。
- 取組はSCが担当地域を歩いて調べる。**市→商工会議所→事業者らに連絡し、活動の前裁き**をしてもらった。
- 幾度か訪問・会話し、理解を頂いた上で掲載同意を得る。「高齢者が使いやすい店舗の情報を集めており、ケアマネに紹介したい等とし、**事業者のメリットもしっかりと伝えている**。
- 理解を得るために**プレゼン用の企画書**も作成。高齢者の困りごと、めざすところ、事業者/ケアマネのメリット等を示している。
- 冊子の対象は、自分で情報が得られず困っているフレイルの高齢者。**確実に情報を届けるには支援者に利用されることが重要であり、地域包括支援センターや事業所等に配布**。



出典)Life up 手帳(防府市)
令和元年度に作成、2年おきに更新している。

- リスト集の作成は、取組として手をつけやすい。だが、作成目的が明確であること、対象とする高齢者にどのように情報を渡せば使ってもらえるかがポイントとなる。情報の目的・使われ方をきちんと検討してから作成することが大事。

② 使い続ける・見守る

要支援になっても銭湯に入りたい～ 日常生活の維持・社会的交流の資源としての銭湯
(荒川区 東京都) 【銭湯】

- 荒川区には銭湯が比較的多く、自宅に浴室がない、大きなお風呂に入りたいと銭湯を利用する人が今も多い。
- だが、要支援になると、銭湯に通い続けたくても、段差のある出入口、着替えや浴室内の移動が不安、背中を洗うことが難しい等の課題が生じ、**介護保険サービスに頼らざるを得ない状況**が生じていた。
- その課題を解決し、**要支援になっても銭湯に通い続けられるよう**、区は生活支援体制整備事業で「見守り支援員銭湯派遣事業」を実施、区内8か所の銭湯に支援員を派遣。銭湯までの往復が不安な人には、住民ボランティアの担い手さん(地域活動送迎事業)が送迎支援。
- **長年銭湯を愛好してきた高齢者の習慣を継続**することができている。



出典)荒川地域包括支援センターHP

【見守り支援員銭湯派遣事業】

65歳以上で要支援2まで、一人で入浴動作は可能だが不安がある人を対象に銭湯での見守り支援者(1回1か所2時間程度)を派遣。各地域1か所(現在8か所で実施)、各銭湯で週2回開催、定員は1会場男女各5名。事前申請が必要。入浴料は自己負担(70歳以上は割引カードの利用も可能)。

- 高齢者の銭湯通いが続けられるよう支援。**入浴料は自己負担**。生活支援体制整備事業の見守り支援員と住民の互助活動による送迎を組み合わせることで、要支援となっても介護保険サービスに頼らず、今迄の生活習慣を維持することができた。
- 荒川区の銭湯事業者にも経営的に厳しい状況はあるが、銭湯に通い続けたいという高齢者の願いを活かすことができ、銭湯事業者の事業継続に寄与している。

みんなでコロナを乗り越える ～市内事業者と連携した高齢者の見守り支援

(陸前高田市 岩手県)

【飲食店他】

- コロナ禍での外出機会の自粛による在宅の一人暮らし高齢者の孤立防止と、健康状態等を把握して必要に応じて支援につなぐため「地域共生トライアングル(高齢者・事業者・行政)」を実施。
- 本事業は、**コロナ禍で影響を受けている市内飲食業者やレンタカー業者の経済的な支援**も兼ねる。
- 非課税世帯の70歳以上単身世帯の希望者に市内飲食業者等の夕食(1食600円相当)を200円の自己負担(1食400円と配送料280円は市が助成)で提供。レンタカー業者が玄関まで配達、声かけを行う。
- 実施要望があったことから、令和3年度は高齢者夫婦のみ世帯、課税世帯にも実施対象を拡大、食の楽しさを通じた市民の健康維持、地域の事業者支援をしながら活力ある地域づくりにつなげた。

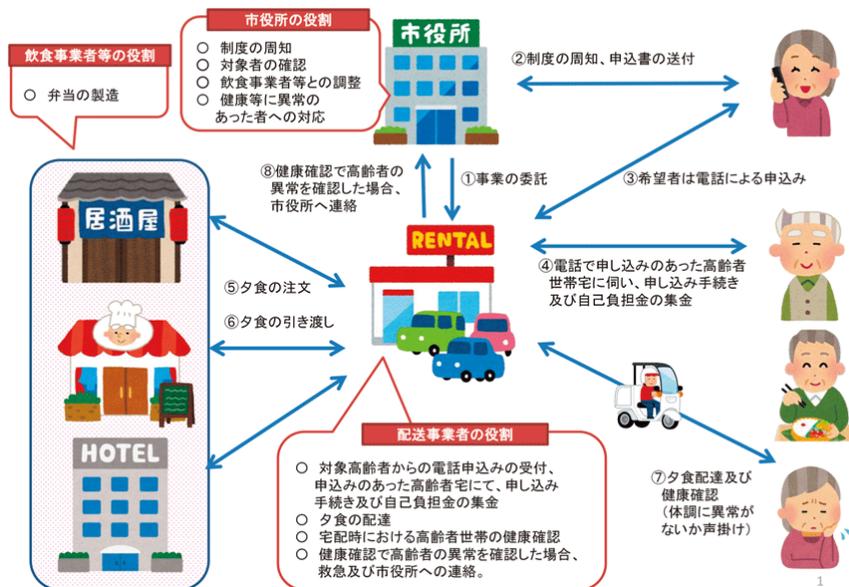


出典) 令和3年度高齢社会白書(内閣府)

【市内飲食事業者等と連携した高齢者世帯の見守り事業 地域共生トライアングルプロジェクト】

70歳以上高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯に市内事業者の配食を実施。一人週1回、月4回まで利用可能。事前に地域包括支援センターに申請が必要。

- **高齢者にとっては低栄養と引きこもり防止、安否確認で独居高齢者が直接会話できる数少ない機会**として好評であった。
- 経済的な打撃が続く中、弁当づくり・配達と、**飲食事業者等やレンタカー業者の事業を活かして取り組める内容**である。
- 利用申請は地域包括支援センター、弁当づくりの事業者募集は地域振興部商政課が担当し、庁内で連携して取り組んだ。



出典)陸前高田市

③ 場をつくる

誰もが集える街のリビングルームへ ～認知症カフェの取組

(岡山市・倉敷市 岡山県)

【喫茶店】

- トクラ運輸(倉敷市)は運輸以外の事業の1軸としてコマダ珈琲店FC事業に着手。現在、岡山県内に2店舗、広島県内に3店舗展開し、岡山県内の2店舗で認知症カフェを月1回開催している。
- コマダ珈琲店のモットーは「**街のリビングルーム**」。平均の客滞在時間は90分程度、顧客の年齢層も高く、リピーター(常連)も多い。
- 常連客の対応をきっかけに認知症に関心を持つ。今後認知症は増えること、**今後とも続けてもらうには自分たちが勉強する必要があります**と考え、令和元年より認知症カフェを検討、オレンジサポーターも受講。
- 岡山市・倉敷市の支援のもと、2店舗で認知症カフェ「オレンジスペース」を月1回開始。店内スペースは特に区切らず、看板もなし。
- 当事者・家族以外に店舗で知って関心を持ち訪れる人、近所の学生等、近所の民生委員や学生等、参加者は多様でつながらも緩やか。
- 東岡山店では令和4年春よりチームオレンジ組成。



認知症カフェとして実施しているが、市の助成等は受けていない。実施時の相談対応として、岡山市ふれあい公社等が取組を支援。

- 取組検討の出発点は、より良い顧客サービスを追求し、**本来業務である喫茶店としての質の向上を図る**ため。認知症への関心はあったが、認知症カフェをやりたいと考えて始めたわけではない。
- 色々な認知症カフェがあるが、**自分たちの良さは「喫茶店」**であること(敷居が低い・境界が緩やか)。認知症カフェの日だからというのではなく、こうしたことを普段の日でも当たり前にしたい。(以上、店長談)

馴染みの関係性を活かしてみんなで健康に ～美容室による健康づくりへの取組

(防府市 山口県)

【美容院】

- 市の住民主体の介護予防教室に店主は関心を持ち、SCIに相談。支援を受けて準備を進める。既に美容院を開いて50余年、本地で30余年であり、**常連の顧客に声をかけたところ6名の参加者**が集まる。
- 令和2年10月より週1回体操を行う。終了後は皆でお茶を飲んで歓談。3か月に1回、リハ専門職等が訪れて測定や助言を受けて取り組む。
- 店舗のためスペースの制限はあるが、「できるところからやってみよう」と緩やかな雰囲気が進むが、新型コロナの影響で参加者が減り、一時休止中。そろそろ再開したいと考えている。
- 体操参加者曰く「前はジムにも行っていたが料金も高い。**一人で体操していてもつまらない**。効果はわからないが、しないよりはよいと思う」「**集まる場所も余りないが、ここはいつも行く場所だし、行きやすい**」



【住民主体の介護予防教室(一般介護予防事業)】

主に65歳以上の高齢者を対象とする介護予防教室(毎週)を住民が主体となって実施する場合には、リハ専門職の派遣や、元気アップ体操の動画を視聴できる環境について支援。

- 店主と顧客の間には**長い付き合いで培われた関係性**ができています。店舗という場とそこで培われた関係性を活かし、健康づくりに取り組んでいる例。なお、店舗や民間事業者で住民主体の介護予防教室に取り組んでいるところは、このみ。
- SCIは地域のこうした動きをとらえ、積極的に活動を支援している。美容室の店舗、高齢者がよくいく美容室も多いが、このような取組にはなかなか発展しない。本来ならば、店舗にとってもwin-winにもなりうるのではないかと考えている。

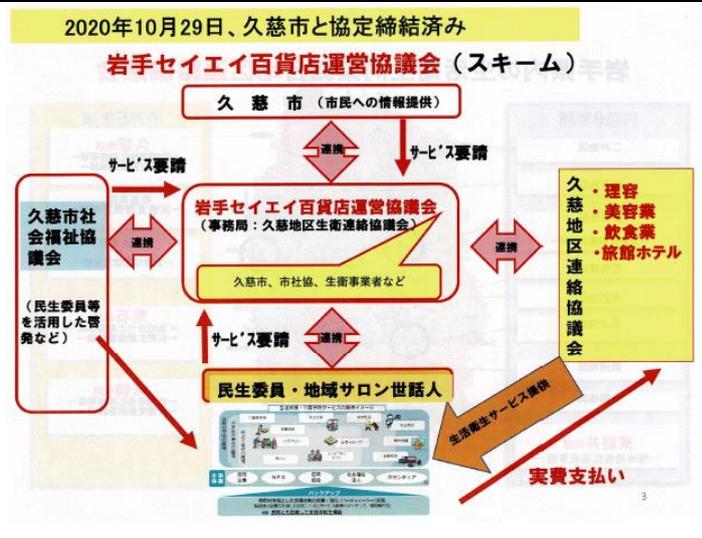
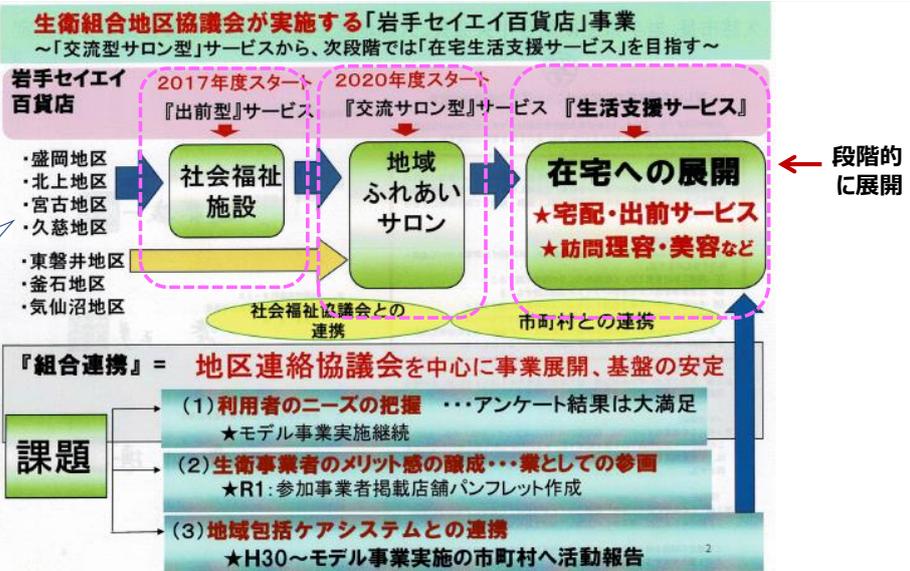
④ 共に取り組む

事業者支援の立場から事業者に地域包括ケアへの参加を働きかける ～岩手県生衛業指導センター (岩手県) 【組合による事業者支援】

事業背景	地域の活性化には生活に密接した生衛業の進行が不可欠 生活衛生営業の特性を生かした高付加価値な生活衛生サービスを高齢者の生活にアプローチすることで、生活衛生業のイメージの向上に努め、生衛業の経営の安定化と高齢社会に根ざした地域コミュニティの活性化が必要
事業目的	(1) 生活衛生サービスの高齢者生活へのアプローチ ①地域の交流サロンなど高齢者の寄り合い場所へのサービス展開 ②福祉施設(利用者)へのサービス展開→H29～『出前型サービス』展開 ③福祉分野からの事業受託へのきっかけづくり (2) 生活衛生業のイメージアップ
事業成果	(1)生衛業界と地域福祉分野との連携(人的ネットワークと事業システムの構築等) (2)ケア理容師(現在125名)、ハートフル美容師(現在93名)と他生衛業者とのサービス創出に向けたモデル事業の実施 (3)サービス利用者へのアンケートを実施し、モデル事業の検証 (4)2020年度からの『交流サロン型』サービスの本格実施を見据えたサービスメニューを創出し、実施に向けた情報発信策等を検討 →新型コロナウイルスの影響で工程は変化
事業概要	岩手県生活衛生営業指導センターは、各生衛業が連携して事業を行うための企画・総合調整を行う。 ①企画検討会議及び専門部会 ②交流サロンを発掘し、本事業を実施するサポート体制をつくる ③モデル事業の実施 ④県社会福祉協議会役員等との懇談会

セイエイ百貨店とは生衛業の事業者が百貨店方式で集まり、出前型サービスを行う際の名称

久慈市とは包括連携協定を締結



- 協定は、久慈市、岩手県生衛業組合中央会及び久慈地区生衛業同業組合連絡協議会の3者で締結。
- 目的は、地域の住民がいつまでも安心して心豊かに暮らせる社会を目指した地域包括ケアシステム推進のため、生活衛生サービスの提供等に関し、連携、協力して取り組むこと。
- 取組方針としては、地域包括ケアシステム構築に向け、地域での新しい支え合いの仕組みづくりの推進。
- 同様の仕組みについて、現在2市と協議中。協議の場には、現地生衛業の連絡会のほか、市福祉部と産業担当、市社協、SC等が出席。

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による
地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業
(令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)

地域包括ケアと産業による地域振興

自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた
自治体向け手引き

発行月 令和 5(2023)年 3 月

発行者 株式会社富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田一丁目 17 番 25 号

富士通ソリューションスクエア

tel. 03(6424)6752 fax. 03(3730)6800

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/>

禁 無断転載

8. 調査成果の報告と今後の課題

(1) 事業報告会の開催

① 事業報告会の概要

今年度実施した調査研究をもとに、研究成果の報告として事業報告会を開催した。新型コロナウイルス拡大予防の観点から事業報告会はweb開催としたが、終了後にはオンデマンド配信とすることで、多くの人への周知を図った。

事業報告会の開催にあたっては、開催目的・対象者、現状・課題、今回の目標を設定したうえで、プログラム等を企画した。

図表- 15 事業報告会の目的・目標の設定

開催目的	地域包括ケア構築に向けた自治体と地域密着型産業との協働に対する理解促進と今後の取組着手・推進に向けたヒントを得る
現状・課題	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアにおける民間事業者の重要性を「知ってはいる」が、自分たちの問題として腹落ちしていない →目的が定められているか・ニーズに即したものとなっているか ・ ゆえに どのように進めることが有効か考えられていない（誰と考えるか・誰と組むか） →目的達成のための方法として捉えているか <p>自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の優先順位として低い、「実施している」場合も有効に活用できていない・迷いがある <p>SC等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支え合いの体制づくりの一つだと認識しているが進んでいない、必要性について自治体との共通理解ができていない可能性がある <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の実業と地域包括ケアの関係(win-win)
目標設定-1 終了時に想定する能力【短期的】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアにおける民間事業者の重要性について、自分の言葉でどうか説明できそうだと考える(資料を用いても可・時間をかけても可) ・ 取組に向け、自分はず誰と話をしたらよいかわかる
目標設定-2 研修後に想定する行動【長期的】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組について、関係者と話をしようとする ・ 資料や事例を探す・問い合わせを行う

事業報告会では、本調査研究の成果報告をはじめ、調査対象とした事例の発表や、支援者・有識者・学識者によるシンポジウムを実施した。ZOOMウェビナーにて開催した。

開催案内や当日の成果報告、事例報告等は、巻末にある「資料(2)事業報告会の開催」を参照されたい。

図表- 16 事業報告会のプログラム

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業 事業報告会 (※以下敬称略)	
日程	令和(2023)5年3月22日(水)13時15分～16時30分
開催形式	ZOOMビデオウェビナー
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケア推進に係る部署の市町村や都道府県担当者 ・ 生活衛生業や産業振興・商店街振興等に係る部署の市町村や都道府県担当者 ・ 高齢者の日常生活の支援に係るSC、地域包括支援センター ・ 市町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会 等
内容	成果報告や事例発表を通じた情報・地検の獲得
プログラム	<p>【挨拶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小森雅一(厚生労働省 中国四国厚生局局长) <p>【成果報告】</p> <p style="text-align: center;">地域包括ケアと地域密着型産業で自治体の持続可能性を高める</p> <p style="text-align: center;">～特に生活衛生営業の事業から～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名取 直美(株式会社富士通総研 行政経営グループ) <p>【事例報告】</p> <p>コマダ珈琲店と連携した岡山市認知症事業の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溝邊 紗代子(公益財団法人岡山市ふれあい公社 福祉部地域包括支援課) <p>【基調講演】</p> <p>自治体と連携した地域密着型産業による地域包括ケアシステムの構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田中 滋(公立大学法人埼玉県立大学 理事長/本調査検討委員会委員長) <p>【シンポジウム】</p> <p>地域包括ケアの構築に向けた地域密着型産業の事業者への期待</p> <p>(座長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田中 滋(公立大学法人埼玉県立大学 理事長/本調査検討委員会委員長) <p>(パネリスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片岡 佳和((公社)国際厚生事業団 特別参与・前(株)日本政策金融公庫 常務取締役/本調査検討委員会委員) ・ 中村 一朗((一財)医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構政策推進部 副部長 国際長寿センター/本調査検討委員会委員) ・ 蒲原 基道(日本社会事業大学専門職大学院 客員教授/本調査検討委員会顧問) ・ 伊東 明彦((公財)全国生活衛生営業指導センター 専務理事) ・ 溝邊 紗代子((公財)岡山ふれあい公社福祉部地域包括支援課)※事例発表者

② 基調講演

「自治体と連携した地域密着型産業による地域包括ケアシステムの構築支援」と題して、本調査検討委員会委員長である田中滋氏より基調講演をいただいた。

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業 事業報告会(2023年3月22日)
株式会社 富士通総研

自治体と連携した地域密着型産業による 地域包括ケアシステムの構築支援

- 2023年3月22日
- 「中山間地域」調査研究事業報告会
- 埼玉県立大学・慶應義塾大学
- 田中 滋

03/22/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

地域包括ケアシステム 定義

- 『新版 地域包括ケア サクセスガイド』(2020年,メディカ出版)
「日常生活圏域を単位として、何らかの支援を必要としている人々を含め、誰もが、望むなら、住み慣れた地域の住みかにおいて、自らも主体的な地域生活の参加者として、尊厳を保ちつつ安心して暮らし続けられるための仕組み」
- 定義はこれからも変遷・進化

03/22/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

地域包括ケアシステムの進展：3次元

- コアの進化：高齢者の長寿化
 - 医療・介護・保健専門職の協働と客観的評価
 - 事業所間および制度間の連携
- 広がり：多世代へ
 - 暮らし支援・居場所・役割 ⇒ まちづくり
- 深化／深まり：分断がもたらすリスク軽減
 - 社会的孤立・排除の防止と早期対処
 - 社会的包摂 ⇒ 共生社会

03/22/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

地域包括ケアシステムの進展・広がり 超高齢化に応じた地域デザイン

- 地域デザイン力が弱くとも大部分の住民は自活できた
- 家庭内自立でも暮らし支援要：フレイル予防／進行緩和
 - 日常生活機能：一部の家事・外出・家電操作・通信 etc.
 - 一定のリテラシー要：金融・住まい・契約・財産管理/相続 etc.
 - 突然の困りごとへの対応
 - 家族も超高齢者もしくは死亡
- 地域力の維持？ 中山間地域の課題
 - 自治体と連携した地域密着型産業による地域包括ケアシステム構築支援：本調査研究事業の目的

03/22/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

プレフレイルとフレイル

- ADLとIADL悪化要因
 - 加齢
 - つながり減少
 - 体力・気力の低下
- 体力・気力の低下をもたらす「ライフイベント」
 - 仕事からの引退
 - 別離
 - 急性期入院 etc.

03/22/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

地域社会におけるつながり構築 ライフイベントにも対応

- 暮らし支援
 - 居場所
 - 移動支援
 - 巡回・訪問
- 役割
 - 暮らし支援・居場所・役割
 - 多世代、誰もが
 - まちづくり：行政とは異なる自治体の力

03/22/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

7 地域包括ケアシステムの進展・広がり 多世代を視野に入れた地域デザイン

- 集える・通える場 cf.つながり・楽しみ・役割
 - 要介護者・認知症の人、障害者、幼児のいる家族
 - 差し当たり介護サービスも互助も必要としない高齢者
 - 場：医療機関・介護施設と居住型&通所型事業所・サ高住等
 - 加えて：地域密着型産業・商業・郵便局・学校・図書館など
 - 学生・生徒を含む地域住民一般の関わり
- 比喻で言えば「地域を耕す」

03/22/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

8 地域包括ケアシステムの進展・深まり 社会的包摂 Social Inclusion

- 生活困窮・孤立・社会的排除
 - 経済格差拡大社会の中におけるケア、複合課題
 - 協同活動・協働作業・自由参加の主体的活動のみならず、共同の場にも加わりにくい人の増加
- 交通機関・金融・商業・生活型産業
- 孤立する可能性のある人と地域を放置しない

03/22/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

9 おわりに

- 自助・互助・共助・公助の組み合わせ
- サービスの複合
- 見守る→役割を作る→支援する
- 尊厳ある看取り
- 暮らしやすいまちづくり・子どもたち

03/22/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

③ シンポジウム

事業報告会では、本調査検討委員会の田中滋委員長を座長に、委員及び研究顧問、事業者の支援団体である公益財団法人全国生活衛生営業指導センター、事例発表を行った公益財団法人岡山ふれあい公社福祉部地域包括支援課が登壇し、シンポジウムを行った。

シンポジウムでは3つの論点から意見交換を進め、最後に今後取組を考えている人々へのエールで閉会した。

シンポジウム 地域包括ケアの構築に向けた地域密着型産業の事業者への期待

座長

- ・ 田中 滋(公立大学法人埼玉県立大学 理事長/本調査検討委員会委員長)

パネリスト

- ・ 片岡 佳和((公社)国際厚生事業団 特別参与・前(株)日本政策金融公庫 常務取締役/本調査検討委員会委員)
- ・ 中村 一郎((一財)医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構政策推進部 副部長 国際長寿センター/本調査検討委員会委員)
- ・ 蒲原 基道(日本社会事業大学専門職大学院 客員教授/本調査検討委員会顧問)
- ・ 伊東 明彦((公財)全国生活衛生営業指導センター 専務理事)
- ・ 溝邊 紗代子((公財)岡山市ふれあい公社福祉部地域包括支援課)※事例発表者

論点

- 地域包括ケアシステムにおける地域密着型産業の事業者の役割とは。
- 事業者による取組を増やすためにはどうすればよいか。
- 地域包括ケアと地域密着型産業をつなげるにはどうしたらよいか、まずは何から始めるか。

- 田中座長
- ・ 皆様よろしくお願ひいたします。ここまでのプログラムは、調査研究と事例の報告、基調講演が内容でした。自治体と連携した地域密着型産業については、岡山の事例を含めて、中四国地方を中心とする地域密着型産業の事業者による取組を伺いました。ここからは「地域包括ケアの構築に向けた地域密着型産業の事業者への期待」と題し、有識者の方々と意見交換し、考えを深めてまいります。
 - ・ 本日、シンポジストとして御出席の皆様は地域包括ケアの構築を進展させるため、地域密着型産業をはじめとする民間事業者への働きかけを行ってまいります。本日はそうした御経験や知見を踏まえた意見交換を行う予定です。シンポジストのうち、既に事例発表の中で溝邊さんには自己紹介を行っていただきました。それ以外の本検討委員会委員をはじめとするシンポジストの方々からそれぞれ自己紹介をお願いいたします。では、中村さんからお願いします。



中村氏

- ・皆様、こんにちは。医療経済研究機構国際長寿センターの中村と申します。よろしくお願いいたします。私は、3年前までは山口県防府市の高齢福祉課の管理職でございまして、併せまして第1層のSCもしておりました。今日、防府市の事例を取り上げていただきましたが、国際長寿センターに参りましてからもSCの支援や、民間企業と自治体の連携の実装支援もしております。今日はその辺りのお話ができたらと思っております。よろしくお願いいたします。



田中座長

- ・ありがとうございます。片岡さん、お願いします。

片岡氏

- ・国際厚生事業団の片岡と申します。国際厚生事業団は、今日お聞きになっている自治体の皆様には大変お世話になっており、EPAをメインとした外国人介護労働者の受入支援などを行っております。私は半年前までは日本政策金融公庫で生活衛生事業者に対する貸付けを担当しておりましたため、そこでいろいろ聞いたお話、感じたお話をさせていただきたいと思っております。
- ・日本政策金融公庫の前には中国四国厚生局長をしており、冒頭で御挨拶した小森局長の3代前ほどになります。その節は中国・四国管内の自治体の皆さんには大変お世話になり、ありがとうございました。今日も皆さんのためになるようなよいお話ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



田中座長

- ・ありがとうございました。では蒲原さん、よろしくお願いいたします。

蒲原氏

- ・蒲原と申します。本日はよろしくお願いいたします。私自身は厚生労働省に長く勤めてい
- る中で、高齢者、障害者をはじめとする福祉分野を長く担当しておりました。辞めた後も地域包括ケアについて、とりわけ地域づくりの中で民間企業がどんな役割を果たすのかという問題意識を持ちながら、いろいろな方と意見交換をしております。本日はよろしくお願いいたします。



田中座長

- ・ありがとうございます。先ほどご紹介がありましたが、生活衛生営業の事業者を支援する公益財団法人全国生活衛生営業指導センターから伊東さんにお越しいただいております。伊東さんからは自己紹介とあわせ、生活衛生営業及び現在の事業者をめぐる状況についてお話をいただきます。よろしくお願いいたします。

伊東氏

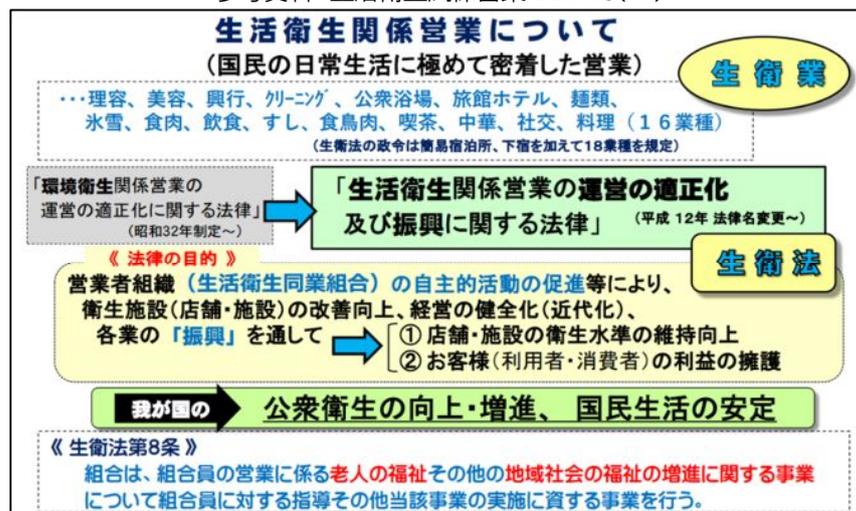
- ・御紹介をいただきました、全国生活衛生営業指導センターの伊東と申します。今回のお話の中に、地域密着型産業の事業者の1つとしての生活衛生業が話題にあがりましたので、この生活衛生業について御説明をさせていただくため、資料を3種類用意しております。本日このようなお時間をいただいたことを感謝させていただきたいと思っております。

- はじめに、資料1枚目の「生活衛生関係営業について」と書いてあるものを御覧ください。生活衛生関係営業はなかなか耳にする言葉ではないと思いますが、根拠は厚生労働省所管の法律である「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に位置づけられており、その法律の政令で18の業種が規定されております。資料の一番上の点線で囲まれているところに、16業種が書かれています。この16業種は全国組織を持っており、それ以外に簡易宿所や下宿も入れて18業種です。これが右肩の楕円に書いてありますが、生活衛生業を略して生衛業と申しております。その下には長い名前の法律名が書いてありますが、この法律は昭和32年に出来上がっており、当初は環境衛生業と言っていました。それが、平成12(2000)年に生活衛生と名前が変わっています。この長い名前の法律を略して生衛法と言っています。



- この法律の第1条、目的に書かれているところを略しますと、法律の目的として営業者の組織、これは法律の中で位置づけられておりますが、生活衛生業の同業者の組合があります。その同業者の組合の自主的な活動を促進することなどによって店舗施設の改善向上や経営の健全化、近代化を図っていき、そして業を振興する。これが、結果的には我が国の公衆衛生の向上増進につながり、国民の生活の安定につながるという法律の下で組合が組織されているわけです。
- この法律の第8条には、「組合は、組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業について、組合員に対する指導、その他当該事業の実施に資する事業を行う」と明記されております。このため、まさに今回お話をいただいた地域包括ケアなどの事業はここで読み取ることがができますので、私どもの生活衛生関係営業は地域包括ケアシステムに参加していくことができるということになります。

参考資料 生活衛生関係営業について(P1)

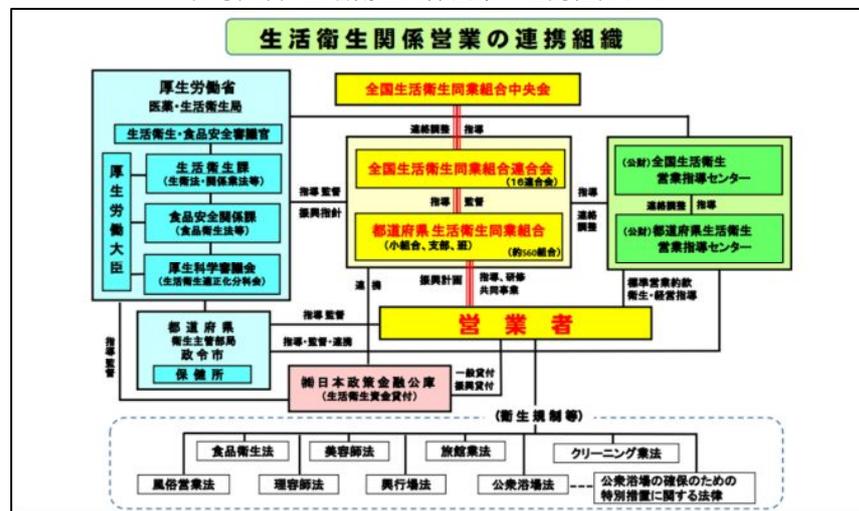


- 資料の2枚目です。これは組織の関連性を見ていただくものですが、真ん中の黄色に赤字の一番下が「営業者」となっております。ここが生活衛生業のお店と施設を示し、理容、美容、クリーニングから旅館、ホテル、飲食、銭湯、映画館など18の業種があります。平成28(2016)年の経済センサスによりますと、この生活衛生関係営業のお店、施設は約108万事業所ございまして、従業者の数は約668万人となっております。今年出る

と言われている新しい経済センサスでは、おそらくコロナの影響でこの数字は少し小さくなっているのではないかと考えています。

- この黄色と縦の赤い線ですが、各地のお店の方たちが同業者の組合に入りたいとなると、一つ上の黄色い部分にある「都道府県生活衛生同業組合」に入ります。現在560組合ほど全国にあり、何々県の床屋さんの組合、何々県の中華料理の組合といったものがあります。さらにそれらを全国組織として束ねて、指導、調整、監督をしている「連合会」があります。例えば床屋さんや美容、旅館、ホテルといった組合の連合会が16あります。これらが大体東京に事務所を構えています。組合全体の意見の調整、様々な情報提供、国会議員との間に入って説明に伺うなどいろいろ動いていますのが一番上の黄色い四角の「全国生活衛生同業組合中央会」という組織です。
- 右側の緑の四角に「全国生活衛生営業指導センター」、その下に「都道府県生活衛生営業指導センター」がありますが、この「全国生活衛生営業指導センター」が私の勤務しているところです。また、各都道府県にあり、各知事が認可する「公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター」という組織は、まさに生活衛生業界の指導をしたりいろいろ相談に乗ったりしています。
- 左側の水色は役所であり、所管である厚生労働省、その下に都道府県の衛生部局、政令市があり、営業許可そして各店舗や施設の指導監査を行う保健所があります。ここが、お店の方たちにとって非常に重要な組織となります。
- そして、その下、先ほども片岡さんからお話があった「日本政策金融公庫」があり、そこには生活衛生業の融資担当部署があります。そこから低利で融資を受けることによって、今回のコロナ禍においても、この生活衛生業界の中には何とか首がつながったお店が多々ありました。

参考資料 生活衛生関係営業の連携組織(P2)



- 3枚目の資料は参考となります。この生活衛生業は、やはり「衛生」がついているとおり、非常に衛生面の注意を要する業界であり、コロナ禍には業種別のガイドラインが作られました。私どもは業界が多いため、全部で14種類のガイドラインを作りました。例えば床屋さんのガイドライン、といったものです。この資料につけているのは、左方に「ガイドライン」とありますが、これは外食業のもので、飲食関係は、基本的にこのガイドラインを使っていました。



- お伝えしたいのは、ガイドラインは作ったけれども各店舗、施設がこれをしっかりと遵守しているのかをチェックする必要があることです。一方で、保健所や自治体の衛生部局はコロナ対応で大変であり、動くことが難しい状況でしたので、我々の業界でもお店がしっかりとこのガイドラインを守っているのかどうかを自らチェックしなければいけません。ということで、この資料の真ん中にある2枚のチェックシートを作り、ガイドラインから掘り起こして40~50項目から80~90項目にわたるチェック欄を作りました。そして全国のお店に2回から3回の巡回指導をし、必須項目をしっかりと守っているか、一定の基準を満たす状況になっているかをチェックしました。それができている確認ができた店舗には、右側にある「OKマーク」を交付する、という事業を2年近く実施しました。
- この写真は、当時、コロナが始まった年の厚生労働大臣の加藤勝信先生です。ここで申し上げたいのは、このようなことを組合中心にやろうということになれば、皆さんは協力して13万8千件ほどチェックに回っているということです。この組織によってそういう動きができる、地域包括ケアや生活支援も皆さんに知れ渡れば生活衛生業界が動くということがお伝えしたいことです。生活衛生業界は皆さんの身近にあり、かつマンパワーもたくさんある業界です。この方たちがきちんと理解をし、地域包括ケアの推進に協力できる状況に何とか持っていければありがたいと私どもも思っております。以上です。

田中座長

- ありがとうございました。生活衛生業がまさに地域の拠点になり得ることが分かりました。
- これから、「論点1」を掲げて皆様と一緒に議論してまいります。論点1、「地域包括ケアシステムにおける地域密着型産業の事業者の役割とは」では、事業者の方々の役割を考えます。また、市町村がどのようにとらえるべきか、についても話さなくてはなりません。事業者の役割を市町村が理解してくれなければ、地域は進化しません。この論点について、多少外れてもよいですから自由な御発言をお願いします。地域包括ケアと事業者、そして自治体との関係についてです。片岡さんよろしいですか。

片岡氏

- はい。田中座長がプレゼンされた資料では、地域包括ケアシステムの考え方が広がっていて、本当にまちづくりまでということ、それからいろいろな方、プレフレイルやその手前の方たちなどがつながりあって、通えて、楽しみを持って、そこでこれからの長い高齢化の時期をいかに楽しく過ごしていけるかという環境整備が必要だというお話をされたかと思えます。それには生活衛生業は大変相性がよいというか、ここを利用することは先ほ

どの地域包括ケアシステムの進展に非常に有意義なことだと思います。

- ・ 町の飲食店や喫茶店、特に町の飲食店の方たちと話をすると、うちは単に食事を提供するだけじゃない、おなかをいっぱいさせるだけではなくて、本当に心もいっぱいさせるようなサービスを提供しているのだ、愛情いっぱいの料理を出しているのだと話されます。単にお店に通うというのは、まさしくおいしくて通っているのですが、何回か通ううちにお店の人も仲良くなり、いろいろ会話をする。また常連の人たちとも仲良くなり、そこでいろいろ会話が弾み、本当に通いたくなる、ということになるかと思います。また、喫茶店は、そもそも単にコーヒーを飲みに行く所というより、本当に居心地のよい場所、心のよりどころになるというか非常にゆったりした気持ちになれる、またそういう人たちが集まってきてコミュニティができるような場になっています。
- ・ 生活衛生業のひとつである銭湯、公衆浴場は最近だんだん数が少なくなってきていて非常に残念なのですが、公衆浴場、銭湯も単に体を洗う場所ではありません。日常生活の中で気軽に入ることのできる非日常空間というか、本当に広いお風呂に入ると心がきれいになる、心のリフレッシュができます。これはお年寄りに限らず、若い人たちも会社で面白くないことがあったとき、お風呂に入るとなぜか急にすっきりして、明日から頑張ろうとか。そういうようなことで、最近若い人たちにもお風呂は人気になっています。心も洗う、リセットするという意味でも非常に重要であり、理容、美容でもすっきりすればお出かけしたくなります。基本的に生活衛生というのは、単にサービスを受けるだけではなく、プラスアルファの効果が非常にあります。また、昔からあるお店というのは、みんなが、ある意味でそういうものを共有しようという人たちが通っており、非常につながりができやすい場があります。
- ・ ですが、先ほど伊東さんの話にありましたが、コロナの影響でだんだん経営環境が厳しくなり、数も減少傾向です。まずは今あるこうした町の生活衛生業をぜひ大事にしたいだけ、そこは保健福祉部局というより生活衛生部局や商工労働部局メインの話になるかもしれませんが、一緒に生活衛生サービスの良さをよく認識していただきたい。そして、それと新しい地域包括ケアシステムの進展との関係をよく考えて、総合的にいろいろな事業施策をしていただければよいのではないかと思います。

田中座長 ・ ありがとうございます。事例を挙げていただき、自治体の中の部局同士の連携も欠かせないという点のご指摘でした。

- ・ 次に中村さん、防府市の御経験からでしょうか。お願いいたします。

中村氏 ・ 私は防府市でこの事業をやってまいりましたし、今、自治体の支援にもあたっているという経験からお話をさせていただくと、そもそも事業者と何のために連携するのかを自治体がはっきりさせないとうまくいかないと思います。

- ・ 事務局の事業報告の資料25ページで紹介していただいた「Life up手帳」はいろいろな事業所が書いてある資料ですが、これを作ることが目的ではありません。単にツールであり、何のためにこれがあるのかがはっきりしていないといけません。こうしたリストを作ること・更新することが仕事になってしまい、これを一方的に発信しているだけで使われていませんといったお話をよく聞きます。最ももったいないのは、せっかくリストを作っても、ケアマネジャーがケアマネジメントの中で使っていないという話がとても多いことです。
- ・ 事務局からもありましたが、在宅生活の限界点を引き上げるということであればとても重要な資料であるはずです。もし支援を望む人がおられたら、その人に住み慣れた地

域で安心して暮らしていただくには、まさにこうしたものが必要であるはずなのにケアマネジメントで使われていない。こうしたリストを作っている所はたくさんあります。だけど使っていないという所がたくさんあり、それがすごくもったいないと思います。

- ・ 防府市ではLife up手帳を何のために作ったかというお話ですが、事業報告の資料にもありますが、防府市では要支援の認定を受けた方は基本的に短期集中予防サービスを使ってもらうところからスタートしています。結果、そのうちの6割以上の方が専門職サービスを使わなくても生活ができる、いわゆる卒業という状況になります。そういう方が相応の数が出てくると、いかに地域につないでいくかということをしなければなりません。その中で、このLife up手帳がどこに行けばよいのかということのベースになります。大事なものは、これはあくまでベースです。手帳は2年に1回更新と書いていますが、2年経てばいろいろなものが変わります。よって、その人ひとり一人がどこに行けるかは、ここに載せるものだけでは足りません。よって、あくまでもベースとして作っておく。その後、それぞれの人に合ったところにつないでいくことを考えると、ここにあるものだけではなく、住民主体の活動や地域にあるいろいろなものを活用するという視点で地域を見ていくことになる、その第一歩としてやっています。
- ・ 防府市では、虚弱な高齢者の状態が一旦悪くなっても、元の生活を取り戻そうという目的があります。産業というか企業はそのための選択肢のうちの1つであり、当然使うものだろうという認識でやっているだけだと思います。とあるSCは、80代の高齢者の方に地域の通う場所や「こういうところを使ってみたらどうですか」という提案を19か所出すそうですが、そうしたものの起点になると考えて作っています。ですので、企業とつながることを目的にしてしまうと勘違いした事業になりがちですが、何をしたいかを明確に自治体が持っていけば使わざるを得ない…という言い方も変ですが、普通に使うだろうと思っています。以上です。

田中座長 ・ うまく使うと大変役に立つツールとしての御紹介、ありがとうございました。続いて蒲原さん、お願いいたします。

- 蒲原氏
- ・ 先ほどの田中座長のペーパーを拝見して頭がすっきりしました。皆さん方と共有する意味では、コアの進化、広がり、深化/深まりとあり、今回の話は主として広がりに関係するというお話がありました。まさに公的なサービスではないところが併せて必要であること、かつ状態像はフレイルの前、あるいは初期のフレイルのあたりにおいて今回の地域、とりわけ地域密着型の産業が大事。そういったところを頭に置きながら、皆さん方、特に自治体の方は地域包括ケアにあたっていくとよいのかと思いました。
 - ・ なじみの関係が大事だという話が事務局の事業報告の資料にも入っていました。喫茶店でも銭湯でもよいのですが、やはりそれまでの暮らしを継続するという意味において、すごく大事なのだらうと思います。と言いますのは、先ほどの田中座長のご講演でもライフイベントのときに何かこと(変化)が起こるという話がありましたが、そのような時に例えばいつも通っている喫茶店にしゃべる仲間がいたり、いつもの美容院に行って美容師さんとしゃべったりする。行政側が気づかないところで、行政側が把握してなくてもいろいろな事実上のサポートがされるのが本人にとってすごくよいと思います。
 - ・ ですので、その意味ではなじみの関係を持っているところ、別の言い方をすれば地域密着でやっているところ。そういうところを生活衛生業は大切な特徴としてやっていくことが大事だと思います。地域密着については、この後に伊東さんから併せていろいろな話を聞ければと思います。以上です。

- 田中座長
- ・ありがとうございます。プレフレイルからフレイルの方に一番この地域密着型産業が役に立つ、という御指摘でした。では伊東さん、お願いします。
- 伊東氏
- ・私も直接的ではないのですが、地域包括ケアに関係する仕事に少し関わったことがあります。最初に地域包括ケアという言葉聞いたときに、いろいろな資料で少し勉強をしたのですが、そのときと今で全く変わっていない私の考えとしては、何のために地域包括ケアというシステムを動かしているのかということです。高齢者、障害者、子どもに優しい、新しいまちづくりの流れとして、今までずっと来ていると思っています。これは田中座長の資料のとおりであり、小学校区・中学校区程度の規模で暮らしやすいまちづくりをみんなでやっというのではないかということかと思っています。昔の日本はそういうまちだったのではないかと思われ、そういうところに戻していくためにみんなで分担して何をやっというかというのが、この地域包括ケアシステムではないかと今も思っています。その中に私どもの生活衛生業界がどのように関わっていくかということで、今日私はここに呼ばれていると思っております。
 - ・急性期で病院に入院し、退院後に施設に行く方もいます。施設でリハビリをし、今まで住んでいたところに戻ろうとするけれども、1人では生活できない人たちは戻れない。住んでいたところに戻った場合も、ちゃんと暮らしができるまちをつくっていくことだと思います。周りの人たちが、なかなか自分で買い物に行けない人、リハビリを続けている人をどう助けるか。おじいちゃん元気になったのに最近表に出てこない、どうなったのだろうか等、みんなで見守っていくまちに持っていくことだと思います
 - ・私どもの業界には、理容、美容、クリーニングや飲食店があり、飲食関係は寿司や中華、日本料理もあり、レストランから喫茶店、さらには飲み屋さんもあります。その人たちが、どうやって御老人なり皆さんの生活の支援をしていけるかは、業界とシステムを推進する行政を如何にうまくつなぐかがポイントかと思っています。
 - ・ここで、申し上げておかなければいけないのは、私ども生活衛生業は業として商売をしており、ボランティアではないことです。ボランティアでは続きません。私どもの業界でもかなり前から、おそらくこの地域包括ケアシステムという言葉ができる前から、例えば御自宅に髪を切りに行く、今でいう訪問理容・美容といったことを考えていた人たちはいました。しかし、地域包括ケアシステムができた頃、衛生施設ではない自宅や高齢者施設の衛生設備の問題もあることから、自宅や施設に行くことが理容師法や美容師法で許されるのかという議論もありました。しかし、現在、訪問理容、訪問美容は全く当たり前のものとしてやっています。今、この訪問理容、訪問美容をやっている方も、地域包括ケアシステムの中でやっというのだと思っている人は、おそらくごく僅かです。ですが、やっという方たちの話を聞くと、「施設に行って髪を切ると本当に喜んでくれた」、「お化粧をしてあげるとすごく喜んでニコニコして」、「だから続けたいのだよ」と言っている方がたくさんいます。しかし、これを続けていた方が、あるとき「俺、やめたんだよ」、「えっ、どうしたのですか」、「みんな喜ぶのはよく分かるけれども、ガソリン代がもたないんだよ、自腹を切っているから」とおっしゃる。これではなかなか続かないです。そうやって途中でやめた方を何人も知っていますが、そうしたところに行政などに入り込んでいただく必要があると思っています。我々の業界は業としてやっておりますので、薄利であっても損はしないような商売でないと続きません。薄利でも利益が上がりればお客様ですから、しっかりと業界はやると思っています。
 - ・一方で計画をつくる行政の方たちですが、先ほどもありましたが、計画をつくるだけで

終わってはいけません。それをいかに行動に移し、そして我々の業界も引き入れ、おじいちゃん、おばあちゃんが、障害を持っている方が喜んでくれる、そこへ持っていかないとこの事業としては終わらないわけです。行政の方たちには、これによってどういうメリットがあるか、よく考えていただければと思います。医療費や介護保険を抑制し、マンパワーとしても長く働いていただけるかもしれない。それにもつながるのだから、うちの地域では多少公費を払ってでも何とか長く生活してもらおう、安心して暮らせるまちをつくって、これが地域包括ケアシステムなのではないかと思っております。我々としては、やはりボランティアだけでは続きませんし、できません。薄利でもよいけれども、やはり業としてやっているということを忘れていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。

田中座長

- ・ありがとうございました。大変重要な点ですね。昔の訪問理美容の話をしていただきました。医療もそうで、今は普通に訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、訪問歯科などが行われています。しかし、ボランティアではなく、きちんと費用が支払われています。大儲けするわけではないけれども、必要な費用を払われているからこれだけ広がってきたのですね。大変重要な点を御指摘いただきました。ありがとうございます。

溝邊氏

- ・次に溝邊さん、高齢者の日常生活支援や地域づくりの観点から御発言をお願いします
- ・ありがとうございます。今回ご紹介した取組で事業者の方とお話をする中で感じたのは、事業者の方のマーケットの対象者は市民であり、我々支援者、自治体の対象者も市民の方です。市民が暮らしやすいまちづくりの話であり、事業者の方も同じようなことを思われているとこの取組で感じました。先程、コメダ珈琲店の事業者の方も地域の一員と感じたとありましたが、その地域に企業が単体であるわけではなく、地域の中で地域の一員として企業やその企業に所属する方々がいます。私たちとしても、ここがどのような地域なのか、地域の課題の共有、例えば先ほどの取組であれば集まる場が少なく地域の方が困られているといったような地域の課題を共有できたのではないかと感じています。地域というどうしても連合町内会や民生委員やサロンといった言葉が出てきますが、事業者の方も地域の一員として集まりの場などの情報の共有などができればよいと感じました。以上です。



田中座長

- ・ありがとうございます。事業者も地域の一員であり、そして地域は地域ごとに。先ほど伊東さんが言ってくださいましたが、小さい範囲のまちづくりであって人口60万の町をつくる話ではないですね。小学校区、中学校区のまちづくりなので、地域ごとに違う。そこでの事業者の立ち位置も考えなくてはいけないとの御主旨でした。
- ・では、次に「論点2」に移ります。論点1の地域包括ケアにおける地域密着型産業の事業者の役割等を踏まえてとなります。地域包括ケアシステムの構築と地域密着型産業の維持は相互に関係します。地域包括ケアシステムの説明の中にも、民間事業の関わりについて記載されています。しかし、事務局からも報告があったとおり、自治体では取組の把握が進んでいないところもあり、事業者への働きかけが少ない状況もないわけではない。つまり、自治体が難しさを感じている様子が分かりました。しかし、本当に民間事業者による取組がなされていないかということ、そうではありません。事務局報告や事例報告にもあったように、現場では既に顧客サービス等として実施されている取組があり

ます。今までの事業者と利用者の関係性を改めて地域包括ケアシステムの観点から再評価し、それを全体に役立つ地域密着型産業の維持につなげて育てていかなければなりません。以上を踏まえ、論点2として「事業者による取組を増やすためにはどうすればよいか」について討議を行います。地域包括ケアシステムの構築に資する事業者の取組、事業者と顧客の関係性をどう把握し、事業者の活躍の場を増やしていくには、自治体やそれ以外、例えばSCさんなどがそうでしょうか、様々な立場の方が何をしていたらよいかについてお話いただきます。

- ・先ほどと逆順にしましょうか。では、溝邊さんからお願いします

溝邊氏

- ・ありがとうございます。事業者との出会いについてですが、今回の岡山市の場合はコマダ珈琲店さん側から発信があってつながりました。こちらから把握をする方法については検討しているところですが、岡山市の場合、特にSCが地域の社会資源とのつながりが深く、情報を持っています。そうした関係者とのつながりや市民の方々へ支援する中で、その情報や市民の方が利用されているところで企業とのつながりを持つ等、個別の支援の中からつながりを持つことができるようになるかと思えます。
- ・実際、先程ご紹介した事例に出ていたチームオレンジのモデル地区が中区と別の地区にもあるのですが、市民の方から理美容に関する企業の情報提供があり、今後そうした企業とつながりが持っていけないかと考えています。理美容の方々とも、いわばお互いwin-winな関係で連携ができないかと考えており、こちらとしても個別の支援や地域づくりの中で企業の方や事業者の方とつながりが持ていけたらよいと感じています。

田中座長

- ・自治体と事業者だけではなくて、市民の声、利用者の声も必要である実態が伝わってきましたし、そうした理解の下に実践していらっしゃる様子も分かりました。ありがとうございます。では伊東さん、お願いいたします。

伊東氏

- ・はい。この地域包括ケアシステムをうまく進めるためには、何といても責任者は制度上首長さんになるかと思えますので、首長さんがどういう方向を向き、地域をどのようにしていくのかという思いがあり、それをいかに行政がうまく計画に落とすかということかと思えます。そのためには、誰に何を頼むかということをしっかりつくっていただき、それを担当する方たちに十分に理解していただく、情報を共有することが必要ではないかと思えます。私ども生活衛生業界の場合、場所によっては会議に呼ばれているところもありますが、ケア会議などの会議にはほとんど呼ばれていません。
- ・岩手県の生衛業指導センターの事例が少し紹介されていますが、都道府県の指導センターは公益財団法人で県知事が指定しています。このセンターには県庁のOBの方が入っており、福祉関係を経験した方が2人ほど入っていた時期がありました。そのときにすごく地域包括ケアを進めてくれ、そこが足掛かりとなって沿岸部分の自治体に次々と協力してもらう状態が進んでいます。行政経験のある人が引っ張り、組合の人たちもこれはよいじゃないかと言ってみんな参加することが今も続いていますし、そういう意味では非常にうまくいっている事例だと私どもも思っています。
- ・いずれにしても我々の業界は組織だって動けますので、やる気のあるところのまとめ役もしくは実務で動ける人を地域包括ケアのいろいろな会議に入れていただくと、「そういうことで困っているのなら、うちの仲間に伝えればできるよ」といった方向に展開していくのではないかといつも私は思っています。しかしながら、繰り返しになりますがボランティアでやるというイメージになってしまうと、それは続きません。対象の御老人の方に

交通費の券を渡すなどいろいろな方法はあると思いますが、それなりの費用負担を伴ってもやむを得ないと思います。この業をやっている方にもある程度のプラスがあれば、前向きに参加する方たちも出てくると思うのです。

- ・ 飲食などであれば、毎日とはいわなくても週に2回くらい、温かいおいしいものを近くの飲食店から出前のように届けてくれたら御老人たちは喜ぶと思います。しかし、それがシステム化されていなければうまくいきません。結果的には外食産業が入り込み、どんどんそこを埋めていっている実態もあるかと思っています。そうすると、地元の小さな食堂などはもう手を出せなくなっているということもあると思います。そのような身近な小さなお店にも、こういう方向に向いているから是非参加してほしい。届けるときに、おじいちゃんやおばあちゃんは元気かも見てきて、それを我々に教えてくれますか。会議でみんなが情報共有し、みんなでやりましょうというつながりをつくっていただければありがたいと思っています。

田中座長 ・ 自治体単位で生活衛生業の方も入るような、できれば首長も出席するような会で、お互いの希望や苦勞を伝え合う工夫は意味がありますね。ありがとうございます。蒲原さん、お願いいたします。

蒲原氏 ・ 私からは市町村が民間企業にどう向き合うかということと、市町村と都道府県の連携の2つについての気づきを申し上げます。

- ・ 1つ目ですが、市町村で地域包括ケア担当の方の多くの方は福祉側から入ってきている場合が多く、民間企業がこういう役割を果たすことについてのイメージが湧かないことが多く起きているのではないかと思います。岡山市はすっと入ったよい事例だと思えますが、現在、民間企業の行動パターンが変わってきていることについて、ぜひ行政側の人たち、特に福祉側の人たちは一回頭の整理をしたらどうかと思います。民間企業も、公益的な活動をするでしょうが、先ほどの伊東さんの話に関係しますが、地域社会、地域の人たちに対し、自分の本業の中で何ができるか、あるいは本業で雇っている従業員に何ができるかを考えるように変わってきています。昔は株主のことだけを考えているのが企業の在り方でしたが、今はいろいろな人のことを考えることが、結果的にはよい企業であり利益も増える、と変わってきています。今日は都道府県の方、市町村の方もおられると思いますが、民間企業に対する見方を少し変えていくということが大事かと思いました。

- ・ もう1つは生活衛生業に関係することですが、冒頭伊東さんから説明いただいた行政の図がありましたが、生活衛生業は都道府県の衛生部局が所管していることが多いと考えています。そうすると、市町村の中で地域包括ケアをやっているのは福祉部局ですが、市町村の中でどこが生活衛生業を担当するか探しても市町村の中には担当者がいない。もしあるとしても、市町村には商工労働部局があるので、商工労働部局との連携が最低限必要だと思います。さらに、より密接な関係づくりをするならば、県レベルで団体と生活衛生業界に係る地域包括ケアについて整理し、県の福祉部局を通じて市町村の福祉部局に「この団体とはこのように話がついている」「こういう合意がある」と伝える等、県を通じたルートも併せて使うことが市町村の福祉部局の職員にとって大事かと思いました。以上です。

田中座長 ・ ありがとうございます。県と市町村は違いますね。介護と在宅医療は市町村、入院と外来医療は都道府県が責任を持つ仕組みになっています。それぞれ役割を持ってつくられて

いる組織なのでやむを得ないとはいえ、連携が必要なことは当然です。衛生部局と商工部局、福祉の連携について、県と市町村の中で考える必要があります。大変貴重な御指摘をありがとうございました。中村さん、お願いいたします。

中村氏

- ・ 事業者で取組をどう増やすかという話なので、キーワードとしては地域にあるものを意味づける、意味づけていくことをするべきかと思っています。地域にある事業者の方に対し、サービスをつくるという視点で何かをつくって増やそうとすると、多分それはなかなか難しいかと思います。特に福祉部局の方たち、高齢者の支援をしている人たちから「これをしなさい」と言われても、なかなかできないはずです。
- ・ 個人の生活課題に触れ、その人を支援する場合、基本的には地域の何を使うかという視点で地域をしっかりとじっくりと見ることだと思います。その中には、案外いろんなものがあるはずというところから始めるべきかと思います。これは私のいた市ではありませんが、高齢者の女性で「金曜日にどうしても通うところが欲しい」とおっしゃる方がいたのですが、地域に通いの場などがなかったため、担当のケアマネジャーがSCに相談をしました。SCがその方の住んでいる地域を聞いたところ、とても気さくなママさんのいる喫茶店があった。そこに「金曜日にどこか行く場所が欲しいという要望があるのだけれど、何かお手伝いをしてもらえることはありませんか」という話をしにいったところ、ちょうどそのママさんの通っている手芸教室の方々が金曜日にその喫茶店で集まって御飯を食べているということでした。無論、お客さんとして、です。だから「その仲間に一緒に入って見たらどうですか」というお話をしたところ、そこに入ってみんなとわいわいお話ができて通う場所ができたわけです。それは喫茶店からしてもお客さんが増える話であり、また仲間が増えるので、とてもwin-winだという話でした。こうした点で、喫茶店も通いの場なのだと思います。
- ・ 事例報告のコメダ珈琲店の話もありましたが、そういう見方、地域にあるものをどのように使うかということを見出していくことのほうが難しくない。地域に新しく、事例にあったコメダ珈琲店さんのようなところをたくさん造るというのはなかなか難しいでしょう。ですが、同じようなことができるのではないかと？という見方はいくらでもあると思うのです。
- ・ 生活衛生業の話でいうと、私の母親が美容師です。80歳を過ぎていますが、いまだに美容院をやっています。中山間地域ですので車がないと来られないお店なのですが、普通にうちの母が送迎しています。訪問理美容というのはなかなか設備も必要で大変ですが、連れて行って帰ってくるということができれば終わるので、地域の中でそういった活動されている方は多分大勢いらっしゃるのではないかと思います。そして「活動」ではないのですね。おそらく私の母もそうなのですが、それは単に自分の事業のサービスとしてよかれと思ってやっていることで、それが実は高齢者の生活を支えるものだという認識はないのです。だから、それを意味づけてあげる人が必要なわけです。それはとてもよいことだ、地域を支援する人に広めていけば、お客さんが増えてよいということをうちの母には言うてはいませんが、お店にもたくさん人が来るし、人がたくさん来ればまた集まりができるでしょう。
- ・ クリス美容室の例も照会されましたが、1人1人の支援の中で地域にあるものの使い方を考えることをすることで、地域の事業者の活用方法がたくさん出てくるのではないかと思います。例えば、美容院に行ければ外出する機会も増えるのではないかと。いたとき、近所の美容室にお話をしに行く。今はそういう送迎などはやっていないかもしれないが、そういう人がいるという課題を知れば送迎をしてくれるかもしれない。して

れたらそういう場所が増えるわけです。高齢者の支援側の方は、個人の生活の課題というものをしっかりと見つめて地域に落とし込み、地域にある事業者、住民の境なくいろいろ支援する方法を見つけていけば、自然に地域の中にいろいろな支援というのは増えていくのではないかと私は思っています。以上です。

田中座長 ・ ありがとうございます。今あるものを上手にどう使うか、そしてそれを地域包括ケアの脈絡の中で意味づけをする。そうすると、実は大変な苦勞をせずに、今あるものをつないでいくことが可能である。貴重な御示唆をありがとうございました。では片岡さん、お願いいたします。

片岡氏 ・ みなさんからの確なアドバイスがいろいろありましたので、少し論点とはずれるかもしれませんがお話したいことがあります。特に通える場、集える場をいろいろつくるのは大変なのですが、つくったとしても、先ほど田中先生のお話でありましたが、何かすごいきっかけや面白いことがないと行かないという状況があり、それはまさしくそうだろうと思います。きっかけということでは、昨年度に岐阜県の喫茶組合が市社協と連携して、4人ぐらい集まって喫茶店を利用した場合には補助をするという取組がありました。喫茶組合と市社協で費用を持ち寄るなどして実施したのですが、やはり何らかのきっかけがないと集ってもらうのも難しく、事業者のほうにも苦勞が生じます。先ほど伊東さんから話がありましたが、なかなか事業者の負担だけで継続するのは難しい。よって、最初のきっかけをつくった上で、行政も関わって市の保健師がいろいろ健康アドバイスをするなど、そこにいてよかったと思われるようなイベントも入れてもらうような工夫もして事業が継続することがよいと思います。

・ それから、田中先生の資料の中で複合的なサービスがよいといった話と、誰もが多世代でという話がありました。今日は高齢者の話なのですが、少し話を広げさせていただいて、東京の墨田区で喫茶ランドリーという事例があります。中山間地域とは逆で、都心の場合、人は大勢いてもつながりが少なくコミュニティがなかなかできない、できづらい。そこをなんとかしたいということで、地域のリーダー的な方が「まちの公民館」というコンセプトで考えたところ、喫茶店ではないかとなった。ですが、喫茶店だけでコミュニティにはなりづらいので、そこでコインランドリーとして業務用の洗濯機と乾燥機を入れて、コインを入れて終了ではなく、店の人とのコミュニケーションができるような形にしました。また、そこに「まちの家事室⁴」という部屋も設け、ミシンを置きました。どちらかという高齢者も含めた多世代の話ですが、若い世代や子育て中の世代、新しく東京に来た人たち、なかなか家事ができない方々など、いろいろな人たちが交わり、その中で暮らしやすい環境をつくっていかうとされています。高齢者だけに特化するとなかなか需要がない場合でも、多世代、誰もが利用できるようにと少し幅を広げれば、集える場も採算が取れる、それなりの収入確保が見込めるかと思いました。

・ 最後にもう一つ、そうはいっても喫茶店などがない場合はたくさんあるかと思います。埼玉県の幸手団地は、高齢化してお年寄りが増えてきています。通所デイサービスをやっている方ですが、デイサービスに通う以前の段階からいろいろコミュニケーションが取れる場・通える場が必要だと考え、喫茶店がよいと考えて喫茶店を造り、弁当販売サービスなども行い、その上で市とも連携して「暮らしの保健室」といって月2回くらい保健師さんに来てもらうサービスを行い、コミュニティの拠点化をする取組をしています。

⁴ まちの家事室(喫茶ランドリー): <http://kissalaundry.com/>

- ・中四国でこうした事例を探すのが難しかったため別の地方の事例ですが、いろいろなやり方があります。関係者でいろいろと事例を探しながら工夫していただければと思います。

- 田中座長
- ・ありがとうございます。中四国の中だけから探す必要はないですね。中四国に広まればよいのであって、全国のよい事例を使っていきましょう。多世代あるいは複合型の例を幾つか紹介いただきました。ありがとうございました。
 - ・シンポジストの皆様から進め方、増やし方についてのヒントをお話いただきました。それを踏まえて論点3に移ります。論点3は地域包括ケアと地域密着型産業をつなげるにはどうしたらよいか、まずは何から始めるか。そのときの参加者としては、自治体だけではなく、やはりSCの役割は重要です。
 - ・さらに、利用者の声も拾わなくてはならない。事業者が自分で考えるだけではなく、先ほどの岡山の例でも少し触れておられましたが、利用者の声を市が集めてみるなど様々な工夫がありえるはずですが、まず何から始めたらよいか。これはもう思いつきでも結構です。できるかどうかは別として、まずはいろいろなアイデアが必要です。片岡さん、お願いします。

- 片岡氏
- ・先程、シンポジストの方々が話されたことをまず始めるのが大事だと思うのですが、まず生衛業の方たちとのきっかけは、やはり理美容の訪問や出張等、まずは在宅療養あるいは施設に入っている方へのサービスがあるかと思います。在宅で少し移動できるならば移動支援サービスになるかと思いますが、寝たきりで不可能な場合は訪問となります。まずは差し迫ったニーズに対し、どう取り組んでいくかというところから入っていくのがやりやすいと思います。
 - ・公衆浴場での介護予防については、結構どこの自治体も取り組まれていると思いますが、未だ実施されていないのであれば公衆浴場はぜひ取り組んでいただきたい。介護予防・フレイル予防でも非常に必要ですし、今回の事例でも見守り支援が入ることでサービスがずっと継続で利用できています。理容、美容、公衆浴場、町の喫茶店をいかに利用するか、どのような事業の発展の可能性があるかは、個々の事業者や事業者団体と相談するとやるのが分かりやすいと思いますので、まずはそこから始めるのがよいかと思います。

- 田中座長
- ・そうですね。生活衛生業を全部一斉に取り上げる案は、あまり意味のある始め方ではないですね。比較的必需性の高い理美容、集まって場所も広い公衆浴場、飲食の中でも喫茶店など、とりかかりやすいところから始めていき、だんだん横につなげていく始め方がよいのではないかと御示唆いただきました。ありがとうございました。蒲原さん、お願いいたします。

- 蒲原氏
- ・2つあります。1つは先ほどの中村さんの話とも関係するのですが、ある事例、あるお年寄りでもよいので事例を知る。その人の生活を見て、「ああ、喫茶店がこう使われているね」など、まずはそうした事例を1つでも2つでも自治体の人があることが大事だと感じました。なぜそれを申し上げるかという、最終的には市町村の方には地域デザインという形でいろいろなお年寄りが使いやすい場所づくりをしてほしいと思いますが、それに当たり、自分で肌感覚、あるいはストーリー等を持っていることが、抽象的な地域デザインをやるよりも手前にあり、その肌感覚をベースにやっていくということがすごく大事だと考えます。1つでも2つでも、ケアマネジャーでも地域包括支援センターからでもよ

いですが、「実は、この人の暮らしには駅前の喫茶店が役に立っている」、「この人の暮らしにはあそこの日帰り銭湯だ、意外に人がたまっている」など、何かそういう話を探してもらい、自分で肌感覚を持つことがすごく大事かと感じました。

- ・ もう一つ、今日はSCの方々が聞かれているかもしれませんが、あるいはSCの方々に関係する自治体の方もおられると思いますが、どちらかという今まではSCの方々は助け合いの場所をつくることに少し重点が行っていたことが多いのではないかと思います。そうすると、SCの人に「民間企業もあるよ」といったとき、すっと入るかどうかわからないところがあると思います。でもそのときに大事なことは、やはり誰を起点に考えるかということで、本人の暮らしから見れば助け合いの場所も大事だけれど、民間企業も大事だよねという考え方です。この本人の起点から考えれば、助け合いの場と民間企業とは全く対立するものではなく、共通の目的のためのそれぞれ大事な手法だという認識が重要だと思います。
- ・ それに関係して言えば、民間企業とボランティアチームが組み、ハイブリッドでいろいろなサポートをすることはあるような気がします。これは生活衛生業ではありませんが、例えばスーパーが少しゆっくり流れるレジを作り、認知症の方や少し足腰が弱った人にやさしいサポートをしている。さらに、買った品物は、少し時間はかかるけど地域のボランティアチームが運ぶ、そんな組み合わせもあるはずなのです。民間企業と地域の助け合いは対立するものではなく、それぞれもあるしハイブリッドもある、そんな感覚を持つことが大事だと感じます。そんなハイブリッドから入っていけば、ますます民間企業もSCにとって身近に感じられるかと思いました。先ほどの伊東さんの話では送迎の話が出ましたが、例えば訪問ではなく出かけるなら、福祉有償運送やあるいは福祉有償の許可も要らない方式での助け合いの移動交通の仕組みが地域にあれば、それを使ってその場所に行くこともあり得るかと思いました。中四国ではこれから移動支援も考えるという話がありましたので、ぜひそこも頑張ってもらいたいと思います。

田中座長

- ・ 市場と互助を組み合わせる、つまり市場経済的な部分と互いの助け合いを組み合わせるハイブリッドは有りですよ。そういうところも取りかかりの意味があります。ありがとうございました。中村さん、お願いいたします。

中村氏

- ・ 少し実務的な話でいうと、やはり私は地域ケア会議だと思います。地域ケア会議では専門職サービスの話合いが一般的には行われていますが、そこだけ、あとは処遇困難事例のような話だけをされています。防府市も地域ケア会議はやっていますが、自立支援型の地域ケア会議であり、生活の部分はどう支えるかを話しています。そうすると、当然そこでは先ほどのような喫茶店の話や銭湯の話が出てくるわけです。そうした議論をすることで自治体が課題感を持たないといけなないと思いますし、先ほど伊東先生が言われたように生活衛生業の方がその中に入っていくといろいろなアイデアが生まれると思います。一つの事例からアイデアが生まれるということがとても重要です。それはその事例を解決するというだけでなく、地域の中で、どういったものを、どう使っていったらよいかという議論をする場がないといけなないと思います。
- ・ もう一つは、その地域ケア会議のようなところに民間事業者の方が入ることが難しいのであれば、第1層協議体がありますので、そこに地域ケア会議で話し合ってきたアイデアを事業者の方に知ってもらうことをやればよい。課題ベースからこうしたことができるとよいというアイデアが出たことを知っていただければ、当然そこから何か生まれてくるのではないかと思います。

- ・やはり個別の事例から地域を見ていくという視点が必要であり、その中には住民主体の活動もあれば事業者も含まれます。1つの課題を地域のいろいろな人と共有することをしなければなりません。誰かが一方的に何かサービスをつくることは難しいことです。ですので、知ることができる・話し合える場をつくることは、最初にやるべきことではないかと思いました。

田中座長

- ・地域ケア会議で困難事例の解消方法を一生懸命議論しているところもあります。それは必需ですが、それとは違ったレベルで市全体のいろいろな資源を話し合うような工夫も求められますね。そこから始めたらどうかという御指摘でした。ありがとうございました。伊東さん、お願いいたします。

伊東氏

- ・私どもの指導センターも、セミナーや研修、講習、生活衛生の活性化塾といったものをあちこちで開いています。ここ数年、そこでも地域包括ケアがあること、生活衛生業もこれに参画するべきだということを、資料を使いながら説明をしています。通常セミナーなどは業種のセミナーや研修ですが、活性化塾は中間層の40~50代の人たちが業種横断的に集まる場所なので、そこで生活衛生業がこういう事業に取り組んでいくべきですよということもお伝えしています。それで興味を持って乗り出すケースもあるのですが、どこまで我々はやればよいのだ、というところはあります。そこは先ほどから申し上げているように、首長さんというか行政の「うちの地域ではこういうことが必要なので、この方向を向き、こういうことをやろうと思っている。だからそこに参加してもらえないか」という姿勢が見えないと、なかなか1店舗だけで入り込むことはないでしょう。1つの店舗からの「このようなことを聞いたけど、どこに行けばよいの」、「うちは何をやったらよいの」、「誰に相談したらよいの」という疑問に対し、やはり組織として行政ときちんと打合せをし、「この組合の人たちは、ぜひこういうところに参加してほしい」、「それに参加するためには、ここに連絡を取って動いてほしい」といったことを示してあげないといけません。こういう話だけをして、頭では分かっても誰に相談したらよいか分からない、では動けないと思うのです。

- ・ここは最初に言うべき話だったのですが、行政の福祉医療部局を中心として動いてきた取組と、我々の公衆衛生分野、そして商工関係、このつながりがなかなかありません。まして厚労省ではない省庁が所管となると、ますますつながらないと思います。よって、行政も横串を刺していただき、実際に動いているのは現場なので、権限をきちんと現場に渡していただく。それがケア会議なのか、またはSCさんがそこまでの権限を持って差配できるのであればそれでもよいと思うのですが、具体的に何をしてほしいのか、誰に申し込んだらよいのか、どういう計画で動いているか、この会議に来れば全体がどう動いているのかが分かる、などを情報発信していただきたいのです。セミナー等で聞いたけど、具体的に何をしろというの、どこに行けばよいの、おそらくそういうことが伝わるかということではないかと思うのです。これは業としてやるので、そこを明確にさせていただきたい。高齢者がまだまだ増えていくなかで生活衛生業がいかに地元・地域で新しい営業活動としてやれるかという新しい方向であり、社会貢献にもなる、これはみんなで勉強して頑張りましょうと私どもは伝えたいし、そういう方向で話はしているのですが、一体どこにどう相談したらよいのか我々も分かりません。各地域、全市町村で違うので誰に言ったらよいか分からない現状にあることをお伝えしておきたいと思います。

田中座長

- ・個別のお店というよりも、まずはせつかくある組合を使ってとのご指摘でしょうが、それに

対応する部局が衛生系と商工系、福祉系と3つある。ここの横串を刺すような仕組みを、最終的には首長がつくるのでしょね。私が手伝っている市でうまくいっているところは、首長が主導して連絡会を継続開催してきましたが、1年もたつと何らか連携できるようになります。いろいろなところから始めなくてはなりませんが、中四国で頑張るにしても首長も加わる勉強会も意味があるかもしれません。ありがとうございました。では溝邊さん、お願いします。

溝邊氏

- ・ 皆さんの御意見がすごく勉強になりました。今回岡山市のコメダ珈琲店の事例を報告させていただきましたが、このような取組を自治体が理解するという点については、今回のような具体的な取組を自治体としても理解し、このように進めていく方法もあるのだと見える化した取組ができたのかもしれないと思いました。
- ・ 上からも下からもではないですが、地域包括支援センターとしては上が理解をしてというところを、同時に下からも理解する。例えば地域の会議に産業も入り、一緒に取り組んでいくということについては、地域の方やもちろん我々としてもそうした視点を得ることができました。職員としても、産業にもそういう地域の課題を話し合う場に入ってもらうことができるということを理解する必要があると思いました。そういう可能性も感じましたので、ぜひ地域包括支援センターに持ち帰り、共有させていただけたらと思います。ありがとうございます。

田中座長

- ・ 地域包括ケア構築にあたり、地元の医師会長や看護協会長などの参加から始まるのはやむを得ないところもありますが、それだけではないと今日の皆さんの発言からよく分かりました。岡山市ではそれを持ち帰っていただけると。大変嬉しい発言を伺いました。ありがとうございます。
- ・ 時間が近づいてまいりました。論点3について、それぞれ興味あるご発言をありがとうございます。事務局の案によると、最後は私も含めて皆さんから本日参加しておられる自治体職員あるいは地域の支援者、SCの方、場合によっては事業者の方も聞いておられるかもしれませんが、そういう方に応援、励ましの言葉を送ることになっています。では、私からまいりましょうか。
- ・ 自治体の行政の仕事は、きちんとしなくてははいけません。お金が伴うことだと会計はきちんとしなくてはいけないけれども、2040年に向かってのまちづくりに向けては、まずはいろいろな取組を試してみましょう。失敗を恐れてはいけません。
- ・ 失敗については、「頑張ったけれどもあまり進まなかった」があってもよい。ダメだったら別な方法を試せばよいのです。これまでの行政の仕事や国民健康保険の運用などは間違えてはいけません。まちづくりの正解は地域ごとに違います。同じ岡山市内でも区ごと、区ごとからさらに小学校区、中学校区となれば違うので、横展開しようと思ってもこちらではうまくいかなかった、といった事態があっても構わない。そういう気軽さがないとまちづくりは進まないの、旧来の失敗をしてはいけません。行政とは違う新しい取り組みが必要です。だから、笑いながら楽しく試してみましょう。
- ・ では片岡さんから応援の言葉をお願いします。

片岡氏

- ・ 地域包括ケアシステムが進展し、今後高齢期が長期化していろいろ支援を考えていく上では、早い段階からいろいろ対応していくということが大事だと思いますし、そのためには多世代でのまちづくりといいますか、そういう優しい社会にしていくことが大事だと思います。

- 自治体の中でも限りある資源、人材、財源をどのように配分していくか等いろいろあると思いますが、より広い視野で、特に自治体の職員の仕事をまちづくりのほうにも目を向けていただきたい。ただ、まちづくりについては各地域で特色がありますし、そこに住んでいる人たち、プレイヤーが違いますので、そこは地域に任せた形で進めていくことになるのだと思います。ぜひ広い視野で新しい地域包括ケアシステムの構築に向けて頑張ってもらいたいと思います。



田中座長
中村氏

- 中村さん、お願いします。
- この事業を市役所でやっていたときは、私はとても楽しく仕事をしていました。楽しかったのですね。地域の方たち、もしくは事業者の方だったり民間企業の方だったり、地域にいらっしゃるいろいろな方と「これが課題だよ」ということを一緒に解決するという作業は、私は楽しい作業だと思うのです。やはりそうでないとなかなかうまくいかないかとも思いますので、そのように感じてやってもらえればと思っています。
- 個人的には、今日の田中先生の資料をもう1回家でじっくり読んでかみしめて、これからの仕事に生かしていきたいと思いました。ありがとうございました。



田中座長
蒲原氏

- ありがとうございました。蒲原さん、お願いいたします。
- いろいろな人の話を伺い、私自身もためになったシンポジウムでした。今日は自治体の方、あるいはSCの方、幅広い方がお聞きだと思いますが、今回の報告書および手引きなど、何らかの形で成果が出てくるということなので、そうしたものを活用しながらぜひ取り組んでほしいと思います。
- 先ほど伊東さんから出た話に関係しますが、やはりこれは自治体の幹部などがそれぞれに理解し、きちんと民間企業サイドが相談しやすい窓口をつくるのが大事だと思います。この調査研究は中四国の厚生局が担当されたということです。その意味では、これからやはり厚生局の人たちがうまく間に入り、都道府県や、特にこの業界は都道府県と市町村が分かれているようなので、市町村の幹部にこの概念がうまく伝わるように厚生局の方たちもぜひやってほしいと思います。それは中四国に限らずぜひやってほしいという願いも込めてです。これから頑張ってもらいたい、私も応援していきたいと思っています。よろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございました。



田中座長

- 中四国厚生局への励ましの言葉もありましたね。頑張ってください。
- では伊東さん、お願いいたします。

伊東氏

- 国もそうですが地方の行政の方も本当に大変だと思います。特に市町村の方は「地域包括ケアだけじゃないから。何十種類もの仕事をやっているんだよ」と、「関係する法律だけでも10も20も抱えてやっているのだから、上からあれやれこれやれと言われてもそう簡単にはできない」というのは分かります。しかしながら計画と仕組みをつくっていただければ、業界側も「ここを手伝ってくれ」、「ここをやってくれ」がわかり、「そこはここ

に申し込み、動いてくれればやれるかな」と動きます。ぜひこの地域でどう進めていくかという方向性を示し、仕組みをつくっていただければ、業界は損をしない限りはちゃんとつき合ってくれると思っています。

- ・我々の業界もコロナで相当やられています。黒字が赤字に変わる前に廃業してしまったお店も多々ありますが、そういうお店には高齢者の方もたくさんいます。でも生き残った人たちは、コロナが落ち着いてきて、これからいかに元に戻して右肩上がりにするかという前向きな姿勢でいます。この新しい仕事も一つの仕事の仕方、営業の仕方なのだという方向にぜひ引っ張っていただきたいと思います。そして具体的に何をやったらおじいちゃん、おばあちゃん、障害を持つ人が喜ぶかというのはアイデアだと思います。そのアイデアは行政だけではなく、いろいろな人が持っていますので、それはよいじゃないかというものを試していただければと思います。よいものはどんどん伸びていくと思いますので、ぜひとも行政の方たちも何とかそういう方向性を示していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。



田中座長 ・ 行政が方向性、仕組みを示してくれば業界はきちんとすると、素晴らしい、力強いお言葉をいただきました。ありがとうございます。

- ・ 溝邊さん、お願いします。

溝邊氏

- ・ 私自身エールを受ける側なのかと思いつつ、今回エールを送るというのは大変恐縮です。今回取組を報告させていただいた中で出てきたのですが、やはりこの取組についても、まだまだこれからステップがあります。つながったところから広げていくこと、そして先ほども言われたように仕組みづくりというところがまだまだ課題です。
- ・ エールを送るとすれば、取組で報告させて頂いたようにとんとん拍子に行ったわけではなく、歳月も長かかっていますし、今ゴールしたわけでもなく、まだまだこれからスタートです。時間もかかりますし、その中で対話も要りますし、それからやはり一緒に考えていくという取り組みがすごく重要だったと思います。私自身のその中で学びは、立場や目的は違ってもやはり目指すところが同じであることが連携する上で一番大事だと思いました。そういうところを理解していくと、自然と答えが生まれ、一緒に考えていこうという姿勢になるのではないかと思います。今日は貴重なお時間をいただいて、ありがとうございました。



田中座長 ・ ありがとうございました。対話が生まれる関係性をつくるのですね。それができると、あとはいつの間にか進んでいくとの御指摘でした。

- ・ 最後に一言だけまとめを申し上げると、皆さんからのキーワードは大変よかった。「事業者も地域の一員である」、「生活衛生業による取組が人生のステージのどの部分に一番役に立つか」、あるいは「今ある機能をうまく使っていく」。新しく作る作業は大変だけれども、今ある機能を使っていく。それを広める手立てによって、労力は相対的に少なく、巻き込んでいくことができる。
- ・ それから、理解をし合う過程は大切です。私がいっつけ加えると、地元の教育機関、私も

県立大学にありますが、地元の自治体立の学校も使うべきです。運営費交付金を支出しているのだから、自治体は地元公立大学の教員の方なども使い、地域包括ケアのシステムづくりの会議の持ち方などはどんどん支援を求めてよいのではないですか。

- ・ 総力戦です。日本では、先ほど言いました人口の高齢化のピークは2042年と予測されています。2042年以降は高齢者が増えなくなり、高原状態が続きます。つまり、今の2023年から42年が、最後の上り坂なのです。そこから先は上り坂ではなくなります。今は最後の上り坂で苦しいけれども、先ほど自治体の方は大変だと言っておられましたが、あと5年ぐらいで何か方向性をつくっておけば、そこから先は本当に新たな地平に入り、日本にとって一番大切な子育てのほうに力を向けていく。そのためには、高齢者からつくってきた地域包括ケアシステムを子どものためにも使うようにしましょう。高齢者には子どもが嫌い人もいますが、子どもを好きな人も大勢います。集まりの場によっては、子どもと一緒にいると、「この場所に来ると年寄りばかりで嫌」などとは言わなくなるかもしれません。子育て支援は幸せ感を伴う、とても楽しい時間でもあります。嫌いな人は子どものいない場所に行けばよいだけの話であり、多くの場所では子どもも一緒にいる設営によって人々はより集まってくるかもしれません。そういう多世代共生に向かって進んでいく社会になっていくよう、生活衛生業の方々、そして自治体の方々を応援いたします。



(2) 参加者の状況

① 参加者について

自治体・社会福祉協議会・地域密着型産業の事業者・団体等の参加者に対して、アンケート協力を依頼し、自治体・社会福祉協議会からは11名、地域密着型産業の事業者・団体その他からは5名の計16名から回答を得た。参加者の状況は以下のとおりである。

i. 自治体・社会福祉協議会向け

Q1 ご所属の区分を教えてください。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.市町村	7	63.60%
2.都道府県	1	9.10%
3.市町村社会福祉協議会	1	9.10%
4.都道府県社会福祉協議会	0	0.00%
5.その他	2	18.20%
全体	11	100.00%

【5.その他】(2)

- ・ 関東信越厚生局
- ・ 地域包括支援センター

Q2 ご所属の分野を教えてください。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.高齢者支援等地域包括ケアに係る分野	11	100.00%
2.産業・商業振興に係る分野	0	0.00%
3.その他	0	0.00%
全体	11	100.00%

Q3 地域包括ケアの構築における地域密着型産業の事業者について、貴団体ではどのようにお考えですか。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.重要な構成員と考え、取り組みを働きかけている	3	27.30%
2.重要な構成員と考え、今後取り組むよう働きかけていく予定だ	2	18.20%
3.重要な構成員と考えるが、現状では取り組むよう働きかけることは予定していない	5	45.50%
4.構成員としての優先度は低く、取り組むよう働きかけることは予定していない	0	0.00%
5.わからない	1	9.10%
全体	11	100.00%

Q4 地域包括ケアの構築に向け、地域密着型産業の民間事業者と協議する機会がありますか。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.協議の場がある	2	18.20%
2.個別に協議している	3	27.30%
3.協議していない	6	54.50%
全体	11	100.00%

ii. 地域密着型産業の事業者・団体その他向け

Q1 ご所属の区分を教えてください。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.地域密着型産業の事業者	0	0.00%
2.地域密着型産業の組合・団体	0	0.00%
3.地域密着型産業の支援団体	1	20.00%
4.その他(ご記入ください)	4	80.00%
全体	5	100.00%

【4.その他】(3)

・ 大学講師
・ 中国四国厚生局
・ 地域包括ケアシステム構築に係る人材育成等専門機関

Q2 地域包括ケアの構築に対する状況として近いものを教えてください。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.事業において、地域包括ケアの観点を踏まえて取り組んでいる/取り組むよう支援している	1	20.00%
2.民間事業者の重要性は意識しているが、どのように取り組めばよいのか分からない/推進すればよ	1	20.00%
3.民間事業者の重要性は意識しているが、事業者側の負担が大きく取り組むことは難しい	1	20.00%
4.民間事業者の重要性について理解が十分でない	1	20.00%
5.民間事業者の重要性はあまり感じない。	0	0.00%
6.その他(ご記入ください)	1	20.00%
全体	5	100.00%

【6.その他】(1)

・ 情報収集でしょうか。明確にはわかりません。

Q3 地域包括ケアの構築について、自治体と話をする機会はありますか。(ひとつだけ)

	回答数	%
1.機会はあ	3	60.00%
2.機会はな	1	20.00%
3.わから	1	20.00%
全体	5	100.00%

② 地域密着型産業と連携した地域包括ケアの構築に対する意向

参加者には、事業報告会参加後の地域密着型産業と連携した地域包括ケアの構築に対する意向を確認すべく、事業報告会の目標に関する事項の理解を確認するためのアンケートを実施して、状況を把握した。

i. 自治体・社会福祉協議会

Q5 以下の①～④について、事業報告会参加後のお考えとして該当するものを選んでください。(ひとつずつ)

	1.とても思う	2.やや思う	3.あまり思わない	4.全く思わない	全体
① 今後は高齢者の日常生活を営むことや社会参加・交流の継続を可能にすることが重要であり、そのためには地域密着型産業をはじめとする地域の店舗や企業も重要だ	10	1	0	0	11
	90.90%	9.10%	0.00%	0.00%	100.00%
② 地域密着型産業の事業者にとっても高齢者に使い続けてもらうことは事業継続の観点からも重要であり、そのことが地域包括ケアの推進にもつながる	10	1	0	0	11
	90.90%	9.10%	0.00%	0.00%	100.00%
③ 事業者に新たな取組を求めるのではなく、地域密着型産業の事業者が既に実施している顧客サービス等を地域包括ケアの観点からとらえなおす等し、その可能性を支援していくことが重要だ	10	1	0	0	11
	90.90%	9.10%	0.00%	0.00%	100.00%

Q6 今回の事業報告会の内容を受けて、貴方のお考えとして該当するものを選んでください。(ひとつずつ)

	1.とても思う	2.やや思う	3.あまり思わない	4.全く思わない	全体
① 自治体が地域密着型産業の事業者と連携しながら地域包括ケアの構築を進めることは、地域・自治体の持続可能性を高めるものだ	9	2	0	0	11
	81.80%	18.20%	0.00%	0.00%	100.00%
② 地域密着型産業の事業者への働きかけ方を考えてみたい	7	4	0	0	11
	63.60%	36.40%	0.00%	0.00%	100.00%
③ 今日得た内容について、自分の部署、関係する部署、関係者等と話をしてみたい	7	4	0	0	11
	63.60%	36.40%	0.00%	0.00%	100.00%

Q7 今回の事業報告会の感想、事業報告会を踏まえて貴団体で取り組みたいと考えることがあれば教えてください。

【自由回答】(2)

- ・ 既存の通いの場合は自治会費で運営されていることが多く他地域からの受け入れが困難なケースがよくあるので、事業所を間借りした通いの場があれば活動の幅も広げられ、飲食店であれば商品の購入につながる等新たなつながりができそうだと思います。
- ・ 地域のまちづくり協議会の次年度の事業に、地域産業の振興を目的とした事業を検討されており、地域包括ケアシステムの考え方も踏まえた事業展開を提案してみたい。

Q8 今回の事業報告会を聞いて、今後取り組むうえでの課題、難しさを感じるものがあれば教えてください

【自由回答】(4)

- ・ 地域に密着した産業の事業者の取り組みについて、点から面にしていくために、地域の一員として一緒に取り組んでもらえるよう、それぞれの立場の課題を情報共有できるような働きかけが課題であると感じている
- ・ 福祉分野で考えるとサービスに対して金銭の支払いを求めにくい雰囲気があるので、事業所と連携する際に少しでも利益がでて継続できる取り組みにするための基盤づくりが課題だと感じました。
- ・ 首長あての文書に本研修内容の主旨のある横断的対応と生衛業者さまとの連携依頼等の通知等があるとボトムアップばかりでなく進みやすいと感じています。
- ・ 失敗を恐れず、あらゆる関係団体をつないでいきたい。(行政内部の部局間の垣根は高い・・・)

ii. 地域密着型産業の事業者・団体その他

Q4 以下の①～④について、事業報告会参加後のお考えとして該当するものを選んでください。

	とても思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない	全体
今後は高齢者の日常生活を営むことや社会参加・交流の継続を可能にすることが重要であり、そのためには地域密着型産業をはじめとする地域の店舗や企業も重要だ。	4	1	0	0	5
	80.00%	20.00%	0.00%	0.00%	100.00%
事業者に新たな取組を求めるのではなく、地域密着型産業の事業者が既に実施している顧客サービス等を地域包括ケアの観点からとらえなおす等し、その可能性を支援していくことが重要だ。	4	1	0	0	5
	80.00%	20.00%	0.00%	0.00%	100.00%

Q5 今回の事業報告会を聞いて、今後取り組むうえでの課題、難しさを感じるものがあれば教えてください。

【自由回答】(3)

- ・ 地域包括ケアに地域密着型産業を巻き込むためには、個別事例から入るやり方と行政も含めてのシステム作りが両方必要になることが分かりました。しかし、それが両方上手くできる自治体は現状では少ないので、是非そこに「学」の力を活用することを考えて頂ければと思います。
- ・ 各組織の幹部に、対応を変化させなければならないことを理解してもらうこと。仕事の変化にも繋がるため難しい面がある。
- ・ 直接実施することが少ないので、様々な取り組み等を情報収集していく必要がある。

Q6 その他何かあればお聞かせください。

【自由回答】(2)

- ・ 人口減少に対しての対策は如何。地域社会の再構築の例があれば伺いたい。
- ・ コメダ珈琲の方の声も聴きたかった。お互いの思いを共有していく過程の生の声を聴きたい。

9. おわりに

本調査研究では、地域包括ケアの推進および産業の振興は地域・自治体の持続可能性を高めるものとして表裏の関係にあり、両輪で進めていくことの必要性を述べた。

今後、更に後期高齢者は増加する。自治体にとっては、今まで以上に高齢者を要介護状態以前の段階に止める努力、在宅の限界点を高める努力が求められる。要介護者対応の施策の着実な実行だけではなく、フレイル、あるいはプレフレイルの人々に対応する取組へと広げていく意識が求められる。産業もその状況とマーケットの変化を踏まえた対策をとらねばならない。

本調査研究では、既に人口減少の局面に入り、今後さらに社会的資源・人的資源の減少が懸念される中山間地域を想定し、高齢者が日々の生活の中で利用する地域密着型産業である生活衛生営業をとりあげ、心身に課題が出た場合にも利用し続けられることで日常生活の継続、社会参加や社会的交流の確保を図る検討を行った。以上は地域密着型産業の事業者による超高齢社会での事業継続のための事業戦略でもあり、産業振興にもつながる。

中山間地域は日本の高齢化を先取りする先進地域であり、地域・自治体の持続可能性の向上が求められている。現状の資源の中で在宅生活の限界点を高めていくことが必要であり、高齢者施策では日常生活を支えるインフォーマルサービスの一層の充実が求められるが、以上の課題は全国いずれの自治体においても共通する。また、日常生活との関係性から地域密着型産業との協働を述べたが、日常生活には多種多様な産業が関わっている。よって、自治体はそれらとの協働に向け、同様の考え方をもって取り組むことが望まれる。そして、産業との協働との根底にあるものは、より寛容な社会への志向である。その中で講じられた利用しやすさは高齢者のみならず、全ての人にとっての利用しやすさである。今回の調査研究は高齢者を対象に検討を行ったものではあるが、本調査の成果については全ての人々の住みやすさにつながるよう活用いただければ幸いである。

以上

資料

(1)自治体調査（中国 5 県管内市町村）

1. アンケート調査名

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業市町村実態調査

2. 実施概要

調査対象 中国 5 県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)内の 107 市町村
配布・回収 メールによる調査票の配布及び回収
実施時期 令和 4 (2022) 年 12 月 26 日(月)～令和 5 (2023) 年 2 月 3 日(金)
回答件数 58 市町村 (回答率 54.2%)

	回収数(市町村数)	対象市町村数	回収率(%)
計	58	107	54.2%
鳥取県	5	19	26.3%
島根県	12	19	63.2%
岡山県	16	27	59.3%
広島県	15	23	65.2%
山口県	10	19	52.6%

3. 留意事項

- 集計は、小数点以下第2位を四捨五入している。
- 選択肢のある設問に対する回答の比率 (%) については、いずれの調査においてもその質問の回答者数を基数として算出している。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答部分については、回答趣旨と異なるものであってもそのまま転記し、明らかな誤字以外は修正していない。また、記載されている文言が同一のもの場合、取りまとめて数を記載している場合がある。

4. 調査結果

今後さらに生活支援の必要性が増加することから、地域包括ケアシステムの進展のためにも、高齢者の生活の支援や高齢者が自分らしい暮らしを営むという観点から生活に密着したサービスの充実が求められています。

一方で、生活に密着したサービスを行う理美容業や公衆浴場業、飲食店・喫茶店営業等の地域密着型の事業を行う者(以下、「地域密着型産業の事業者」といいます。)においては、今後も高齢化が進む社会の中で自らの事業(ビジネス)の存続を考えていく必要があり、高齢者に選ばれるようなサービスへの取組が重要となっています。

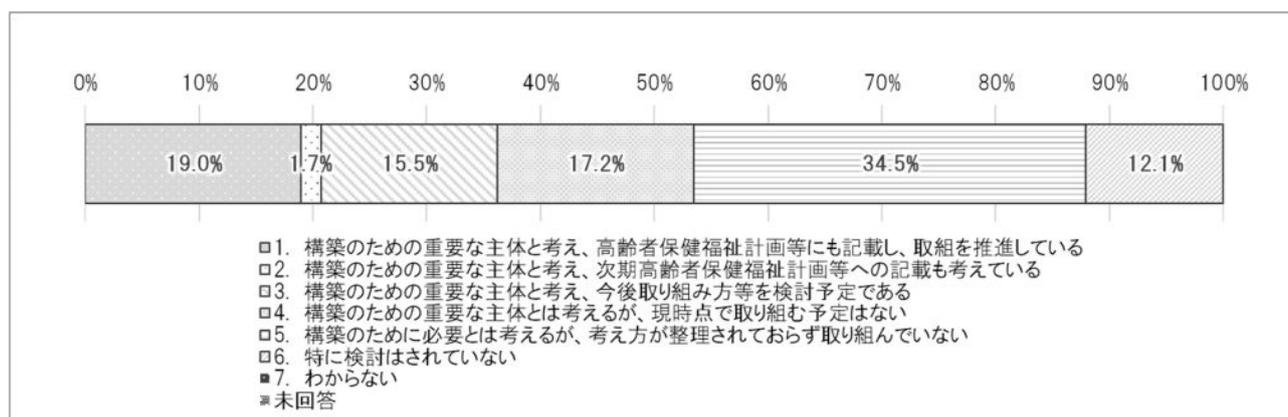
問 1. 地域密着型事業者が行う高齢者の生活や暮らしの充実を図るサービスの確保は、生活への意欲や意欲の減少によって生じるフレイル(※)を予防するために、地域包括ケアの考え方の中でも重要な要素の一つとなっています。貴自治体では、地域包括ケアシステムを構成する主体の一つとして民間事業者をとらえたうえで地域包括ケアシステムの構築を進めていますか。

※フレイルとは加齢等に伴い、心身のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態(要介護状態に至る前段階)

(単一回答)(n=58)

民間事業者を含めた地域包括ケアシステムの構築について、最も多い回答は「5. 構築のために必要とは考えるが、考え方が整理されておらず取り組んでいない」(34.5%)であり、次いで「1. 構築のための重要な主体と考え、高齢者保健福祉計画等にも記載し、取組を推進している」(19.0%)、「4. 構築のための重要な主体とは考えるが、現時点で取り組む予定はない」(17.2%)である。

	回答数	%
1. 構築のための重要な主体と考え、高齢者保健福祉計画等にも記載し、取組を推進している	11	19.0%
2. 構築のための重要な主体と考え、次期高齢者保健福祉計画等への記載も考えている	1	1.7%
3. 構築のための重要な主体と考え、今後取り組み方等を検討予定である	9	15.5%
4. 構築のための重要な主体とは考えるが、現時点で取り組む予定はない	10	17.2%
5. 構築のために必要とは考えるが、考え方が整理されておらず取り組んでいない	20	34.5%
6. 特に検討はされていない	7	12.1%
7. わからない	0	0.0%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%

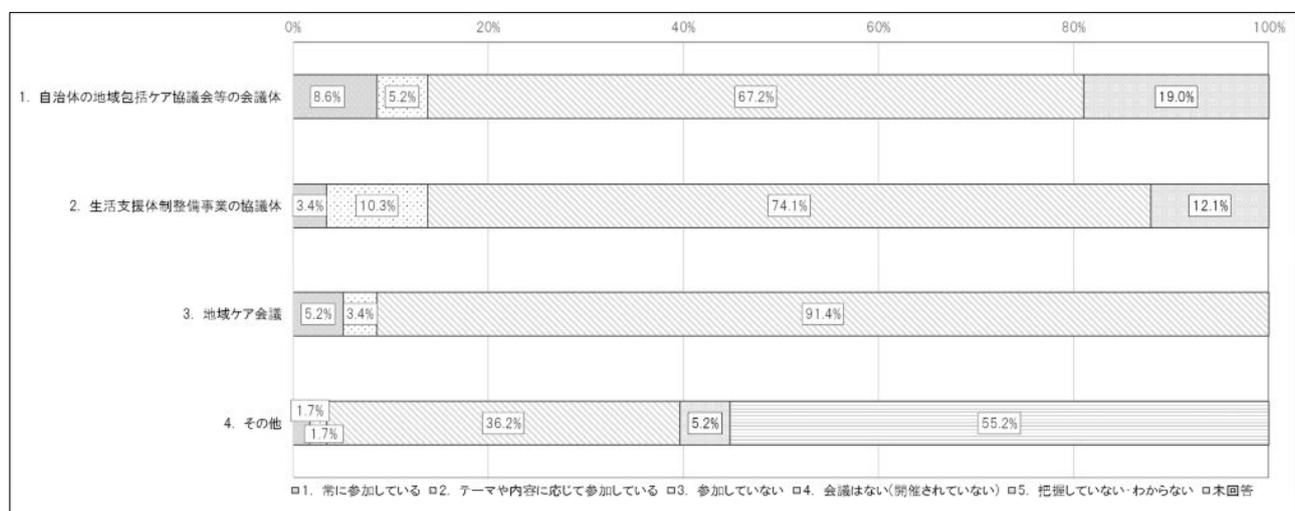


問 2. 次に示す自治体内の会議等に、貴自治体で地域密着型産業の事業者の振興等に係る所管部署(生活衛生担当部署や商業振興担当部署等)が参加していますか。

(単一回答)(n=58)

地域密着型産業の事業者の振興に係る所管部署の参加状況について、「常に参加している」と回答した割合が最も高いのは、「1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体」(8.6%)である。また、「参加していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 地域ケア会議」(91.4%)である。

	1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体		2. 生活支援体制整備事業の協議体		3. 地域ケア会議		4. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 常に参加している	5	8.6%	2	3.4%	3	5.2%	1	1.7%
2. テーマや内容に応じて参加している	3	5.2%	6	10.3%	2	3.4%	1	1.7%
3. 参加していない	39	67.2%	43	74.1%	53	91.4%	21	36.2%
4. 会議はない(開催されていない)	11	19.0%	7	12.1%	0	0.0%	3	5.2%
5. 把握していない・わからない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	32	55.2%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%



【4.その他:1.常に参加している】(1)

- 老人福祉計画策定委員会

【4.その他:2.テーマや内容に応じて参加している】(1)

- 地域づくり会議(地域づくりに関係する部署及び関係団体の事業担当者が一堂に会し、全市レベルでの情報共有し、協働して地域づくりを推進)

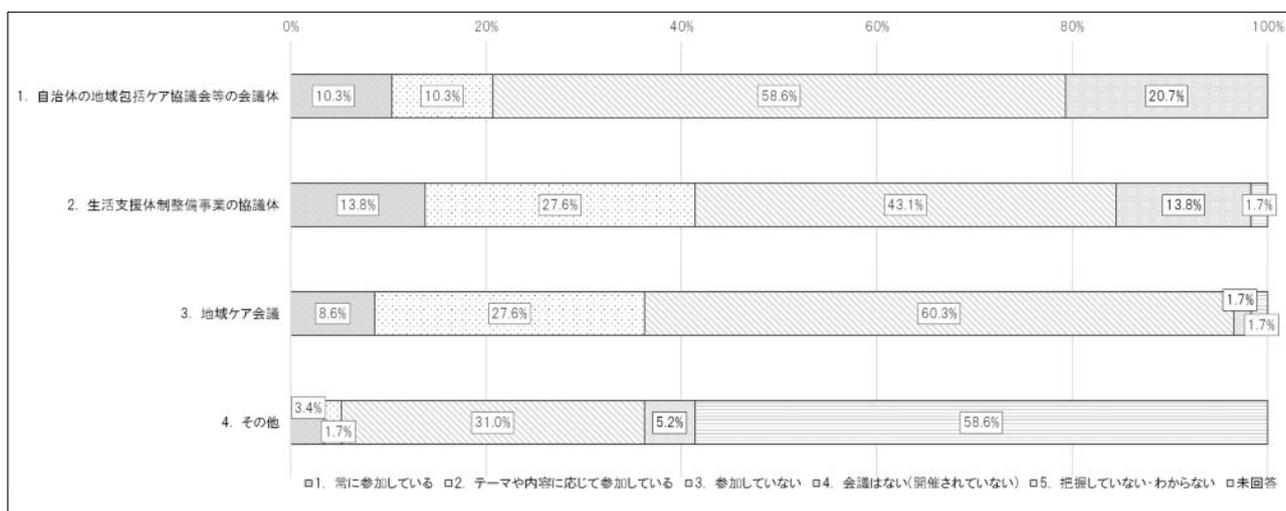
問 3. 次の自治体内の会議等への参加状況を教えてください。

問 3-1. 次の自治体内の会議等に、民間事業者は参加していますか。

(単一回答)(n=58)

自治体内の会議等への民間事業者の参加状況について、「常に参加している」と回答した割合が最も高いのは、「2. 生活支援体制整備事業の協議体」(13.8%)である。また、「参加していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 地域ケア会議」(60.3%)である。

	1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体		2. 生活支援体制整備事業の協議体		3. 地域ケア会議		4. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 常に参加している	6	10.3%	8	13.8%	5	8.6%	2	3.4%
2. テーマや内容に応じて参加している	6	10.3%	16	27.6%	16	27.6%	1	1.7%
3. 参加していない	34	58.6%	25	43.1%	35	60.3%	18	31.0%
4. 会議はない(開催されていない)	12	20.7%	8	13.8%	1	1.7%	3	5.2%
5. 把握していない・わからない	0	0.0%	1	1.7%	1	1.7%	34	58.6%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%



【4.その他:1.常に参加している】(2)

- 老人福祉計画策定委員会
- 見守りネットワーク等の構成員となっている地域がある

【4.その他:2.テーマや内容に応じて参加している】(1)

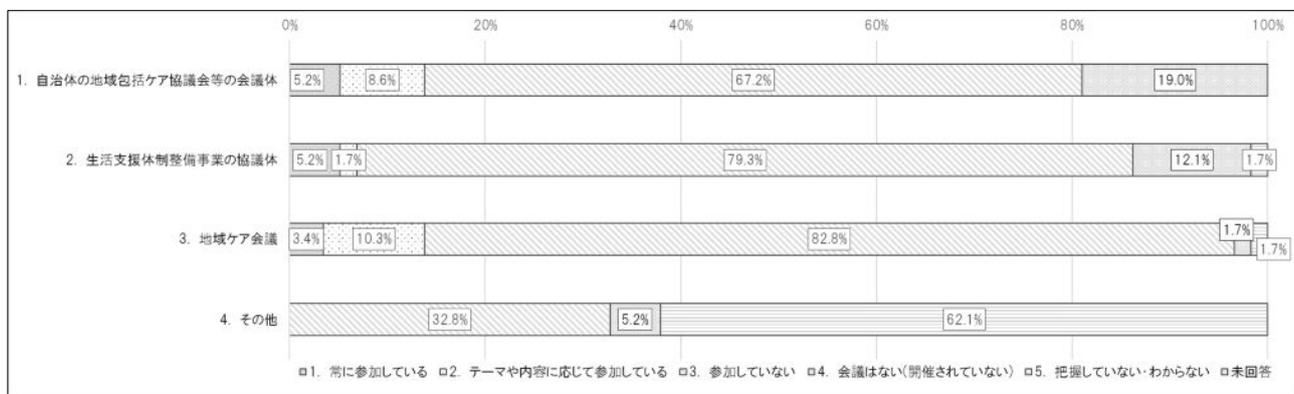
- 公営住宅の検討会

問 3-2. 次に示す自治体内の会議等に、地域密着型産業の民間事業者が参加していますか。

(単一回答)(n=58)

自治体内の会議等への地域密着型産業の民間事業者の参加状況について、「常に参加している」と回答した割合が最も高いのは、「1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体」(5.2%)、「2. 生活支援体制整備事業の協議体」(5.2%)である。また、「参加していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 地域ケア会議」(82.8%)である。

	1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体		2. 生活支援体制整備事業の協議体		3. 地域ケア会議		4. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 常に参加している	3	5.2%	3	5.2%	2	3.4%	0	0.0%
2. テーマや内容に応じて参加している	5	8.6%	1	1.7%	6	10.3%	0	0.0%
3. 参加していない	39	67.2%	46	79.3%	48	82.8%	19	32.8%
4. 会議はない(開催されていない)	11	19.0%	7	12.1%	1	1.7%	3	5.2%
5. 把握していない・わからない	0	0.0%	1	1.7%	1	1.7%	36	62.1%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%



問 4. 高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から、貴自治体内で地域密着型産業の事業者による次のような取組が行われていますか。

① 理髪店による取組

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組のうち、理髪店による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いものは、「2. 理髪店による利用者（高齢者）への訪問によるサービス」（37.9%）であり、次いで「1. 理髪店による利用者（高齢者等）の送迎」（20.7%）、「5. 高齢者を対象とする割引」（6.9%）である。

	1. 理髪店による利用者(高齢者等)の送迎		2. 理髪店による利用者(高齢者)への訪問によるサービス		3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施		4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得		5. 高齢者を対象とする割引		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 事業者団体の取組として実施している	1	1.7%	3	5.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%
2. 実施している事業者がいる	12	20.7%	22	37.9%	0	0.0%	2	3.4%	4	6.9%	0	0.0%
3. 聞いたことはあるが確認していない	6	10.3%	8	13.8%	1	1.7%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%
4. 実施していない	10	17.2%	9	15.5%	22	37.9%	13	22.4%	7	12.1%	6	10.3%
5. わからない	29	50.0%	16	27.6%	35	60.3%	43	74.1%	44	75.9%	52	89.7%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%

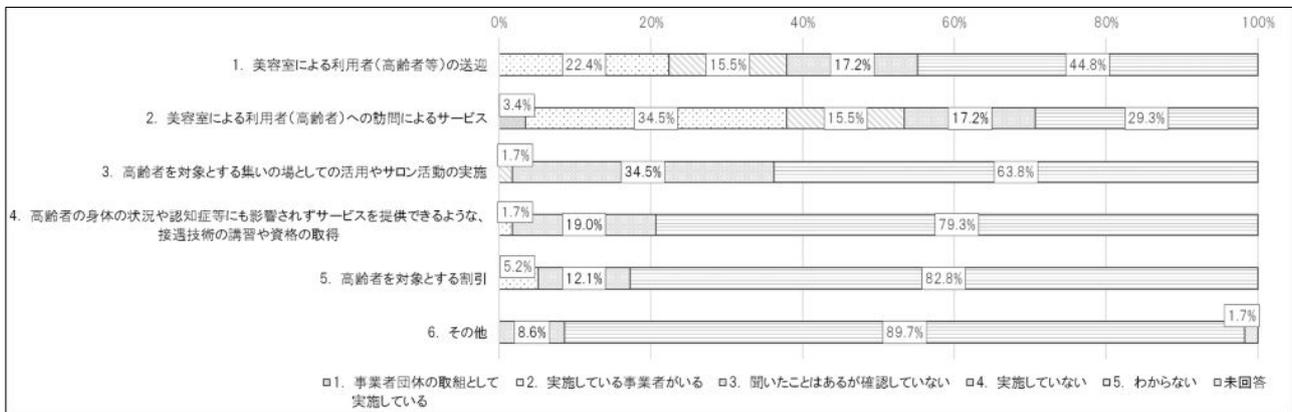


② 美容室による取組

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組のうち、美容室による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いものは、「2. 美容室による利用者（高齢者）への訪問によるサービス」（34.5%）であり、次いで「1. 美容室による利用者（高齢者等）の送迎」（22.4%）、「5. 高齢者を対象とする割引」（5.2%）である。

	1. 美容室による利用者(高齢者等)の送迎		2. 美容室による利用者(高齢者)への訪問によるサービス		3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施		4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得		5. 高齢者を対象とする割引		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 事業者団体の取組として実施している	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実施している事業者がいる	13	22.4%	20	34.5%	0	0.0%	1	1.7%	3	5.2%	0	0.0%
3. 聞いたことはあるが確認していない	9	15.5%	9	15.5%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 実施していない	10	17.2%	10	17.2%	20	34.5%	11	19.0%	7	12.1%	5	8.6%
5. わからない	26	44.8%	17	29.3%	37	63.8%	46	79.3%	48	82.8%	52	89.7%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%

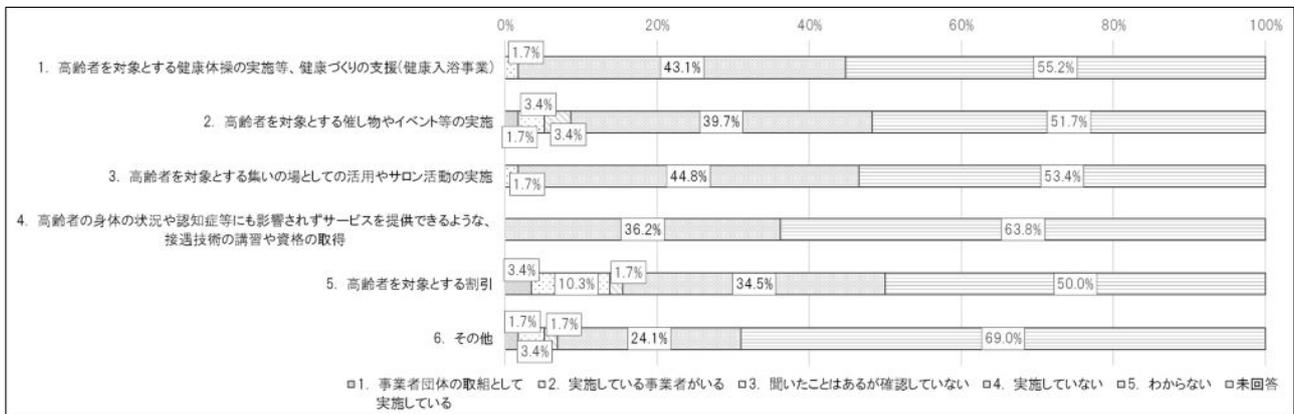


③ 銭湯による取組 ※温泉も含む

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組のうち、銭湯による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いのは、「5. 高齢者を対象とする割引」(10.3%)である。また、「実施していない」と回答した割合が最も高いのは、「3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」(44.8%)である。

	1. 高齢者を対象とする健康体操の実施等、健康づくりの支援(健康入浴事業)		2. 高齢者を対象とする催し物やイベント等の実施		3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施		4. 高齢者の身体の状態や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得		5. 高齢者を対象とする割引		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 事業者団体の取組として実施している	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.4%	1	1.7%
2. 実施している事業者がいる	1	1.7%	2	3.4%	1	1.7%	0	0.0%	6	10.3%	2	3.4%
3. 聞いたことはあるが確認していない	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1	1.7%
4. 実施していない	25	43.1%	23	39.7%	26	44.8%	21	36.2%	20	34.5%	14	24.1%
5. わからない	32	55.2%	30	51.7%	31	53.4%	37	63.8%	29	50.0%	40	69.0%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%



【6.その他:1.事業者団体の取組として実施している】(1)

- 免許返納者への入浴料の割引

【6.その他:2.実施している事業者がいる】(2)

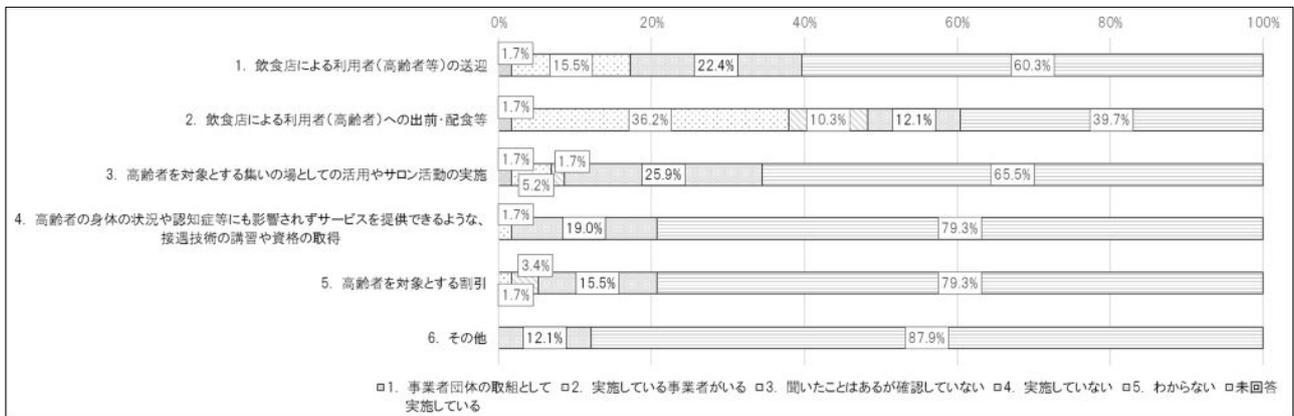
- 一般介護予防事業として、市の老人憩いの家の指定管理者に、高齢者の生きがい・介護予防を目的としたサロン事業を委託
- 要支援者、及び要介護者を対象とした割引

④ 飲食店による取組

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組のうち、飲食店による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いのは、「2. 飲食店による利用者（高齢者）への出前・配食等」（36.2%）であり、次いで「1. 飲食店による利用者（高齢者等）の送迎」（15.5%）、「3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」（5.2%）である。

	1. 飲食店による利用者(高齢者等)の送迎		2. 飲食店による利用者(高齢者)への出前・配食等		3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施		4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得		5. 高齢者を対象とする割引		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 事業者団体の取組として実施している	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実施している事業者がいる	9	15.5%	21	36.2%	3	5.2%	1	1.7%	1	1.7%	0	0.0%
3. 聞いたことはあるが確認していない	0	0.0%	6	10.3%	1	1.7%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%
4. 実施していない	13	22.4%	7	12.1%	15	25.9%	11	19.0%	9	15.5%	7	12.1%
5. わからない	35	60.3%	23	39.7%	38	65.5%	46	79.3%	46	79.3%	51	87.9%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%

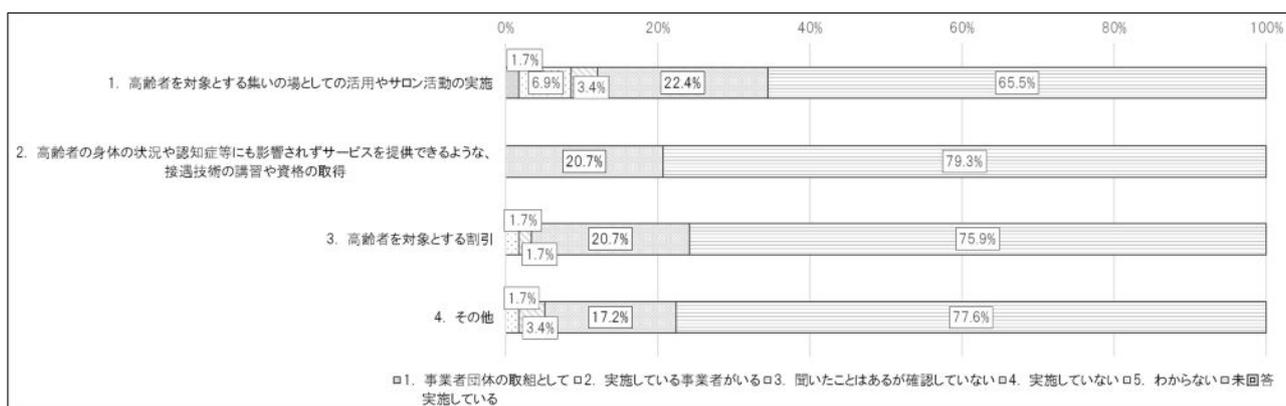


⑤喫茶店による取組

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組のうち、喫茶店による取組について、「実施している事業者がいる」と回答した割合が最も高いのは、「1. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」(6.9%)である。また、「実施していない」と回答した割合が最も高いのは、「1. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施」(22.4%)である。

	1. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施		2. 高齢者の身体の状態や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得		3. 高齢者を対象とする割引		4. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 事業者団体の取組として実施している	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実施している事業者がいる	4	6.9%	0	0.0%	1	1.7%	1	1.7%
3. 聞いたことはあるが確認していない	2	3.4%	0	0.0%	1	1.7%	2	3.4%
4. 実施していない	13	22.4%	12	20.7%	12	20.7%	10	17.2%
5. わからない	38	65.5%	46	79.3%	44	75.9%	45	77.6%
未回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%



【4.その他：2.実施している事業者がいる】(1)

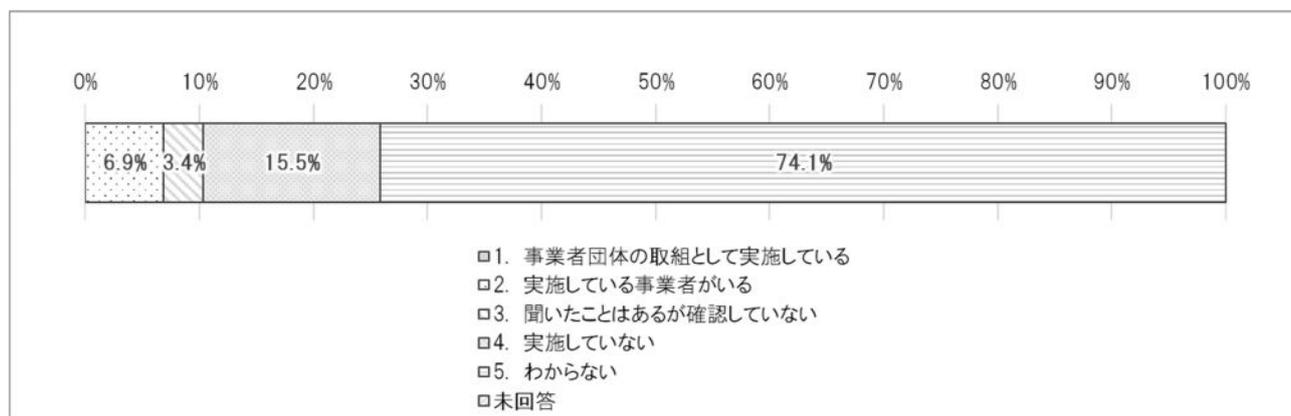
- 認知症カフェを拠点としたチームオレンジの活動

⑥その他の取組(例:映画館、ホテル・旅館、クリーニング店、バー・スナック等の接客を伴う飲食店等)

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から地域密着型産業の事業者によって行われている取組のうち、その他の取組について最も多い回答は、「5. わからない」(74.1%)であり、次いで「4. 実施していない」(15.5%)、「実施している事業者がいる」(6.9%)である。

	回答数	%
1. 事業者団体の取組として実施している	0	0.0%
2. 実施している事業者がいる	4	6.9%
3. 聞いたことはあるが確認していない	2	3.4%
4. 実施していない	9	15.5%
5. わからない	43	74.1%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%



【2.実施している事業者がいる】(4)

- スーパーやドラッグストアでシニアデー(ポイントカード2倍付与等)がある。
- 映画館において、60歳以上割引料金あり
- 洗濯物を自宅まで集配してくれるクリーニング店
- 地域のスーパーで誰でも利用できる一息つける空間の提供を行っている。

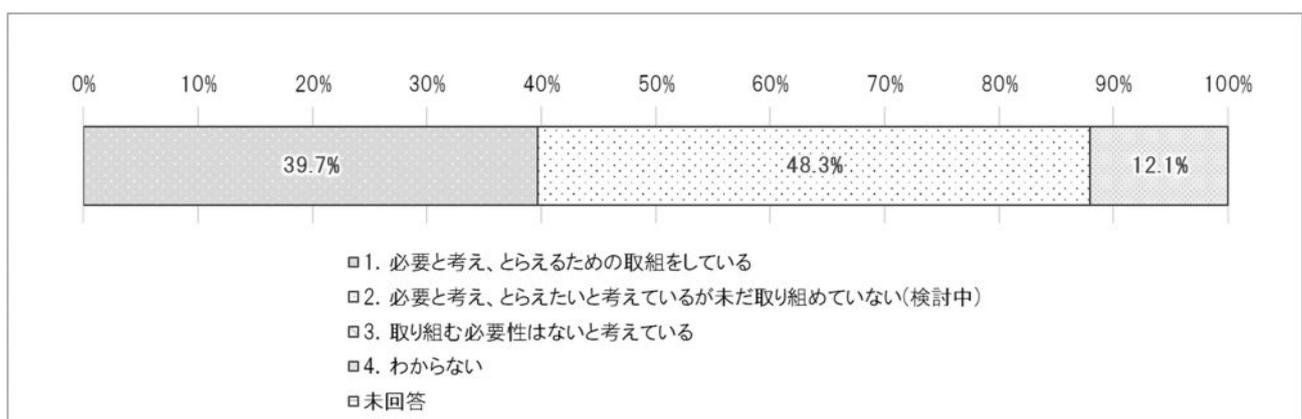
問4であげた取組については、必ずしも高齢者のみを主対象としてとらえていなかったり、従来からの顧客サービスとして実施される等、事業者が自身の取組を地域包括ケアにつながるものと認識していない可能性があります。しかし、地域包括ケアシステム構築の観点から、これらの取組は地域包括ケアシステムを推進する上での面的な拡がり、見守りを含むマンパワー確保の観点から重要な「資源」とも考えられます。

問5. 貴自治体ではそのような重要な「資源」として民間事業者の取組状況を把握しようとしていますか。
 (生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの活動も含む)

(単一回答)(n=58)

民間事業者の取組状況を把握しようとしているかについては「2. 必要と考え、とらえたいと考えているが未だ取り組めていない(検討中)」(48.3%)、次いで「1. 必要と考え、とらえるための取組をしている」(39.7%)、次いで「4. わからない」(12.1%)である。

	回答数	%
1. 必要と考え、とらえるための取組をしている	23	39.7%
2. 必要と考え、とらえたいと考えているが未だ取り組めていない(検討中)	28	48.3%
3. 取り組む必要性はないと考えている	0	0.0%
4. わからない	7	12.1%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%

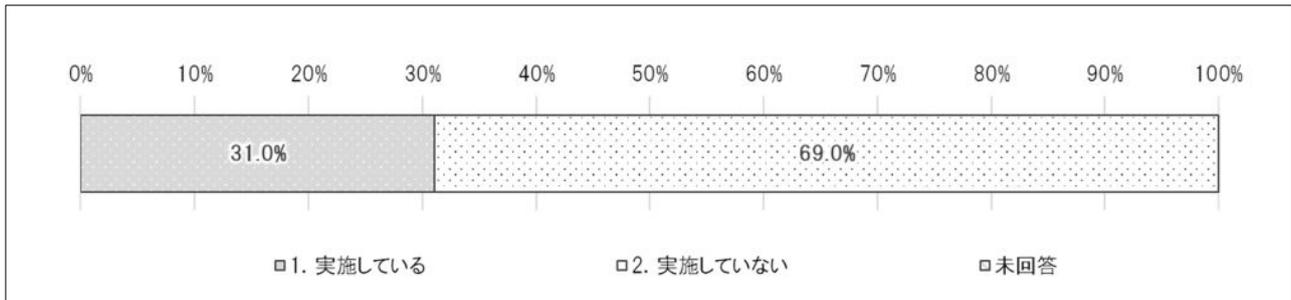


問 6. 貴自治体では、高齢者の生活を支える観点から、高齢者と地域密着型産業の取組をつなぐ施策や活動を実施していますか。

(単一回答)(n=58)

高齢者の生活を支える観点から、高齢者と地域密着型産業の取組をつなぐ施策や活動を実施しているかについては「1.実施している」(31.0%)、「2.実施していない」(69.0%)である。

	回答数	%
1. 実施している	18	31.0%
2. 実施していない	40	69.0%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%

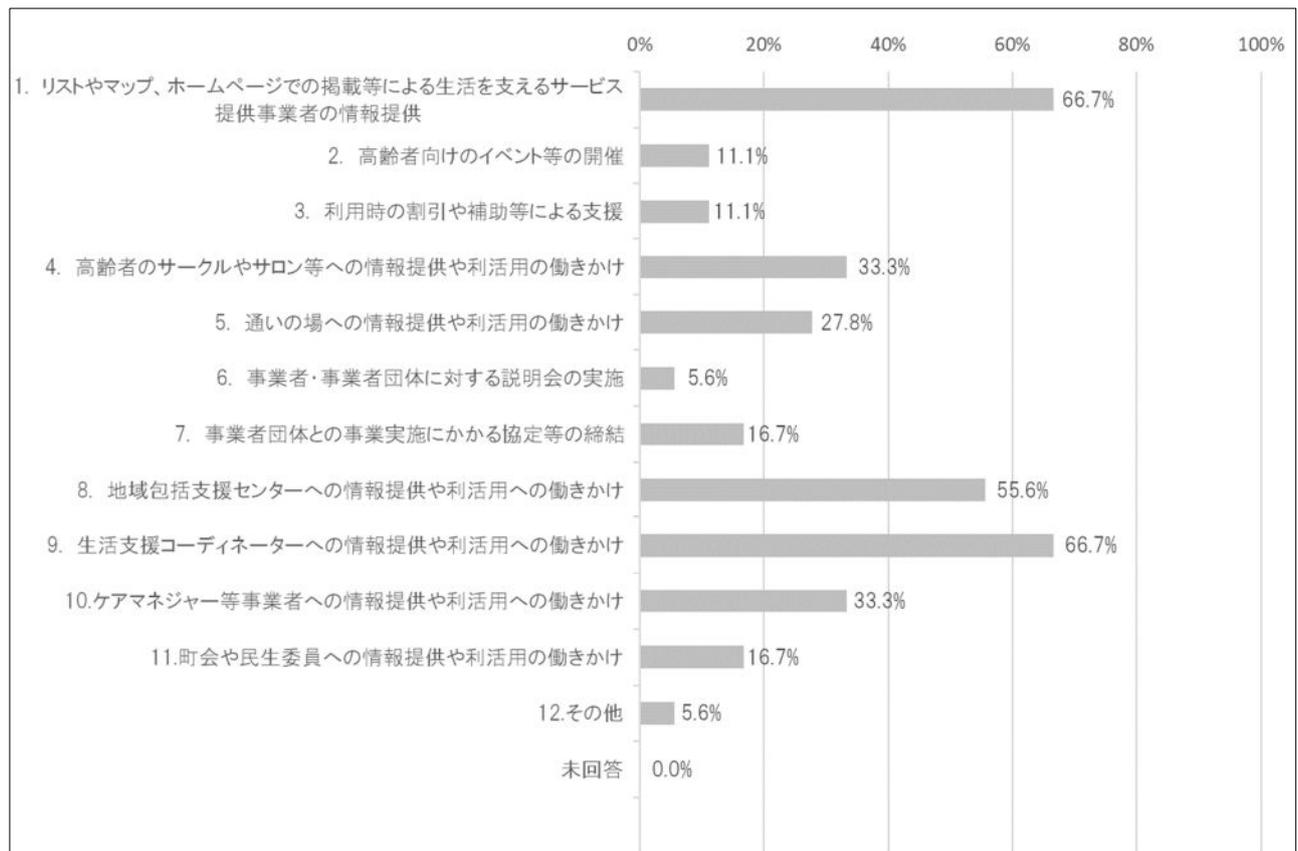


問 6-1.(実施している場合)それはどのような施策や活動ですか。

(複数回答)(n=18)

「実施している」と回答されたうち、どのような施策や活動をしているかについて、最も多い回答は「1. リストやマップ、ホームページでの掲載等による生活を支えるサービス提供事業者の情報提供」(66.7%)、「9. 生活支援コーディネーターへの情報提供や利活用への働きかけ」(66.7%)であり、次いで「8. 地域包括支援センターへの情報提供や利活用への働きかけ」(55.6%)である。

	回答数	%
1. リストやマップ、ホームページでの掲載等による生活を支えるサービス提供事業者の情報提供	12	66.7%
2. 高齢者向けのイベント等の開催	2	11.1%
3. 利用時の割引や補助等による支援	2	11.1%
4. 高齢者のサークルやサロン等への情報提供や利活用の働きかけ	6	33.3%
5. 通いの場への情報提供や利活用の働きかけ	5	27.8%
6. 事業者・事業者団体に対する説明会の実施	1	5.6%
7. 事業者団体との事業実施にかかる協定等の締結	3	16.7%
8. 地域包括支援センターへの情報提供や利活用への働きかけ	10	55.6%
9. 生活支援コーディネーターへの情報提供や利活用への働きかけ	12	66.7%
10. ケアマネジャー等事業者への情報提供や利活用への働きかけ	6	33.3%
11. 町会や民生委員への情報提供や利活用の働きかけ	3	16.7%
12. その他	1	5.6%
未回答	0	0.0%
全体	18	



【12.その他】(1)

- 本市では生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズや地域資源の把握を進めており、民間企業の取り組み等、必要に応じて地域住民に情報提供を実施。

問 6-2.(実施している場合)取組はどのような背景・理由から実施されていますか。

できるだけ、問 6-1 の実施施策、活動ごとに記入してください。

(自由回答)(n=16)

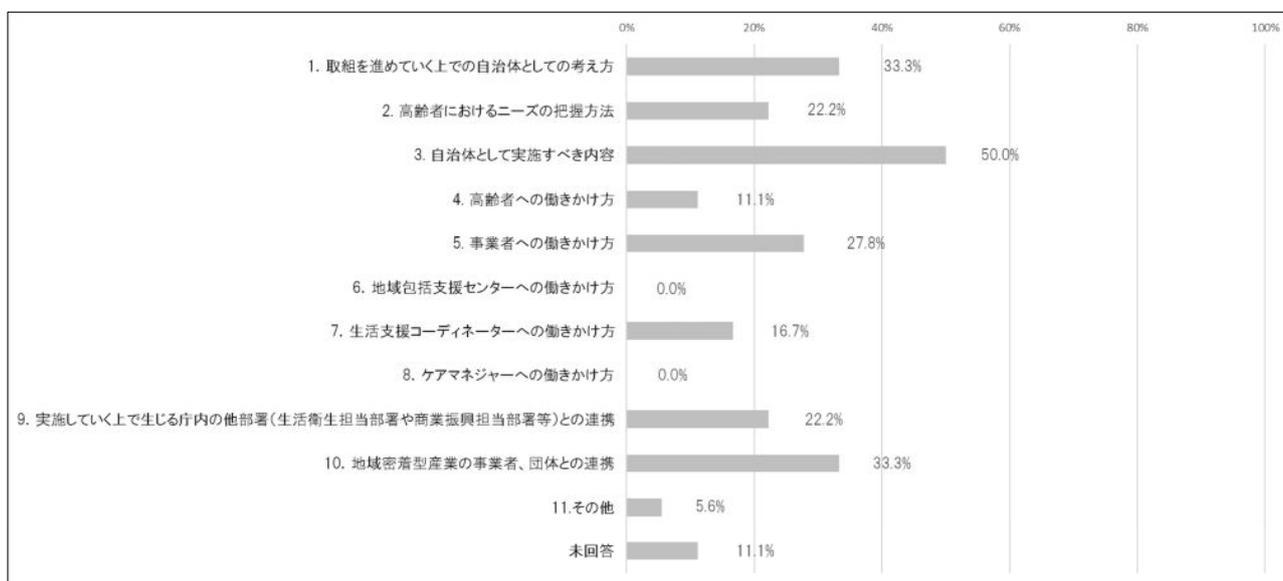
- 実施施策:高齢者が住み慣れた地域で暮らす上で地域のインフォーマルサービス、市民の自主的、自立的な支え合い活動をはじめ多様な主体が行う生活支援サービスについて「高齢者べんり帳」等へ情報を集約し作成するとともに市民への情報提供を行っている。
- 地域ごとに生活支援マップを作成し、情報提供している。
- 市では、地域でのさりげない見守りや高齢者が安心して暮らせる地域づくりの一環として、高齢者にやさしいサービスを行う商店等の情報を掲載した「ねこのて手帳」(H24 年 3 月初版・現在、第 3 版)を発行しています。(市ホームページにも PDF 版を掲載)
- マップ作成時に、食事場所や理美容店の確認をしている
- 保健・医療・福祉・介護にかかわる専門職が連携・協働し、地域における課題を探り出し、その解決を図ることにより地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的とする中で、高齢者が生活を支える民間サービスの情報を知ることができるツールが必要と考えたため。
- まずは高齢者に接する機会の多い関係者に対し情報提供することで、高齢者に対する意図的な周知を行うため。
- 「地域包括ケアシステム」の構築をすすめるため 等
- 生活支援体制整備事業の一環として実施。
- 生活支援サービス情報ネットワーク事業として取り組んでいる
- 日常生活支援に活用してもらうため。健康づくりや介護予防などの活動に活用してもらうため
- 高齢者のみ世帯や独居高齢者が増加する背景で、高齢者の生活支援は介護保険サービス等の公的なサービスのみでは限界があり、今ある資源を活用していく必要があるため。
- 高齢者の見守りや孤独・孤立防止の観点から地元企業と見守り協定を締結している。また、有事の際の連携や日々の高齢者の介護予防に資する活動を協働できるよう、締結している企業からの情報を地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと共有している。
- 高齢化が進展する中、地域密着型産業との協力体制が重要と捉えているため
- 多くの方に利用いただくため、高齢者に接する機会の多い専門職を通じて働きかけを行っている。
- 新たな地域資源の発掘や多世代互助の促進となる拠点づくりなど
- 生活支援体制整備事業として買い物に困っている方に NPO 法人が運営する移動販売のルートの相談をしたことがある

問6-3. (実施している場合)実施するうえでの課題や難しさを感じるのはどのようなことでしょうか。(3つまで)

(複数回答)(n=18)

「実施している」と回答されたうち、課題や難しさを感じるのはどのようなことかについて、最も多い回答は「3. 自治体として実施すべき内容」(50.0%)であり、次いで「1. 取組を進めていく上での自治体としての考え方」(33.3%)、「10. 地域密着型産業の事業者、団体との連携」(33.3%)である。

	回答数	%
1. 取組を進めていく上での自治体としての考え方	6	33.3%
2. 高齢者におけるニーズの把握方法	4	22.2%
3. 自治体として実施すべき内容	9	50.0%
4. 高齢者への働きかけ方	2	11.1%
5. 事業者への働きかけ方	5	27.8%
6. 地域包括支援センターへの働きかけ方	0	0.0%
7. 生活支援コーディネーターへの働きかけ方	3	16.7%
8. ケアマネジャーへの働きかけ方	0	0.0%
9. 実施していく上で生じる庁内の他部署(生活衛生担当部署や商業振興担当部署等)との連携	4	22.2%
10. 地域密着型産業の事業者、団体との連携	6	33.3%
11.その他	1	5.6%
未回答	2	11.1%
全体	18	



【11.その他】(1)

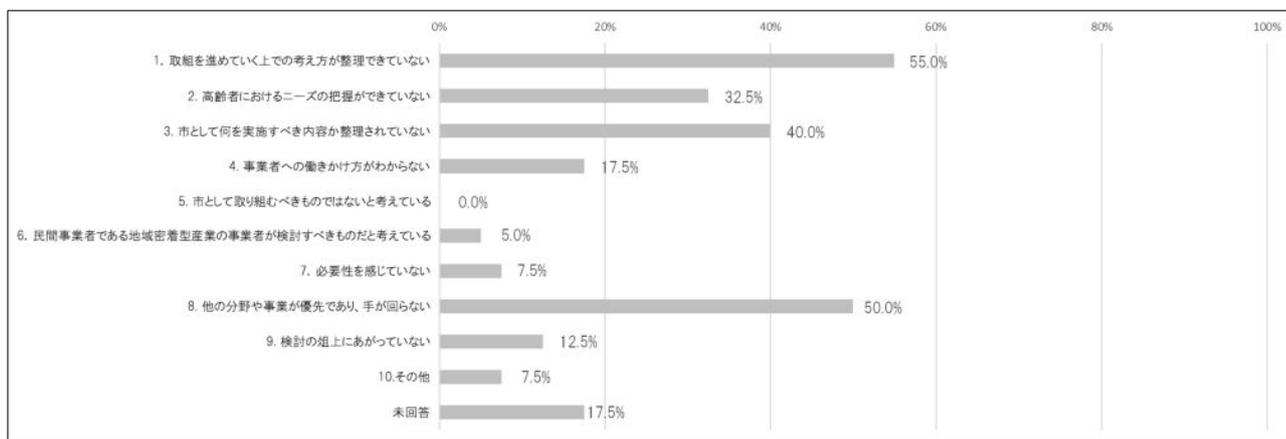
- 地域密着型産業事業者の地域貢献に対する関心度

問 6-4. (問 6 で実施していないと回答の場合)それはどのような背景・理由からですか。(3 つまで)

(複数回答)(n=40)

「実施していない」と回答されたうち、どのような背景・理由からかについて、最も多い回答は、「1. 取組を進めていく上での考え方が整理できていない」(55.0%) であり、次いで「8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らない」(50.0%)、「3. 市として何を実施すべき内容が整理されていない」(40.0%) である。

	回答数	%
1. 取組を進めていく上での考え方が整理できていない	22	55.0%
2. 高齢者におけるニーズの把握ができていない	13	32.5%
3. 市として何を実施すべき内容が整理されていない	16	40.0%
4. 事業者への働きかけ方がわからない	7	17.5%
5. 市として取り組むべきものではないと考えている	0	0.0%
6. 民間事業者である地域密着型産業の事業者が検討すべきものだと考えている	2	5.0%
7. 必要性を感じていない	3	7.5%
8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らない	20	50.0%
9. 検討の俎上にあがっていない	5	12.5%
10.その他	3	7.5%
未回答	7	17.5%
全体	40	



【10.その他】(4)

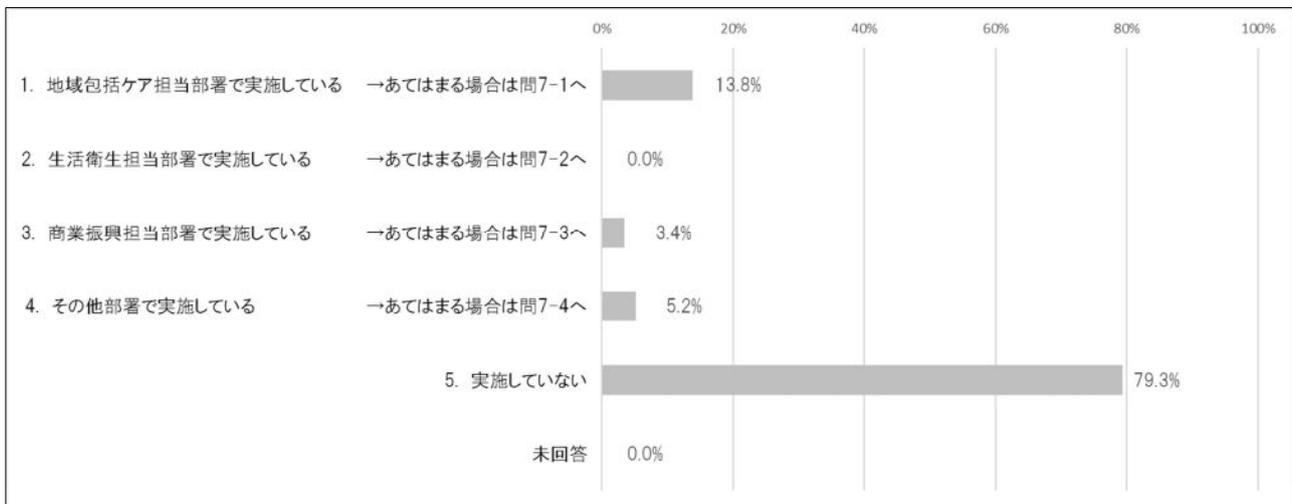
- 現時点では食料買物支援等が不十分な状況のため、理美容や飲食店喫茶店営業まで整理ができていない。公衆浴場はない。
- 小さな市町村でそのような事業者がない
- 生活支援コーディネーターの業務として頑張っている。それだけの委託料を払っている。
- 生活支援体制整備事業については市の事業として取り組んでいる。

問 7. 貴自治体では、地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組に対する助成や支援を実施していますか。

(複数回答)(n=58)

地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組に対する助成や支援を実施しているかについて、最も多い回答は「5. 実施していない」(79.3%)であり、次いで「1. 地域包括ケア担当部署で実施している」(13.8%)、「4. その他部署で実施している」(5.2%)である。

	回答数	%
1. 地域包括ケア担当部署で実施している →あてはまる場合は問7-1へ	8	13.8%
2. 生活衛生担当部署で実施している →あてはまる場合は問7-2へ	0	0.0%
3. 商業振興担当部署で実施している →あてはまる場合は問7-3へ	2	3.4%
4. その他部署で実施している →あてはまる場合は問7-4へ	3	5.2%
5. 実施していない	46	79.3%
未回答	0	0.0%
全体	58	

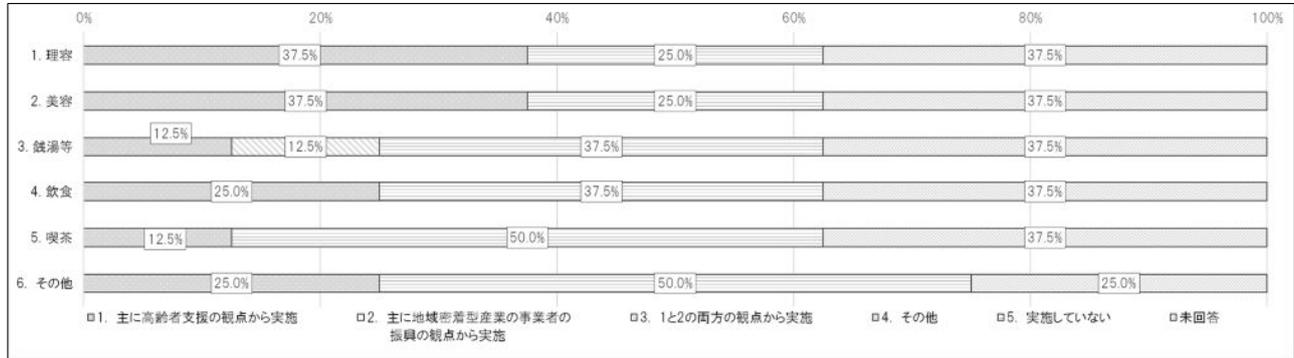


問 7-1. 地域包括ケア担当部署で実施している場合について伺います。
 実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどうなんでしょうか。

(単一回答)(n=8)

地域包括ケア担当部署で実施している場合について、主に高齢者支援の観点から実施していると回答した割合が最も高いのは、「1. 理容」(37.5%)、「2. 美容」(37.5%)、次いで「4. 飲食」(25.0%)である。

	1. 理容		2. 美容		3. 銭湯等		4. 飲食		5. 喫茶		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 主に高齢者支援の観点から実施	3	37.5%	3	37.5%	1	12.5%	2	25.0%	1	12.5%	2	25.0%
2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 1と2の両方の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 実施していない	2	25.0%	2	25.0%	3	37.5%	3	37.5%	4	50.0%	4	50.0%
未回答	3	37.5%	3	37.5%	3	37.5%	3	37.5%	3	37.5%	2	25.0%
全体	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%	8	100.0%



【1.理容:1.主に高齢者支援の観点から実施】(3)

- 在宅で生活している65歳以上の高齢者の方で、一般の理美容店を利用することが困難であると認められる方について、訪問理美容サービスとして、自宅までの訪問に係る費用の一部を助成する。
- 理美容店に行くことができない要介護状態の高齢者へ訪問による理美容を業者委託で実施。
- 日常生活圏域での「便利帳」に出張散髪や送迎できる店等を掲載し、住民に配布

【2.美容:1.主に高齢者支援の観点から実施】(3)

- 在宅で生活している65歳以上の高齢者の方で、一般の理美容店を利用することが困難であると認められる方について、訪問理美容サービスとして、自宅までの訪問に係る費用の一部を助成する。
- 理美容店に行くことができない要介護状態の高齢者へ訪問による理美容を業者委託で実施。
- 日常生活圏域での「便利帳」に出張散髪や送迎できる店等を掲載し、住民に配布

【3.銭湯等:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 高齢者のお出かけ支援として実施している敬老優待乗車証(バス・船)等の交付事業において、選択制により入浴券を選択できるようにしています。

【3.銭湯等:3.1と2の両方の観点から実施】(1)

- 毎週火曜日をいきいきシルバー銭湯デーとして、70歳以上の方に対して低額による入浴その他銭湯等の利用を提供する。

【4.飲食:1.主に高齢者支援の観点から実施】(2)

- 実施施策:高齢者が住み慣れた地域で暮らす上で地域のインフォーマルサービス、市民の自主的、自立的な支え合い活動をはじめ多様な主体が行う生活支援サービスについて「高齢者べんり帳」等へ情報を集約し作成するとともに市民への情報提供を行っている。

- 取り組みの周知、相談対応

【5.喫茶:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 対応

【6.その他:1.主に高齢者支援の観点から実施】(2)

- 高齢者等見守り活動に関する「もやいネット支援事業者」との協定先に、飲食関係(弁当宅配業者)が含まれる
- 高齢者等タクシー利用者助成事業

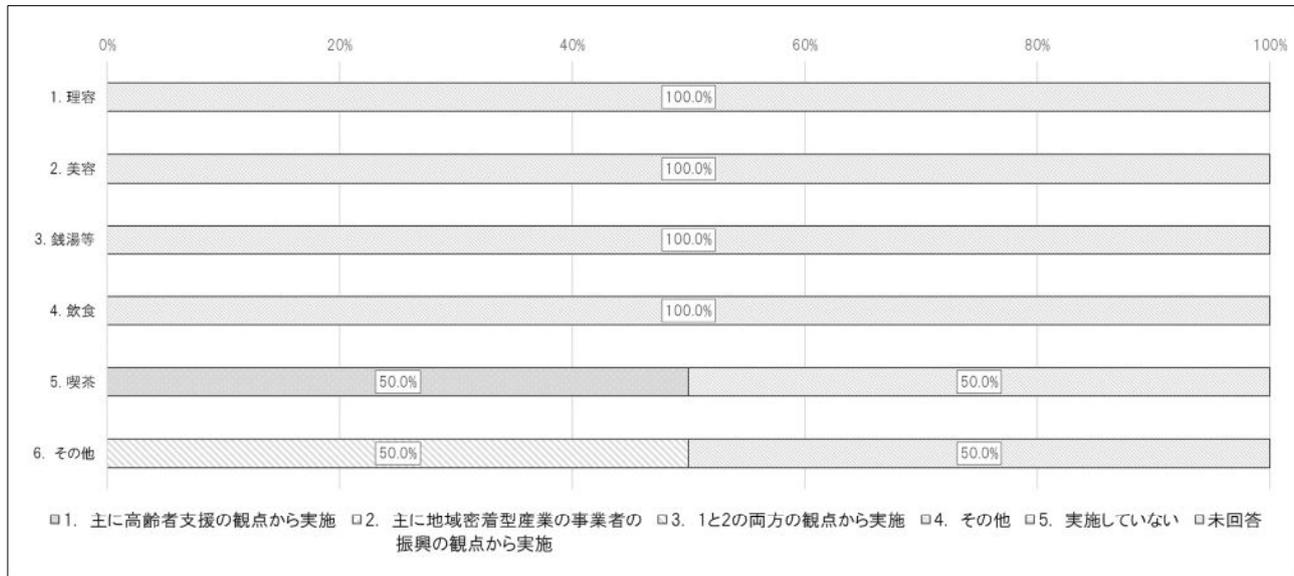
(問 7-2 該当なし)

問 7-3. 商業振興担当部署で実施している場合について伺います。
 実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどのようなことでしょうか。

(単一回答)(n=2)

商業振興担当部署で実施している場合について、主に高齢者支援の観点から実施について割合が最も高いのは、「5. 喫茶店」(50.0%)である。

	1. 理容		2. 美容		3. 銭湯等		4. 飲食		5. 喫茶		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 主に高齢者支援の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 1と2の両方の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%
4. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 実施していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
全体	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%



【4.飲食:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 高齢者の社会参加の継続

【5.喫茶:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 高齢者の社会参加の継続

【6.その他:3.1と2の両方の観点から実施】(1)

- 移動販売を実施している事業者への助成金

問 7-4. その他部署で実施している場合について伺います。

担当部署名を教えてください。

(単一回答)(n=3)

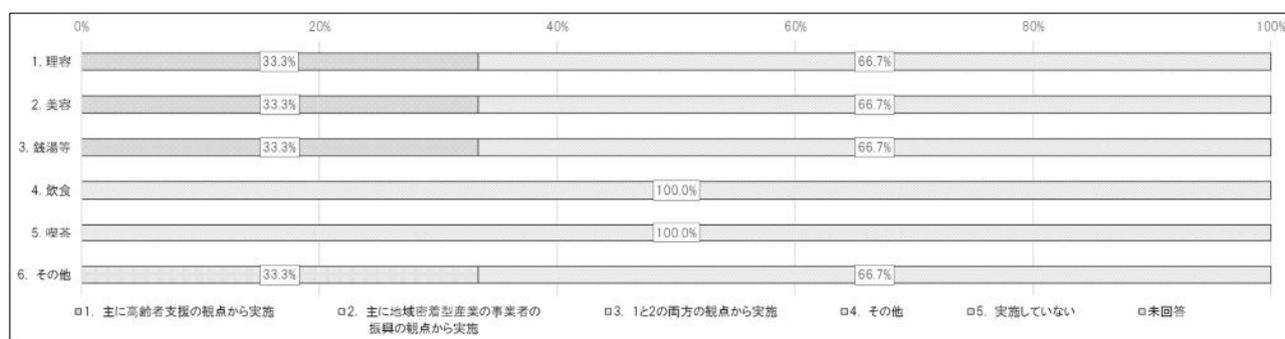
- まちづくり定住課 (定住交通係)
- 健康福祉課
- 社会福祉協議会

① 実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどのようなことでしょうか。

(単一回答)(n=3)

実施している場合の対象事業者の業種について、「主に高齢者支援の観点から実施している」と回答した割合が最も高いのは、「1. 理容」(33.3%)、「2. 美容」(33.3%)、「3. 銭湯等」(33.3%)である。

	1. 理容		2. 美容		3. 銭湯等		4. 飲食		5. 喫茶		6. その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 主に高齢者支援の観点から実施	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 1と2の両方の観点から実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
5. 実施していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	3	100.0%	3	100.0%	2	66.7%
全体	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%



【1.理容:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 町が高齢者福祉施策として実施(訪問理美容サービス事業)

【2.美容:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 町が高齢者福祉施策として実施(訪問理美容サービス事業)

【3.銭湯:1.主に高齢者支援の観点から実施】(1)

- 町が高齢者に対して温泉券を配布

【6.その他】(1)

- 公共交通の空白地における移動手段の確保

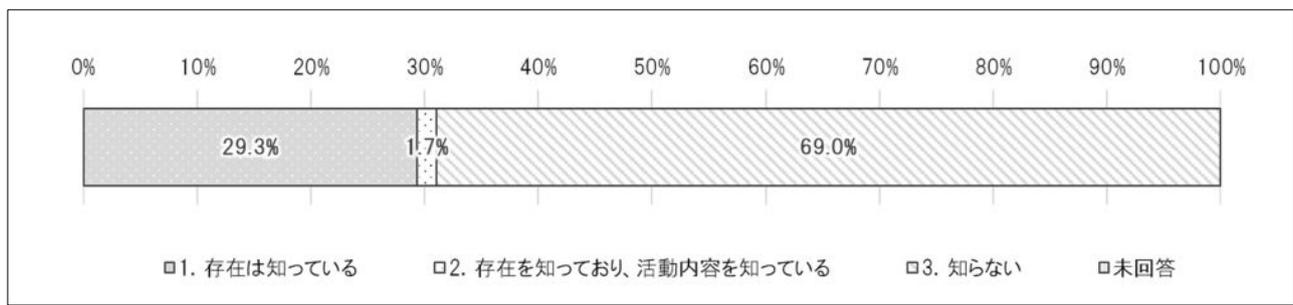
事業者に取り組みを働きかけていく際には、それら事業者が加入する組合等の団体への働きかけや連携を進めることも有効です。
 地域密着型産業の事業者の団体としては、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターがあります。

問 8. 生活衛生同業組合の存在を知っていますか。

(単一回答)(n=58)

生活衛生同業組合の存在を知っているかについて、最も多い回答は「3. 知らない」(69.0%)であり、次いで「1. 存在は知っている」(29.3%)、「2. 存在を知っており、活動内容を知っている」(1.7%)である。

	回答数	%
1. 存在は知っている	17	29.3%
2. 存在を知っており、活動内容を知っている	1	1.7%
3. 知らない	40	69.0%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%

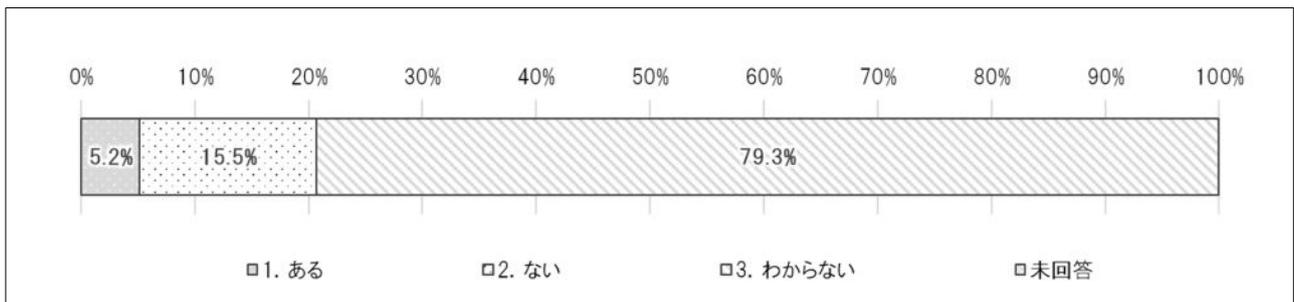


問 9. 生活衛生同業組合以外で、地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組を支援している団体等がありますか。

(単一回答)(n=58)

生活衛生同業組合以外で地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組を支援している団体等がありますかについて、最も多い回答は「3. わからない」(79.3%)であり、次いで「2. ない」(15.5%)、「1. ある」(5.2%)である。

	回答数	%
1. ある	3	5.2%
2. ない	9	15.5%
3. わからない	46	79.3%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%



問 9-1. (団体がある場合)それはどのような団体が実施しているのでしょうか。

(自由回答)(n=3)

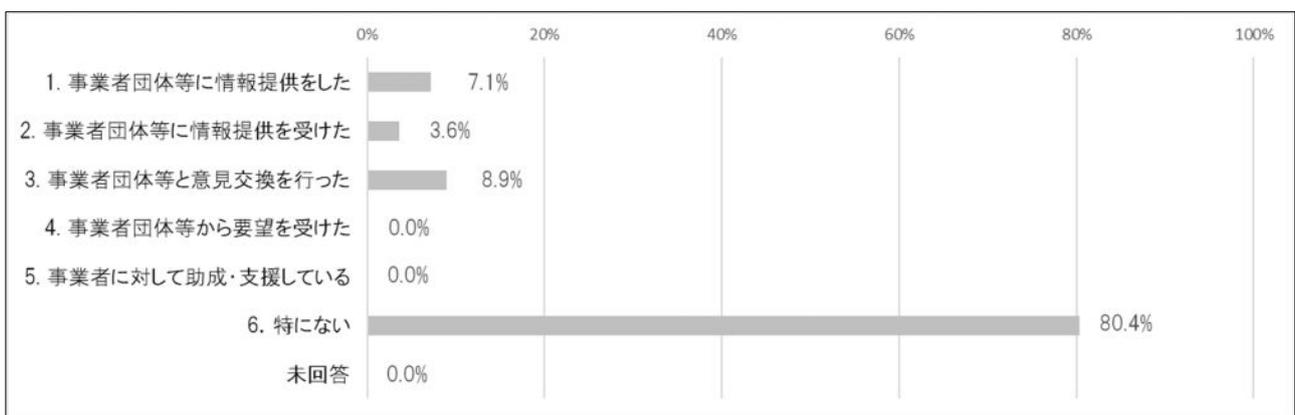
- 建設業者による高齢者の配食サービスを実施。
- 移動販売車、有料宅配弁当、有料生活支援サービス(家事援助等)
- 農業協同組合、生活協同組合

問 10. 地域密着型産業の事業者の団体や組合と、高齢者の利用に向けた取組について次のやりとりを行ったことがありますか。

(複数回答)(n=56)

地域密着型産業の事業者の団体や組合と、高齢者の利用に向けた取組について行ったやりとりについて、最も多い回答は「6. 特にない」(80.4%)であり、次いで「3. 事業者団体等と意見交換を行った」(8.9%)、「1. 事業者団体等に情報提供をした」(7.1%)である。

	回答数	%
1. 事業者団体等に情報提供をした	4	7.1%
2. 事業者団体等に情報提供を受けた	2	3.6%
3. 事業者団体等と意見交換を行った	5	8.9%
4. 事業者団体等から要望を受けた	0	0.0%
5. 事業者に対して助成・支援している	0	0.0%
6. 特にない	45	80.4%
未回答	0	0.0%
全体	56	

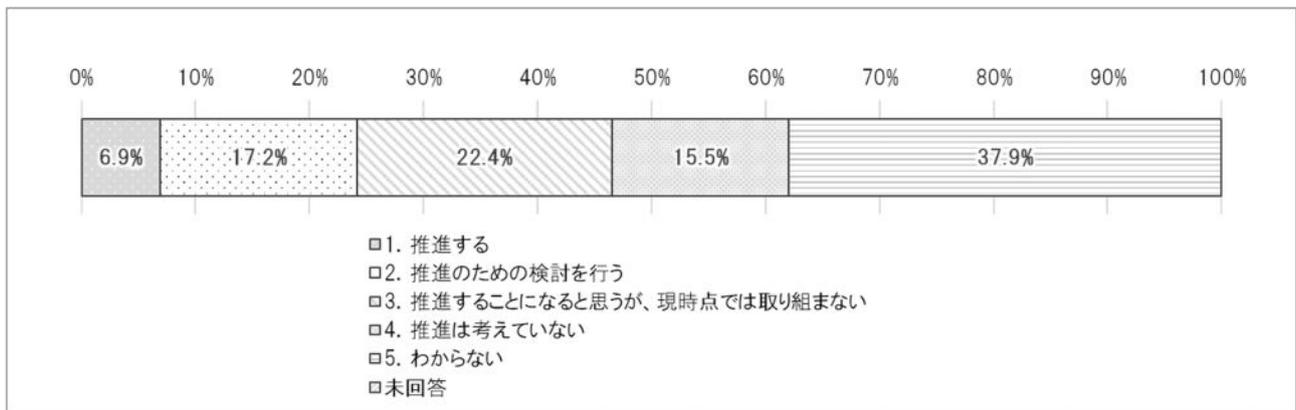


問 11. 今後、貴自治体では、地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組への働きかけについて、どのように取り組まれますか。

(単一回答)(n=58)

地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組への働きかけについて、最も多い回答は、「5. わからない」(37.9%)であり、次いで「3. 推進することになると思うが、現時点では取り組まない」(22.4%)、「2. 推進のための検討を行う」(17.2%)である。

	回答数	%
1. 推進する	4	6.9%
2. 推進のための検討を行う	10	17.2%
3. 推進することになると思うが、現時点では取り組まない	13	22.4%
4. 推進は考えていない	9	15.5%
5. わからない	22	37.9%
未回答	0	0.0%
全体	58	100.0%



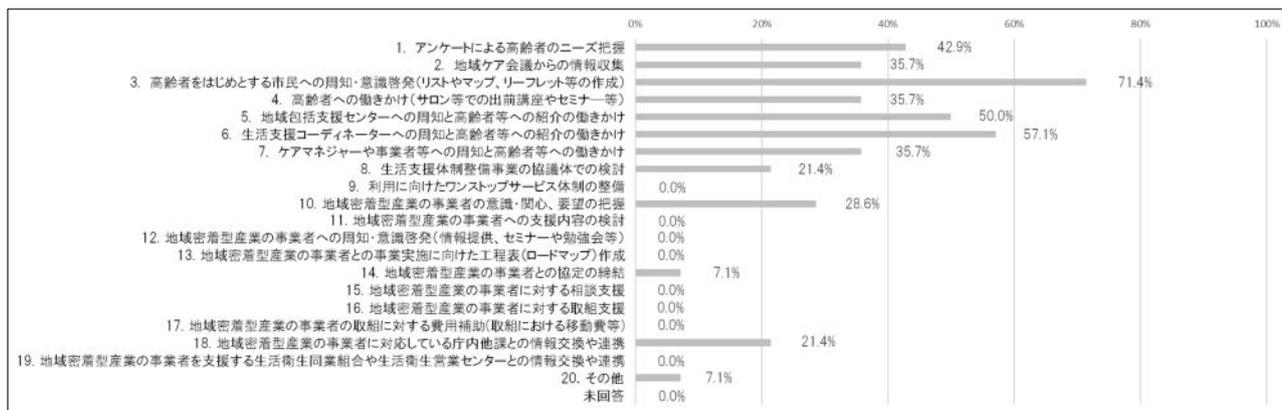
問 11-1. 問 11 で「1.推進する」「2.推進のための検討を行う」と回答された方に伺います。

① どのような取組の実施(推進)または検討を考えていますか。

(複数回答)(n=14)

どのような取組の実施(推進)または検討を考えているのかについて、最も多い回答は「3.高齢者をはじめとする市民への周知・意識啓発(リストやマップ、リーフレット等の作成)」(71.4%)であり、次いで「6.生活支援コーディネーターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ」(57.1%)、「5.地域包括支援センターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ」(50.0%)である。

	回答数	%
1. アンケートによる高齢者のニーズ把握	6	42.9%
2. 地域ケア会議からの情報収集	5	35.7%
3. 高齢者をはじめとする市民への周知・意識啓発(リストやマップ、リーフレット等の作成)	10	71.4%
4. 高齢者への働きかけ(サロン等での出前講座やセミナー等)	5	35.7%
5. 地域包括支援センターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ	7	50.0%
6. 生活支援コーディネーターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ	8	57.1%
7. ケアマネジャーや事業者等への周知と高齢者等への働きかけ	5	35.7%
8. 生活支援体制整備事業の協議体での検討	3	21.4%
9. 利用に向けたワンストップサービス体制の整備	0	0.0%
10. 地域密着型産業の事業者の意識・関心、要望の把握	4	28.6%
11. 地域密着型産業の事業者への支援内容の検討	0	0.0%
12. 地域密着型産業の事業者への周知・意識啓発(情報提供、セミナーや勉強会等)	0	0.0%
13. 地域密着型産業の事業者との事業実施に向けた工程表(ロードマップ)作成	0	0.0%
14. 地域密着型産業の事業者との協定の締結	1	7.1%
15. 地域密着型産業の事業者に対する相談支援	0	0.0%
16. 地域密着型産業の事業者に対する取組支援	0	0.0%
17. 地域密着型産業の事業者の取組に対する費用補助(取組における移動費等)	0	0.0%
18. 地域密着型産業の事業者に対応している庁内他課との情報交換や連携	3	21.4%
19. 地域密着型産業の事業者を支援する生活衛生同業組合や生活衛生営業センターとの情報交換や連携	0	0.0%
20. その他	1	7.1%
未回答	0	0.0%
全体	14	



【20.その他】(1)

- 「ねこのて手帳」改訂版(*次期、第4版)の発行の際にはこれまで同様、生活衛生同業組合や商店街等と連携し作成したい。

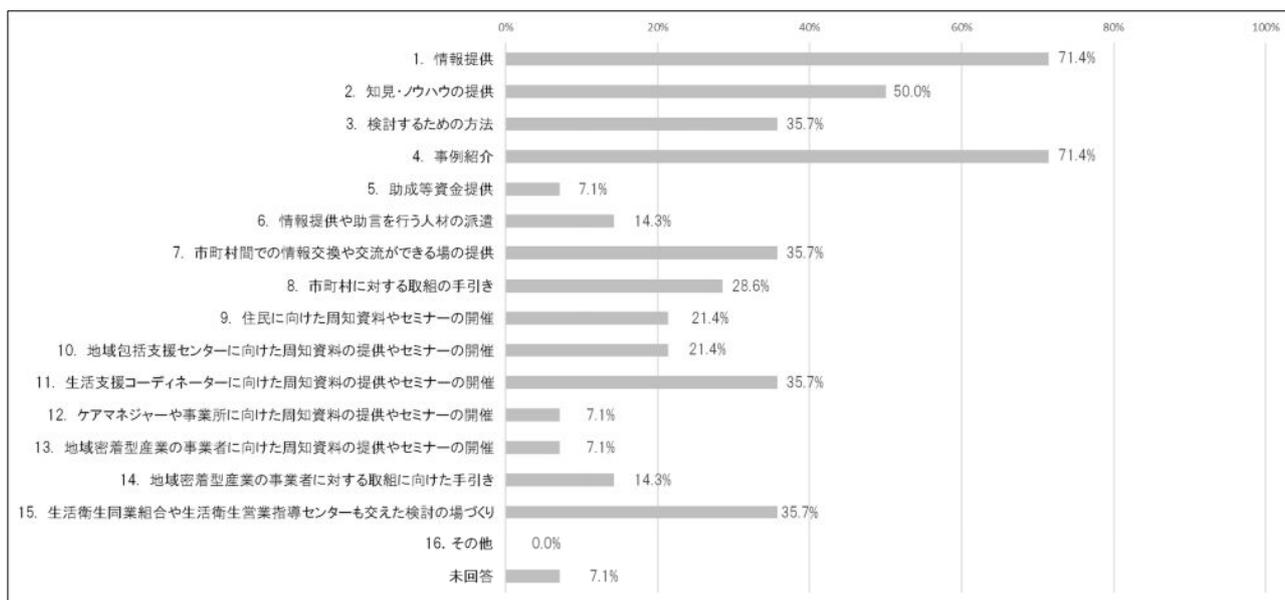
② 引き続きうかがいます。

貴自治体での推進に際し、外部の機関、団体等から受けた協力、支援はありますか。

(複数回答)(n=14)

推進に際し外部の機関、団体等から受けた協力、支援について、最も多い回答は「1. 情報提供」(71.4%)、「4. 事例紹介」(71.4%)であり、次いで「3. 検討するための方法」(35.7%)、「7. 市町村間での情報交換や交流ができる場の提供」(35.7%)、「11. 生活支援コーディネーターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催」(35.7%)、「15. 生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターも交えた検討の場づくり」(35.7%)である。

	回答数	%
1. 情報提供	10	71.4%
2. 知見・ノウハウの提供	7	50.0%
3. 検討するための方法	5	35.7%
4. 事例紹介	10	71.4%
5. 助成等資金提供	1	7.1%
6. 情報提供や助言を行う人材の派遣	2	14.3%
7. 市町村間での情報交換や交流ができる場の提供	5	35.7%
8. 市町村に対する取組の手引き	4	28.6%
9. 住民に向けた周知資料やセミナーの開催	3	21.4%
10. 地域包括支援センターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	3	21.4%
11. 生活支援コーディネーターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	5	35.7%
12. ケアマネジャーや事業所に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	1	7.1%
13. 地域密着型産業の事業者に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	1	7.1%
14. 地域密着型産業の事業者に対する取組に向けた手引き	2	14.3%
15. 生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターも交えた検討の場づくり	5	35.7%
16. その他	0	0.0%
未回答	1	7.1%
全体	14	



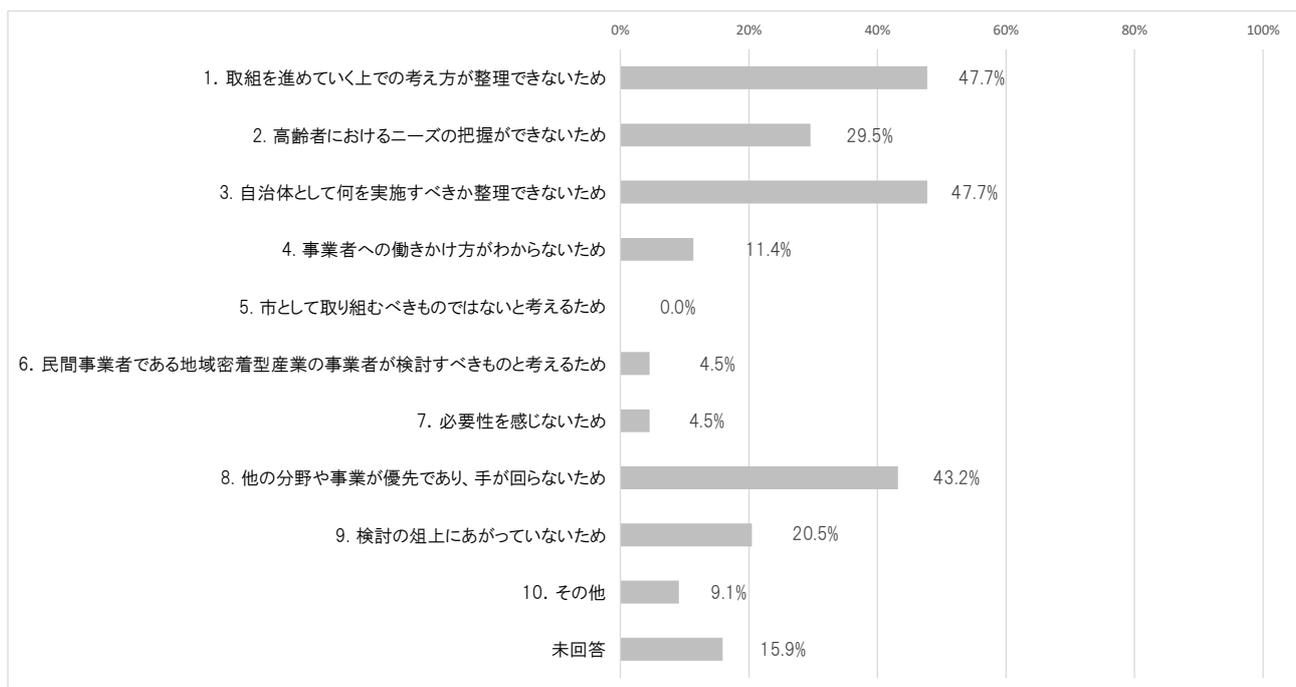
問 11-2. 問 11 で「3.推進することになると思うが、現時点では取り組まない」「4.推進は考えていない」「5.わからない」と回答された方に伺います。

① その理由を教えてください。(3 つまで)

(複数回答)(n=44)

問 11 で「3. 推進することになると思うが、現時点では取り組まない」「4. 推進は考えていない」「5. わからない」と回答された方の理由について、最も多い回答は「1. 取組を進めていく上での考え方が整理できないため」(47.7%)、「3. 自治体として何を実施すべきか整理できないため」(47.7%)であり、次いで「8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らないため」(43.2%)である。

	回答数	%
1. 取組を進めていく上での考え方が整理できないため	21	47.7%
2. 高齢者におけるニーズの把握ができないため	13	29.5%
3. 自治体として何を実施すべきか整理できないため	21	47.7%
4. 事業者への働きかけ方がわからないため	5	11.4%
5. 市として取り組むべきものではないと考えるため	0	0.0%
6. 民間事業者である地域密着型産業の事業者が検討すべきものとするため	2	4.5%
7. 必要性を感じないため	2	4.5%
8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らないため	19	43.2%
9. 検討の俎上にあがっていないため	9	20.5%
10. その他	4	9.1%
未回答	7	15.9%
全体	44	



【10.その他】(3)

- 検討中
- 理美容の組合と連携し訪問理美容サービスを実施している。
- 働きかけを行う事業所を把握できていないため。

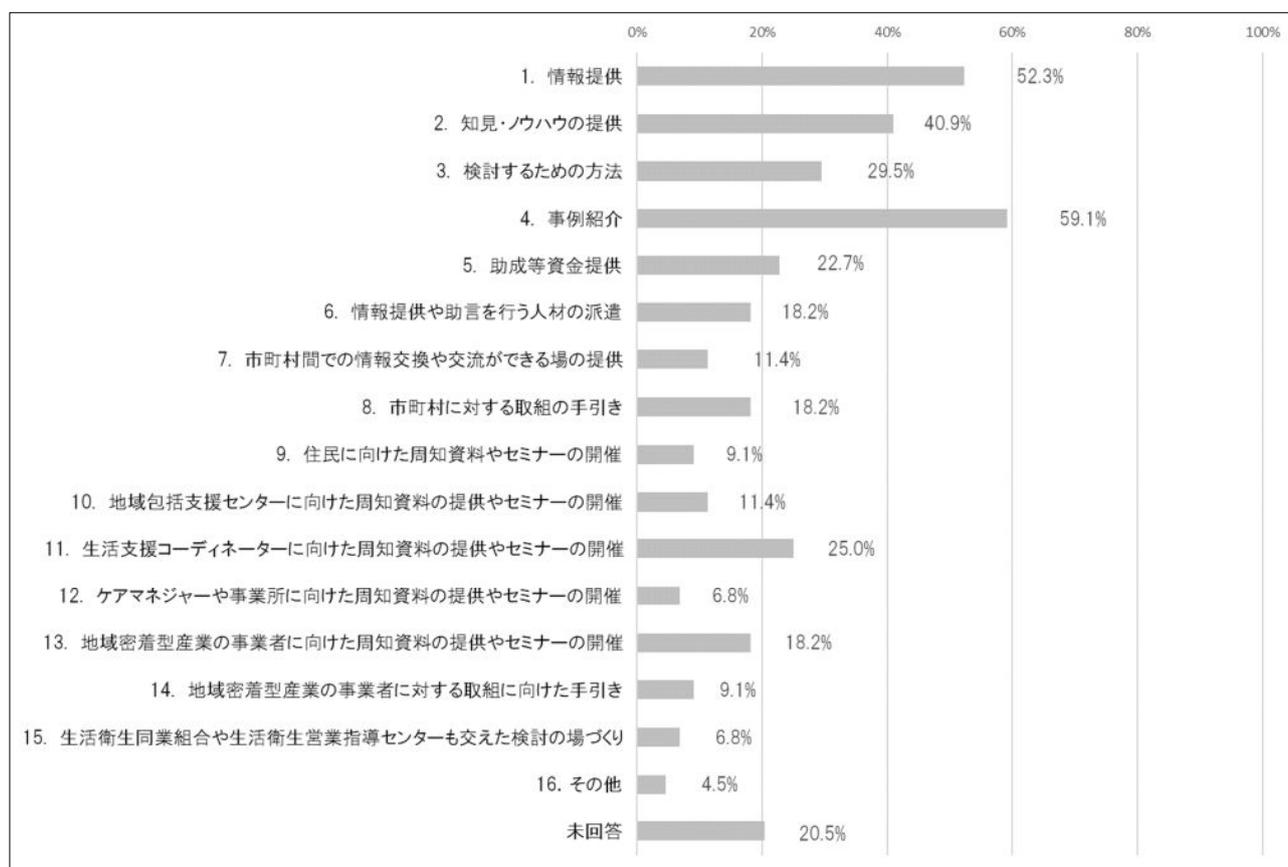
② 引き続きうかがいます。

貴自治体での取組の検討に向け、外部の機関、団体等から受けた協力、支援はありますか。

(複数回答)(n=44)

取組の検討に向け、外部の機関、団体等から受けた協力、支援はありますかについて、最も多い回答は「4. 事例紹介」(59.1%)であり、次いで「1. 情報提供」(52.3%)、「2. 知見・ノウハウの提供」(40.9%)である。

	回答数	%
1. 情報提供	23	52.3%
2. 知見・ノウハウの提供	18	40.9%
3. 検討するための方法	13	29.5%
4. 事例紹介	26	59.1%
5. 助成等資金提供	10	22.7%
6. 情報提供や助言を行う人材の派遣	8	18.2%
7. 市町村間での情報交換や交流ができる場の提供	5	11.4%
8. 市町村に対する取組の手引き	8	18.2%
9. 住民に向けた周知資料やセミナーの開催	4	9.1%
10. 地域包括支援センターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	5	11.4%
11. 生活支援コーディネーターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	11	25.0%
12. ケアマネジャーや事業所に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	3	6.8%
13. 地域密着型産業の事業者に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	8	18.2%
14. 地域密着型産業の事業者に対する取組に向けた手引き	4	9.1%
15. 生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターも交えた検討の場づくり	3	6.8%
16. その他	2	4.5%
未回答	9	20.5%
全体	44	



【16.その他】(1)

- 検討中

地域における密着型産業の事業者の中には、地域包括ケアシステムとの関係を意識してはいなくても、普段から行っている事業の中で高齢者による使いやすさや高齢者への配慮、また、地域での交流や居場所として見守り等に既に取り組んでいる場合があります。そして、今後地域包括ケアを充実させていくうえでは、そうした可能性のある「種」をうまく見つけ出し、育てていく観点が大事です。

問 12. 顧客サービスの一環等、高齢者の生活支援として実施しているものではないが結果として高齢者支援に結びついているのではないかと考えられる民間事業者の取組等がありましたら教えてください。

(自由回答)(n=14)

- 行きつけの喫茶店が見守りになっている。
- 理美容者、飲食店等によっては、送迎支援や御用聞きなど声をかけてくれることにより高齢者支援につながっている。
- 理美容院での傾聴、スーパーなどの日用品・食料品の配達、配置薬の業者の健康づくりの周知や健康相談、化粧品販売員が実施する集いの場
- 美容院がなじみの利用者の送迎を行ったり、訪問して散髪をされていると聞いたことがある。飲食店でサロンを以前実施されていた。
- 商店が閉鎖した地域へ出向く移動販売車
- 中山間地域の電気店が買い物支援の一環として、日用品、衣料品等生活雑貨の一部販売を行っている。
- 民間事業者の移動販売が2社参入しておられ(事業所独自)、買い物へ行くことの出来ない高齢者にとっては、自宅に居て買い物ができるというメリットがある。
- 生協の宅配サービス、新聞配達、スマホ使い方教室、宅配(牛乳、ヤクルト)、移動販売
- 配達業務(郵便、宅配、ヤクルトなど)、検針(電気、水道、ガス)
- 高齢者から注文を受け、商品を配達しているスーパーや小売店がいくつかある。
- 移動販売による買い物支援。
- 飲食店のお弁当配達
- 小売店の家まで配達する取り組み
- シニア割引など。

問 13. 地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向け、何かお考え・お気づきのことがあれば教えてください。

(自由回答)(n=11)

※下線は事務局

- まず、地域の資源や取組みの把握と、高齢者の実態やニーズ把握が必要。その役割は、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターが担っていると思うので、今後さらに生活支援コーディネーターへの期待が大きくなると感じた。
- 民間業者の商品購入やサービスと公的な介護・福祉サービス、住民等による支援など、高齢者の生活を支える体制の担い手(となり得る機関)が高齢者支援について協議できる場の構築が必要。
- 地域包括支援センターでの相談、ケアマネジャー業務が多忙であり、高齢者人口の増加もあって、なかなか生活支援の方に手が回らない。本来はそちらの体勢整備をすれば、サービスが必要な高齢者も助かるということがあると思うが、余裕が全くない。
- 地域の地域密着産業事業者が普段から行っているサービスを把握かつ地域の高齢者が必要とするサービスを情報共有すること及び事業者の自発的な取組みを促すことで、生活支援体制の整備に生かし、地域に周知し取組を広げていくことが大切だと考える。
- 地域密着産業といっても、どこと具体的に提携して話を進めていくべきなのか、分からない。公平中立という行政の立場から、商工会を通じてシステム構築をしていくべきなのかもしれないが、今商工会との連携する場がない。
- 民間事業者も利益が伴わないと動きが難しく、地域貢献だけでは地域包括ケアの構築は難しい。
- 事業者の年齢や担い手不足により、日ごろの業務以上に手を広げられないといった声を聞いたことがある。地方では事業者が運営してくれているだけでも十分支援となっていることがあり、さらなる支援には人材確保も含め検討が必要。
- 昔からのなじみの利用者との関係性の中で実施されている取組を事業化できるのか？地域密着型産業も高齢化しており、後継者問題もある中、取組が可能なのか？
- これまでも地域や商店の方から、地域包括支援センター等に、地域で暮らす高齢者のことについて、気づきやご心配される連絡をお寄せいただいています。引き続き、日々の業務の中で、「あれっ、おかしいな、心配だな」と感じたことあれば、ご連絡いただければと考えています。
- 中山間地域では、特に交通手段の問題が大きく、高齢者がサービスを利用するのに、送迎があるかないかでは大きな差がありそうです。
- 高齢者の「足」の問題解決に寄与してくれればよいと思う。

4.調査票

中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業

お願い：ご回答にあたっては、同送の「(別紙)御説明 地域包括ケアシステムと地域密着型産業について」をお読み頂いた上でご回答をお願いします。

【回答期限】2023年1月25日(水)

【提出先】 fri-regionalpolicy@cs.jp.fujitsu.com (※提出手順書をご確認の上、ご提出をお願いします。)

【回答時のご注意】

- 注1 回答に際しては、必要に応じて適宜庁内の他課等とご協議の上、ご回答ください。
 注2 令和4年11月末日の状況について、ご回答ください。
 注3 入力頂く項目欄は青色になっています。グレーの自由回答箇所は、回答次第で青色に変化します。
 注4 設問で未回答のものやエラーがある場合は設問番号の下に表示が出来ますのでご確認ください。

F1 貴市町村の総務省「全国地方公共団体コード」(5桁)を記入してください。

※総務省の自治体コード(5桁)を記入してください。
 6桁目の番号はチェックデジット(確認用の数字)のため、左から5桁(都道府県コード2桁+市区町村コード3桁)が対象であり、最後の6桁目は入力不要です。(例:123456の場合、12345が対象)

F1

※総務省の地方自治体コードが不明な場合は、手順書に全国地方公共団体コードのURLが掲載されているのでご確認ください。

F2 貴市町村名を記入してください。

F2

F3 回答されている方の所属部署名を記入してください。

F3

今後さらに生活支援の必要性が増加することから、地域包括ケアシステムの進展のためにも、高齢者の生活の支援や高齢者が自分らしい暮らしを営むという観点から生活に密着したサービスの充実が求められています。

一方で、生活に密着したサービスを行う理美容業や公衆浴場業、飲食店・喫茶店営業等の地域密着型の事業を行う者（以下、「地域密着型産業の事業者」といいます。）においては、今後も高齢化が進む社会の中で自らの事業(ビジネス)の存続を考えていく必要があり、高齢者に選ばれようサービスへの取組が重要となっています。

問1 地域密着型事業者が行う高齢者の生活や暮らしの充実を図るサービスの確保は、生活への意欲や意欲の減少によって生じるフレイル(※)を予防するために、地域包括ケアの考え方の中でも重要な要素の一つとなっています。貴自治体では、地域包括ケアシステムを構成する主体の一つとして民間事業者をとらえうえて地域包括ケアシステムの構築を進めていますか。

※フレイルとは加齢等に伴い、心身のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態(要介護状態に至る前段階)

	問1
1. 構築のための重要な主体と考え、高齢者保健福祉計画等にも記載し、取組を推進している	
2. 構築のための重要な主体と考え、次期高齢者保健福祉計画等への記載も考えている	
3. 構築のための重要な主体と考え、今後取り組み方を検討予定である	
4. 構築のための重要な主体とは考えるが、現時点で取り組む予定はない	
5. 構築のために必要とは考えるが、考え方が整理されておらず取り組んでいない	
6. 特に検討はされていない	
7. わからない	

問2 次に示す自治体内の会議等に、貴自治体で地域密着型産業の事業者の振興等に係る所管部署(生活衛生担当部署や商業振興担当部署等)が参加していますか。

	問2
1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体	
2. 生活支援体制整備事業の協議体	
3. 地域ケア会議	
4. その他	
—	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 常に参加している
2. テーマや内容に応じて参加している
3. 参加していない
4. 会議はない(開催されていない)
5. 把握していない・わからない

問3 次の自治体内の会議等への参加状況を教えてください。

問3-1. 次の自治体内の会議等に、民間事業者は参加していますか。	問3
1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体	
2. 生活支援体制整備事業の協議体	
3. 地域ケア会議	
4. その他	
—	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 常に参加している
2. テーマや内容に応じて参加している
3. 参加していない
4. 会議はない(開催されていない)
5. 把握していない・わからない

問3-2. 次に示す自治体内の会議等に、地域密着型産業の民間事業者が参加していますか。	問3
1. 自治体の地域包括ケア協議会等の会議体	
2. 生活支援体制整備事業の協議体	
3. 地域ケア会議	
4. その他	
—	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 常に参加している
2. テーマや内容に応じて参加している
3. 参加していない
4. 会議はない(開催されていない)
5. 把握していない・わからない

問4 高齢者の生活の支援やサービスの充実という観点から、貴自治体内で地域密着型産業の事業者による次のような取組が行われていますか。

①理髪店による取組

	問4-①
1. 理髪店による利用者(高齢者等)の送迎	
2. 理髪店による利用者(高齢者)への訪問によるサービス	
3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施	
4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得	
5. 高齢者を対象とする割引	
6. その他	
=	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 事業者団体の取組として実施している
2. 実施している事業者がいる
3. 聞いたことはあるが確認していない
4. 実施していない
5. わからない

②美容室による取組

	問4-②
1. 美容室による利用者(高齢者等)の送迎	
2. 美容室による利用者(高齢者)への訪問によるサービス	
3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施	
4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得	
5. 高齢者を対象とする割引	
6. その他	
=	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 事業者団体の取組として実施している
2. 実施している事業者がいる
3. 聞いたことはあるが確認していない
4. 実施していない
5. わからない

③銭湯による取組 ※温泉も含む

	問4-③
1. 高齢者を対象とする健康体操の実施等、健康づくりの支援(健康入浴事業)	
2. 高齢者を対象とする催し物やイベント等の実施	
3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施	
4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得	
5. 高齢者を対象とする割引	
6. その他	
=	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 事業者団体の取組として実施している
2. 実施している事業者がいる
3. 聞いたことはあるが確認していない
4. 実施していない
5. わからない

④飲食店による取組

	問4-④
1. 飲食店による利用者(高齢者等)の送迎	
2. 飲食店による利用者(高齢者)への出前・配達等	
3. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施	
4. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得	
5. 高齢者を対象とする割引	
6. その他	
=	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 事業者団体の取組として実施している
2. 実施している事業者がいる
3. 聞いたことはあるが確認していない
4. 実施していない
5. わからない

⑤喫茶店による取組

	問4-⑤
1. 高齢者を対象とする集いの場としての活用やサロン活動の実施	
2. 高齢者の身体状況や認知症等にも影響されずサービスを提供できるような、接遇技術の講習や資格の取得	
3. 高齢者を対象とする割引	
4. その他	
=	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. 事業者団体の取組として実施している
2. 実施している事業者がいる
3. 聞いたことはあるが確認していない
4. 実施していない
5. わからない

⑥その他の取組(例:映画館、ホテル・旅館、クリーニング店、バー・スナック等の接客を伴う飲食店等)

	問4-⑥
その他、事業者が高齢者に対して実施している取組があれば教えてください(具体的に記載)	
=	

該当する選択肢の
番号を右から入力

選択肢
1. 事業者団体の取組として実施している
2. 実施している事業者がいる
3. 聞いたことはあるが確認していない
4. 実施していない
5. わからない

問4であげた取組については、必ずしも高齢者のみを主対象としてとらえていなかったり、従来からの顧客サービスとして実施される等、事業者が自身の取組を地域包括ケアにつながるものと認識していない可能性があります。しかし、地域包括ケアシステム構築の観点から、これらの取組は地域包括ケアシステムを推進する上での面的な拡がり、見守りを含むマンパワー確保の観点から重要な「資源」とも考えられます。

**問5 貴自治体ではそのような重要な「資源」として民間事業者の取組状況を把握しようとしていますか。
(生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの活動も含む)**

	問5
1. 必要と考え、とらえるための取組をしている	
2. 必要と考え、とらえたいと考えているが未だ取り組めていない(検討中)	
3. 取り組む必要性はないと考えている	
4. わからない	

問6 貴自治体では、高齢者の生活を支える観点から、高齢者と地域密着型産業の取組をつなぐ施策や活動を実施していますか。

	問6
1. 実施している	
2. 実施していない	

問6-1. (実施している場合)それはどのような施策や活動ですか。

	問6-1
1. リストやマップ、ホームページでの掲載等による生活を支えるサービス提供事業者の情報提供	
2. 高齢者向けのイベント等の開催	
3. 利用時の割引や補助等による支援	
4. 高齢者のサークルやサロン等への情報提供や利活用の働きかけ	
5. 通いの場への情報提供や利活用の働きかけ	
6. 事業者・事業者団体に対する説明会の実施	
7. 事業者団体との事業実施にかかる協定等の締結	
8. 地域包括支援センターへの情報提供や利活用への働きかけ	
9. 生活支援コーディネーターへの情報提供や利活用への働きかけ	
10. ケアマネジャー等事業者への情報提供や利活用への働きかけ	
11. 町会や民生委員への情報提供や利活用の働きかけ	
12. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(いくつでも)

選択肢
1. あてはまる

**問6-2. (実施している場合)取組はどのような背景・理由から実施されていますか。
できるだけ、問6-1の実施策、活動ごとに記入してください。**

	問6-2

問6-3. (実施している場合)実施するうえでの課題や難しさを感じるのどのようなことでしょうか。(3つまで)

	問6-3
1. 取組を進めていく上での自治体としての考え方	
2. 高齢者におけるニーズの把握方法	
3. 自治体として実施すべき内容	
4. 高齢者への働きかけ方	
5. 事業者への働きかけ方	
6. 地域包括支援センターへの働きかけ方	
7. 生活支援コーディネーターへの働きかけ方	
8. ケアマネジャーへの働きかけ方	
9. 実施していく上で生じる庁内の他部署(生活衛生担当部署や商業振興担当部署等)との連携	
10. 地域密着型産業の事業者、団体との連携	
11. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(3つまで)

選択肢
1. あてはまる

問6-4. (問6で実施していないと回答の場合)それはどのような背景・理由からですか。(3つまで)

	問6-4
1. 取組を進めていく上での考え方が整理できていない	
2. 高齢者におけるニーズの把握ができていない	
3. 市として何を実施すべき内容が整理されていない	
4. 事業者への働きかけ方がわからない	
5. 市として取り組むべきものではないと考えている	
6. 民間事業者である地域密着型産業の事業者が検討すべきものだと考えている	
7. 必要性を感じていない	
8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らない	
9. 検討の俎上にあがっていない	
10. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(3つまで)

選択肢
1. あてはまる

問7 貴自治体では、地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組に対する助成や支援を実施していますか。

		問7
1. 地域包括ケア担当部署で実施している	→あてはまる場合は問7-1へ	
2. 生活衛生担当部署で実施している	→あてはまる場合は問7-2へ	
3. 商業振興担当部署で実施している	→あてはまる場合は問7-3へ	
4. その他部署で実施している	→あてはまる場合は問7-4へ	
5. 実施していない		

あてはまるものを選択
(いくつでも)

選択肢
1. あてはまる

問7-1. 地域包括ケア担当部署で実施している場合について伺います。

実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどのようなことでしょうか。

		問7-1
1. 理容	⇒	右からあてはまるものを選択
2. 美容	⇒	右からあてはまるものを選択
3. 銭湯等	⇒	右からあてはまるものを選択
4. 飲食	⇒	右からあてはまるものを選択
5. 喫茶	⇒	右からあてはまるものを選択
6. その他	⇒	右からあてはまるものを選択

選択肢
1. 主に高齢者支援の観点から実施
2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施
3. 1と2の両方の観点から実施
4. その他
5. 実施していない

問7-2. 生活衛生担当部署で実施している場合について伺います。

実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどのようなことでしょうか。

		問7-2
1. 理容	⇒	右からあてはまるものを選択
2. 美容	⇒	右からあてはまるものを選択
3. 銭湯等	⇒	右からあてはまるものを選択
4. 飲食	⇒	右からあてはまるものを選択
5. 喫茶	⇒	右からあてはまるものを選択
6. その他	⇒	右からあてはまるものを選択

選択肢
1. 主に高齢者支援の観点から実施
2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施
3. 1と2の両方の観点から実施
4. その他
5. 実施していない

問7-3. 商業振興担当部署で実施している場合について伺います。

実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどのようなことでしょうか。

		問7-3
1. 理容	⇒	右からあてはまるものを選択
2. 美容	⇒	右からあてはまるものを選択
3. 銭湯等	⇒	右からあてはまるものを選択
4. 飲食	⇒	右からあてはまるものを選択
5. 喫茶	⇒	右からあてはまるものを選択
6. その他	⇒	右からあてはまるものを選択

選択肢
1. 主に高齢者支援の観点から実施
2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施
3. 1と2の両方の観点から実施
4. その他
5. 実施していない

問7-4. その他部署で実施している場合について伺います。
 担当部署名を教えてください。

	問7-4

①実施している場合の対象事業者の業種とその場合の実施の観点はどうなことでしょうか。

問7-5					
1. 理容		右からあてはまるものを選択	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">選択肢</th> </tr> <tr> <td> 1. 主に高齢者支援の観点から実施 2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施 3. 1と2の両方の観点から実施 4. その他 5. 実施していない </td> </tr> </table>	選択肢	1. 主に高齢者支援の観点から実施 2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施 3. 1と2の両方の観点から実施 4. その他 5. 実施していない
選択肢					
1. 主に高齢者支援の観点から実施 2. 主に地域密着型産業の事業者の振興の観点から実施 3. 1と2の両方の観点から実施 4. その他 5. 実施していない					
⇒					
2. 美容		右からあてはまるものを選択			
⇒					
3. 銭湯等		右からあてはまるものを選択			
⇒					
4. 飲食		右からあてはまるものを選択			
⇒					
5. 喫茶		右からあてはまるものを選択			
⇒					
6. その他		右からあてはまるものを選択			
⇒					

事業者に取り組みを働きかけていく際には、それら事業者が加入する組合等の団体への働きかけや連携を進めることも有効です。
 地域密着型産業の事業者の団体としては、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターがあります。

問8 生活衛生同業組合の存在を知っていますか。

	問9
1. 存在は知っている	
2. 存在を知っており、活動内容を知っている	
3. 知らない	

問9 生活衛生同業組合以外で、地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組を支援している団体等がありますか。

	問9
1. ある	
2. ない	
3. わからない	

問9-1. (団体がある場合)それはどのような団体が実施しているのでしょうか。

	問9-1

問10 地域密着型産業の事業者の団体や組合と、高齢者の利用に向けた取組について次のやりとりを行ったことがありますか。

問10					
1. 事業者団体等に情報提供をした			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">選択肢</th> </tr> <tr> <td>1.あてはまる</td> </tr> </table>	選択肢	1.あてはまる
選択肢					
1.あてはまる					
2. 事業者団体等に情報提供を受けた					
3. 事業者団体等と意見交換を行った					
4. 事業者団体等から要望を受けた					
5. 事業者に対して助成・支援している					
6. 特にない					

問11 今後、貴自治体では、地域密着型産業の事業者による高齢者の生活を支える取組への働きかけについて、どのように取り組まれますか。

問11	
1. 推進する	
2. 推進のための検討を行う	
3. 推進することになると思うが、現時点では取り組まない	
4. 推進は考えていない	
5. わからない	

問11-1. 問11で「1.推進する」「2.推進のための検討を行う」と回答された方に伺います。

① どのような取組の実施(推進)または検討を考えていますか。

問11-1①	
1. アンケートによる高齢者のニーズ把握	
2. 地域ケア会議からの情報収集	
3. 高齢者をはじめとする市民への周知・意識啓発(リストやマップ、リーフレット等の作成)	
4. 高齢者への働きかけ(サロン等での出前講座やセミナー等)	
5. 地域包括支援センターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ	
6. 生活支援コーディネーターへの周知と高齢者等への紹介の働きかけ	
7. ケアマネジャーや事業者等への周知と高齢者等への働きかけ	
8. 生活支援体制整備事業の協議体での検討	
9. 利用に向けたワンストップサービス体制の整備	
10. 地域密着型産業の事業者の意識・関心、要望の把握	
11. 地域密着型産業の事業者への支援内容の検討	
12. 地域密着型産業の事業者への周知・意識啓発(情報提供、セミナーや勉強会等)	
13. 地域密着型産業の事業者との事業実施に向けた工程表(ロードマップ)作成	
14. 地域密着型産業の事業者との協定の締結	
15. 地域密着型産業の事業者に対する相談支援	
16. 地域密着型産業の事業者に対する取組支援	
17. 地域密着型産業の事業者の取組に対する費用補助(取組における移動費等)	
18. 地域密着型産業の事業者に対応している庁内他課との情報交換や連携	
19. 地域密着型産業の事業者を支援する生活衛生同業組合や生活衛生営業センターとの情報交換や連携	
20. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(いくつでも)

選択肢
1. あてはまる

② 引き続きうかがいます。

貴自治体での推進に際し、外部の機関、団体等から受けた協力、支援はありますか。

問12	
1. 情報提供	
2. 知見・ノウハウの提供	
3. 検討するための方法	
4. 事例紹介	
5. 助成等資金提供	
6. 情報提供や助言を行う人材の派遣	
7. 市町村間での情報交換や交流ができる場の提供	
8. 市町村に対する取組の手引き	
9. 住民に向けた周知資料やセミナーの開催	
10. 地域包括支援センターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
11. 生活支援コーディネーターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
12. ケアマネジャーや事業所に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
13. 地域密着型産業の事業者に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
14. 地域密着型産業の事業者に対する取組に向けた手引き	
15. 生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターも交えた検討の場づくり	
16. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(いくつでも)

選択肢
1. あてはまる

問11-2. 問11で「3.推進することになると思うが、現時点では取り組まない」「4.推進は考えていない」「5.わからない」と回答された方に伺います。

① その理由を教えてください。(3つまで)

	問11-2①
1. 取組を進めていく上での考え方が整理できないため	
2. 高齢者におけるニーズの把握ができないため	
3. 自治体として何を実施すべきか整理できないため	
4. 事業者への働きかけ方がわからないため	
5. 市として取り組むべきものではないと考えるため	
6. 民間事業者である地域密着型産業の事業者が検討すべきものとするため	
7. 必要性を感じないため	
8. 他の分野や事業が優先であり、手が回らないため	
9. 検討の俎上にあがっていないため	
10. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(3つまで)

選択肢
1. あてはまる

② 引き続きうかがいます。

貴自治体での取組の検討に向け、外部の機関、団体等から受けたい協力、支援はありますか。

	問12
1. 情報提供	
2. 知見・ノウハウの提供	
3. 検討するための方法	
4. 事例紹介	
5. 助成等資金提供	
6. 情報提供や助言を行う人材の派遣	
7. 市町村間での情報交換や交流ができる場の提供	
8. 市町村に対する取組の手引き	
9. 住民に向けた周知資料やセミナーの開催	
10. 地域包括支援センターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
11. 生活支援コーディネーターに向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
12. ケアマネジャーや事業所に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
13. 地域密着型産業の事業者に向けた周知資料の提供やセミナーの開催	
14. 地域密着型産業の事業者に対する取組に向けた手引き	
15. 生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターも交えた検討の場づくり	
16. その他	
⇒	

あてはまるものを選択
(いくつでも)

選択肢
1. あてはまる

地域における密着型産業の事業者の中には、地域包括ケアシステムとの関係を意識してはなくても、普段から行っている事業の中で高齢者による使いやすさや高齢者への配慮、また、地域での交流や居場所として見守り等に既に取り組んでいる場合があります。そして、今後地域包括ケアを充実させていくうえで、そうした可能性のある「種」をうまく見つけ出し、育てていく観点が大事です。

問12 顧客サービスの一環等、高齢者の生活支援として実施しているものではないが結果として高齢者支援に結びついているのではないかと考えられる民間事業者の取組等がありましたら教えてください。

--

問13 地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向け、何かお考え・お気づきのことがあれば教えてください。

--

(2) 事業報告会の開催

① 開催案内

主催 株式会社富士通総研 協力 厚生労働省 中国四国厚生局

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 中山間地域等における自治体と地域密着型産業との 協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業 事業報告会の開催

地域包括ケアの構築には日常生活を支える事業者が必要

高齢者が生き生きと生活を送るには、日常生活に必要なサービス等が継続して利用できることが大事です。日常生活に必要なサービス等は多くありますが、社会参加や交流を進め・高齢者自身もその意欲を持続けるには、地域に「出かけたくなる場所」「出かけられる場所」があることが大事です。そして、その機会に向けて身だしなみを整えること(整容)は自立のきっかけであり、自分らしさや自分自身に自信を保つセルフケアとして重要であり、日常生活や地域に密着した産業の事業者も地域包括ケアの重要な構成員です。

事業者には高齢化する市場への対応が求められている

一方、人々の日常生活を支援する事業を営んできた企業や店舗等にも、少子高齢化や人口減少が進む中で事業環境に大きな変化が生じています。長く地域住民に向けた事業を営んできた店舗等の場合、高齢化した顧客やマーケットの変化への対応も求められます。高齢者に使い続けてもらうための工夫や努力は「事業者の事業継続」としても重要であり、事業者自身、そして組合や商店街等で取り組むことが考えられます。

地域包括ケア構築と地域振興・産業の活性化は共に進めるもの

地域に密着した産業の事業者の取組の連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めることは、「高齢者の健康寿命の延伸」と「地域振興・産業の活性化」を図るものですが、その動きは一部の自治体や事業者に留まります。また、既に取り組んでいる場合も、自治体の地域包括ケア担当部署、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等が知らなければ、高齢者には情報が届かず使われにくくなります。よって、自治体には地域包括ケア担当部署と産業振興、商店街振興等の担当部署の連携が求められます。

本研究では、地域包括ケアシステムの構築と産業等の振興を共に進める際の基本的な考え方と取り組み方について、心身の健康、社会参加や交流、セルフケアの観点から生活衛生関係営業※の事業者を「地域密着型産業の事業者」ととらえて検討しています。当日はその成果と取組事例のご紹介と、学識者・有識者らで今後の進め方について考えます。大変ご多忙な時期と存じますが、ぜひご参加ください。

※生活衛生関係営業：理美容業や公衆浴場業、飲食店・喫茶店営業等の18の営業であり、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接に関係しています。厚生労働省所管の「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で規定されています。

● 目的

本調査研究の報告や取組事例の紹介などを通じて、地域包括ケアを踏まえた取組を考えることが、高齢者のみならず地域密着型産業の事業者にとっても有効であることを理解していただくことが大事だと考えています。そして自治体と地域密着型産業との協働に対する理解促進と今後の取組着手・推進に向けたヒントを得ていただくことで、今後の地域包括ケア推進に役立てていただくことを目的としています。

● 開催形式

日程	2023年3月22日(水)13時15分～
対象者	・ 地域包括ケア推進に係る部署の市町村や都道府県担当者 ・ 生活衛生業や産業振興・商店街振興等に係る部署の市町村や都道府県担当者 ・ 高齢者の日常生活の支援に係る生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等 ・ 市町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会 等
開催形式	ZOOMビデオウェビナー
参加費	無料
参加方法	① 別添のエクセルを記入し、以下のアドレスに添付して送付をお願いします。 fri-regionalpolicy@cs.jp.fujitsu.com ② 後日、ご連絡先として頂いたメールアドレスに ZOOMビデオウェビナーの開催 URL 等をお送りします。 ※応募締切：2023年3月20日(月)

● プログラム (概要)

(敬称略)

項目		内容
I.事業報告	株式会社富士通総研 (調査研究事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業報告) 自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築の考え方や進め方 ● 地域包括ケアの構築を促進する地域密着型産業の事業者の取組事例
II.事例報告	公益財団法人岡山市ふれあい公社 福祉部 地域包括支援課 溝邊 紗代子	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型産業の事業者による地域包括ケアへの参画事例～喫茶店による認知症の人と家族への関わり <p>（喫茶店による認知症カフェの取組事例 岡山市・倉敷市のコメダ珈琲店（トクラ運輸㈱FC・倉敷市）では、顧客である認知症の人と家族の対応を機に、市と連携して月1回の認知症カフェに取り組んでいる。地域で緩やかに集まれる場である喫茶店の良さを生かし、市と喫茶店は協力して認知症の人と家族、地域住民との交流や関係づくりを進めている。また、喫茶店も高齢者をはじめ誰もが気軽に来られる店づくりを進め、事業の強化を図っている。）</p>
III.講演	公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋 ※本調査検討委員会委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● (仮) 自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築～まちづくりの視点からみた地域包括ケア
IV.シンポジウム	<p>【コーディネータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田中 滋 (公立大学法人埼玉県立大学 理事長) ※本調査検討委員会委員長 <p>【パネリスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片岡 佳和 ((公社)国際厚生事業団 特別参与・前㈱日本政策金融公庫 常務取締役) ・ 中村 一朗 ((一財)医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構政策推進部 副部长 国際長寿センター) ・ 蒲原 基道 (日本社会事業大学専門職大学院 客員教授) ※以上、本調査検討委員会委員及び顧問 ・ 伊東 明彦 ((公財)全国生活衛生営業指導センター 専務理事) ・ 溝邊 紗代子 ((公財)岡山ふれあい公社福祉部地域包括支援課) ※事例発表者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアの構築に向けた地域密着型産業の事業者への期待 ・ 地域包括ケアにおける地域密着型産業の役割とは ・ 事業者による取組を増やすにはどうしたらよいか ・ 地域包括ケアと地域密着型産業との協働に向け、まずは何からはじめるか <p>等</p>

お問い合わせ : 株式会社 富士通総研 行政経営グループ 担当 : 羽田野・名取
E-mail : fri-regionalpolicy@cs.jp.fujitsu.com

② 資料

-1. 事業報告 (株)富士通総研

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業

事業実施報告
地域包括ケアと地域密着型産業で自治体の持続可能性を高め
～特に生活衛生営業の事業から～

2023年3月22日

株式会社 富士通総研

-1.

1.本調査研究の概要

1-1.市町村が「民間事業者と連携を図りながら地域包括ケアシステムを構築」することについて

民間事業者と連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進める
「確かに『民間事業者』とは言われているけれど、
庁内連携、民間事業者、SCとか地域包括支援センターとかケアマネとか色々な人に働きかけが必要だし、
単に『やるべき』と言われても、新しい仕事が増えるわけだし…」
これって、必要ですか…?

【実態調査（中国5県管内市町村）】

- 調査対象 中国5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)内の107市町村の地域包括ケア推進の担当部署(適宜、産業・商業振興の担当部署と確認して回答)
- 実施時期 令和4年12月26日(月)～2月3日(金)
- 回答件数 58市町村 (回答率54.2%)

地域包括ケアに産業等の民間事業者が含まれていることを9割近くの市町村は**知っている**。だが、半数以上の市町村において民間事業者と連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進める予定はなく、**検討の優先順位も低い**。

- 実施の意向に関わらず、民間事業者と連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めることについて、**自治体の考え方や実施すべき内容、進め方が整理できていない**。
- 実施の意向に関わらず、検討のために**ほしい支援は情報提供と事例の紹介**。

自分たちの課題になっていない

1-2.虚弱な高齢者から支えることが一層重要になる

加齢に伴う課題が生じても、日常生活を続ける上で支えがあれば
予防・悪化防止・改善効果が期待される

健康 → 前虚弱 (フレイル) → 虚弱 → 身体機能障害

【第1段階】社会生活の自立期
○生活の広がりや人のつながりの低下
● 閉居
● フラフラ
● 社会参加の欠如
● 実行力の欠如 (1-3段階評価)

【第2段階】社会生活の自立期
○フレイルの様々な要因との重畳
● 社会参加
● 身体活動
● メンタル

【第3段階】身体面の自立期
○生活機能低下
● サルコペニア
● ロコモティブ症候群
● 栄養不足

【第4段階】重度フレイル期
● 認知機能低下
● 嚥下障害、聴覚機能不全
● 認知機能低下
● 認知症発症
● 認知症発症

要介護となる前の対応が重要 ← 中心に依りがち

1-3.中山間地域の地域包括ケアこそ日常生活を支える産業との連携が重要

- 中国5県の中山間地域は総土地面積の約8割を占め、全部もしくは一部が中山間地域である市町村は全体の9割におよぶ。
- 中国5県の総土地面積のうち、8割近くが中山間地域であり、急激な人口減少が進んでいる。
- 人口減少が進んでいる市町村では、医療・福祉の専門職の確保も困難な状況が生じる。
- 現在のケアプランはフォーマルサービスである介護保険のサービス中心だが、今後はその調達自体が困難となる可能性が生じている。
- 高齢者の生活は医療・介護の専門職による介護保険のサービスだけでは支えることはできない。介護保険ができることも限られている。

特に中山間地域において、重度化を防止して極力元気な期間を延ばすことは命題である

- 日常生活を支える様々なサービスは高齢者の使いやすさに配慮されており、使い続けることができる
- 高齢者は住み続けられる実感を持ち、自身の生活を主体的に生きられる…心身に好影響

重度化を防止し、在宅生活の臨界点を引き上げる **今や総力戦!**

1-4.高齢者の日常生活を支えて重度化防止

地域包括ケアシステムの姿

中山間地域だからこそ、医療・福祉のフォーマルサービス以外を豊かに・厚くしておくことが必要 (地域包括ケアの植木鉢の「土」)

重度化した場合でも在宅で住み続けられる確度が高まる…在宅生活の臨界点が高くなる

1-5.地域包括ケアからみた民間事業者

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ

市町村単位の提供: 介護支援、外出支援、食料配達、安否確認、季節補助、交流サロン、配食・見守り、特別講座、声かけ、コミュニティカフェ、移動販売

自治体単位の提供: 民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア

バックアップ: 市町村を核とした支援体制の充実・強化 (コーディネーターの配置、協働体の設置等を通じた任職ニーズとサービス供給のマッチング、情報集約等) → 民間とも協働して支援体制を構築

日常生活を支える事業やサービス

- 医療・福祉分野ではない事業者に対し、「地域包括ケア」への理解と参画を促すことが必要になる

1-6.自然なかたちでの社会参加・交流を促す

令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査 (内閣府)

- 個人または友人とあるいはグループや団体で自主的に行われている活動を行いたいのか?
 - 「活動・参加したいとは思わない」 (27.4%)
- 「活動・参加したいと思わない」理由はなに?
 - 「健康・体力に自信がないから」 (32.7%)、「人と付き合おうのがおっくうだから」 (26.1%)、「家庭の事情 (病院、家事、仕事) があるから」 (19.1%)
- 「活動・参加したいと思わない」人は、どのようなきっかけがあれば活動に参加するか?
 - 「特になし」 (41.7%)
- 現在参加している団体や組織があるか?
 - 「参加しておらず、参加したいと思わない」 (25.5%)

活動の場や団体等に対し、全体の1/4近くに参加の意向はなく、その半分近くは参加する条件すらあげられない

今、既にあるものが大事!

活動の場等に「いきたいとは思わない」人々がいる
であれば、高齢者の普段の生活の中で社会参加や交流が自然に得られること
それらが使い続けられることが支援として重要

1-7.高齢化が進むマーケットだからこそ産業も地域包括ケアに関わることが必要

- 少子高齢化・人口減少が進み、人々の生活を支えてきた民間事業者の店舗や企業には、マーケットの変化、高齢化した顧客への対応が求められ、事業環境の変化が生じている。
- 特に地域に密着し、地域の人々の日常生活を支えている民間事業者には、経営の難しさが生じている。
- 民間事業者が消費者である高齢者に使い続けられたいに行う工夫や努力は、「ボランティア」ではなく、高齢化が進むマーケットにおける民間事業者の事業継続戦略である。
- 特に地域に密着している事業の場合、長年利用され続けているものもあり、民間事業者と顧客である高齢者の間に馴染みの関係・交流が生じている可能性も高く、民間事業者にとっての信頼・強みである。

地域包括ケアに関わる・関わっていると認識されることは、民間事業者の事業継続にも影響する

- 高齢者が使い続けられることは、かねてからの顧客の継続利用でもあり、顧客サービスでもある
- 高齢者が使いやすいということは、他の人の使いやすさでもある
- 地域を構成する一員として認識される(信頼・安心)

「何かおあげる」のではなく「使い続けられたいための戦略」

事業継続の確度を高め、活性化にもつながる

1-8.地域包括ケアと産業

人口減少と高齢化に伴う人口構造の変化による活力の減少は、地域・自治体の持続性に影響

地域包括ケアから産業をみると

- 高齢者の日常生活を支える生活に必要なものの確保・日常生活の維持・生活支援
- 高齢者が日常的・定期的に利用する社会(心)の確保・生活習慣・社会参加の継続
- 地域を産業を守る

～主に地域包括ケアの観点

産業から地域包括ケアをみると

- 今後の事業の進め方も係るもの
- マネジメントやニーズを捉えるか
- 時代が押し込め取組で事業継続
- ターゲットとしての高齢者
- 状態・状況が変化しでも使い続けられよう
- 新・旧の固定資産確保・継続利用促進
- 主に生産・消費の観点

～地域の一員として高齢者に関わる

地域を産業を守る 特に関心が高い産業の場合、地域の継続的な利用が重要

～消費者としての高齢者

地域の産業の活性化

民間事業者と連携しながら地域包括ケアシステムの構築を進めることは「高齢者の日常生活の継続と在宅生活の臨界点を高め、「地域の産業の活性化」を同時に図り、地域・自治体の持続可能性を高める

1-9.本調査研究における地域密着型産業の事業者 ～生活衛生関係営業の事業者

- 本調査研究では、次の3点から、高齢期の生活にも不可欠なサービスや商品を提供している事業であり、公衆衛生の見地からも日常生活に密着した事業を行っている、理美容業や公衆浴場業、飲食店・喫茶店営業等の「生活衛生関係営業」の事業者を「**地域密着型産業の事業者**」として検討を実施した。

①日常生活を送るうえで必須
②自分らしさや自分自身に自信を保つためのセルフケア(自律的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる、自尊心にも影響)
③楽しみ・生きがい(日々の生活への意欲)

サービス業	販売業	飲食業	生活衛生関係営業
1.理容店	9.食肉販売店	12.しほ店	● 厚生労働省が所管する「生活衛生関係営業業の運営の適正化及び進行に関する法律(昭和32年6月法律第164号、略称:生衛法)で規定する13種類の総称であり、一般的に生活衛生関係営業(略称:生衛業)と呼ばれ、国民の生活に不可欠なサービスを提供している。
2.美容店	10.食肉販売店(水産)	13.めん類店(そば・うどん店)	
3.興行場(映画館)	11.氷雪販売業(氷屋)	14.中華料理店	
4.クリーニング店		15.社交業(スナック・バーなど)	
5.公衆浴場(銭湯)		16.料理店(料亭など)	
6.ホテル・旅館		17.喫茶店	
7.温泉宿泊所		18.その他の飲食店	
8.下宿営業		(食堂・レストランなど)	

2.事例 ～地域包括ケアと地域密着型産業のwin-win

2.1.要支援になっても銭湯に入りたい～見守り支援員銭湯派遣と担い手さんの迎いで可能に(荒川区)

● 荒川区には銭湯が比較的多く、自宅に浴室がない、大きなお風呂に入りたくない・と銭湯を利用する人が多くもいる。

● だが、要支援になると、銭湯に通い続けたくても、段差のある出入口、着替えや浴室内の移動が不安、背中を洗うことが難しい等の課題が生じ、介護保険サービスに頼らざるを得ない状況が生じている。

● その課題を解決し、要支援になっても銭湯に通い続けられるよう、区は生活支援体制整備事業で「見守り支援員銭湯派遣事業」を実施。区内8か所の銭湯に支援員を派遣。銭湯までの往復が不安な人には、住民ボランティアの担い手さん(地域活動送迎事業)が送迎支援。

● 長年銭湯を愛用してきた高齢者の習慣を継続することができています。

【見守り支援員銭湯派遣事業】
65歳以上で要支援2まで、一人で入浴動作は可能だが不安がある人を対象に銭湯での見守り支援員(1回1か所2時間程度)を派遣。各地域1か所(現在8か所で実施)、各銭湯で2回2週間、定員は1会場男女各5名。事前申請が必要。入浴料は自己負担(70歳以上は割引カードの利用も可能)。

● 高齢者の銭湯通いが続けられるよう支援。入浴料は自己負担。生活支援体制整備事業の見守り支援員と住民の互助活動による送迎を組み合わせたことで、要支援となっても介護保険サービスに頼らず、今迄の生活習慣を維持することができた。

● 荒川区の銭湯事業者にも経営的に厳しい状況はあるが、銭湯に通い続けたいという高齢者の願いを活かすことができ、銭湯事業者の事業継続に寄与している。

2.使い続けられたいには

①日常生活を送るうえで必須
②自分らしさや自分自身に自信を保つためのセルフケア(自律的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる、自尊心にも影響)
③楽しみ・生きがい(日々の生活への意欲)

見守る
見守り(事業者が送迎する)
通う(誰かに送迎してもらう)
訪問(事業者が訪問する)
訪問(誰かに訪問してもらう)

それは地域包括ケアでもある 多くの人にとっても使いやすい(共生)

事業継続の確度が高まる
● 顧客サービス向上、顧客満足
● 地域の一員・信頼が高まる
● 次のビジネスへの展開

事業者 長く使ってもらえる

高齢者 使い続けられる

日常生活で必要なお金が生活の意欲がわく・楽しい
● その人らしい暮らしが続く
● 自然に社会参加・健康づく

2.地域密着型産業のサービスを地域包括ケアの観点からとらえてみる

- 以下は報告書掲載事例の一部。いずれについても、地域密着型産業の事業者を地域包括ケアの観点からとらえるおとしたことで、顧客である高齢者が継続して使用できるようになっている

使い続けられる見守る	場をつくる	共に取り組む	事業を進める
要支援になっても銭湯に入りたい～見守り支援員派遣と担い手さんの迎いで可能に 配食(訪問、見守り)～地域共生トライアングルプロジェクトによる支え合い	誰もが楽しめる地域のドングルーム～認知症カフェの取組 ～コスタ珈琲店(FCOコラボ運動)	事業者支援の立場から～若手県生商業指導センター 前で移動の足を確認する～チャイム(乗り合い送迎サービス)～スズラン(視覚補助)	持ち手袋を併用して情報を集める ～Life up 手帳
荒川区(東京都)	陸前高田市(宮城県) 防府市(山口県)	刈谷市(愛知県) 京都市(京都市)	防府市(山口県)

一人での入浴に不安のある要支援2までの人も銭湯に通い続けられるよう、8か所の銭湯で見守り支援員が見守りを実施。1人で来るのが大変な人には地域活動送迎事業の「担い手さん」が送迎。(生活支援体制整備事業)

新型コロナウイルスに外出自粛の自粛等で孤立しがちな高齢者に向け、市内飲食事業者、配送事業者と連携して「週1回配食と見守り」を実施。経済的な影響を軽減し、生活支援や健康増進などの効果も期待できる。

高齢者の健康や認知症予防に「通う」を促す。事業者の協力を得て認知症カフェ(オンラインスペース・月1回)を開催。住らねとチームオレンジも参加。認知症の有無に関わらず、誰もが楽しめる店づくりを目指す。

美容室経営者は50代。現在の場所での経営は30年以上。住民主体の介護予防活動の話を聞き、長年の経験とノウハウを駆使して見守り支援員を育成。週一回の定休日に美容室や週一回食料デリバリー事業を行い、終了後は散歩で交流。

県生活衛生営業指導センターが、市、市社、SG、生衛業の事業者に対し、事業継続の取組として地域包括ケアシステムと連携した地域密着型産業の検討や取組に向け働きかけを行っている。市と生衛業組合の包括協定も実施。

地域の交通不便者や高齢者を対象にした移動サービスによる「出入退と健康増進を目的に」市町村にはデマンド交通を推進。エリアポーター一層整備のビジネスモデルがあり、関係者が連携し合って移動手段を確保できる。

要支援・要介護と多い状況からは短期集中予防サービスに注力。銭湯での自立生活を促すサービスの提供を積極的に進める。Life up手帳はその目的のとも作成され、情報を活用するものである。

2-2.配食(訪問、見守り)～地域共生トライアングルプロジェクトによる支え合い(陸前高田市)-2

● コロナ禍での外出機会の自粛による在宅の一人暮らし高齢者の孤立防止と、健康状態等を把握し必要に応じて支援につなぐため「地域共生トライアングル(高齢者・事業者・行政)」を実施。

● 本事業は、コロナ禍で影響を受けている市内飲食業者やレタカ業者の経済的な支援も兼ねる。

● 非課税世帯の70歳以上単身世帯の希望者に市内飲食業者等の夕食(1食600円相当)を200円の自己負担(1食400円と配達料280円は市が助成)で提供。レタカ業者が玄関まで配達、声かけを行う。

● 実施要望が湧いたことから、令和3年度は高齢者夫婦のみ世帯、課税世帯にも実施対象を拡大。食の楽しさを通じた市民の健康維持、地域の事業者支援をしながら活力ある地域づくりにつなげた。

【市内飲食事業者等と連携した高齢者世帯の見守り事業 地域共生トライアングルプロジェクト】
70歳以上高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯に市内事業者の配食を実施。一人1週1回、月4回まで利用可能。事前申請(地域包括ケアセンター)に申請が必要。

● 高齢者にとっては低価格と引き取り防止、安否確認(独居高齢者が直接会話できる数少ない機会)として好評であった。

● 経済的な打撃が続く中、弁当の配達と、飲食事業者等レタカ業者の事業を活かして取り組める内容である。

● 利用申請は地域包括ケアセンター、弁当づくりの事業者等は地域振興部商政課が担当し、市内で連携し取組んだ。

3. 手引き等

29

3-1. 自治体と地域密着型産業の事業者の連携による地域包括ケアの推進に向けて

- いずれの事例も、地域包括ケアシステムの構築に向け、自治体と地域密着型産業が協働することの「理由」や「課題」がある。よって、自治体による実施の目的や意志が明確であり、優先して取り組むことへの認識がある。
- 「高齢者の社会参加の総統」「地域密着型産業の事業者の事業総統」の双方にメリットがあり、win-winの関係にある。
- 高齢化が進むマーケットでは、高齢者への配慮は顧客サービスのひとつとして自然に行われている可能性も高い。その場合、「新しく取組をつくる」のではなく、地域で既に行われている取組を地域包括ケアの観点からとらえ、意味づけることがスタートである。
- フレイル・プレフレイルのような虚弱の高齢者に対し、顧客サービスの一環として実施しているようなことは、自身の取組を利用してもらうために事業者が自然に行う働きかけや、長年の利用で培われた顧客との関係性から自然に生まれている。民間事業者の取組として既に行われているものからそれらを見つけ、地域包括ケアの観点でとらえ、意味づけていくことが、自治体と地域密着型産業との協働の第一歩となる。
- 地域包括ケアの観点からとらえ、意味づけるには、地域づくりに取り組んでいるSCの活動が重要である。だが、自身が行っていることの理由や目的について得心ができていなければ、SCの自律的な活動にはならない。



以上を踏まえて、自治体向けの手引き・事業者への説明資料のひな型として使えるペーパーを作成

30

-2. 事例報告（公益財団法人岡山市ふれあい公社 福祉部地域包括支援課 溝邊紗代子氏）

令和5年3月22日（水）株式会社富士通総研主催
 令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
 中山間地域等における自治体と地域密着型産業との
 協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業
 事業報告会

コメダ珈琲店と連携した 岡山市認知症事業の取り組み

公益財団法人 岡山市ふれあい公社
 福祉部 地域包括支援課
 溝邊 紗代子

岡山市の概要

- 平成21年4月1日、全国で18番目の政令指定都市に移行。
- 中国地方で広島市に次ぐ2番目の都市
- 人口：71万人（政令市19位/20市）
- 市域面積：789.95km²
 （政令市6位、東京23区の1.3倍、大阪市の3.5倍）

岡山市	人口	702,808人
	世帯数	337,966世帯
	高齢者人口	188,152人
	高齢化率	26.8%

住民基本台帳人口
 （令和4年9月末現在）

岡山市地域包括支援センター

岡山市地域包括支援センター
 6本センター・10分圏

北区中央 地域包括支援センター
 北区北 地域包括支援センター
 南区西 地域包括支援センター
 中区 地域包括支援センター
 東区 地域包括支援センター
 南区南 地域包括支援センター

地域包括支援センターの目的

（介護保険法第115条の46第1項）

地域包括支援センターとは、
 「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする」

地域包括支援センターの目的
 ひとりひとりの高齢者を
自助・互助・共助・公助の組み合わせにより
 地域で包括的および継続的に支える

→ **地域包括ケアの推進**

コメダ珈琲店東岡山店のある地域 ～岡山市中区地域包括支援センター管内～

岡山市中区	人口	147,272人
	世帯数	69,569世帯
	高齢者人口	38,490人
	高齢化率	26.0%

住民基本台帳人口
 （令和4年3月末現在）

コメダ珈琲店東岡山店

地域の特性 ～岡山市中区財田小学校区～

- 国道250号線に商業施設が点在、バス路線もあり便利が良い
- サロン活動は活発だが、集会所など場所がなく、集う場に困ることもある
- 国道より南は旧住宅地と新住宅地があり、新住宅地では地域のつながりを作る動きがある
- 令和4年度に多世代交流の場として「たから食堂」が開始

コメダ珈琲店との連携の歴史 ～企業のニーズをキャッチし地域の取り組みへ～

R1 認知症カフェ開催前

- コメダ珈琲店が認知カフェ開催について岡山市高齢福祉課へ相談あり
- コメダ珈琲店・岡山市高齢福祉課・岡山市中区地域包括支援センター（認知症担当職員）で話し合い

R2

R3 認知症カフェ開催後

- コメダ珈琲店が開催に向けてチラシ・ポスター作製し来店者へPR
- 地域包括支援センターが民生員会やサロン等地域で紹介。

R4

令和元年 コメダ珈琲店の思い ～認知症と思われる常連客との出会いがきっかけ～

- お客さんは比較的高齢者が多い
- 別店舗に認知症のお客さんが来店した際に、店員がうまく対応できなかったことや家族に連絡対応したことから、認知症の人でも来店できる工夫の必要性を感じた。
- 認知症カフェを開催したい。

対応する店員が認知症について正しく理解するため
認知症サポーター養成講座受講

認知症サポーター養成講座 ～認知症の普及啓発～

認知症サポーターとは

認知症を正しく理解する	その人たちを温かく見守る	本人・家族の地域の応援者
-------------	--------------	--------------

・岡山市の公共施設での定期開催
・地域で出前講座開催

令和元年11月 コメダ珈琲店との話し合い① ～コメダ独自の開催方法を意見交換～

・認知症に関心のある人ならだれでも参加できるようにしたい。
・ゆくゆくは認知症の人や家族が集まれる会になればと思う。
・広報はどのようにしていこうか。
・慣れるまでは市や包括のフォローをお願いしたい。

・市内では他の認知症カフェも開催しているの、できるだけ重ならない日で定期開催が良いと思う。
・認知症の人や家族が集まり、思いが語れる場になって欲しい。
・広報のためにもチラシ作成は必要。市や包括も広報協力できる。
・開催後のフォローアップも可能。

(株)トクラ運輸
ゼネラルマネージャー
コメダ珈琲店東岡山店
店長

岡山市高齢者福祉課
岡山市中区地域包括支援センター
認知症担当職員

令和2年1月～ オレンジスペース Open (コメダ珈琲店東岡山店 認知症カフェ)

【開催日時】
毎月第3火曜日 14時～16時
(祝日の場合は翌日)
費用は飲食代のみ。くつろぎの時間・交流とともに必要に応じて気軽に相談もできます。

オレンジスペース
0 予約不要
毎月第3火曜日開催
14時～16時
毎月3回開催
毎月3回開催
毎月3回開催

コメダ珈琲店との連携の歴史 ～企業のニーズをキャッチし地域の取り組みへ～

R1 開催前
R2
R3 開催後
R4

〈岡山市〉
・HP・認知症カフェ賞へ掲載
・認知症カフェ運営者の交流会案内

〈岡山市地域包括支援センター〉
・開催時には毎回参加
・認知症の人や家族への紹介
・地域（民生員会やサロンなど）へ紹介
・SCとの連携、情報交換・共有
・関係機関（医療・介護・福祉分野）への情報提供
・他の認知症カフェ運営者とのつなぎ

開催の様子

認知症の人・家族
岡山市
地域の認知症サポーター
コメダ店員 認知サポーター
民生委員
ケアマネジャー・介護職等
学生
他学区の認知カフェ運営者
地域包括支援センター
SC（岡山市社会福祉協議会）

徐々に多様な参加者が自由に参加でき情報交換の場に認知症の人や家族の声も聞けるようになってきた

カフェ参加者の声

認知症の人：
「家にずっといるには嫌。でも行くところもない」
家族：
「家族で過ごすことが主。家族以外の人と楽しく過ごすことが刺激になると思う」

認知症サポーター：
「交流はすでにできているが、もっと活動できることはないか」

認知症の人・家族
認知症サポーター（地域の方・コメダ珈琲店員）

令和4年7月 コメダ珈琲店と話し合い②

〈コメダ珈琲店〉
・創業当時のように地域に密着し、地域の人々が自然に集う場でありたい
・高齢になっても認知症になっても気軽に利用できる店にしたい
・カフェで認知症の人や家族の希望を聞いて、できることは提案したり、一緒にしたりしていきたい

チームオレンジ組成・参加へ

コメダ珈琲店
営業本部スーパーバイザー
東岡山店店長
岡山市高齢者福祉課
岡山市中区地域包括支援センター

チームオレンジ (認知症サポーター活動促進事業・地域づくり推進事業)

地域における認知症の当事者・家族の支援体制の充実・強化

チームオレンジとは
認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続ける上での色々なバリアを減らしていく取り組みをすすめ、地域・企業・医療福祉も含めた関係者との協力のもと、「認知症の人がどう暮らしていきたいか」という「声」を聴いた地域づくりの活動です。

【モデルとして働きかけ】
オレンジスペースに参加している認知症の人と家族から認知症サポーターの活躍を促進・企業と連携した活動。

取り組み内容
○モデル地区の選定
○モデル地区への事前説明
○当事者、家族への事前説明
○ステップアップ講座の開催
○当事者とサポーターとのマッチング

令和4年7月～8月

メンバーで活動を考える①



ステップアップ講座（1日目）：認知症サポーターのみ



認知症サポーターとなっているチームのメンバーが改めて認知症を正しく理解



「認知症の人とその家族の思いに寄り添っていく」「自分のことを話せるような場がよい」「もっと本人や家族の声を聞かないといけない」

令和4年7月～8月

メンバーで活動を考える②



ステップアップ講座（2日目）：認知症の人とその家族含む



本人・家族のグループに分かれて受講者（認知症サポーター）らでその思いを聴く

〈認知症の人のグループ〉

「岡山は住み慣れた地域ではない。岡山は10年前に移住してきたところ。近くに友人がいないことが寂しい」「なんてあっても、自分が楽しいと思えないとね。」

〈家族のグループ〉

「男性が女性を介護するということは難しいと感じる」「同じ立場の人と話したい」「夫が若年性認知症と診断をうけ介護してきた。当時は本人も家族も孤独であった。こうやってつながっていることが大切。」

令和4年7月～8月

メンバーで活動を考える③



ステップアップ講座（3日目）：認知症サポーターのみ



チームオレンジの活動について意見交換

コメダ店長：オレンジスペースの充実も大事。アンケートとかで声を聞いていこうかな。

認知症サポーター：本人のやりたいこと、家族のやりたいこと違うんじゃない？**まずは本人・家族と一緒に考えるところからが大切！！**

認知症サポーター：まだつながっていない認知症の人や家族ともつながっていかんといけんじゃる！！！！

令和4年11月

チーム名決定！！



『さんかく屋根の会』

コメダ珈琲の建物の形から「三角屋根の店」と呼ばれる。屋根の「三角」とメンバーの「参画」をかけて「さんかく屋根の会」とチーム名決定。



認知症の人同士・家族同士が話せる会を企画してみよう！！

チームメンバー

認知症の人・家族・地域包括支援センター
地域の認知症サポーター（コメダ珈琲店店員、民生委員、介護専門職など）

活動の様子



語り合う

共感できる仲間

楽しむ



毎月第3火曜日のオレンジスペースでメンバーが集まる。参加している認知症の人や家族の希望から活動し、企画・準備をする際には、別日で打ち合わせをすることも。



令和5年1月は認知症の人やその家族同士が集まって座談会をしました。一組ずつでも、こうやってつながっていれば・・・という思いに。

「つながる」ことで前に進める！！

住民・企業・市との連携



コメダ珈琲店東岡山店で開催している認知症カフェ（オレンジスペース）に参加する認知症の人・家族のニーズから認知症サポーターの活躍を促進・企業と連携した活動。

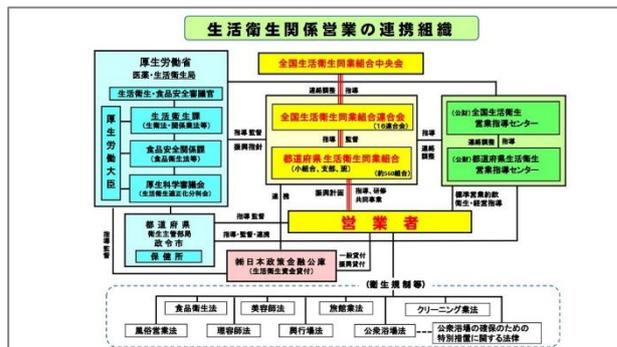
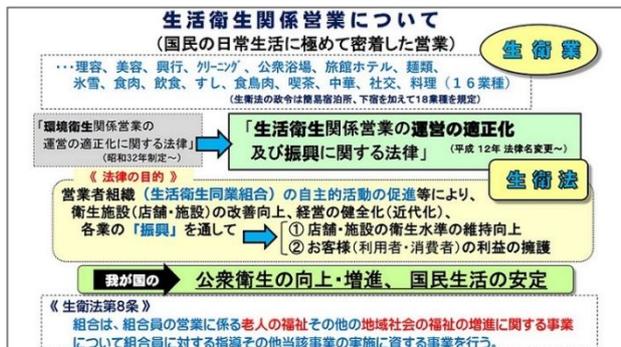
岡山市の誰もが自分の希望をかなえる地域へ



-3. 講演 (公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中滋氏)

報告書「8. 調査成果の報告と今後の課題 (1) ②基調講演」に掲載。

-4. シンポジウム 参考資料 (公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 専務理事 伊東明彦氏)



中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築
に向けた調査研究事業
(令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)

発行月 令和5(2023)年3月
発行者 株式会社富士通総研
〒144-8588 東京都大田区新蒲田一丁目17番25号
富士通ソリューションスクエア
tel. 03(6424)6752 fax. 03(3730)6800
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/>

禁 無断転載